

# 桃山学院大学

# 総合研究所紀要

Vol.44 No.1 2018.7

〔国際学術セミナー〕

論 文

Managing Social Innovation and Organizational Change from Systemic Perspective……………JAE EON YU ( 1 )

〔特定個人研究〕

論 文

中国農業の現状と直面する課題 ……………大 島 一 二 ( 11 )

監査報告書変革の課題  
——KAM 導入に向けて——……………朴 大 栄 ( 23 )

インバウンド観光における中国人旅行者の観光土産の購買行動  
——購買行動の変化とブランド認知について——……………辻 本 法 子 ( 41 )

〔共同研究〕

論 文

多変量外れ値に対するパラメトリックな生産フロンティアの感度分析  
——STATA を用いた多変量外れ値検出の水道事業分析への適用——……………矢 根 真 二 ( 57 )

日本仏教の揺籃の地としての南大阪 (三)  
槇尾川に沿って (II) ——明王院, 禅寂寺——……………梅 山 秀 幸 ( 79 )

近畿地域の金融・保険業と地域経済との関係について ……………中 野 瑞 彦 ( 99 )

二度目の葬式  
——「精霊流し」にみる長崎人の死生観——……………野 原 康 弘 ( 115 )

論 文

戦後社会教育実践における排除と包摂の焦点  
——『月刊社会教育』を中心に——……………長 崎 励 朗 ( 169 )



# Managing Social Innovation and Organizational Change from Systemic Perspective

JAE EON YU

## Abstract

This paper investigates the complex relationship between social innovation and organizational change from systemic perspectives. Systems approach is proposed to explore the dynamic nature of social innovation, organizational analysis and change that is based on a new spirit of management paradigm. In order to suggest a new thinking of the management paradigm in organizational contexts, I regard ethics and social responsibility being an integral for theoretical imperative to nurture a new thinking in management paradigm. Viable systems-based theory offers us to see the management of social and organizational innovations from the multiple perspectives, in which Beer's Viable System Model is used for developing a new model of organizational diagnosis in practice. In this way, viable systems-based theory is proposed to explore the nature of social innovation in relation to the sustainability of social and organizational systems. This development of viable systems theory suggests new possibilities towards a systems based philosophy that is useful for the livability and sustainability of the capitalism in South Korea.

## 1. Introduction

The current evolution of a new capitalism, which facilitates social innovation and organizational change, functions as a part of an open system that has impacts on the way organizations operate (Espejo, 1996; Checkland, 1999). Social innovation and entrepreneurship have been an integral for organizational transformation in the era of the fourth industrial revolution. In this paper, I raise a question such as how it is possible to apply the concept of viable systems theory in understanding the relation between innovation and organizational change in social practice. I will investigate the phenomenon of social innovation and organizational change from viable system's perspective. It is based explanation in understanding of the processes of systemic complexity which explores the multiple planes of energy, information and totality in any viable system from Schwarz's systemic perspectives. Using Schwarz's model explaining the nature of viable system, it applies the concept of creativity and innovation into the area of organizational contexts. The model shows how productivity and information, knowledge and ethics should combine in the model of viable

---

**Keywords :** Social innovation, viable systems theory, ethics and social responsibility, a new thinking in management paradigm

system in logical manner. In other words, it shows how the alternative systemic thinking and modelling are possible to dealing with the complex relationship among various units in organizations from cybernetic perspective. Dealing with these issues, I use systems approach, which is based on Churchman's philosophical understanding of the notion of inquiring systems, in order to intervene in social practices.

In this paper, I explain why social innovation is necessary and how social innovation happens in society and how it relates with business contexts. Then, I suggest what a new thinking in management paradigm is from a new systemic management perspective, using Schwarz's model of viable system. Based upon a new management paradigm, I propose the viable systems theory and the system model and demonstrate how it can be applied in practice. Finally, I conclude the usefulness of systems approach for understanding of the nature of social innovation, organizational analysis and change from a new paradigmatic perspective, and derive implications for further research.

## 2. Why social innovation?

During the last decade, there has been an increasing interest in business studies for understanding the relationship between capitalism, and social innovation and organizational change in the Korean society (Yu and Jung, 2014; Han, *et al.*, 2017). In these studies, academics ask questions about why social innovation happens, what social innovation is, and how it relates with organizational analysis and change in practice? In order to understand the nature of social innovation, I review the relationship between capitalism and social innovation. Recent years, we have observed the nature of capitalism's evolution being as a global phenomenon that factions as a part of an open system that impact social transformation and organizational change. It also impacts on way society operate (Checkland, 1999; Kazeroony, 2014).

The economic crisis happened in 2007, has acted as a stressor that has brought the resilience of the capitalist democracy into question (Posner, 2010). Some have advanced the idea of 'creative capitalism' that has proposed the new approach of managing social innovation and organizational change to address the social problems resulting from the contradictions associated with economic growth in global society (Werhane, 2012). As a result, the nature of capitalism and the context of its social relationship have changed, leading to social innovation and organizational change (Kazeroony and Stachowicz-Stanusch, 2014). In social practice, it impacts an organizational performance and its relationship with ever-changing environments. For instance, social entrepreneurship is emerging and spreading all over the world as a social entrepreneur who tries to change the various social issues that are associated with market's failure in the modern capitalist society. Social innovation movement takes place to awaken the active citizenship in their local

communities. It contributes to the creation of a new business environment through the creation of innovative products and services to the local communities as well as cooperative action of individuals or groups. It also contributes to create a new economic opportunities and a new cultural environment through institutional innovation (Rindova, Barry and Ketchen, 2009: 477). This innovative social movement takes place in global society due to technological innovation and, specifically, of the so-called information and communication technology (ICT) revolution. From a general point of view, technological innovation become public knowledge as it created through Information Technology innovation. And the fourth industrial revolution became possible through innovation through new knowledge such as Artificial Intelligence (AI), Internets of Things (IoT) and Big Data. In practice, innovative management is necessary for sustaining the viability of social innovative business in the era of the fourth industrial revolution, which can create value for the enterprise through innovation. Over last two decades, 'creative capitalism' has emerged with social innovation and innovation management to justify people's commitment to the development of a 'sharing economy' towards social justice in global society. As a result, the creative capitalism contributes to create the common good in global society (Boltanski and Chiapello, 2005). Advanced form of a sharing economy has evolved under the umbrella of a new spirit of 'community-based capitalism' that will contribute to the development of a new face of 'creative capitalism' that has emerged to the global civil society (Skerratt, 2012; Yu, 2011). The growth of the social economy and a new form of a sharing economy will result in the growing weight of what political economists call 'community-based capitalism' (Yu and Jung, 2014).

### **3. Innovation management for a new management paradigm**

Strategy for innovation management becomes a radical choice to create the corporate innovation in order to achieve corporate performance towards a new management practice that has evolved within a 'community-based' capitalist society (Tidd and Bessant, 2013; Yu and Jung, 2014). Dealing with ever-changing environment, organizations should be able to continuously learn and innovate in order to identify issues and develop their core competencies. In this way, innovation management is possible based on innovative management practice guided by a new management paradigm and holistic thinking. In this section, I examine the ontology, epistemology, ethics, system thinking by inquiry and design that enable a new management paradigm. A new paradigm is difficult to define in words in management practice because there are various opinions according to scholars. To make clear what a new management paradigm is; I will discuss what the management paradigm in is the modern business. The paradigm of business-related disciplines, and especially, the organizational theory, it began with Cartesianism (Donaldson, 2001). As Cartesianism begins with the assumption which the whole is the sum of its parts, it is called

the reductionism. This paradigm of management based on reductionism is called functionalism paradigm. The nature of human being presupposed by Descartes as “*Cogito ergo sum* (I think, therefore I am)” is very convincing argument. It extends to understanding the role of artificial intelligence which is extended to human thinking area instead of humans. The development of artificial intelligence from technological innovation, therefore it questions the identity of a human individual who thinks only of myself. It is negligible in relation to the other. Through the technological revolution and the public use of technological innovation such as, artificial intelligence and ICT, they can be equally adopted by everyone and access to innovation and the capacity to exploit existing knowledge is not the same everywhere. However, through technological innovation, even though it supersedes human thinking, it does not protect the personal information or personal privacy of human beings who interact with others. Thus, Descartes’ belief can represent the position of ontology that supports human beings as a ‘thinking self’ in its own right. However, this ontology can be a problem from an ethical point of view that arises from the relationships with the other. It is a general concept that ignores all the various differences and attributes and characteristics of human individuals, although it can be accepted as a universal concept as a ‘thinking self.’ For example, as a self-thinking self, is there no difference between myself and my parents, brothers, friends or lover and somebody else? If we accept that there is no difference, I am like a machine with ‘thinking abilities’ or robot equipped with artificial intelligence. From a general point of view, I cannot be exactly the same as others. In this sense, the German philosopher Heidegger argues that the universality of the existential concept contained a mystery in that it included diverse differences that belonged to it (Park, 2014). Consequently, for René Descartes, his theory of rationalism is one-sidedly egocentric and reductive. Thus, the new paradigm should be developed from the beyond the ontology based on Descartes’s rationalism.

The new paradigm should begin with a fundamental question about the nature of human beings and our existence in society. For example, As I am a member in society, I have to think not only for myself and what I am doing in society, but also other who encounters with me by a face to face. The other person who comes before me in a fact faces and encounters me is not an alter ego of me, but she has all essential aspects like me. None of them does justice and has freedom to the other as I meet her in her strangeness face to face. The question is how I can coexist with her and still leave her otherness. According to Levinas (1991), there is only way, by language and through ‘the phenomenology of the other’ what we may call it. For instance, to making conversation with the other, and to expose the question of the other, I may escape or forget myself from a self-centered perspective or egocentric views as far as I have an engagement with her to make ethical choice to welcome the stranger and to share my world by speaking to her. In other word, I become social self by first freely making a choice for communication and ethical behaviors such

as generosity, and making justice and freedom from the other's perspective. For Levinas, thinking, ethics, communication, actions and behaviors become serious only when we pay attention to the other as other person, animal, plant and thing, and take account of her, and the strange world we inhabit. Levinas's approach to holistic thinking differs from the holistic thinking of other contemporary philosophy in the following ways (Levinas, 1991). It refers to languages where there are always rooms for the open-ended dialogues, and for further development through the diversity of dialogues which contains a set of questions and answers. It rejects the traditional rational assumption that reason has singular. In fact, our lived life-experience has plurality or diversity that reason has many possibility and approaches as truth reveals itself in many different ways. In this way, our systems approach prefers to start with systematic analysis of the distinctive features of each beings or becoming in their otherness, and only then to show its relations with other beings or becoming in the light of distinctive features of them. This others-oriented mode of thinking, speaking and acting will open to explore a new thinking in the fields of systems science, management paradigm and practice. This will make to change our thinking on holism as it will make particular beings in a whole which includes their exteriority and otherness. This is exactly what the concept of totality means in the terms of Levinas (1991).

Understanding a new thinking in terms of Levinas's philosophical thoughts, it leads us to understand to shifting paradigms from a 'functionalist' sociological and management perspective. Based upon the assumption of Cartesianism, a functionalist paradigm has developed with the theory of equilibrium in which systems are in equilibrium that is able to deal with environmental change. According to equilibrium theory, systems survive dynamically through maintaining stability and a control mechanism. A new paradigm, on the other hand, has developed that sees the universe as being fundamentally non-equilibrium (Prigogine and Stengers, 1984). Complexity theory is concerned with the development of situations away from deterministically controlled stability. According to Stacy (1993), a new management paradigm is emerged from complexity theory. The stability sought by the predominant management paradigm is not appropriate to understand the complex nature of organizations. The ability of organizations to survive should not be seen as being tied to the natures of determination and equilibrium or stability, but rather by using stability for a short term and instability and non-deterministic nature for long-term (Stacy, 1993). Complexity theory, which is derived from chaos theory, has enabled us to understand ideas about complex adaptive systems and the way in which they respond and adapt to fundamental change or new conditions. This describes changes in 'topology,' and it occurs as discontinuities in systems in the terms of mathematical bifurcation theory. Having understood with this topology, it can be described in the 'form' and related 'behaviours' of the viable system that means as it changes spontaneously (Yolles, 1999: 167).

Based on a new management paradigms and complexity theory, innovation management can be useful to value innovation, creativity and leadership in order to create the possible future projects for organizations. Put differently, it creates variety in the terms of Ashby (1966). By creating variety in Ashby's terms, this means that we should take into account an indeterministic future that can identify 'possibilities' rather than 'outcomes.' It is important to understand that people make spontaneous interactions and communication under conditions of uncertainties. Having understood the new management paradigm, I will discuss the need for understanding organizational analysis and change from a new management perspective in the next section.

#### **4. Viable systems theory for a new systems perspective**

Influenced by both a new management paradigm and complexity theory, a new thinking in organization theory is emerged in last two decades. For instance, the works of Foucault and Foucauldians ideas to management studies have influenced to change a management discipline such as the valid management knowledge which seeks to investigate the relation of 'positive knowledge' and power with reference to the social practices that are emerged from an historical perspective (Carter, Mckinlay and Rowlinson, 2002). This approach seeks to understand the way in which discourses emerge in social contexts, what give a discourse in sensible to make issues of power, knowledge and ethics and how it functions within social practice. On the other hand, a modern system theory has been developed with the contribution from complexity theory. Innovation is a function of the systems in which the nature of networks and interconnections forms the characteristics of any viable system or organizations. According to Yolles (1999: 180), viable system exists in complex environments and sustains its viability through the processes of self-actuation which includes three dynamic processes of self-organization (including adaptation and evolution), self-production and self-creation (including self-reference). This ontological nature of any viable system can be characterized by two types of homogeneous and heterogeneous cycles that connect between the physical, logical and existential planes. In order to make two types of ontological cycles, each member of an organization to take part in production and organizational decision-making activities (Probst, 2005), and what is important for production and decision-making activities is the relationship amongst the organizational groups or units, the dynamics of the systems and its environment. A primary function of any viable system is to produce the value added processes and activities. It means that the 'productivity' of the system is consist of the primary processes or activities which is normally concerned with 'creativity' and learning. In viable system, creativity means the capability or ability to consistently transform raw materials into outputs in order to increase a meaningful diversity through innovation and value creation. The concept of 'productivity' refer to the physical plane of viable system which increases

in its autonomy from the state of homeostasis and development of physical structures that occur with self-organization (morphogenesis) in Schwarzian metamodel of viable natural systems (Schwarz, 1994). The participatory process of decision-making and the relationship among units are essential for any viable system model or VSM as the diverse ideas raised through *participation and relationship* in any healthy organization (Lynden and Klingele, 2000). In such characteristics of viable system, a new management science is concerned with new ideas of humanity and ethics that underlie conditions of postmodernity and increasing ambiguity and indecision (Carter, Mckinlay and Rowlinson, 2002: 562). Participation and relationship refers to the logical plane of viable system which increases in its autonomy from the state of homeostasis and development of logical networks that occurs with self-regulation (autopoiesis) in Schwarzian metamodel of viable natural systems (Schwarz, 1994). In research on system's healthiness from cybernetic perspective, *organizational justice* refers to the idea that decision or an action is morally right, which can be defined in reference to ethics, fairness, equity, conducts and law (Tabibnia, Satpule and Lieberman, 2008). Organizational justice refers to the existential plane of self-organization which increase in autonomy and development of individual identity that occurs with self-reference or self-creation (autogenesis) in Schwarzian metamodel of viable natural systems (Schwarz, 1994). A primary goal of any viable system living in an environment is to increase its viability. Viable system theory seeks to understand phenomena as a whole and consequently the term 'holism' is sometimes to illustrate, diagnose and understand the nature of organizational complexity (Espejo, *et al.* 1996). Schwaninger (2003) provides an organizational structure for multiple dimensions for exploring production, strategic planning and innovation in the organizational environment from cybernetic perspective. This approach provides a helpful conceptual framework for understanding rational human behavior. However, Cybernetic management and Viable System Model (VSM) were originally developed according to Ashby's Law of Requisite Variety in order to explain the functioning and processes of self-regulating systems (Ashby, 1966). Based on the cybernetic principles of Law of Requisite Variety, VSM has limitation to explore human nature of the purposeful systems that is emerged from human consciousness. In order to overcome this limitation of VSM and cybernetic management, I use the Churchman (1971)'s philosophical understanding of the notion of 'inquiring systems' and metatheory which is can be used with reflective practice on systems research. Ulrich (1983) developed the boundary judgements of critical systems heuristics (CSH) using Churchman's systems thinking that is useful to explore the relevance of moral development for the improvement of social practice, the emancipatory interest can be revealed (Jackson, 2000). Critical systems heuristics tends to secure the improvement of life conditions and comprehensive rationality by considering the mutual understanding and agreement which are made up on the basis of the communicative ethics and ethics of the whole systems.



Being critical systems practitioners, thus, implies that we must question all the assumptions or a priori judgements that are presupposed in one's standpoints. Being emancipatory or critical systems thinking, it is beyond the viewpoints of ontological complexity, it questions the claims of scientific discourse and reveals the limitation of scientific statements (Ulrich, 1987; 1998). Thus, this recent development of boundary critique as its second-order concepts can bring in the different rationalities of the involved planners and all those responsible citizens together, so as to reach the equality of citizens that is needed if we are pursuing an ideal state of boundary judgements (Midgely, 2000). It is then social systems design to be implemented as a participatory approach to problem solving or decision making for social planning that respects all perspectives of policy makers, systems designers, users and others, based on the belief that diversity is the basis for developing critical ethics (Midgely, 2000). In sum, Churchman's systems approach and Ulrich's Critical Systems Heuristics tends to motivate participants to express their diverse perspectives as these approaches contribute to develop a new thinking in management paradigm emerges.

## 5. Conclusions

In this paper, I introduced and discussed the philosophy, theory and model of systems approach to understand the nature of social innovation and organizational change using Schwarzian metamodel of viable natural systems. There are very few studies that investigate at the nature of social innovation, organizational change and analysis from a new management paradigmatic perspective. Many of the studies found focused on the technical innovation or managerial aspects of the business, focusing on creating value or profitability within the business practice (Chan Kim and Mauborgne, 1999). In this paper, I investigate the complex relationship between social innovation and organizational change from systemic perspectives. Through this research, systems approach is proposed to identify how a new management paradigm is useful in association with social innovation and innovation management to affect and influence organizational analysis and change from cybernetic perspectives. Using viable systems theory, I discuss about how the proposed Viable System Model might be applied to organizational contexts. In this way, I argue that systems approach is useful to identify the alternative way of looking at the nature of social innovation, organizational analysis and change from holistic perspective.

## References

- Ashby, W. R. (1966) *An introduction to cybernetics*, New York: Wiley.
- Boltanski, L. and Chiapello, E. (2005) The New Spirit of Capitalism, *International Journal of Politics, Culture and Society*, 18: 161-188.
- Carter, C. MacKinlay, A. and Rowlinson, M. (2002) Introduction; Foucault, Management and History, *Organization*, 9(4): 515-526

- Chan Kim, W., and Mauborgne, R. (1999). "Creating New Market Space." *Harvard Business Review* 77(1): 83-94.
- Checkland, P. (1999) *Soft Systems Methodology: a 30-year retrospective*, Chichester: John Wiley.
- Churchman, C. W. (1971). *The Design of Inquiring Systems: Basic Concepts of Systems and Organization*, New York: Basic Books Publishers.
- Donaldson, (2001) *The Contingency Theory of Organizations (Foundations for Organizational Science)*, London: SAGE Publications, Inc.
- Elias, N. (1994) *The Civilizing Process*, Oxford: Blackwell.
- Espejo, R. (1996) Requirements for Effective Participation in Self-Constructed Organisations, *European Management Journal*, 14(4): 414-421.
- Espejo, R. Schuhmann, W. and Bilello, U. (1996) *Organizational Transformation and Learning: A Cybernetic Approach to Management*, Chichester: John Wiley.
- Han, I, K. Baek, G. B. Shin, D. Y. (2017) *The Answer is the Immediate Innovation*, Seoul: Mae-Il Economy Newspaper.
- Jackson, M. C. (2000) *Systems Approaches to Management*, New York: Kluwer/Plenum.
- Kazeroony, H. (2014) Capitalism and the Social Relationship: A Contextual Overview, In: Kazeroony, H. and Stachowicz-Staunuscg, A. (eds) *Capitalism and Social Relationship: An Organizational Perspective*, pp. 3-15, London: Palgrave/ Macmillan.
- Kazeroony, H. and Stachowicz-Staunuscg, A. (eds) (2014) *Capitalism and Social Relationship: An Organizational Perspective*, London: Palgrave/ Macmillan.
- Levinas, E. (1991) *Totality and Infinity: An Essay on Exteriority*, Dordrecht, The Netherlands: Kluwer Academic Publishers.
- Lee, H. and Liebenau, J. (1999) Time in Organisational Studies: Towards a new Research Direction, In *Organisation Studies*, 20(6): 1035-1058.
- Lynnden, U. A. and Klingele, W. (2000) Supervising organizational health, *Supervision Journal* 22(1): 3-5.
- Midgley, G. (2000) *Systemic Intervention: Philosophy, Methodology, and Practice*. New York: Kluwer Academic/ Plenum Publishers.
- Park, C. G. (2014) *Lecture on Time and Being* (Korean version), Green-bee, Seoul.
- Posner, R. A. (2010) *The Crisis of Capitalist Democracy*, Cambridge: Harvard University Press.
- Prigogine, E. and Stengers, I. (1984) *Out of Chaos: Man's new dialogue with nature*, London: Flamingo.
- Probost, T. M. (2005) Countering the negative effects of job insecurity through participative decision making: lessons from the demand-control model, *Journal of Occupation Health Psychology* 10(4): 320-329.
- Rindova, V. Barry, D. Ketchen D. J, Jr (2009) Entrepreneurship as emancipation, *Academy of Management Review*, 34(3): 477-491.
- Schwarz, E. (1994) 'A metamodel to interpret the emergence, evolution and functioning of viable natural systems, In Trappl, R. (ed.) *Cybernetics and Systems '94*. Singapore: World Scientific, pp. 1579-86.
- Skerratt, S. (2012) Developing rural social enterprise: the relevance of context, In Farmer, J., Hill, C. and Munoz, S-A. (eds.) *Community Co-Production: Social Enterprise in Remote and Rural Communities*, 24-46, Edward Elgar, Cheltenham, UK/ Northampton, MA, USA.
- Stacy, R. (1993) *Managing Chaos*, London: Kogan Page.
- Swaninger, M. A. (2003) A cybernetic model to enhance organizational intelligence, *Systems Analysis Model Simulation*, 43(1): 53-65.
- Tabibnia, G. Satpure, A. B. and Lieberman, M. D. (2008) The sunny side of fairness: preference fairness activates reward circuitry (and disregarding unfairness activates self-control circuitry), *Psychology Science*,

- 19(4): 339-347.
- Tidd, J. and Bessant, J. (2013) *Managing Innovation: Integrating Technological, Market and Organizational Change*, 5<sup>th</sup> edi., Chichester: John Wiley.
- Ulrich, W. (1983) *Critical Heuristics of Social Planning*, Chichester: John Wiley.
- Ulrich, W. (1987). Critical Heuristics of Social Systems Design, *European Journal of Operational Research*, 31, pp. 276-283.
- Ulrich, W. Critical Systems Thinking for Citizens: A Research Proposal. Centre for Systems Studies Research Memorandum 10. Centre for Systems Studies, The University of Hull, UK, 1996.
- Ulrich, W. (1998). Systems Thinking as if People Mattered: Critical Systems Thinking for Citizens and Managers, Working Paper No. 23, Lincoln School of Management, University of Lincolnshire and Humberside, Lincoln.
- Werhane, P. H. (2012) Globalization and its challenges for business and business ethics in the twenty-first century, *Business and Society Review*, 117(3): 383-405.
- Yolles, M. (1999) *Management Systems: a viable approach*, Financial Times/ Pitman Publishing, London.
- Yu, J. E. (2011) Action Learning in Participatory Practice: The case of Social Enterprise in Korea. in Wankel, C. and Stachowicz-Stanusch, A. (eds.) *Effectively Integrating Ethical Dimensions into Business Education*, Charlotte: Information Age Publishing.
- Yu, J. E. and Jung, C. M. (2014) The Emergence of Community-based Capitalism: the Case of Korean 'Village' Enterprises, In Kazerony, H. and Stachowicz-Stanusch, A (eds.) *Capitalism and Social Relationship: An Organizational Perspective*, London: Palgrave/ Macmillan.

# 中国農業の現状と直面する課題

大 島 一 二

## 1. 本稿<sup>1)</sup>の課題

本稿の課題は、中国の近年の農業・農村の現状と直面する課題を検討することである。

中国農業においては、1978年12月の「中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議」（以下「第11期三中全会」とする）の決定による改革・開放政策の実施によって、それまで農村の農業生産組織であった人民公社が廃止され、新たに制定された農業生産責任制によって作り出された零細自作農による農業個別零細経営体制が、その後40年あまりにわたって継続されてきた。

しかし、その個別零細農家とその圧倒的多数を占める農業経営体制は、1980年代には自作農の生産意欲の増大によって、中国の農業発展に大きな貢献を果たしたものの、その後の中国経済の急速な発展の中で、第2次産業・第3次産業との経済格差が大きく拡大し、後述するようにしだいにその零細分散経営ゆえの課題を深めている。

こうした状況の中で、中国共産党および中国政府は、農業生産構造の改善を目指して、2008年10月上旬に開催された「第17期三中全会」を契機に、それ以降、農地流動化の促進を主要内容とする大胆な構造政策<sup>2)</sup>を次々に打ち出しており、零細農家から大規模農業経営組織への農地利用権の流動が大きく進展している<sup>3)</sup>。こうして、零細農家を主体とする農業生産体制から、農業関連企業、農民專業合作社、大規模農家等による大規模農業経営組織を主体とする農業生産体制に再編されつつある段階にあるといえる。

そこで本稿では、現段階の中国農業の到達点を明らかにし、さらに非農業部門との経済格差の拡大、この問題への対応等について検討する。

1) 本稿は、2017年度桃山学院大学特定個人研究費による研究成果の一部である。

2) 2008年の第17期三中全会で示された新政策とは、①請負期間のほぼ無期限の延長、②農地転用の制限（永久基本農地面積を18億ムー以下に減少することを不許可にする措置の実施）、③農地に関する権利の確立と流動の促進（農地利用権の確定、登記、権利証の交付を推進）等である。さらに2014年の一号文件では、「農地の請負関係を安定させ、長期にわたって不変とし、…農民の土地請負にたいする占有権、利用権、収益権、転貸させる権利を確認し、請負経営権を抵当権として確定する。」とし、さらに踏み込んで、「…土地経営権を金融機関から融資を受ける際の抵当として設定することを認める。」と農地流動化の促進を打ち出している。

3) 中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調査司編（2015）p.188によれば、2013年には流動化した面積は3.4億ムー（2,267万ヘクタール）に達し、すでに中国の全請負耕作地面積の28.8%に達したという。

キーワード：中国、農業、食糧生産、三農問題

## 2. 中国農業のパフォーマンス

### (1) 1980年代以降の中国農業のパフォーマンス

中国農業は、1980年代以降、短期的には何回かの生産の不安定が発生したものの、基本的には、2000年代前半までの大胆な市場化と自由化政策、それ以降の補助金政策に代表される政府支持政策が奏功し、全体としては比較的順調な成長の軌跡をたどってきたといえる。こうした大きな趨勢のなかで、もうすこし詳細に時間的経過を遡ってみよう（第1表参照）。

まず1980年代は、基本的に大胆な市場化と自由化政策が奏功し、農業生産を拡大させた。前述したように、「第11期三中全会」の決定による改革・開放政策の実施によって、新たに制定された農業生産責任制によって作り出された零細自作農による生産体制は、自作農の生産意欲の増大によって、中国の農業発展に大きな貢献を果たした。1980年代だけで1億トン以上の増産に成功したのである。

その後、1995年から96年にかけて食糧の国家買い付け価格が各作物30～40%引き上げられたことにより、1996年から4年連続の食糧の大豊作と生産過剰が発生した。食糧生産量は史上初めて5億トンの大台に達し、1996年～1999年の4年間は5億トン前後のこれまでにない高い生産水準が達成されたが、まもなく、この大豊作は生産過剰に帰結することになった。1998年には、はやくも生産過剰が顕在化しはじめ、その後穀物の市場価格は、供給過剰によりほぼ一貫して低下してきた。そして、この趨勢は基本的に2003年の前半まで継続することになる。

生産過剰の発生によって、中央政府は生産過剰圧力と財政負担能力の不足から2000年以降は契約買付制度の大幅な転換を余儀なくされた。つまり、2000年以降は全量買い付け政策を放棄し、一部の食糧作物の保護価格での買付を停止した。さらに市場で人気のない品種はできるだけ転作を促進する政策がとられた。この生産調整政策（転作）の対象となった作物は、主に東北地方の春まき小麦、長江以南の秋まき小麦、長江以南の早稲インディカ米であった。

しかし、この時期転作が実施された転作作物は、その多くがすでに生産過剰傾向にあった作物であり、この転作政策は、ある食糧作物の生産過剰が別の食糧作物の生産過剰を誘発する危険性を有していた。そして、生産過剰の波及は、まさに食糧作物以外の果実、野菜、肉類、水産物などにも影響を与え、それらの価格も2003年までは停滞もしくは低下傾向を示すこととなった。

この後、生産調整政策の成果が現れはじめたこと、沿海地域における食糧作物離れの顕在化（＝経済作物への転換）、一部地域での災害（水害・干ばつ）等の発生によって、食糧作物の生産量はほぼ4億5000万トン程度に抑えられたため、食糧在庫は徐々に減少を示した。また2003年はついに生産量が4億3070万トンに低下したことから、一時供給不安が伝えられ、この影響から2003年後半以降には食糧価格の反騰がみられた。これに加えて、中国政府の農業・農村重視政策の実施により、食糧作物栽培にたいする補助金等の生産振興政策が本格化

したことにより。この2003年を谷として、その後食糧生産はV字型の回復を示した。

その後2007年の生産量は1990年代後半以降はじめて5億トンの大台を回復し、この結果、一時懸念された食糧作物の生産量の減少問題は影を潜めた。さらに、2010年以降は比較的順調に増産が続いている。これは中国政府の補助金政策が強化されたためである。

このように、中国農業は、1996年からの4年連続の食糧作物の豊作と生産過剰の発生、2000年からの生産調整による生産の停滞が続いた。しかし、三農問題（三農問題とは農業・農村・農民問題をさす、農業・農村の経済的停滞と、都市・農村間の経済格差拡大が主内容）の深化によって中国政府の農業・農村重視政策（補助金政策）の強化が実施されたことにより、2005年前後から農業生産は回復基調に復帰し、2000年代後半以降は食糧作物の生産量は5億トン前後の高い水準に達し、さらに補助金政策の強化等によって2010年以降は6億トン台のさらなる高い水準を維持している。

また、この時期の中国経済の高度成長により政府の財政力も強化されてきたことから、2006年からは農業税の免除、教育費負担の減免など農民の所得対策も進展している。しかし、都市地域が急速な経済発展をとげる中国において、農民所得と農民の生活は相変わらず低い水準に留まり、都市との格差は依然として拡大基調で、社会不安の造成、農村から都市への出稼ぎ労働者の拡大を引き起こしている。こうしたなかで、どのようにして都市・農村間の経済格差を是正していくのか。この点が農業・農村政策の大きな課題として存在しているのである。

第1表 食糧作物の生産量の推移

(万トン)

年次	食糧作物				
	米	小麦	トウモロコシ	豆類	
1985年	37,911	16,857	8,581	6,380	
1990年	44,624	18,933	9,823	9,682	
1995年	46,662	18,523	10,221	11,199	1,788
2000年	46,218	18,791	9,964	10,600	2,010
2005年	48,402	18,059	9,745	13,937	2,158
2010年	54,648	19,576	11,518	17,725	1,897
2015年	62,144	20,822	13,019	22,463	1,590
2016年	61,625	20,708	12,885	21,955	1,731

注：豆類の1985年と90年は不明。

資料：中華人民共和国国家統計局（2016）および中華人民共和国国家統計局（2017）から作成。

## (2) 三農問題の深化と課題

ここまでみてきたように、中国共産党および中国政府は、たびたび農業・農村問題への対処、農業・農村支援策を強調しているが、しかし、農村経済全体をめぐる情勢、都市と農村の経済格差である「三農問題」は、依然として深刻な問題として存在しているといわざるを得ない。

これは、前述した食糧作物の生産過剰・価格低落、零細規模経営による農業の低生産性、農村企業の不振等によって、農民所得の伸びが停滞し、大きな経済発展をとげつつある都市住民との格差が拡大していることにある。

この都市住民と農村住民の所得格差は、第2表に示したように、農村住民一人当たり所得を1とした場合、都市住民の一人当たり所得は1985年に1.86にすぎなかったものが、その後、1990年2.20、2000年2.79、2005年3.22、2010年3.27、2015年2.73と、2010年前後までほぼ一貫して拡大を続け、2010年代以降も比較的高い水準を維持している。またこうした格差は東部都市と西部農村の間では実に4.00（2016年）に達するなど（第2表下段参照）、さらに大きい。

第2表 農民一人当たり純収入の推移と都市との格差

(元)

年次	農民一人当たり 純収入	都市住民所得	農民所得を1とした場合の 都市住民の所得
1985年	398	739	1.86
1990年	686	1,510	2.20
1995年	1,578	4,283	2.71
2000年	2,253	6,280	2.79
2005年	3,255	10,493	3.22
2010年	3,587	11,760	3.27
2015年	11,422	31,195	2.73
2016年	12,363	33,616	2.72
2016年			
東部地区	15,498	39,651	2.56
中部地区	11,794	28,879	2.45
西部地区	9,918	28,610	2.88
東北地区	12,275	29,045	2.37
東部都市／西部農村			4.00

資料：中華人民共和国農業部（2016）から作成。

こうした問題は農村の相対的貧困問題の深化のみならず、農村から都市への出稼ぎを助長するなど必然的に中国社会全体に大きな影響を与えることとなる。中国政府自身も、すでに



2008年の中央農村工作会議および2008年の全人大での政府活動報告<sup>4)</sup>でこの格差問題の存在を認めており、これ以降、毎年のように大きな課題として掲げられているが、その劇的な改善には至っていない。この問題をどのように改善していくのか、大きな課題が残されていると考えられる。

### (3) 2018年の主要農業・農村政策

さて、こうした農業生産、農村経済の状況の中で、2017年12月28日～29日に北京市で開催された2018年中央農村工作会議（この会議は前年の農業・農村経済を回顧し、次年度以降の基本的な農業・農村政策を決定する重要会議<sup>5)</sup>）では、2018年の農業・農村政策の重点が検討された。

ここでも、以前から重点政策として注目されてきた、前述の「三農問題」への対処が大きな議題として取り上げられ、それに引き続き、具体的な改善策である「郷村振興戦略」（農村振興戦略）が提起されている。こうした諸政策の実施により、農業を強化し、農業を優遇する政策を実施し、大幅に農業・農村への投入を増加させ、さらに農業支持、農業補助政策の実施により農業生産能力の向上を目指し、農民への直接補助制度の拡充を図ることを主内容とする。

この農村振興戦略とは、以下の政策を主内容とする。

- ① 農業インフラ（水利建設、農業機械整備、農地基盤整備等）の整備および農業従事者教育の充実。なかでもとくに灌漑施設の建設と改修を推進する。また圃場整備によって低生産力圃場の改造を進める。農業機械の普及を推進し、農業機械の共同利用組織の発展を推進する、などの内容となっている。
- ② 「一村一品」運動等の特産物の開発、農産物のブランド化の推進、食品安全措置の強化。
- ③ 農村の第1次産業、第2次産業、第3次産業の複合化による高付加価値農産物の生産拡大。農村観光業の振興。
- ④ 農産物の国際競争力の強化と農産物輸出の拡大。
- ⑤ 零細規模農家の組織化と大規模農業経営の育成。農村の基本的な経営制度（農地請負制）を安定させ、農村改革を深化させる。農民の自発的で有償による農地の流動化を促進するとともに、農地転用については厳格な管理を実行する。一方で後述するように失地農民問題が深刻化していることから、農民の土地に関する権利を保護する。
- ⑥ 農村環境の保全と生態環境の回復。
- ⑦ 農薬汚染の防止などの農村環境汚染の防止。

4) 「温家宝在十一届全国人大一次會議上的政府工作報告」『人民網』、2008年3月6日。

5) 「中央农村工作会议在北京举行 习近平作重要讲话」『中華人民共和國農業部ホームページ』2017年12月30日（[http://www.xinhuanet.com/2017-12/29/c\\_1122187923.htm](http://www.xinhuanet.com/2017-12/29/c_1122187923.htm)）、および「中共中央 国务院關於實施鄉村振興戰略的意見」『中華人民共和國農業部ホームページ』2018年1月2日（[http://www.moa.gov.cn/ztl/yhwj2018/spbd/201802/t20180205\\_6136480.htm](http://www.moa.gov.cn/ztl/yhwj2018/spbd/201802/t20180205_6136480.htm)）から引用。



- ⑧ 農村インフラ（農村義務教育、貧困農家の扶助、農村合作医療）への投資による農村発展。
- ⑨ 農村教育システム改善。とくに義務教育の無償化（学費と教科書の無償化）を普及する。
- ⑩ 農村の産業開発による労働力移動（雇用吸収）の促進。これは、農村内部の潜在的な産業開発可能性に注目し、出稼ぎを経験した農民の故郷での創業を促進することを推進している。
- ⑪ 農村社会保障制度の拡充。
- ⑫ 農民増収の達成と貧困撲滅。
- ⑬ 農村における郷鎮政府の財務管理体制を改革し、農村金融機関の体制を刷新する。

このように、農業・農村への支援、補助を継続拡大することが提起されている。

こうした諸政策、諸措置は、急速な経済発展を続ける中国の都市地域と、停滞する農村という大きな問題を抱える中国共産党および中国政府が、「三農問題」への対処を強化してきたが、2018年もその路線を踏襲して、さらに対策を拡充して実施することが強調されている。

#### (4) 農業貿易の拡大と農業への影響

こうしたなかで、中国農業においては、2001年11月のWTO加盟以降、国内要因だけでなく、国外要因（貿易要因）によっても、徐々に構造変化が発生しつつあることにも留意しなければならない。つまり、主要農産物の割当数量内の輸入に関しては、従来水準との比較で、かなりの低関税率での輸入が可能となったことから、これが直接の輸入促進要因となりうるし、さらに、食糧作物については初めて国家貿易企業以外の民間企業が輸入できる仕組みに変更され、食糧貿易に関する中国政府の関与が困難となり、自由化が進展しつつあるためである。

WTO加盟以前においては、いくつかの農産物、とくに米、トウモロコシ、小麦などでは加盟後輸入がさらに促進されることがすでに予想されていたが、現実にはその輸入拡大幅はそれほど大きいものではなかった（第3表参照）。それは、第1表に示したように、中国の国内生産量が補助金政策が奏功したことによってかなり急速に増加したことなどによる<sup>6)</sup>。

しかし、第3表に示したように、とりわけ大豆、食用油等においては輸入の急増が顕著である。大豆は2005年に輸入量が2500万トンを超え、2010年には5000万トンを超え、さらに2015年には8000万トンを超過している。これは世界の大豆貿易量の3分の2以上を上回る水準で、すでに中国は世界一の大豆輸入国となり、世界的な大豆受給のタイト化をもたらしている。この大豆の動向が小麦、トウモロコシ等の他作物に波及すれば、国内の農業生産を圧迫し、農村経済・農家経済に深刻な影響を与えると予想できる。軽視できない問題であろう。

6) 一方、WTO加盟により、野菜・花卉・果樹などの中国が比較優位性を有する農産物は、今後いっそう輸出量が拡大することが予想される。

第3表 主要農作物の貿易量

(万トン)

年次	食糧									
			米		小麦		トウモロコシ		大豆	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
1990	583	1,372	33	6	—	1,253	340	37	94	0
1995	103	2,070	6	165	23	1,163	12	526	38	30
2000	1,401	1,357	296	25	19	92	1,048	0	22	1,042
2005	1,059	3,286	69	52	61	354	864	0	41	2,659
2010	142	6,051	62	39	28	123	13	157	17	5,480
2015	67	11,441	29	338	12	301	1	473	13	8,169

資料：中華人民共和国農業部（2016）から作成。

## (5) 近年顕著となった諸問題

前述したように、現在まで食糧生産は大きな増産傾向を示し、農業・農村問題の主要論点は、食糧問題から都市と農村の経済格差の拡大問題である三農問題に移っているが、2000年代後半以降には看過できないいくつかの問題も発生している。ここでは2の最後にこの点を

第4表 主要農産物生産価格の推移

(前年=100.0)

年次	米	小麦	トウモロコシ	大豆	野菜	果樹	畜産物
1986	106.3	104.3	115.5	120.2	101.2	108.0	103.0
1990	92.6	92.0	97.6	98.4	96.3	97.5	92.3
1995	120.8	133.1	140.9	113.1	122.7	113.2	115.8
2000	90.2	81.8	89.9	105.8	99.9	98.6	99.0
2005	101.6	96.4	98.0	95.7	107.2	107.4	100.5
2006	102.0	100.1	103.0	99.3	109.3	111.4	94.3
2007	105.4	105.5	115.0	124.2	101.3	101.3	131.4
2008	106.6	108.7	107.3	119.7	101.4	101.4	123.9
2009	105.2	107.9	98.5	92.3	107.0	107.0	90.1
2010	112.8	107.9	116.1	107.9	116.8	118.9	103.0
2011	113.3	105.2	109.9	106.3	103.4	106.2	126.2
2012	104.1	102.9	106.6	105.7	109.9	103.9	99.7
2013	102.2	106.7	100.2	105.7	106.9	106.2	102.4
2014	102.2	105.1	101.7	101.8	98.5	106.4	97.1
2015	101.6	99.2	96.5	99.0	104.6	99.7	104.2
2016	98.8	94.1	86.8	97.6	107.0	92.5	110.4

資料：中華人民共和国国家統計局（2017）から作成。

みてみよう。

- ① 農産物価格の上昇：2000年前後の生産過剰傾向を背景に、前述したように農産物価格は基本的に停滞してきたが、2000年代後半以降全体的に上昇局面に転じている（第4表参照）。とくに2007年～2010年は畜産物を中心に価格が騰貴し、一時大きな社会問題となった。2007年全年では、畜産物全般で前年比31.4%増、豚肉では実に45.9%増となってこの時期では最高の上昇率であった。その後は比較的増産基調が継続しているため価格上昇は落ち着き、近年では下落傾向にある。しかし、農産物価格の上昇は市民生活に大きな影響を与えるため、今後の趨勢が注目される問題である。
- ② 自然災害：2000年代後半から、洪水・降雪などによる大きな被害がたびたび報道されている。とくに2008年、2010年等の洪水は中部諸省に大きな影響を与えた。ここ数年自然災害は増加する傾向にあり、これも注意が必要であろう。
- ③ 食品安全問題：2002年、2007年、2008年等には、国際的に中国産食品・薬品の安全問題が懸念される大きな食品安全問題が発生している。この問題は農産物の輸出に大きな影響を与えるだけでなく、国民の食品にたいする不信を増幅させている。今後の趨勢が注目される。

### 3. 失地農民問題の拡大

中国農村における制度問題として、前述した三農問題に加えて、農地を失った農民が増大している「失地農民」問題が、2000年代後半以降、徐々に深刻化していることは見逃せない。この問題は、以下の二つの原因が考えられる。

- ① 農民の農地利用権が制度として確立されず、急速な開発によって、十分な補償もないまま農地を失う農民が増えたこと。
- ② 前述した農業構造改革政策の中で、農地流動化によって農地を失う農民が増加していること。

現在の中国で、社会的・経済的に圧倒的に不利な立場にある農民の生活を唯一保障するのが「(請負)農地」である。中国の農地規模は他国と比較すると著しく零細で、全国の2.5億戸の農家の平均農地は7.3ムー（48.9アール）、1人当たり1.41ムー（9.4アール）で、一戸の農地は5.8カ所に分いる。そこから得られる収穫も決して十分ではないが、社会保障制度の恩恵も基本的に受けられず（農村合作医療制度は現在再建途上であり、農村の年金制度は事実上崩壊しているのが実態である）、農外就業も不安定かつ低賃金である農民にとって、農地はまさに唯一の拠り所ということができよう。それを失うことは、農民にとって極めて深刻な問題である。

中国における失地農民問題は2008年前後のリーマンショック時にかなり深刻化したとされている。その際には多くの報道がなされた。

- ① 1987年から2001年にかけて、全国で非農業目的に収用された農地は2395万ムー（159万

7000ヘクタール)で、最低でも3400万人の農民が農地を失った<sup>7)</sup>。

- ② 『農民日報』の報道によると、失地農民は最低でも4000万人に達し、さらに毎年300万人が土地を失っている。
- ③ 同じく『農民日報』によると、そうした失地農民の6割が生計困難で、多くの者が「三无農民」(無地・無業・無保障)状態にあるという。

失地農民問題における主要問題は、以下のように整理できる。

- ① 大規模農家育成のための農地流動化が農村行政機関等の推進政策によって強引に進められていること。
- ② 農地収容時において、農地の収用手続きに関係する農民の意志がまったく反映されず、開発業者と地方政府との間で転用にかんする手続きが勝手に進展してしまうこと。
- ③ 収容価格および流動化した農地の地代が不当に低く、失地農民の生活保障が十分でないこと。

収容価格が不当に低いことについては、前掲農業部弁公庁編(2006)によれば、農地収用後の販売価格を100とすれば、その配分は地方政府20~30%、開発企業40~50%、村民委員会30%で、農民にはわずか5~10%しか配分されないという。

こうして、失地農民問題において、すでに土地を失った農民をどう救済するか、また、農業以外の就業先をどう確保するのかなど、社会不安の醸成と農民争議の背景となりうるこの問題に対する諸施策が必要とされている。そして、より長期においては、失地農民問題をもたらす土地所有に関わる制度の抜本的改訂(現在進みつつある農民の土地利用権の保証)と、全般的な土地制度の再構築をどのように進めるのか、という問題が大きな課題となろう。

#### 4. まとめにかえて

ここまでみてきたように、1978年の改革・開放政策実施以降の中国農業は、1980年代以降、短期的には何回かの生産の不安定が発生したものの、基本的には、1980年代から2000年代前半までの大胆な市場化と自由化政策、それ以降の補助金政策に代表される政府支持政策が奏功し、全体としては比較的順調な成長の軌跡をたどってきたといえる。また、冒頭でも述べたように、零細経営の農地が急速に大規模経営に集積されており、これまで遅々として進まなかった構造改革もある程度進展しつつある。

しかし、懸念材料も残されている。

- ① 効率的な大規模農業への転換、零細農業経営の再編が進む中で、農地利用権を喪失する農民が増加しており、中国社会の不安定要素になる可能性が高いこと。
- ② 大豆に代表されるいくつかの作物で輸入拡大が続いており、これが小麦、トウモロコシ等に波及することがあれば、世界の穀物市場に大きな影響を与える可能性が高いこと。

7) 農業部弁公庁編(2006)。

こうした問題にたいして、中国政府はどのように対応していくのか、中国農業は大きな変革期に至っていると考えられる。

<参考文献>

- 大島一二（2016）「中国における農業改革と大規模農業経営の育成：土地制度と生産組織の改革を中心に（特集 中国農業大転換）」『中国21』第44号，pp. 47-62，愛知大学現代中国学会。
- 大島一二（2017）「中国「三農問題」の現状と13・5計画の農業・農村政策（中国13・5計画期の政策課題と戦略）」『日中経協ジャーナル』282号，pp. 10-13，日中経済協会。
- 魏后凱他主編（2017）『中国農村経済形勢分析与予測（2016～2017）』社会科学文献出版社。
- 中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会経済調査司編（2015）『中国農村経済形勢分析与予測（2014～2015）』社会科学文献出版社。
- 中華人民共和国国家統計局（2016）『中国統計年鑑2016』中国統計出版社。
- 中華人民共和国国家統計局（2017）『中国統計年鑑2017』中国統計出版社。
- 中華人民共和国農業部（2016）『中国農業發展報告』中国農業出版社。
- 中華人民共和国農業部弁公庁編（2006）『農業部弁公庁2005年調研報告集』（内部資料）。

（2018年2月26日受理）

## The Current Situation and Problems in the Chinese Agriculture

OSHIMA Kazutsugu

After 1980's, Chinese agriculture developed smoothly relatively. The factor which developed smoothly is the following reason.

It depended on bold market-ization and liberalization policy until the first half in 2000's from 1980's.

It was chosen as the government support policy represented by a subsidy policy after the second half in 2000's.

A small farmland is piled up by large-scale farm on Chinese agriculture rapidly at present, and large-scale farm is born.

But a problem also exists.

(1) While conversion to an efficient large-scale farming is developed, the farmer who loses farmland right to use increases. Therefore, a possibility that Chinese society becomes unstable is high.

(2) An import expansion continues by a crop of soybeans. When this spreads to wheat and corn, etc., a possibility that I have a big influence on grain market of the world is high.

We pay attention to how a Chinese government is dealing to such problem.

Chinese agriculture comes in a big reformation period at present.

# 監査報告書変革の課題\*

—KAM 導入に向けて—

朴 大 栄

## I はじめに

2017年6月26日、金融庁は「[監査報告書の透明化]について」と題する文書を公表し、監査報告書へのKAM(Key Audit Matters: 監査上の主要な事項)導入に向け、企業会計審議会監査部会ならびに日本公認会計士協会に対して具体的な検討を進めるよう促した。

これは、株式新規公開(IPO)やオリンパス、東芝をはじめとする大企業による会計不正事件を受けて金融庁が設置した「会計監査の在り方に関する懇談会」(2015年9月18日)が2016年3月8日に公表した提言に基づく対応である<sup>1)</sup>。

金融庁は、企業会計審議会に対しては、KAM導入上の課題についての具体的な検討を、公認会計士協会に対しては、実務上の課題を抽出するためにKAMを試行的に作成する取り組みを、それぞれに促した。

海外諸国では、英国を筆頭に欧州連合(EU)、国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB)においてすでにKAM導入が始まっている。米国においても、公開会社会計監督委員会(Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB)が2017年6月1日に米国監査基準「監査人が無限定適正意見を表明する場合の財務諸表監査における監査人の報告書」最終版<sup>2)</sup>を公表し、証券取引委員会(SEC)による承認を待つだけであったが、2017年10月23日に最終的に承認され、CAM(Critical Audit Matters: 監査上の重要な事項)<sup>3)</sup>の導入が決まった。

\* 本稿は、2016年度桃山学院大学特定個人研究費ならびに2016-2018年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)(課題番号16H03684)の成果報告の一部である。謝してお礼申し上げる。

1) 本提言では、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みとして以下の5項目を挙げている。この提言を受けて、すでに、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンスコード)の最終的な取りまとめや「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」(第一次報告)が公表されている。本稿の主題である「監査報告書の透明化」は、(2)の取組みの一環である。

(1) 監査法人のマネジメントの強化  
 (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実  
 (3) 企業不正を見抜く力の向上  
 (4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック  
 (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

2) PCAOB [2017]

3) IAASBはKAM, PCAOBはCAMと、表現こそ異なるが、本稿では、基本的に同意に用いている。

キーワード: 監査報告書, 二重責任, KAM, CAM, 強調事項



このような海外諸国の情勢を受けて、KAM 導入に向けて日本でも本格的な検討が始まったと言えよう<sup>4)</sup>。

本稿では、日本において今後検討が進むこととなる KAM 導入に向けて、監査報告書変革の観点からどのような課題が導かれるかを明らかにしよう<sup>5)</sup>。

## II 監査報告書の意義

監査報告書は、1934年のアメリカにおける証券取引法監査の法定化にともない短文式の標準化が実行された。日本においても、1957年に正規の財務諸表監査が始まり、以来、一部修正は加えられたものの、監査報告書の性格と構造については、範囲区分と意見区分からなる基本的構造に変化はない<sup>6)</sup>。

現行の金融商品取引法監査における無限定適正意見監査報告書の文例は、図1のとおりである。

文例で示しているように、標準監査報告書の本文は、監査対象、連結財務諸表に対する経営者の責任、監査人の責任、監査意見、および利害関係といった内容で構成されている。文字数にして約1,100文字である。この構成は、金融商品取引法監査である限り変わらない。また、記載文言に関しても、被監査会社名と監査対象年度を除けば、無限定適正意見が表明される限り、基本的に変わることはない。言い換えれば、監査報告書を読み慣れている読者にとっては、無限定適正意見から外れない限り、監査報告書は○×(pass/fail)の確認だけで、読む必要がないといっても過言ではない。

監査報告書が読む価値を持つのは、無限定適正意見から外れる場合、すなわち、限定付適正意見、不適正意見、意見不表明といった監査報告書が作成される場合である。この場合、標準監査報告書文例のうち、監査人の責任の最後に記載される「当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している」という範囲区分最後の文言ならびに監査意見が修正されるか、監査意見のみが修正されるかのいずれかである。前者が、いわゆる範囲区分の除外事項に基づく限定付適正意見ないし意見不表明であり、後者が、意見区分の除外事項に基づく限定付適正意見ないし不適正意見である。

無限定適正意見が修正された場合、監査報告書の利用者にとって、その記載内容は重要である。しかし、無限定適正意見以外の監査報告書が作成されることは現実には非常に稀である。3,500社を超える東京証券取引所上場企業を調べてみると、2015年度では3件（意見不

4) 金融庁の提言を受けて、企業会計審議会第38回監査部会（2017年10月17日）においても、KAM 導入の審議が始まっている。

5) 科学研究費基盤研究 (B)「監査報告書変革のあり方に関する理論的・実験的研究」(課題番号 16H03684) では、2017年8月に米国でのインタビュー調査を進め、現在は KAM 導入にかかわる実験研究を進めており、その成果を今後発表する予定である。

6) 1957年の監査報告書標準様式の公表以来、基本的な構造は変わらないものの、2003年と2011年に一定の改訂がなされた。これらの改訂については、朴 [2015a] を参照されたい。



図1 標準監査報告書の文例

<u>独立監査人の監査報告書</u>	
	平成×年×月×日
〇〇株式会社 取締役会 御中	
	○ ○ 監 査 法 人 指 定 社 員            公 認 会 計 士    ○ ○ ○ ○   印 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員            公 認 会 計 士    ○ ○ ○ ○   印 業 務 執 行 社 員
<b>監査対象</b>	
<p>当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。</p>	
<b>連結財務諸表に対する経営者の責任</b>	
<p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p>	
<b>監査人の責任</b>	
<p>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p> <p>監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p>	
<b>監査意見</b>	
<p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p>	
<b>利害関係</b>	
<p>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	
以 上	

出所：監査・保証実務委員会実務指針第85号

\* 本実務指針の文例では、監査対象という見出しは付けられていないが、他の段落・記載事項との比較のため便宜的に記載した。

表明2件、限定付適正意見1件)、2016年度に至っては、1件(意見不表明)のみであった<sup>7)</sup>。

監査報告書がほぼ無限定適正意見で構成され、その記載文言が被監査会社名と監査対象年度以外、基本的に同じであるとするならば、投資家等の財務諸表利用者は監査報告書を○×式、pass/fail モデルと捉えて一瞥するのみであろう。

### III 監査意見と情報提供

監査報告書において最も重要な記載事項が監査意見であることは論を待たない。監査意見の記載方法は変化を遂げてきたが、現行の監査報告書では、監査の結論として、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、……適正に表示しているものと認める(可否か)」という文言に収れんされている。しかし、先にも述べたように、無限定適正意見を外れることは非常に稀である。言い換えれば、監査報告書の大部分は、財務諸表が適正である、○ないし pass といったシグナルの表記にすぎない。それでは、単なるシグナルの表記に過ぎない定型文言(boilerplate)の記載に固まった監査報告書に、利用者は関心を向けることはあるのだろうか。

これまでの監査報告書の展開を見てみると、無限定適正意見以外の監査報告書、すなわち、その根拠となる除外事項の記載以外で監査報告書読者の関心を引いてきたのは、監査意見ではなく、いわゆる監査人からの追加的ないし重複的な情報提供、すなわち、説明区分での記載事項であった。補足的説明事項、特記事項、追記情報がそれである。

このうち、補足的説明事項は、決算日後、監査報告書作成日までに発生した事象で次期以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項であって、いわゆる後発事象と言われるものであった。翌年度以降の財務諸表に反映される会計事象であり、監査対象年度の財務諸表に影響を及ぼさない事象であるが、財務諸表利用者の意思決定に大きな影響を及ぼすため、当時は監査人からの追加的情報提供として重要な役割を果たしていた。

しかし、後発事象を監査対象年度の財務諸表に注記することが規定されるに至って、補足的説明事項から追加的情報提供としての意義が失われることとなった。一方、経営者に作成責任のある財務諸表に対して追加的情報提供の性格を持つ補足的説明事項は、監査人の責任と経営者の責任の境界が曖昧にするという問題を抱えていた。したがって、その記載責任が経営者に移行したことは二重責任の原則からも望ましいことであったともいえよう。

補足的説明事項の意義が失われたことにより、新たに、注意的・警報的情報としての特記事項、続いて強調事項としての追記情報が監査報告書に取り入れられることとなった。このうち、本来財務諸表での記載を前提としていた特記事項は、時には追加的情報提供事項としての性格を帯びることもあって、最終的にその性格が曖昧となり、2002年の監査基準の改訂で追記情報に取って代わられたのである<sup>8)</sup>。

7) (株)プロネクサスの企業情報データベース eol を活用した。

追記情報とは、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項であって、監査報告書に付加的情報として追記される。あくまでも、監査人からの情報提供であって、財務諸表に対する意見の表明ではない。したがって、監査報告書においては、監査意見とは明確に区別して記載する必要があり、「強調事項」ないし「その他の事項」といった区分を設けて記載される。

強調事項は、「財務諸表に表示または開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調し利用者の注意を喚起する必要があると監査人が判断する」事項であるのに対し、その他の事項は「財務諸表に表示又は開示されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連するため、当該事項を説明し利用者の注意を喚起する必要があると監査人が判断する<sup>9)</sup>」事項である。その他の事項は、財務諸表そのものの理解には関係なく、あくまでも監査にかかわる利用者の理解に関連する事項といわれるが、実際の事例としては、監査人の交代に伴う前任監査人の監査意見を示す記載に限られており、この意味で、財務諸表の理解に関連する追記情報としての性格を持たない。したがって、本稿ではその他の事項は追記情報として取り扱わない。その結果、追記情報は財務諸表に表示または開示されている事項のみを取り扱うこととなる重複記載事項と理解すべきである。

強調事項としての追記情報には、継続企業の前提に不確実性が認められるが無限定適正意見が表明される場合の追記、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象などがある。

無限定適正意見以外の意見が表明される監査報告書は、先に記載したように非常に稀である。それに対して、追記情報についてはどうだろうか。

ここでは、追記情報が新たに導入された2003年3月期と、最近、2016年3月期の東京証券取引所1部上場企業における追記情報の記載件数とその内訳を取り上げてみよう。

2003年3月期の追記情報の数は、eol データベースによると、東京証券取引所1部上場企業約1,200社に対して324件、その内訳は以下のとおりであった。

表1：追記情報の記載件数（2003年3月期）

継続企業の前提	正当理由のある 会計方針変更	後発事象	偶発事象	その他
14	182	123	4	1

(1) 2003年3月期東証第1部上場会社1,200社を対象に調査

(2) 追記情報記載件数：324件

一方、2016年3月期の追記情報の数は、上場企業数約2,000社に対して265件、その内訳は

8) 特記事項については、朴大栄 [1994] [1998]、追記情報については、朴大栄 [2003] を参照されたい。

9) 日本公認会計士協会 [2014b]

以下のとおりである。

表2：追記情報の記載件数（2016年3月期）

継続企業の前提	正当理由のある 会計方針変更	後発事象	偶発事象	その他
4	59	170	10	22

(1) 2016年3月期東証第1部上場会社2,000社を対象に調査

(2) 追記情報記載件数：265件

双方を比較すると、追記情報を記載している監査報告書の割合は2003年度が27%にあったのに対して、2016年度は13.3%<sup>10)</sup>とほぼ半減している。第一の理由は、正当理由ある会計方針の変更に関わる追記情報の記載件数が1/3になったことにある。これは、前年の2002年度まで、正当理由のある会計方針の変更がいわゆる2号限定意見として取り扱われていたため、2003年度はそれらがすべて横滑りで追記情報として取り扱われることとなったことによるものであろう<sup>11)</sup>。一方、今日では、正当理由ある会計方針の変更すべてが追記情報として取り扱われるのではなく、あくまでも重要性を伴うものに限られるようになったための減少と思われる。いずれにしろ、正当理由ある会計方針の変更といった特殊事例を除けば、追記情報の代表は当初から後発事象であったということができよう。

強調事項としての追記情報は、「財務諸表に表示または開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調し利用者の注意を喚起する必要があると監査人が判断する<sup>12)</sup>」事項である。後発事象以外の強調事項が当期財務諸表を読む時に注意すべき事項であるのに対して、後発事象は、当期財務諸表ではなく、次期以降の財務諸表に影響を及ぼす事項であり、当期の財務諸表数値だけを見ては次期以降の予測を誤る可能性が高いため、特に強調すべきとされる事項である。追記情報の過半数が後発事象であることは、このように、監査対象となっている財務諸表数値そのものではなく、当該財務諸表を将来予測に活用する際に留意すべき付加的な情報提供を欠くことができないといった理由によるものと思われる。

追記情報の記載において常に問題とされるのが、二重責任の原則との関係である。強調事項としての追記情報は、監査意見とは異なる監査人からの付加的な情報提供であって、経営者が作成する財務諸表記載事項を超えるものではないため、二重責任の原則には反しないと言われてきた。実際にそうであろうか。強調事項としての追記情報事例として、後発事象、偶発事象、継続企業の前提などの具体例を見てみよう<sup>13)</sup>。

### 1. 後発事象（東芝：2016年3月期決算）

10) 一つの監査報告書で2件以上の追記情報が記載されている場合もあるので、ここで示した割合は正確ではないが、複数記載はそれほど多くなく、趨勢には影響しない。

11) 朴大栄 [2003] によれば、2002年度の2号限定意見は174件でほぼ同数であった。

12) 日本公認会計士協会 [2014b]

13) 以下の事例についても eol データベースを利用している。

① 監査報告書（2016年6月22日付）における強調事項の記載

「連結財務諸表に対する注記32. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2016年5月23日開催の取締役会において、2016年6月22日開催の第177期定時株主総会に株式会社東芝の資本金の額の減少について付議すること及びその他資本剰余金の処分を決議し、また、資本金の額の減少は上記定時株主総会において承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」

② 連結財務諸表に対する注記32の記載

「32. 重要な後発事象

（株）東芝の貸借対照表の資本金の額の減少及びその他資本剰余金の処分

当社は、2016年5月23日開催の取締役会において、2016年6月22日開催の第177期定時株主総会に日本の会社法第447条第1項の規定に基づき（株）東芝の貸借対照表の資本金の額の減少（239,901百万円）について付議すること、及び日本の会社法第452条の規定に基づき（株）東芝の貸借対照表のその他資本剰余金の処分（462,049百万円）（資本金の額の減少により増加した額を含む）を決議しました。また、資本金の額の減少は、上記定時株主総会において承認されました。」

2. 偶発事象（東亜建設工業：2016年3月期決算）

① 監査報告書（2016年6月29日付）における強調事項の記載

「注記事項（連結貸借対照表関係）7偶発債務（3）に記載されているとおり、会社が施工した東京国際空港ほかの地盤改良工事において、仕様書に反する施工不良並びに虚偽の報告をしていた事実が判明した。会社は、本件につき調査委員会を設置し、状況の調査を進めており、将来的には本件にかかる損失が生じる可能性がある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」

② 連結貸借対照表に対する注記7の記載

「7. 偶発債務（3）

当社が施工した東京国際空港ほかの地盤改良工事において、仕様書に反する施工不良並びに虚偽の報告をしていた事実が判明いたしました。本件につきましては、弁護士を含む調査委員会を設置し状況等の調査を進めており、将来的には本件にかかる損失が生じる可能性があります。ただし、現時点においては発注者と協議中であり、その金額を合理的に見積もることは困難であるため、その影響を連結財務諸表には反映しておりません。」

3. 継続企業の前提（クボテック：2016年3月期決算）



## ① 監査報告書（2016年6月24日付）における強調事項の記載

「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成26年3月期まで3期連続の営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローのマイナスとなったが、前連結会計年度は営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上し、営業キャッシュ・フローもプラスとなった。しかしながら、当連結会計年度においては、営業キャッシュ・フローのプラスを確保したものの、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。したがって、当連結会計年度においては、前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」

## ② 継続企業の前提に関する注記の記載

「当社グループの主たる事業である検査機システム事業では、主たる顧客であるフラットパネルディスプレイメーカーの設備投資は、スマートフォン向けなどの需要に支えられ、一部において回復の傾向にありましたが、世界経済の減速と共に不透明感が増しております。

当該状況のなか、平成26年3月期まで3期連続の営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローのマイナスとなりましたが、前連結会計年度は営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上し、営業キャッシュ・フローもプラスとなりました。しかしながら、当連結会計年度においては、営業キャッシュ・フローのプラスを確保したものの、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。

したがって、当連結会計年度におきましては、前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。当社グループは、当該状況を解消すべく日本セグメントをはじめ、新規事業・新製品開発と事業構造の改革に取り組んでおります。

具体的には、検査機システム事業においては、機能性フィルム、タッチパネル向けなど従来の液晶以外の検査機システムの開発、販売を強化し新規顧客の開拓を進めると共に、成長が見込まれる中国市場や付加価値の高い国内市場にも注力しております。また、創造エンジニアリング事業、メディアネット事業では国内販売を強化し、収益の増加を図っております。

さらに、売上債権や在庫など総資産の圧縮、設備投資を抑制し現有資産の効率的な利用と人件費をはじめとする固定費の見直しによって、損益構造の改善にも努めております。

また、米国セグメントにおいては、子会社 Kubotek USA, Inc. の収益性改善に向け、顧客ニーズに適合した製品開発の強化と、欧州を含むより大きな市場に向けた新規開拓を推進しております。

一方で、新規事業として安全、低コストかつ大容量の蓄電媒体である次世代フライホイール蓄電システムの研究開発は一定の成果を上げ、早期の収益計上を目指して今後は製品開発を進めてまいります。

以上の対応策の実施により、事業構造を早期に転換し事業価値の向上に努め、収益性の回復と製品開発、販売拡大により事業基盤の強化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

しかしながら、主たる事業である検査機システム事業の受注動向は、顧客の設備投資の動向に大きく依存していることから、依然として不透明であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。」

#### 4. その他の事項（ヤフー：2016年3月期決算）

##### ① 監査報告書（2016年6月7日付）における強調事項の記載

「企業結合の注記に記載されているとおり、会社は、2015年8月27日付でアスクル株式会社を子会社化した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

##### ② 連結財務諸表注記5. 企業結合アスクルの記載

「アスクル

###### (1) 企業結合の概要

当社の関連会社であり主にオフィス用品通販サービスを行っているアスクル(株)は、2015年5月19日開催の同社取締役会において決議された自己株式取得の履践により、2015年8月27日（支配獲得日）より新たに当社の子会社となりました。アスクル(株)による自己株式取得の結果、当社の保有するアスクル(株)の議決権比率は41.7%（2015年5月20日現在）から44.4%（2015年8月27日現在）となり、議決権の過半数を保有していませんが、議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクル(株)を実質的に支配していると判断し、同社を連結子会社化しております。また、当社が既に保有していたアスクル(株)に対する資本持

分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、59,696百万円の段階取得による利益を認識しております。この利益は連結損益計算書上、「企業結合に伴う再測定益」に計上しております。」

これら4つの事例を見てもわかるように、監査報告書における強調事項の記載と財務諸表注記における記載との間に齟齬はなく、すべて注記事項における文言から複写しているのみである。たとえば、東芝における両者の記載内容を比較するに、監査報告書では、強調事項として、財務諸表の注記32に記載している東芝の貸借対照表の資本金の額の減少及びその他資本剰余金の処分を取り上げているが、一言一句、注記の記載内容を越える表記を含んでいない。この意味で、強調事項としての追記情報の記載は、注記の記載内容の適否について監査意見を表明するものではなく、監査基準委員会報告書706が言うように、あくまでも、利用者が財務諸表を理解する上で注意すべき事項を記載するものに過ぎないと言えよう。

しかし、追記情報が基本的に強調事項であり、すでに財務諸表に記載されている事項の強調に過ぎないとしても、追加的な情報提供と同様、監査人が財務諸表に関して重視すべき情報を選択し、その結果、財務諸表利用者の意思決定判断にまで介入することとなり、監査報告書作成責任の範囲を超えるものであるとの批判を浴びる可能性がある。

追記情報は監査意見ではなく、「財務諸表に表示または開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調し利用者の注意を喚起する必要があると監査人が判断する」強調事項であるという定義は、財務諸表の理解にとって基礎的重要事項であるとの判断、また、利用者が財務諸表を読む際に注意する必要のある事項であるとの判断を伴うものである。しかし、財務諸表記載事項自体の重要性判断は本来会社側の責任で行うべきものであり、財務諸表利用において強調すべき重要な情報の判断に不備がある場合は、財務諸表の適正表示に問題があると判断することができよう。追記情報が、財務諸表上での開示を前提としていることから明らかである。財務諸表における重要な情報の開示に不備がある場合は、追記情報の対象ではなく、監査意見の対象となる。

財務諸表監査の目的は、「経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある」（監査基準第一監査の目的1）。

たしかに、監査基準の報告基準は、監査意見のみならず財務諸表の記載について強調すべき事項、説明すべき事項の追記を認めている。しかし、財務諸表情報に関しては、経営者が財務諸表を作成するとともに、財務諸表の理解に必要な情報を注記等で提供する役割を担う。監査人の役割は経営者の作成する財務諸表が適正であるか否かについての意見表明にあり、投資家を代表とする利用者は、監査報告書により財務諸表の適正性を理解することによって、会社の財務諸表を意思決定資料として信頼して活用する。監査人が財務諸表の適正表示に関



する意見表明に加えて、投資家が必要とする情報を追加的に提供したり、財務諸表の解釈そのものに入り込むことは、監査人の役割を越えるものであるともいえよう。

一方、固定資産やのれんの減損損失の測定、受取勘定の回収可能性など、会計処理に見積りの要素が増えてきている今日、〇×式 (pass/fail) で結論を示し、しかもその大部分が〇 (pass) を示す無限定適正意見だけでは、財務諸表監査の社会的意義が理解され難い（本来はこれだけでも十分な意義があるのだが）こと、監査人にとっても、監査意見が4種類しかなく、無限定適正意見と言っても、その信頼性の程度に差が認められることを考えると、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要である事項を強調し利用者の注意を喚起する必要があるとの考え方を無視するわけにはいかない。

監査意見の信頼性に差が認められることへの対応と、二重責任の原則の保持との衝突をどのように解消するかが大きな課題となっている。

この意味で、追記情報に代わる監査人からの新たな情報提供が検討されるべきであり、それが日本でも本格的な検討が開始されたKAMであると言えよう。

#### IV 追記情報と KAM

追記情報の意義は強調事項としての性格にあり、その本質は注記を含む財務諸表情報のうち、利用者の理解にとって重要な事項を監査報告書で取り上げ、ひいては、利用者の注意を喚起するところにある。特に、将来予測や見積りの要素を大きく含む会計情報の増加、売上計上など収益認識時点についての不確実要素の高まりなどが財務諸表数値の信頼性に揺らぎを与えていることは事実である。

追記情報は、このような会計数値の不確実性を背景に、監査報告書に強調区分を設け、監査意見とは異なる形で、「財務諸表に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調し利用者の注意を喚起する必要があると監査人が判断」して記載する事項である。監査人からの企業財務情報の提供と誤解されないよう、意見区分とは区別して監査意見ではないことを強調するとともに、注記を含む財務諸表上の文言を繰り返すことで、新たな追加的財務情報と誤解されないように留意している。

しかし、先にも述べたように、注記を含む財務諸表記載事項から監査人が財務諸表利用者にとって重要と判断する事項を取り上げて強調すること自体が、監査の本質を越えて、財務諸表に対する新たな情報の提供ないし利用者の財務諸表解釈に影響を与える行為であると批判することもできよう。

例えば、追記情報導入以前の特記事項を対象とはしているが、同じ意味合いで特記事項を批判していた鳥羽・秋月の以下の記述がある。

「財務諸表利用者にとって重要な内容であっても、かかる記載に対する注意喚起やある種の警報は経営者が本来行うべきである。特記事項に相当する重要な警報情報の要件を前もつ

て標準化しておき、その基準に該当する事項については、経営者が財務諸表の中でしかるべき注意喚起を行い、経営者がそれを怠っている場合には、監査人が財務諸表の適正表示の枠組みのもとで限定事項として扱う方式があるべき姿である<sup>14)</sup>。」

監査の本質は、あくまでも経営者が作成する財務諸表の適正性について監査意見を表明するところにある。適正な財務諸表を作成する責任は経営者にある。これが二重責任の原則である。現在の監査制度が二重責任の原則を重視していることは図1で示した標準監査報告書を見ても明らかである。定型文例においては、「連結財務諸表に対する経営者の責任」と「監査人の責任」の表題のもとで二重責任の原則を強く謳っている。経営者の責任については、「経営者の責任は…企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある」と。したがって、適正表示のもと、財務諸表の中で利用者に必要な注意を喚起すべきは経営者の役割である。注意情報、警報情報等が適切に記載されておらなければ、このような財務諸表は表示・公開における限定意見の表明につながるのである。

一方、本来なら、監査人は財務諸表が○か×か (pass/fail) を表明するだけで責任を果たしたことになる。しかし、監査意見の表明だけで監査人の責任を果たしたことになるにもかかわらず、何故、財務諸表利用者は、監査意見と定型文言だけの監査報告書に、読む価値がないと批判する<sup>15)</sup>のか。

監査意見は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手し、その合理的証拠に基づいて4つの監査意見のいずれかが選択される。監査意見の形成においては、監査人は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性ならびに経営者によって行われた見積りの合理性を評価し、全体としての財務諸表の適正表示を検討する。監査証拠は、監査手続を通じて入手されるが、監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される。このリスク評価に際しては、財務諸表の作成に関連する内部統制の検討が行われる<sup>16)</sup>。

監査人の判断過程は、このように非常に複雑なものであり、最終的な監査判断の信頼性は、監査対象の複雑性、不確実性の高まりにより、4つの監査意見それぞれで大きく差を広げる結果となっている。特に、監査意見の大部分を占める無限定適正意見が保証する適正性の水準は、監査対象の置かれている状況によって異なることは否めない事実である。

財務諸表作成過程の複雑化、同様に、監査判断過程の複雑化、これらの諸要素が監査意見と定型文言だけの監査報告書を認めなくなっているのである。

監査対象である財務諸表も同じである。財務諸表を作成する経営者は、会計処理の複雑性、

14) 鳥羽至英・秋月信二 [2000] 80頁。

15) 井上善弘 [2014] は、代表的な財務諸表利用者である証券アナリストに対して行ったインタビュー調査の結果から、「現行の標準監査報告書は紋切型 (boilerplate) で過度に標準化されており、監査法人 (および業務執行社員) の名称と監査人が交代しているかどうかしか興味をもたない。現行の監査報告書が監査の性質や限界を含めて監査人の責任を表示することに偏っている。」との批判的見解があることを紹介している。3頁。

16) 日本公認会計士協会 [2014a]

見積りの不確実性に應える会計処理を行うとともに、複雑性・不確実性の内容を明確に利用者に知らせることが必要である。

例えば、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策、改善のための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由を注記したうえで、当該財務諸表が継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨を記載せねばならない<sup>17)</sup>。

これに対して、監査基準委員会報告書570「継続企業」は、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる場合の監査人の対応を以下のように規定している。

監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合、あるいは適切であるが重要な不確実性に係る注記が適切でない場合は、前者においては不適正意見を、後者においては開示が不十分であるとして、財務諸表に及ぼす影響の重要性に応じて、限定付適正意見ないし不適正意見を表明する。このような対応は、監査人の本来的業務である監査意見の表明に係るものであり、利用者にとっても有用な監査報告書の提供となる。

問題は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが重要な不確実性が認められる場合で、重要な不確実性に関する注記が適切である場合である。このような場合、監査意見は無限定適正意見が表明される。しかし、この無限定適正意見は、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる場合と不確実性のない場合とでは、単純な財務諸表が○か×か (pass/fail) の監査意見とは異なる性格を持つ。財務諸表が適正ではあっても、適正であることを保証する水準が異なるからである。この場合、利用者に対し、財務諸表が適正に作成されているとしても、継続企業を前提として作成されていることに重要な不確実性があることを監査人自身が知らしめることは不可欠である。利用者にもこのように重要な不確実性があることを注意喚起するために、財務諸表注記の記載を越えないという制約のうえで、強調事項としての継続企業の前提に係る記載が行われるのである。しかし、財務諸表注記での記載を越えないという制約を設けたとしても、やはり、経営者と監査人との間にある二重責任の原則に反するという懸念を拭うことはできない。

ここでの最大の課題は、一方では、継続企業の前提に重要な不確実性があることを利用者にも注意喚起すること、他方では、監査対象である財務諸表の作成ないし注記を含む財務諸表情報に対する関与を控えることといった相矛盾する行為をいかにして両立させるかである。

現在、世界で監査報告書の長文化、透明化<sup>18)</sup>が進められている。日本でも本格的な導入の

17) 財務諸表等規則第8条の27

18) 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言では、「株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点」から監査報告書におけるKAMの記載を監査報告書の透明化の一環として捉えている。(金融庁 [2016])

検討が開始された KAM (Key Audit Matters: 監査上の主要な事項) こそ、この問題を解決する有効な手段になるのではないかと期待される。

## V KAM 導入の意義と課題

英国、欧州ではすでに KAM の導入が始まり、米国においても2017年10月に CAM (Critical Audit Matters: 監査上の重要な事項) の導入が決まった。

国際監査基準 (ISA) 701によれば、KAM は、当年度の財務諸表監査において、監査人が職業的専門家として最も重要であると判断した事項であるとしたうえで、財務諸表監査全体ならびに監査意見の形成においてどのように KAM に対応したかを説明する一方、監査人は、当該事項に対して個別に意見を提供するものではない<sup>19)</sup> と言う。KAM の記載は、監査意見ではなく、同時に、財務諸表利用者が財務諸表を理解するに当たって必要な情報そのものを提供しようとするものでもなく、あくまでも、監査意見を形成したうえで、監査人の役割である財務諸表監査の実施と監査意見の形成に係る情報を提供しようとするものである。

したがって、以下のような財務諸表に係る情報や監査意見の代替ではないことを強調している<sup>20)</sup>。

- (a) 財務諸表情報ないし適正表示を達成するために必要な情報の開示に代わるもの
- (b) ISA705 (改訂) に準拠して表明される無限定適正意見以外の監査意見に代わるもの
- (c) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、かつ、当該事象又は状況に重要な不確実性が認められる場合に、ISA570 (改訂) に準拠した報告に代わるもの
- (d) 個々の事項に関する個別の意見 (A5-A8 参照)

米国においても、先に触れたように、PCAOB が2017年6月1日に監査報告書にかかわる新たな監査基準を公表し、同年10月23日の SEC による承認によって CAM の導入が最終的に決定された。

PCAOB によれば、CAM とは、監査委員会とコミュニケーションが行われた、又は行うことが求められた事項であり、かつ、(1) 財務諸表の重要な勘定科目又は開示に関連しており、(2) 特に困難、主観的、又は複雑な監査判断を伴う事項であると定義されている<sup>21)</sup>。また、CAM については、CAM の内容、監査人が当該事項を CAM であると判断した主要な理由、CAM に関してとられた監査上の対応、CAM に関連する財務諸表の勘定科目又は開示への言及<sup>22)</sup> を記載することとされており、ISA 同様、財務諸表に関する情報や監査意見ではなく、監査の実施と監査意見の形成に係る情報を提供しようとするものである。

19) IAASB [2015] 11

20) IAASB [2015] 4

21) PCAOB [2017] p. 11

22) PCAOB [2017] p. 12

財務諸表作成過程における会計処理の複雑化、会計処理における見積りの不確実性などは、監査意見と定型文言だけの監査報告書を認めなくなっている。そのため、複雑性・不確実性の内容を利用者に明確に知らせるため、経営者が詳細に開示する財務諸表注記、これらの財務諸表注記の重要性に注意を喚起させるための強調事項としての追記情報が、一方では財務諸表の信頼性を高めるために、また他方では、監査報告書の信頼性を高めるために提供されている。しかし、監査報告書における財務諸表への言及は、たとえそれが監査人からの新たな財務諸表情報の提供ではなく、単なる財務諸表記載事項の強調であるにすぎないとしても、財務諸表にかかわる監査人と経営者との間の二重責任の原則に反するという疑問を払しょくすることはできない。

この問題を解消するためには、監査報告書はあくまでも監査意見ならびに監査に係る情報に限定すべきである。強調事項としての追記情報の記載が財務諸表に直接かかわる情報であるのに対して、KAM/CAMは、監査意見形成に係る監査判断上の重要事項について利用者に情報を提供するものであって、財務諸表自体の情報を提供するものではない。この意味で、二重責任の原則に反するという疑問を払しょくできる可能性がある新たな監査報告書記載事項と言えよう。財務諸表注記が財務諸表の信頼性を向上させるのに対して、KAM/CAMは監査報告書の信頼性を向上させるものと言うことができる。

監査報告書において最も重要な記載事項が監査意見であることは論を待たない。しかし、KAM/CAMの記載が、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すこと、同時に、企業と監査人のコミュニケーションの充実を促すことが期待されよう<sup>23)</sup>。結果として、財務諸表利用者、企業、監査人といった財務諸表情報を取り囲む三者間のコミュニケーションの充実が図られるという意味からも、KAM/CAMの導入は、監査報告書の変革に導くものと言うこともできる。

KAM/CAMの導入に当たって生じてくる課題の第一は、KAM/CAMの記載が従来の監査報告書同様、定型文言化(boilerplate)しないかどうかである。どの会社でも、どの年度でも、同じ内容がKAM/CAMとして記載されるようになれば、監査人からの有用な情報提供ではなく、読む価値のない単なる定型文言の記載となり、3者間のコミュニケーションは実現しないだろう。KAM/CAMは、あくまでも個々の監査ごとに、個々の監査対象企業の状況ごとに判断されねばならない。

また、KAM/CAMの前提は、財務諸表における勘定数値ないし注記による情報の提供である。これがない場合、あるいは誤った情報である場合、これらは、本来なら、誤った会計処理ないし開示情報の不十分性から監査意見の限定につながる事となる。しかし、注記等の開示の程度は各国の開示制度によって異なっている。この注記範囲の相違がKAM/CAMとして取り上げられる対象や記載内容に異なる影響を及ぼす場合もある。KAM/CAM導入

---

23) 金融庁 [2017]



に当たっては、これらの問題をどのように克服するかが課題となろう。解決のためには、英国・欧州での実態調査、また、今後本格化する米国での開示内容の実態調査が不可欠である。

我々が進めている科学研究費基盤研究（B）「監査報告書変革のあり方に関する理論的・実験的研究」（課題番号16H03684）では、2017年8月に米国でのインタビュー調査を進め、現在はKAM導入にかかわる実験研究を進めている。次には、このインタビュー調査の取りまとめと実験研究の成果をまとめるとともに、KAM/CAMに対する欧米諸国の事例研究を進めていきたい。

〔参考文献〕

- IAASB [2015] International Standard on Auditing 701. *Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report*.
- PCAOB [2017] *Docket 034: The Auditor's Report on an Audit of Financial Statements When the Auditor Expresses an Unqualified Opinion and Related Amendments to PCAOB Standards*, <https://pcaobus.org/Rulemaking/Docket034/2017-001-auditors-report-final-rule.pdf>
- 井上善弘編著 [2014] 『監査報告書の新展開』同文館出版。
- 甲斐幸子 [2016] 「解説：米国公開企業会計監視委員会再公開草案「無限定適正意見の監査報告書」①」『会計・監査ジャーナル』第28巻第8号。
- 金融庁 [2016] 「会計監査の信頼性確保のために－「会計監査の在り方に関する懇談会」提言。  
<http://www.fsa.go.jp/news/27/singi/20160308-1/01.pdf>
- 金融庁 [2017] 「「監査報告書の透明化」について」。  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryoushou/kansa/20171017/1012/1.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryoushou/kansa/20171017/1012/1.pdf)
- 住田清芽 [2017] 「『重要な虚偽表示』とは何か」『企業会計』第69巻第2号。
- 鳥羽至英・秋月信二 [2000] 「監査理論の基調－監査人の認識(九)：『情報提供』の理論」『会計』第157号第4号。
- 日本公認会計士協会 [2014a] 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」。
- 日本公認会計士協会 [2014b] 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」。
- 朴大栄 [1994] 「特記事項－監査報告書の性格と関連させて」『神戸大学国民経済雑誌』第170巻第5号。
- 朴大栄 [1998] 「特記事項と監査報告書」『桃山学院大学経済経営論集』第40巻第2号。
- 朴大栄 [2003] 「追記情報の意義と問題点」『JICPA ジャーナル』第15巻第11号。
- 朴大栄 [2015a] 「監査報告書の展開と展望」『現代監査』第25号。
- 朴大栄 [2015b] 「二重責任の原則再考」『桃山学院大学総合研究所紀要』第41巻第1号。

(2018年3月19日受理)

## Problem relating to Changes in the Auditor's Report

PARK Tae-Young

This paper discusses “Key Audit Matters and Critical Audit Matters” (KAM/CAM).

KAM (IAASB Standards) are those matters that, in the auditor's professional judgment, were of the most significance in the audit of the financial statements of the current period. CAM (PCAOB Standards in the U.S.) refers to any matters arising from the audit of financial statements that were communicated to or were required to be communicated to the audit committee, and that (1) relate to accounts or disclosures that are material to the financial statements, and (2) involved especially challenging, subjective, or complex auditor judgments.

Neither standards apply to information about the financial statement itself or the audit opinion; rather, they are intended to apply to information that affects enforcement of the audit or the formation of the audit opinion.

The complexity of recent financial reporting has supported improving the content of the auditor's report beyond the current pass/fail model, to include a more relevant context regarding the audit of financial statements. Thus, an increase in the accounting estimate has required the auditor to add a paragraph to the auditor's report to emphasize matters regarding the financial statements. On the other hand, the emphasis of the paragraph may be inconsistent with “the principle of dual responsibility,” which assumes that financial statements are the responsibility of the company's management and that the auditor's responsibility is to express an opinion on the fair presentation of financial statements based on his or her audit.

KAM/CAM may provide information necessary for financial statement users in a form that does not violate the principle of dual responsibility. In Japan, examination for the introduction of KAM/CAM started last year.

In this paper, I consider the introduction of KAM/CAM as a change in the auditor's report, and will clarify the problems relating to this purpose.

# インバウンド観光における 中国人旅行者の観光土産の購買行動

—購買行動の変化とブランド認知について—

## 辻 本 法 子

### 1. は じ め に

日本を訪れる外国人観光客数は年々拡大し、観光庁（2017a）によると、2016年には過去最高の2404万人（前年比21.8%増）となった。2016年の訪日外国人の旅行消費の総額は3兆7476億円（前年比7.8%増）で過去最高（前年比71.5%増）となり、旅行消費総額のうち、買物代は1兆4261億円であった。

外国人観光客数のうち中国からの訪日客数は、637万人（前年比27.6%増）であり、全体の26.5%を占めている。中国人旅行者の旅行消費額は1兆4754億円（前年比4.1%増）で、中国人旅行者は日本のインバウンド観光において主要なターゲットであるといえる。

しかし、2016年の中国人旅行者の買物代は7832億円（前年比3.2%減）、観光・レジャー目的の観光客のひとり当たりの買い物代は123,724円（前年比28.0%減）と前年比マイナスとなっており、彼らの購買行動に変化が生じている可能性がある（図表1）。

図表1 訪日中国人旅行者（観光・レジャー目的）の商品カテゴリ別買物代内訳

商品カテゴリ	2016年		2015年		購買金額 増減率
	購買率 (%)	購買金額 (円)	購買率 (%)	購買金額 (円)	
菓子類	67.2	10,951	68.9	12,766	-14.2
その他食料品・飲料・酒・たばこ	57.7	13,231	59.3	15,867	-16.6
カメラ・ビデオカメラ・時計	15.5	59,405	25.1	84,917	-30.0
電気製品	31.8	37,232	42.4	51,740	-28.0
化粧品・香水	78.2	44,894	76.3	46,655	-3.8
医薬品・健康グッズ・トイレタリー	76.1	31,943	73.3	41,183	-22.4
和服（着物）・民芸品	8.5	15,086	10.9	19,991	-24.5
服（和服以外）・かばん・靴	47.3	46,654	52.2	66,276	-29.6
マンガ・アニメ・キャラクター関連商品	15.9	11,480	16.9	13,112	-12.4
書籍・絵葉書・CD・DVD	11.2	5,329	12.1	7,394	-27.9
その他買物代	3.9	46,552	4.1	106,087	-56.1
合計	99.5	123,724	99.8	171,870	-28.0

観光庁「訪日外国人消費動向調査（平成28年，平成27年）」より筆者作成

最も購買金額が減少した商品カテゴリは、カメラ・ビデオカメラ・時計で前年比30.0%減、



次に服（和服以外）・かばん・靴（前年比29.6%減）、電気製品（前年比28.0%減）となっている。これらは耐久消費財や高級ブランド品が含まれる商品カテゴリである。

一方、減少率が最も少なかった商品カテゴリは、化粧品・香水で前年比3.8%減、次にマンガ・アニメ・キャラクター関連商品（前年比12.4%減）、菓子類（前年比14.2%減）、その他食料品・飲料・酒・たばこ（前年比16.6%減）である。これらは、非耐久消費財が多く含まれる商品カテゴリであるため、繰り返し日本を訪れる中国人旅行者（リピーター）が増加し、購買される商品が耐久消費財や高級ブランド品からリピート購買が生じる非耐久消費財に変化している可能性を示唆している。

観光土産の消費拡大のためには、観光土産として購買された商品を、その後の定期的な購買（リピート購買）につなげる必要があり、ITの発展により参入が容易になったオンライン・ショップは、観光土産として購買された特産品のリピート購買の有力な販路となる可能性を秘めている（辻本2015）。ただし、旅行者が帰国後のリピート購買を行うためには、観光土産として購買した商品の企業名や製品名を記憶し、リピート購買の際に再生できることが必要である。

今後の中国人旅行者の旅行中、ならびに帰国後のリピート購買による消費拡大を促進するためには、非耐久消費財、特にリピート購買が生じやすい食品に関する中国人旅行者の購買行動の変化を把握することが重要である。そこで本研究は、2016年に日本を訪れた中国人旅行者を対象にインターネット調査をおこない、2013・2014年の調査データと比較し、彼らの観光土産に関する購買行動の変化を把握することを目的としている。特に、非耐久消費財の再訪日でのリピート購買や、帰国後の越境ECによるリピート購買を促進するためには、中国人旅行者のブランド認知の程度を把握することが必要である。比較項目は、中国人旅行者の属性、訪問頻度、訪問地数、購買商品カテゴリ、ブランド認知の程度などである。

## 2. 先行研究

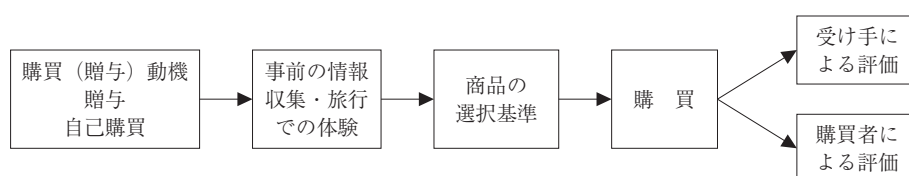
観光における消費者行動に関する研究では、Ohら（2004）が、旅行者の購買行動には、日常の購買と比較し、以下の特殊な3つの要因があることを指摘している。

- 1) 観光は、日常からの離れるため責任感が低下し、理性的でない購買行動をとる可能性があること。
- 2) 観光地の独特な環境が消費者に刺激をあたえる「場所の消費」であること。
- 3) 旅行者が購買する土産物（souvenirs）は、旅行の記憶という価値の象徴であり、また、他者との関係を維持するためにももちいられること。

消費者の購買意思決定プロセスによると、消費者は「問題認識」、「情報探索」、「選択肢評価」、「購買」、「購買後評価」の順に意思決定がおこなわれる（図表2）。辻本（2016）によ

ると、具体的な購買の意思決定は、まず購買者が自分のためや、第三者に贈与するために観光土産を購入したいという動機が生じ、次に、旅行前にガイドブックやインターネットなどのメディア、家族友人などのクチコミなどから現地や観光土産に関する情報が収集されるとともに、旅行中における食事や観光施設での多様な体験により収集される情報が追加され、これらの情報から、購買者は観光土産の商品の選択肢を評価する商品評価基準を形成していくことで、購買に至り、購買後には、商品についての評価がなされるが、購買者自身への観光土産の場合は購買者による購買後評価が、贈与された受け手がいる場合には双方により評価される。

図表2 消費者の購買意思決定プロセスにもとづく観光土産の購買意思決定モデル



辻本ら（2013）より引用

購買意思決定プロセスの情報探索の際には、過去の経験（知識）の保持の仕方が重要である（清水2006）。そのため、観光土産のリピート購買の際には、過去に購買した観光土産の知識が消費者にどのように保持されているのかが重要になる。Aaker（1997）によると、ブランド認知は、消費者の心の中におけるブランドの存在感の強さと関係しており、ある製品クラスがあげられたとき、消費者の頭の中にそのブランドが浮かぶことをブランドが再生（ブランド再生）されるというが、消費者によるブランド再生は、買物リストに載せることや、契約（リピート購買）の決定的な要因になり、ブランドを単に記憶しているという以上のシグナルであるとされる。つまり、観光土産の企業名や製品名のブランド名を、中国人旅行者がブランド再生できるか否かが、リピート購買発生の重要な要因になると考えられる。

訪日中国人旅行者に関する研究には、中国人旅行者の属性による訪日行動の違いや、観光土産の購買行動、土産物店と宿泊施設のサービスやコミュニケーションの状況を調査した研究があり、中国人旅行者の多様性や、観光土産の購買行動における日本人旅行者との類似性が明らかになっている。菱田ら（2012）は、中国人旅行者の居住地域ごとの訪日行動の違いについて、訪問地傾向を時系列で分析をおこない、訪日中国人旅行者の訪問地選択における居住地域、訪問地経験による違いや、時系列での変化の要因の一つが、個人間の多様性によるものであるとしている。

有馬らは、（2014）箱根湯本における外国人旅行者の観光土産の購買行動、土産物店と宿泊施設のサービスやコミュニケーションの状況について調査し、アジア系と欧米系を比較した結果、両者に購買行動や関心のある商品カテゴリに差異があり、欧米系は工芸品や雑貨に興味を示し、アジア系旅行者は工芸品や雑貨よりも食品に興味を示し、試食などを積極的に

おこない、日本人旅行者の購買行動に類似性が見られたとしている。

そこで、本研究は、中国人旅行者の購買行動の変化に焦点をあて、2016年に訪日した中国人を対象にインターネットによるアンケート調査をおこない、2013・2014年に訪日した中国人を対象とした同様のアンケート調査と比較し、差異を分析するとともに、リピート購買の重要な要因となるブランド認知の程度について明らかにする。

### 3. 調査概要

調査は、2016年に日本を訪れた中国人旅行者（北京、上海、広州、深圳の20代から60代の居住者）を対象に、2017年2月16日から2月27日の期間でインターネット調査会社（マクロミル）経由で実施した。有効回答数は832（男性416、女性416）である。

質問項目は、回答者の属性（性別、年齢、居住地、未既婚、職業）、日本への観光経験（回数）、直近の旅行の滞在日数・訪日地域、観光土産購入の有無（カテゴリ、金額、個数）、気に入った観光土産（食品）の（気に入った順に3種類まで回答可）商品名・カテゴリ・贈与対象・購買店舗・選択理由（2件法）など、訪日中の観光土産の購買行動に関するものを設定している。

比較する調査データは、2013・2014年に日本を訪れた中国人旅行者（北京、上海、広州、深圳の20代から60代の居住者）を対象に、2015年2月10日から2月16日の期間でインターネット調査会社（マクロミル）経由で実施したものを使用する。有効回答数は823（男性413、女性410）である。

訪日年度と購買行動に関する質問項目の関連性は、カイ二乗検定により検証する。さらに詳しく訪日年度と要因ごとの差異は、セルの偏りを示す残差分析により測定している。残差とは、観測度数と期待度数の差分のことであり、基準をそろえるために標準化をおこなった調整済み残差が、2.58以上ならば1%以下で有意差があり、1.96以上ならば5%以下で有意差があるとみなせる。

### 4. 分析結果

訪日年が2016年の回答者の観光土産の平均購買金額は221,997円（標準偏差 1109591.7）、中央値は50,000円、最頻値は30,000円であった。2013・2014年の平均購買金額は474,367円（標準偏差 4339383.0）、中央値は50,000円、最頻値は20,000円であったことから、平均購買金額は大きく減少しているが、金額のばらつきは縮小し、中央値は変化がなく、最頻値は増加する結果となった。購買点数をみると、2016年の観光土産の平均購買点数は10.0点、中央値は9.0点、最頻値は5.0点であった。2013・2014年の平均購買点数は9.3点、中央値は7点、最頻値は1点であったことから、いずれも2016年が増加している。

以上のことから高価な商品を少数購買するよりも、比較的単価の低い商品を多数購買する購買者が増加していることがうかがえる。

#### 4.1 消費者属性における差異

回答者の職業と、訪日年度との差異について、カイ二乗検定を行った結果、有意水準1%以下で独立性の仮説が棄却された(図表3)。残差分析では、訪日年が2016年と会社経営者・高級管理職(調整済み残差-6.8,  $p < 0.01$ )は負の有意差, 専門職(調整済み残差4.9,  $p < 0.01$ ), 普通会社員(クリエイティブ系)(調整済み残差4.2,  $p < 0.01$ )は正の有意差が認められた。

この結果から、訪日中国人旅行者の職業は、2013・2014年は一般的に富裕層であるとみなされる会社経営者や高級管理職の割合が高かったが、2016年は専門職や、クリエイティブな仕事に従事する会社員の割合が高くなっていると言える。一方、クリエイティブな仕事に従事しない会社員の割合に訪日年における差異は認められなかった。

図表3 回答者の属性(職業)における差異

職業		訪日年		合計
		2016	2013・2014	
会社経営者・高級管理職	度数	260	392	652
	構成比	31.3%	47.6%	39.4%
	調整済み残差	-6.8 **	6.8 **	
専門職	度数	212	129	341
	構成比	25.5%	15.7%	20.6%
	調整済み残差	4.9 **	-4.9 **	
普通会社員 (クリエイティブ系)	度数	156	94	250
	構成比	18.8%	11.4%	15.1%
	調整済み残差	4.2 **	-4.2 **	
普通会社員	度数	129	142	271
	構成比	15.5%	17.3%	16.4%
	調整済み残差	-1.0	1.0	
その他	度数	75	66	141
	構成比	9.0%	8.0%	8.5%
	調整済み残差	0.7	-0.7	
合計	度数	832	823	1655
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%

\*\* : 1%以下の有意差

#### 4.2 訪日頻度における差異

回答者の訪日頻度と訪問年における差異についてカイ二乗検定を行った結果、有意水準1%以下で独立性の仮説が棄却された(図表4)。残差分析では、訪日年が2016年と訪日頻度が初めて(調整済み残差4.0,  $p < 0.01$ )は正の有意差, 2回目(調整済み残差-4.2,  $p < 0.01$ )は負の有意差が認められた。2016年は初めて訪日する中国人旅行者の割合が増加している傾向にあると言える。

訪日年が2016年の回答者に焦点をあて、訪日頻度と職業における差異についてカイ二乗検定を行った結果、有意水準1%以下で独立性の仮説が棄却された(図表5)。残差分析では、訪日頻度3回以上と会社経営者・高級管理職(調整済み残差3.7,  $p < 0.01$ )は正の有意差,

専門職（調整済み残差-2.9,  $p<0.01$ ）、普通会社員（クリエイティブ系）（調整済み残差-2.8,  $p<0.01$ ）は負の有意差が認められた。また、訪日頻度2回と会社経営者・高級管理職（調整済み残差3.5,  $p<0.01$ ）は正の有意差、専門職（調整済み残差-3.2,  $p<0.01$ ）は負の有意差が認められ、訪日が初めてと会社経営者・高級管理職（調整済み残差-6.2,  $p<0.01$ ）は負の有意差、専門職（調整済み残差5.2,  $p<0.01$ ）、普通会社員（クリエイティブ系）（調整済み残差2.7,  $p<0.01$ ）は正の有意差が認められた。

図表4 回答者の訪日頻度における差異

訪日頻度		訪日年		合計
		2016	2013・2014	
初めて	度数	421	336	757
	構成比	50.6%	40.8%	45.7%
	調整済み残差	4.0 **	-4.0 **	
2回目	度数	222	299	521
	構成比	26.7%	36.3%	31.5%
	調整済み残差	-4.2 **	4.2 **	
3回目以上	度数	189	188	377
	構成比	22.7%	22.8%	22.8%
	調整済み残差	-0.1	0.1	
合計	度数	832	823	1655
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%

\*\*：1%以下の有意差

図表5 訪日年が2016年の回答者の職業と訪日頻度との差異

職業		訪日頻度			合計
		初めて	2回目	3回目以上	
会社経営者・高級管理職	度数	90	90	80	260
	構成比	21.4%	40.5%	42.3%	31.3%
	調整済み残差	-6.2 **	3.5 **	3.7 **	
専門職	度数	140	39	33	212
	構成比	33.3%	17.6%	17.5%	25.5%
	調整済み残差	5.2 **	-3.2 **	-2.9 **	
普通会社員 (クリエイティブ系)	度数	94	40	22	156
	構成比	22.3%	18.0%	11.6%	18.8%
	調整済み残差	2.7 **	-0.3	-2.8 **	
普通会社員	度数	59	36	34	129
	構成比	14.0%	16.2%	18.0%	15.5%
	調整済み残差	-1.2	0.3	1.1	
その他	度数	38	17	20	75
	構成比	9.0%	7.7%	10.6%	9.0%
	調整済み残差	0.0	-0.8	0.9	
合計	度数	421	222	189	832
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

\*\*：1%以下の有意差

この結果から、最近の中国人旅行者のうち、富裕層は訪問頻度が高いリピーターであり、専門職、クリエイティブ系会社員などの比較的高学歴であると考えられる中間層は初めての訪日が多い傾向にあると考えられる。クリエイティブ系ではない普通会社員については、訪日頻度の差は認められなかった。

#### 4.3 訪問地の選択における差異

回答者の日本での訪問地数と訪問年の差異についてカイ二乗検定を行った結果、有意水準1%以下で独立性の仮説が棄却された(図表6)。残差分析では、訪日年が2016年と訪問地数が1カ所(調整済み残差4.2,  $p < 0.01$ ), 2カ所(調整済み残差2.4,  $p < 0.05$ )は正の有意差, 4カ所(調整済み残差-2.4,  $p < 0.05$ ), 5カ所以上(調整済み残差-6.0,  $p < 0.01$ )は負の有意差が認められた。最近の中国人旅行者の訪問地数は減少している傾向にあると言える。

図表6 回答者の訪問地数における差異

訪問地数		訪日年		合計
		2016	2013・2014	
1カ所	度数	313	230	543
	構成比	37.6%	27.9%	32.8%
	調整済み残差	4.2 **	-4.2 **	
2カ所	度数	256	210	466
	構成比	30.8%	25.5%	28.2%
	調整済み残差	2.4 *	-2.4 *	
3カ所	度数	161	185	346
	構成比	19.4%	22.5%	20.9%
	調整済み残差	-1.6	1.6	
4カ所	度数	65	93	158
	構成比	7.8%	11.3%	9.5%
	調整済み残差	-2.4 *	2.4 *	
5カ所以上	度数	37	105	142
	構成比	4.4%	12.8%	8.6%
	調整済み残差	-6.0 **	6.0 **	
合計	度数	832	823	1655
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%

\*: 5%以下の有意差, \*\*: 1%以下の有意差

2016年の回答者の訪問地は、北海道が最も多く、回答者の58.5%が北海道に立ち寄っている。次に、関東(30.6%)、東北(22.1%)、中部(21.3%)、九州(21.3%)、沖縄(19.5%)、関西(14.1%)、北陸(11.9%)、四国(11.2%)、中国(4.3%)の順であった。2013・2014年の回答者の訪問地は、北海道が最も多く、回答者の72.8%が北海道に立ち寄り、関東(36.8%)、中部(28.9%)、沖縄(28.8%)、九州(26.7%)、関西(19.6%)、四国(18.6%)、東北(18.3%)、北陸(11.2%)、中国(5.3%)の順であった。2016年は、北海道への立ち寄りが14.3ポイント減少し、その他のほとんどの地域への立ち寄りも減少しているが、東北へ



の立ち寄りの割合のみが増加している。東北を選択した回答者が増加した理由は、東日本大震災からの復興が進んでいることや、2015年に中国を対象に、東北三県数次ビザ<sup>1)</sup>の条件が緩和されたことが影響している可能性が考えられる。

訪問パターンは、各地を組み合わせた168パターンが存在し、最も多いのが、北海道のみ(16.2%)、次に関東のみ(4.8%)、北海道と沖縄の組み合わせ(4.1%)、沖縄のみ(3.8%)の順になっている(図表7)。一方、2013・2014年の訪問パターンは、各地を組み合わせた203パターンが存在し、最も多いのが、北海道のみ(15.3%)、次に、北海道と沖縄の組み合わせ(5.5%)、北海道と関東の組み合わせ(4.5%)、沖縄のみ(3.9%)の順であった。

2016年は2013・2014年の調査と比較して、訪問地数が減少しているため、多くの地域への立ち寄りが減少し、訪問パターンも1か所への訪問が増加している。

図表7 回答者の訪問地パターン

訪問パターン	2016		2013・2014		構成比の増減
	度数	構成比	度数	構成比	
北海道	135	16.2	126	15.3	0.9
関東	40	4.8	25	3.0	1.8
北海道+沖縄	34	4.1	45	5.5	-1.4
沖縄	32	3.8	32	3.9	-0.1
中部	30	3.6	10	1.2	2.4
北海道+関東	29	3.5	37	4.5	-1.0
北海道+東北	29	3.5	19	2.3	1.2
九州	25	3.0	15	1.8	1.2
北海道+九州	23	2.8	18	2.2	0.6
関西	18	2.2	11	1.3	0.9
北海道+九州+沖縄	18	2.2	28	3.4	-1.2
関東+中部	17	2.0	9	1.1	0.9
東北	17	2.0	3	0.4	1.6
東北+関東	14	1.7	4	0.5	1.2
北海道+中部	12	1.4	11	1.3	0.1
北海道+東北+関東	12	1.4	5	0.6	0.8
九州+沖縄	11	1.3	3	0.4	0.9
関東+関西	11	1.3	12	1.5	-0.2
その他	325	39.9	410	49.8	-9.9
合計	832	100.0	823	100.0	

#### 4.4 購買カテゴリにおける差異

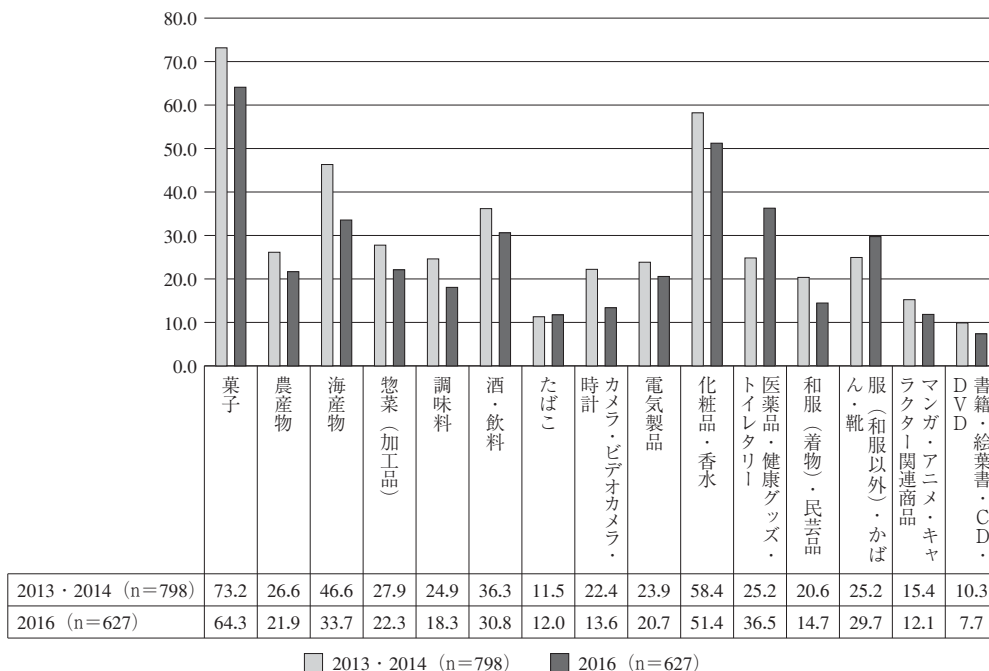
観光土産を購買した訪日年が2016年の回答者は627名で、購買率は75.4%であった。一方、訪問年が2013・2014年で観光土産を購買した回答者は798名で、購買率は97.0%であった。訪日年が2016年の回答者における観光土産の購買率は大きく減少している。

1) 日中間の人的交流を拡大し、政府の観光立国実現及び地方創生の取組に資するため、中国人に対するビザの発給要件を緩和する措置。2015年に、これまでの「十分な経済力を有する者とその家族」のほか、新たに経済要件を緩和し、「一定の経済力を有する過去3年以内に日本への短期滞在での渡航歴がある者とその家族」に対しても、数次ビザを発給。これまで家族のみでの渡航は認めていなかったが、家族のみの渡航も可能となった。



2016年の観光土産購買者の商品カテゴリ別の購買率は、菓子が最も高く全体の64.3%、次いで、化粧品・香水（51.4%）、医薬品・健康グッズ・トイレタリー（36.5%）、海産物（33.7%）、酒・飲料（30.8%）、服（和服以外）・かばん・靴（29.7%）、惣菜（22.3%）、農産物（21.9%）の順になっている（図表8）。

図表8 訪日年と購買商品カテゴリ



2013・2014年の観光土産購買者の商品カテゴリ別の購買率は、菓子が最も高く全体の73.2%、次いで、化粧品・香水（58.4%）、海産物（46.6%）、酒・飲料（36.3%）、惣菜（27.9%）、農産物（26.6%）、医薬品・健康グッズ・トイレタリー（25.2%）、服（和服以外）・かばん・靴（25.2%）の順になっている。2016年と2013・2014年を比較すると、医薬品・健康グッズ・トイレタリー以外の商品カテゴリの購買率は減少している。観光庁の2016年の訪日外国人消費動向調査でも、2015年と比較して医薬品・健康グッズ・トイレタリー以外のほとんどの商品カテゴリ<sup>3)</sup>の購買率は減少している（図表1）ため、本調査データの整合性はある程度確認できると考える。

最も気に入った食品の観光土産の10の商品カテゴリと、訪日年との差異についてカイ二乗検定を行った結果、有意水準1%以下で独立性の仮説が棄却された（図表9）。残差分析では、訪日年が2016年と洋菓子（調整済み残差2.8,  $p < 0.01$ ）、その他（調整済み残差3.3,  $p < 0.01$ ）は正の有意差、調味料（調整済み残差-2.1,  $p < 0.05$ ）、茶葉（調整済み残差-2.0,

2) 非食品は観光庁の「訪日外国人動向調査」(2017b)の調査項目に準じた商品カテゴリである。  
 3) 訪日外国人消費動向調査では、化粧品・香水の商品カテゴリの購買率が増加している。

図表9 最も気に入った旅行土産の購買カテゴリにおける差異

商品カテゴリ	訪日年		合計	
	2016	2013・2014		
洋菓子	度数	75	75	150
	構成比	17.2%	11.3%	13.6%
	調整済み残差	2.8 **	-2.8 **	
和菓子	度数	186	307	493
	構成比	42.6%	46.3%	44.8%
	調整済み残差	-1.2	1.2	
漬物	度数	1	5	6
	構成比	0.2%	0.8%	0.5%
	調整済み残差	-1.2	1.2	
海産物	度数	52	104	156
	構成比	11.9%	15.7%	14.2%
	調整済み残差	-1.8	1.8	
農産物	度数	20	26	46
	構成比	4.6%	3.9%	4.2%
	調整済み残差	0.5	-0.5	
惣菜	度数	36	46	82
	構成比	8.2%	6.9%	7.5%
	調整済み残差	0.8	-0.8	
調味料	度数	9	29	38
	構成比	2.1%	4.4%	3.5%
	調整済み残差	-2.1 *	2.1 *	
酒・飲料	度数	30	49	79
	構成比	6.9%	7.4%	7.2%
	調整済み残差	-0.3	0.3	
茶葉	度数	0	6	6
	構成比	0.0%	0.9%	0.5%
	調整済み残差	-2.0 *	2.0 *	
その他	度数	28	16	44
	構成比	6.4%	2.4%	4.0%
	調整済み残差	3.3 **	-3.3 **	
合計	度数	437	663	1100
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%

\* : 5%以下の有意差, \*\* : 1%以下の有意差

p<0.05) は負の有意差が認められた。2016年の回答者は観光土産に洋菓子を選択する傾向にあり、調味料や茶葉といった保存性の高い食品の選択が減少する傾向にあると言える。

#### 4.5 ブランド認知における差異

中国人旅行者が購買した観光土産のブランド認知の程度を、訪日年により比較する。ブランド認知の判定方法は、気に入った観光土産を自由回答する質問項目に、企業名や、商品名を正確に記入している場合をブランド認知ありとし、一般的な商品名や誤った商品名を記入している場合をブランド認知なしとした。訪日年が2016年の回答者のブランド認知率は40.0%であり、2013・2014年の回答者のブランド認知率は34.4%であった(図表10)。ブランド

認知と訪日年との差異についてカイ二乗検定を行った結果、有意水準は10%以下であり、2016年のブランド認知率がやや高い傾向にあるが、統計的に差があると言うには不十分な結果となった。

図表10 ブランド認知における差異

ブランド認知の有無	調査年		合計	
	2016	2013・2014		
あり	度数	175	228	403
	構成比	40.0%	34.4%	36.6%
	調整済み残差	1.9	-1.9	
なし	度数	262	435	697
	構成比	60.0%	65.6%	63.4%
	調整済み残差	-1.9	1.9	
合計	度数	437	663	1100
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%

そこで、リピーターほどブランド認知率が高まるのかを確認するため、専門職、一般会社員（クリエイティブ）、一般会社員を富裕層ではない中間層とみなし、2013・2014年の「初めて訪日」の中間層回答者と、2016年の「2回目の訪日」の中間層回答者を比較した<sup>4)</sup>。カイ二乗検定を行った結果、有意水準5%以下で独立性の仮説が棄却された（図表11）。残差分析では、訪日年が2016年とブランド認知あり（調整済み残差2.2,  $p < 0.05$ ）は正の有意差、ブランド認知なし（調整済み残差-2.2,  $p < 0.05$ ）は負の有意差が認められた。よって、訪日経験を積むほど、ブランド認知は高まる可能性があると考えられる。

図表11 中間層のブランド認知における差異

ブランド認知の有無	訪日年		合計	
	2016 (2回目)	2013・2014 (初めて)		
あり	度数	39	44	83
	構成比	46.4%	31.7%	37.2%
	調整済み残差	2.2 *	-2.2 *	
なし	度数	45	95	140
	構成比	53.6%	68.3%	62.8%
	調整済み残差	-2.2 *	2.2 *	
合計	度数	84	139	223
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%

\*：5%以下の有意差

#### 4.6 観光土産の認知ブランド

中国人旅行者がブランドを認知している商品を回答数によりランキングしたのが図表12である。なお、複数の商品ラインを持つ大手製菓メーカーで、商品名が回答されている場合は

4) 2013・2014年の調査と2016年の調査の回答者は異なっているが、中間層という同じ消費者属性に属しているとみなし、比較をおこなっている。

企業名に統合して集計している。2016年に最もブランド認知の回答数が多かったのは、北海道の観光土産である「白い恋人」（全ブランド回答中の構成比19.8%）であった。

図表12 認知ブランドランキング

順位	ブランド	中国語表記	訪日年			
			2016		2013・2014	
			度数	構成比	度数	構成比
1	白い恋人	白色恋人	58	19.8	63	16.5
2	明治	明治	39	13.3	70	18.3
3	カルビー	卡乐比	36	12.3	29	7.6
4	グリコ	格力高	24	8.2	11	2.9
5	六花亭	六花亭	15	5.1	-	-
6	ロイズ	ROYCE	12	4.1	14	3.7
7	不二家	不二家	10	3.4	26	6.8
8	東京バナナ	乐京香蕉	9	3.1	15	3.9
9	森永	森永	6	2.0	12	3.1
9	三立	三立	6	2.0	17	4.5
9	日清	日清	6	2.0	16	4.2
9	松永	松永	6	2.0	-	-
9	丸京	丸京	6	2.0	-	-
	その他		60	20.5	109	28.5
	合計		293	100.0	382	100.0

北海道に立ち寄った回答者は58.5%であったため、北海道の観光土産が上位になるのは妥当な結果であるが、他の北海道の観光土産<sup>5)</sup>と比較して、ブランド認知の高さが際立っている。次に、明治（13.3%）、カルビー（12.3%）、グリコ（8.2%）と、大手製菓メーカーの商品となっている。カルビーに関しては、北海道の地域限定商品である「じゃがポックル（薯条三兄弟）」の回答が多い。以下、六花亭（5.1%）、ロイズ（4.1%）、不二家（3.4%）、東京バナナ（3.1%）、森永（2.0%）、三立（2.0%）、日清（2.0%）、松永（2.0%）、丸京（2.0%）となった。

観光土産のブランド認知について、「白い恋人」、「六花亭」、「ロイズ」などの地域性が高い、一般に我々が観光土産と認識している商品が選択される一方で、明治、カルビー、グリコ、不二家、森永などの大手菓子メーカーが日本製の観光土産として認知されている。これは、我々が海外旅行に行った際に、現地の大手メーカーの製品を観光土産として選択する場面があるが、これと同様なブランド認知や購買行動であるとみなすことができる。特徴的なのは、三立（三立製菓株式会社）、松永（松永製菓株式会社）、丸京（丸京製菓株式会社）といった中小の菓子メーカーの回答が見られたことである。回答数は森永、日清と同数であり、ブランドを学習する過程において、どのような情報をもとにブランド認知が形成されていくのかを考えるうえで、興味深い結果となった。三立は静岡県浜松市に本社があり「源氏パイ」が主力商品のメーカーであるが、回答は会社名のみあるいは「三立夹心饼干（クックダッ

5) 図表中のその他の北海道の観光土産は、六花亭、ロイズである。

セ]」<sup>6)</sup>であった。松永は愛知県小牧市に本社がある「しるこサンド」<sup>7)</sup>が主力のメーカーであり、丸京は鳥取県米子市に本社がある「どらやき」<sup>8)</sup>が主力商品のメーカーである。

## 5. まとめと今後の課題

本研究では、中国人旅行者の購買行動の変化を明らかにするため、2016年に訪日した旅行者を対象とした調査データと2013・2014年に訪日した旅行者を対象とした調査データの比較をおこなった。比較項目は、回答者の属性、立ち寄り地域、訪日頻度、購買商品カテゴリ、最も気に入った観光土産商品カテゴリ、購買商品のブランド認知であり、カイ二乗検定により差異を分析している。

結果として、1) 訪日中国人旅行者の主要マーケットは富裕層ではない専門職や、クリエイティブな仕事に従事する会社員などの消費者へと変化していること、2) 初回訪日の旅行者の割合が増加しており、彼らはリピーターよりも訪問地数が少ない傾向にあること、3) 訪問地の選択は北海道が最も多いが、以前よりは減少していること、東北を選択する割合が増加していること、4) 訪問地パターンでは、単県のみが回答が増加していること、4) 観光土産の商品カテゴリで購買率が増加しているのは、医薬品・健康グッズ・トイレットリーであること、5) 最も気に入った観光土産（食品）の商品カテゴリは洋菓子が増加していること、6) 訪日経験を積むほど、ブランド認知率は高まる可能性があること、7) 認知されているブランドは、観光土産として有名な商品、大手メーカーのNB商品に加え、中小メーカーの商品があること、が明らかになった。

訪日観光客の主要マーケットが中間層に変化しているため、今後は高額なブランド品や家電などの耐久消費財だけではなく、リピート購買が生じやすい非耐久消費財の消費拡大策を提案することが必要である。また、食品では菓子類が観光土産に好まれる割合が増加しているが、現状は地域の有名な観光土産が選択されると同時に、大手製菓メーカーの商品が選択されている。しかし、今後リピーターが増加し、日本に対する知識が深まると、より地域性のある商品に関心が高まる可能性がある。観光土産開発には特産品の活用が求められている（鍛冶2006, 北川2001）ため、地域の事業者は、訪日旅行者に対してブランド認知が高まるようなコミュニケーションを積極的に行う必要がある。本研究で、大手製菓メーカーとならんで、中国人旅行者のブランド認知が高い中小メーカーの存在が明らかになったため、これらのメーカーのブランド認知がなぜ高くなっているのかの要因を分析することで、経営資源が限定される中小事業者や地域事業者の観光土産のブランド認知向上のための有効な知見が得られるのではないかと考える。

6) クックダッセは、チョコレートを薄焼きのクッキーでサンドしたもの。

7) 「しるこサンドの森 あん・びすきゅい」という観光施設を有している。

8) ブランド認知はないが、「どらやき」の商品名の回答が9名あった。「どらやき」は中国でも人気のアニメ「ドラえもん」の好物であるため、商品選択やブランド認知に影響を及ぼしている可能性がある。

本研究は、中国人旅行者のリピーターの購買行動の変化について明らかにしているが、同様の訪日経験を有していても、消費者の特性によって、興味のある商品カテゴリ群や、ブランド認知の程度などが異なる可能性があるため、消費者特性による消費者の分類を行い、さらに深く特徴を把握する必要がある。今後の展開としては、商品の購買後評価は、購買者と贈与された受け手がいる場合には双方により評価されるため、中国人旅行者の観光土産の受け手に対して、観光土産の評価基準やブランド認知に関するアンケート調査を行い、ブランド認知が高いメーカーに対して、その要因を明らかにするためにインタビュー調査を行う予定である。

謝辞 本研究は JSPS 科研費25501026, 16K02095ならびに桃山学院大学特定個人研究費の助成を受けたものです。

#### 【参考文献・資料】

- Aaker, D., A., 1997, 『ブランド優位の戦略—顧客を創造する BI の開発と実践』, 陶山計介・梅本春夫・小林哲・石垣智徳訳, ダイアモンド社.
- 有馬貴之・湯舟佑樹・寺田悠希・大谷徳・安藤康也・青木美岬・赤津莉奈・浅川翠・新谷明大・川端南実希・北澤美千絵・栗本実咲・小林竜大・佐野湧・畠山里美・早崎由紀・菊地俊夫, 2014, 「箱根湯本における外国人観光客の土産物購買行動と土産物店・宿泊施設のサービス・コミュニケーションの状況」, 『観光科学研究』, 首都大学東京大学院都市環境科学研究科観光科学域, 第7巻, pp. 45-52.
- Oh, J., Y-J., Cheng, C-K., Lehto, X., Y., O'Leary, J., T., 2004, "Predictors of tourists' shopping behaviour: Examination of socio-demographic characteristics and trip typologies," *Journal of Vacation Marketing*, Vol. 10, No. 4, pp. 308-319.
- 鍛冶博之, 2006, 「観光学の中の土産物研究」, 『社会科学』, 同志社大学人文科学研究所, Vol. 77, pp. 45-70.
- 北川宗忠, 2001, 「地域観光事業の展開」, 北川宗忠編, 『観光事業論』, ミネルヴァ書房.
- 清水聰, 2006, 「第1章 消費者の意思決定プロセスとコミュニケーション」, 『消費者コミュニケーション戦略』, 田中洋・清水聰編, 有斐閣.
- 辻本法子, 2016, 「インバウンド観光における観光土産の購買行動：中国人リピーター旅行者の特徴」 『甲南経営研究』 第57巻, 第2号, pp. 17-37.
- 辻本法子・荒木長照・朝田康禎・田口順等, 2015, 「観光土産購買における売り手・買い手・受け手の商品評価に関するギャップ～地域活性化のための観光土産開発に向けて～」, 『観光と情報』 第11巻, 第1号, pp. 57-70.
- 辻本法子・田口順等・荒木長照, 2013, 「贈与動機が消費者の購買行動にあたる影響—熊本県における観光土産の実証研究—」 『桃山学院大学経済経営論集』, 桃山学院大学総合研究所, 第55巻, 第1-2号, pp. 225-255.
- 「観光白書 平成29年版」, 2017a, 国土交通省観光庁, <http://www.mlit.go.jp/common/001187257.pdf>, 2017年10月2日ダウンロード.
- 「訪日外国人消費動向調査 平成28の年間値の推計(暦年)」, 2017b, 国土交通省観光庁, <http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/tou-kei/shouhidoukou.html#cp1>, 2017年10月2日ダウンロード.

(2018年3月28日受理)

# Purchasing Behavior of Chinese Tourists in Japan: Changes in Purchasing Behavior and Brand Awareness about Travel Souvenirs

TSUJIMOTO Noriko

Japan has seen an increase in the number of foreign tourists over the years; the number stood at 24 million in 2016. In fiscal 2016, the number of inbound tourists increased by 71.5% on a year-on-year basis. The travel consumption was valued at JPY3.75 trillion, which is primarily attributable to tourists from China.

This study proposes a new viewpoint on the travel souvenir-related purchasing behavior of Chinese tourists in Japan. The purchase of a travel souvenir is typically a one-time purchase by a tourist during a visit to a location. To increase the sales of travel souvenirs, it is important to promote repeat purchases. To ensure repeat purchases, it is necessary to create brand awareness and increase brand accessibility, so that the tourist can easily recall the brand name and place a repeat order even from his or her native place. This study focuses on the changes in Chinese tourists' purchasing behavior and brand awareness, and makes a comparison between the periods 2016 and 2013/2014.

The study noted the following.

- (1) Visits by Chinese middle-class tourists increased in 2016.
- (2) The number of first-time visitors to Japan increased, and these visitors visited less places compared to those who are visiting again.
- (3) As for the person with multiple visit-to-Japan experiences, brand awareness may increase.



〔共同研究：水インフラ整備の課題と展望〕

# 多変量外れ値に対する パラメトリックな生産フロンティアの感度分析\*

——STATA を用いた多変量外れ値検出の水道事業分析への適用——

矢 根 真 二

## 要約

本稿の目的は、多変量外れ値 (Multivariate Outliers) の除去に対する SFA (確率的フロンティア分析) の 1 ステップモデルによる生産フロンティアと技術効率性の推定値の感度 (Sensitivity) を分析する点にある。具体的には、Wang (2002) のモデルを日本の上水道事業に適用した矢根・矢根 (2018) が用いた 12 変数に、STATA で利用可能な 3 種のコマンド **hadimvo**・**bacon**・**mcd** を適用する。その主要な結論は、(1) デフォルトでの外れ値の検出数は **bacon**・**hadimvo**・**mcd** の順に次第に多くなるが、**bacon** の外れ値はいずれも **hadimvo** の外れ値であり **hadimvo** の外れ値はすべて **mcd** の外れ値になるという意味で整合的である、(2) 1243 事業者のうち明らかな異常値を示す 2 事業者を取り除くと、技術非効率性に対して有意でなかった環境変数である顧客密度 **cusden** が 0.1% 水準で有意になる、(3) この環境変数の影響を含めた生産フロンティアと技術効率性の **bacon** および **hadimvo** による外れ値に対する感度分析の結果はほぼ頑健である、(4) ただしサンプル数の 3 割弱を外れ値として検出する **mcd** は、非効率性を示す片側誤差項の分散を過度に収縮させるため、このフロンティア分析にはデフォルト値での適用はできないことの 4 点である。

## 目次

- 1 外れ値検出と生産フロンティア分析
- 2 多変量外れ値の検出法と使用変数
- 3 SFA の 1 ステップモデルの外れ値の検出結果と検出法の選択
- 4 生産フロンティアと技術効率性への影響
- 5 分析結果の要約と帰結

参考文献

Appendix 検出された外れ値の属性

\*本稿は、2014-16年度桃山学院大学総合研究所地域連携プロジェクト番号238「水インフラ整備の課題と展望」による研究成果の一部であり、桃山学院大学およびプロジェクト・メンバーに、ここに記して感謝します。

キーワード：多変量外れ値 (Multivariate Outliers), 感度分析 (Sensitivity Analysis), SFA (Stochastic Frontier Analysis: 確率的フロンティア分析), 1 ステップモデル (1-Step Model), 頑健性 (Robustness)

## 1 外れ値検出と生産フロンティア分析

パラメトリックな生産フロンティア分析の嚆矢は、Aigner et al. (1977) および Meeusen and van den Broeck (1977) である。それ以来約40年、**SFA (Stochastic Frontier Analysis: 確率的フロンティア分析)**におけるクロスセクション分析の主要課題の1つは、技術効率性に及ぼす環境変数の影響を、生産フロンティアの推定と同時に1ステップでの確に把握することである<sup>1)</sup>。そのために多様な1ステップモデルが開発・提案されてきたことは、Wang (2002) や Kumbhakar and Wang (2015) による **KGMHLBC** 型や **CFCFGHI** 型といった1ステップモデルの分類や命名から伺える。

矢根・矢根 (2018) は、国際的にも散度の高い日本の水道事業では、**KGMHLBC** 型や **CFCFGHI** 型ではなく、双方の要素を取り入れた Wang (2002) のモデルが尤度比検定の結果として選択されることを示した。すなわち、Kumbhakar and Lovell (2000, p. 122) および Kumbhakar and Wang (2015, p. 35) の予測どおり、影響力の大きな環境変数を無視した SFA モデルでは、生産フロンティアと技術効率性の双方の推定値にバイアスが生じることを例証したのである。

しかし散度の高いデータにもかかわらず、1243事業者から成る生産フロンティアの推定にも、8つの環境変数で説明される個々の事業者の非効率性の推定にも、**外れ値 (outlier)** への配慮は一切なされていない。Greene (2017, p. 105) によれば外れ値とは、当該モデルの適用外にあることが明白な観測値であり、その主因はおそらく異なったデータ生成過程に由来する。換言すれば、矢根・矢根 (2018) による上記の結論は、総計10000を超える全変数の観測値の中に、誤値をも含めて分析結果を左右するような外れ値は存在しないという「**暗黙の想定**」に立脚しているのである。

そこで本稿の目的は、この暗黙の想定がどの程度妥当なのか、すなわち外れ値に対する環境変数を含めた SFA の1ステップモデルの感度分析 (**Sensibility Analysis**) を行うことである。その特色は、矢根・矢根 (2018) で用いられた環境変数を含む12変数をベースに、日本の水道事業の効率性分析では初めてパラメトリックな**多変量外れ値 (Multivariate Outliers)** の検出を試みる点にある。多変量外れ値の手法を試みるのは、**単変量外れ値 (Univariate Outliers)** 手法では検出できない外れ値が存在するからである。しかも、フロンティア分析のような生産経済学や産業組織論といった応用経済学分野の対象となるデータの多くは高い散度を示すのが常であるのに、多変量外れ値検出の適用例は未だ少ないように思われるからである。

ただし、応用分野の実証研究で多変量外れ値の検出がさほど試みられていないという認識

---

1) ノンパラメトリックな2ステップ法を「根拠薄弱 (invalid)」と批判した Simar and Wilson (2007, 注8) は、もちろんパラメトリックな2ステップ法の統計的な問題も指摘している。このバイアスの程度は、Wang and Schmidt (2002, p. 130) によれば、第1ステップで驚くほど下方に拡散するので、第2ステップでもバイアスが生じるため、2ステップ法は控えるべきだという結論に至るほどである。

が正しければ、それ相応の理由があるはずである。もちろん筆者のようなデータ化される現場の実情やその処理に関する統計学知識が不十分だという個人的責任は免れえないとしても、より一般的で広範な要因があるように思われる<sup>2)</sup>。

第1に、近年も進展中であるコンピューターの計算処理能力やソフトウェアの使い勝手の向上に、大学の教育・研究体制が取り残されてしまったのではないだろうか。実際、半世紀近く前にはOLS（最小二乗法）を機械に任せられる研究者は希少であったかもしれないが、今日では応用分野でも多用される基本モデルなら多くの学部生でも容易に実行できる環境が整えられている。一昔前にはOLSでさえ大型計算機がない環境では容易な作業ではなかったのに、今ではフロンティア分析のような基本モデルや多変量外れ値検出のような負荷の高かった作業もOLSと変わらぬ容易な作業になっているのだから、その使用を妨げているボトルネックは環境変化に対する教育・研究体制の対応の遅れが主因としか考えられない。実際、AI・IoT・RPAにおける技術進歩が既存の職種を半減させると話題になっているにもかかわらず、大学全体や個別学部の教育・研究体制にはこうした科学的進歩の恩恵・対策を先取るような大胆な変革はみられない。

もちろん、その責めの一部は、上述したような自ら分析対象と手法の熟知を怠る応用研究者や学生個人が負うべきだろうが、計量経済学のテキストでも、たとえば外れ値の検出や対応に多くの頁や時間を割く余裕はないのが現実である<sup>3)</sup>、ゆえに、たとえ大学で勤勉に学んだ学生でも、実際に研究されている手法とのギャップは拡大するばかりというのが第2の要因である。これはハードと、とりわけソフトの進展に対する統計学・計量経済学の対応の遅れともみなせようが、それだけ経済学における当該分野の理論と実践の重要性が急速に高まっているのではないだろうか。事実、多変量外れ値の検出でも、様々な基本モデルの応用の場合と同様、STATA・R・MATLABといったソフトウェアのモジュール・パッケージ・キットといった形の追加更新さえすれば、基本的な作業量はOLSの推定とほぼ変わらない時代である。学生を含めた多くの応用経済学者が今後も分析対象の拡大と使い勝手の向上を続けるソフトウェアに依存することを前提にすれば、実証の分野の理論と実践にもっと多くの時間を割くことが、経済学教育のみならず応用経済学の発展にも不可欠であると思われる。

第3に外れ値に焦点を戻すと、外れ値の検出とその対応はあまりに重要すぎて判断しかねるがゆえ、試行し難いのもかもしれない。検出した外れ値の存在が分析結果に影響しないなら検出作業はさして重要でない一方、結果を左右する場合には外れ値を処理する十分な理論的な説明が必要になろう。たとえば、外れ値の存在がフロンティアの形状に直接影響し、それ

2) Hadi (1992) や Billor et al. (2000) のような多変量外れ値検出法の提案者が異口同音に必ず指摘する理由として、計算費用・速度の問題がある。しかし以下では、数十万の観測値を抱える分析に限らず、むしろ今日ではさほど計算時間を要しない経済分析一般について焦点を当てる。

3) たとえば Greene (2017, pp. 104-7) では、1000頁を超えるテキスト中の約3頁を割き、回帰分析へのスチューデント化残差の機械的な適用法とその問題点を説明している。しかし少なくとも日本では、この分量の知識だけを教えるのも困難だろうから、実際にソフトウェアを使った実践的な教育と組み合わせるには課題をさらに大幅に絞るしかないはずである。

ゆえ個々の効率性水準の評価をも歪めるノンパラメトリックなフロンティア分析では、外れ値の検知や除去が **DEA** (Data Envelopment Analysis: 包絡分析法) の施行前の不可欠な吟味だと強調されるのが常である。実際、R や MATLAB で作動するノンパラメトリックなフロンティア分析の外れ値の検出法は、それぞれ Wilson (1993) や Simar (2003) によって公開されている。しかし Simar (2003, pp. 402-3) が強調するように、閾値の設定等に定まった規則などはなく、外れ値を自動で検出することなど決して容易ではない。むしろ、Simar (2003, pp. 404) が指摘するように、外れ値の数の上限に何の理論的な規則もないならば、外れ値の除去が結果を左右するとしても、その外れ値の閾値や個数の設定を正当化するのは容易ではない。

そのうえ第4に、STATA を用いてモンテカルロ法による環境変数の効果に関するシミュレーションを行った Wang and Schmidt (2002, p. 135) が指摘するように、尤度を最大にする数値計算には外れ値に伴う技術的な問題が起こりうる。特に、切断正規分布するパラメーターの推定から安定した平均値を得るため、上下0.3%の極端な推定値を外れ値として除外している。なぜ0.3%なのかという上記の閾値の説明はさておいたとしても、データの生成過程が既知であるシミュレーションにおいても外れ値を無視できないならば、最尤法が多用される今日ではもっと外れ値の検出が普及してもよいはずである。しかし、日常的にも少なくないと思われる大局的に凹であることが疑わしい最大化問題に対して、多変量変数外れ値の検出を試みるよりも、むしろ変数を減らしたり計算アルゴリズムを変更したりする対応の方が多く思われる。そこで本稿では、変数や計算アルゴリズムを固定したうえで、外れ値に対する SFA の1ステップモデルの感度を分析する。

本稿の構成は、以下のとおりである。第2節では、本稿で使用する STATA で利用可能な3種の変量外れ値検出コマンド **hadimvo**・**bacon**・**mcd** について説明する。これらの検出法を矢根・矢根 (2018) の SFA の1ステップモデルに用いられた12変数に適用するのが、第3節である。そこでは、デフォルトによる外れ値の検出数は大きく異なるが、検出数の少なかった検出法の外れ値は必ず検出数の多かった検出法の外れ値であるという包含関係が成立するという意味で整合的であることが示される。第4節では、**bacon** および **hadimvo** による外れ値検出に対する矢根・矢根 (2018) の1ステップ SFA モデルにおける生産フロンティアと技術効率性の感度を分析し、双方ともほぼ頑健であることを示す。それどころか、明らかな2個の異常値を取り除くだけで、環境変数である顧客密度 **cusden** の効率性に及ぼす影響が0.1%水準で有意になることが確認される。以上の分析結果は第5節で要約され、Appendix では除外した外れ値の属性が要約される。

## 2 多変量外れ値の検出法と使用変数

外れ値は、文字どおり、ある基準から測って非常に離れた距離にある観測値だから、その基準と距離の取り方によって様々な判定をなしうる。たとえば和田 (2010, 表1) は、単変

量か多変量か、ロバストかロバストでないかという視点から4種の手法に分類している<sup>4)</sup>。標本平均値や標準偏差がロバストでない理由は、平均や標準偏差の算出自体に含まれる外れ値の影響が大きくなる場合があるからである。他方、ボックス・プロット（箱ヒゲ図）が単量外れ値検出法としてロバストな理由は、中央値や四分位差が標本平均値や標準偏差より外れ値の影響を受けにくいからである<sup>5)</sup>。

しかし、単変量外れ値検出を繰り返したとしても、極端な値を取る外れ値を検出できても、他の変数との関係における外れ値は検出できない点に注意すべきである。すなわち、当該変数だけを見た場合には極端な値ではなくとも、他の変数との関係において観測値の大半とは異なる傾向を持つ外れ値を検出できないのである。

そこで多変量データの距離指標として伝統的に用いられてきたのが、マハラノビス（平方）距離である。 $m$ 個の変数を持つサンプル数 $n$ の $n$ 行 $m$ 列の行列 $X$ の第 $i$ 行ベクトルを $x_i$ で表すと、マハラノビス距離 $D_i$ は次のように定義できる。

$$D_i = \sqrt{(x_i - \bar{x}) \Sigma^{-1} (x_i - \bar{x})'} \quad (1)$$

ここで、 $\bar{x}$ は平均値の行ベクトル、 $\Sigma$ は $m$ 行 $m$ 列の分散共分散行列である。ゆえに、諸変数が独立であれば $\Sigma$ は対角行列となり、（正規化）ユークリッド距離になる。換言すれば、マハラノビス距離は、変数間の相関も考慮した方向によって調整された尺度なのである。さらに $X$ が多変量正規分布からのランダムなサンプルであれば、マハラノビス平方距離の検定統計量は自由度 $m$ および $n-m$ のF分布に従うことが知られている。

しかし、単変量の標本平均値や標準偏差と同じように、(1)式の平均や共分散が外れ値を含む標本全体から算出される限り、マハラノビス距離 $D_i$ もロバストではない。Hadi (1992, p. 762)も指摘するように、マスキング問題やスワンピング問題を回避できないからである。前者は、ある外れ値の存在が、平均値や距離を歪めることにより、他の外れ値の検出をマスクしてしまう効果である。後者は、多数のパターンに従う観測値であっても、その反対方向に平均や距離を歪める小群の外れ値があれば、距離が大きくなってしまいうために外れ値とみなされかねない問題である。こうした問題を避けるには、外れ値に対してロバストな基準を定める必要がある。

そこで本稿では、STATAで利用可能な3種のロバストな多変量外れ値検出法を使用する。それぞれコマンド名は、**hadimvo**・**bacon**・**mcd**である。

**hadimvo**は、Hadi (1992, pp. 762-3)によって**MVE** (Minimum Volume Ellipsoid)の近似手続きとして提案されたアルゴリズムである。基本的なアイデアは、最初に外れ値を含みそうにない少数の基本サブグループとそうでないサブグループに分け、基本サブグループに含

4) さらにBen-Gal (2005, p. 2)は、パラメトリックな手法とノンパラメトリックな手法に分類している。こうした分類に従うなら、本稿の焦点はロバストな多変量外れ値のパラメトリックな検出法にある。

5) 和田 (2010, p. 94)は、ロバストでない多変量外れ値検出法として後述するマハラノビス平方距離を、ロバストな多変量外れ値検出法としてMSD (Modified Stahel-Donoho)法を挙げている。



まれる観測値を少しずつ増加させ、一定の基準に達した時点で停止し、その終了時点で基本サブグループに含まれなかった観測値を外れ値とみなす点にある。

STATAでの **hadimvo** の外れ値検出数に影響するオプションは外れ値検出に関する有意性水準のみであり<sup>6)</sup>、デフォルトは0.05である。フロンティア分析への適用例としては、Wang (2002, p. 246) があり、明らかに異常値と思われる2つの外れ値を検出している。

**bacon** の特徴は、Billor et al. (2000, p. 284) によれば、Hadi (1992) のアイデアをベースにしながらも、計算速度を引き上げるために、個々の観測値を吟味して基本サブグループを拡大するのではなく、ブロックに束ねた観測値を吟味するよう改善したアルゴリズムにある。この名称は、まさにそのアルゴリズム名 blocked adaptive computationally efficient outlier nominators の略称である。それゆえ、検出結果は上記の **hadimvo** や **MVE**、後述の **mcd** と整合的であると報告されている。

実際、Weber (2010, p. 334) は、STATAにおける **hadimvo** と **bacon** をデフォルト値で使った検出結果がほぼ同様であることを確認すると同時に、**hadimvo** の計算速度の遅さを強調している。**bacon** の外れ値検出数に影響するオプションも外れ値を決める閾値だけであるが、カイ二乗分布のパーセンタイルを与える形になっており、デフォルトは0.15である<sup>7)</sup>。Weber (2010) によるデフォルト値を使った検出例では、**hadimvo** も **bacon** も74個中2個(2.7%)、そして28101個中それぞれ20個(0.07%)と29個(0.1%)であり、整合的な結果を得る速度の違いが強調されている。

**mcd** は、ロバストな統計量として知られる minimum covariance determinant の略であり、Verardi and Dehon (2010) によって STATA で使える速い検出法のアルゴリズムとして提案されたものである。**mcd** の基本的なアイデアは、最小の一般化分散、つまり最小の分散の行列式を有するグループが標本の半数を占めるようにして、ロバストな平均値と共分散を求めることにある。Verardi and Dehon (2010, p. 260-1) によれば、実際には観測値の半数から成る膨大な組み合わせをすべて計算する必要がない点にアルゴリズムの特徴があり、**hadimvo** の最初の基本サブグループの選択よりロバストである点が利点だという。

事実、Verardi and Dehon (2010) による STATA における **hadimvo** と **mcd** の比較でも、速度はもちろん外れ値検出力も **mcd** に軍配を上げている。ただし比較の対象は、1つのシミュレーション・データに関してのみである。**mcd** のオプションは、外れ値の最大期待パーセント等を含めて7個あり、非常に柔軟である。

以上の3種のパラメトリックな多変量外れ値検出コマンドの対象とする変数は、矢根・矢根 (2018) の SFA の1ステップモデルの推定に使用された12変数である。半切断-正規モデ

6) 外れ値なら1を取るダミー変数と算定された距離を示す変数を作成する機能もあるが、これらは他の2つのコマンドも共有する機能であり、検出数とは無関係である。

7) Billor et al. (2000) の中央値を使うバージョンも可能であり、最初の基本サブグループの数の設定も可能であるが、本稿では使用しない。さらに Weber (2010) は、何度も計算し直せる replace 機能が便利だと強調している。



ルと呼ばれる基本的な SFA モデルは、次のように定義できる。

$$\ln(Y_i) = \beta_0 + \beta_1 \ln(K_i) + \beta_2 \ln(L_i) + \beta_3 \ln(O_i) + v_i - u_i \quad (2)$$

$$v_i \sim iid \ N(0, \sigma_v^2) \quad (3)$$

$$u_i \sim iid \ N^+(\mu, \sigma_u^2) \quad (4)$$

すなわち、(4)式の非効率性を表す半切断の片側誤差項がなければ、(2)式は生産量  $Y$  の対数値を資本  $K$ ・労働  $L$ ・その他の生産要素  $O$  の対数値での回帰にすぎない。実際、(4)式の平均値も分散も 0 なら、SFA は成り立たない。換言すれば、Coelli (1995) による非効率性の要素がないという帰無仮説を棄却できてはじめて、(2)式は意味を持ち、非効率性を推定できるのである。この非効率性は、Jondrow et al. (1982) による次式に従い効率性に変換されるのが常である。

$$E_i = \exp(-E(u_i | \varepsilon_i)), \quad \text{where } \varepsilon_i = v_i - u_i \quad (5)$$

ゆえに、コブダグラス型生産関数の推定に使用する変数は産出量  $Y$  と生産要素  $K, L, O$  の 4 変数である。これらの変数を含め、矢根・矢根 (2018) で用いられた 12 変数のすべては 2007 年度『地方公営企業年鑑』から作成されており、定義は以下のとおりである。

**Y** (産出量)：年間総有収水量 (千  $m^3$ )

**K** (資本)：減価償却累計額を含む (建設仮勘定を除く) 有形固定資産額 (千円)

**L** (労働)：損益勘定所属職員数と資本勘定所属職員数の合計人数

**O** (その他)：動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、材料費、薬品費、路面復旧費、委託費、資本相当分を除いた受水費の合計金額 (千円)

いわゆる 2 ステップ法とはこの第 1 ステップで得た効率性を環境変数で回帰するアプローチであるのに対し、矢根・矢根 (2018) が用いた 1 ステップモデルは (4) 式の平均と分散を (6) 式のように不均質性や不均一分散を許容できる形に拡張し、(7)-(8) 式のように環境変数で説明する方法である。定数項を含めた環境変数ベクトルを  $Z_i$  とすれば、1 ステップモデルでは (4) 式の平均と分散は次のように書き直せる。

$$u_i \sim iid \ N^+(\mu_i, \sigma_{u_i}^2) \quad (6)$$

$$\mu_i = Z_i' \delta \quad (7)$$

$$\sigma_{u_i}^2 = \exp(Z_i' \gamma) \quad (8)$$

次に、矢根・矢根 (2018) で用いられた 8 個の環境変数の定義は、以下のとおりである。

**lwc**: 取水規模を表す指標としての取水能力の対数値

**cusden**: 給水人口を水道管総延長距離で除した顧客 (給水人口) 密度

**Load**: 1 日平均給水量を 1 日最大給水量で除した負荷率

**dtypews2**: 取水能力に占める受水比率が 50% を超えれば 1 をとるダミー変数

**dtypewe2**: 自己水源に占める地下水比率が 90% を超えれば 1 をとるダミー変数

**rrow**: 低水質を示す指標としての取水能力当たりの薬品使用額の比率

**rsubp**: 補助金比率としての給水収益に占める他会計繰入金等の損益勘定5項目の総額の比率

**Uprice**: 供給単価としての給水収益を有収水量で除した料金水準

2ステップモデルでは、最初にフロンティア推定のために4変数を用い、次にその効率性の推定値をこれらの8個の環境変数で回帰する。他方、1ステップモデルは、一度に12変数すべてを使うことになる。次節では、この点を念頭に置いたうえで、3種の変量外れ値検出法を適用する。

### 3 SFAの1ステップモデルの外れ値の検出結果と検出法の選択

第3節では、前節で説明したSTATAで利用可能な3種の変量外れ値検出コマンド **hadimvo**・**bacon**・**mcd** (のデフォルト値) を矢根・矢根(2018)の1ステップモデルの推定に用いられた12変数に適用する。前節で説明したように、仮に2ステップ法を取る場合には、まず生産フロンティアに関する4変数が使われ、次に効率性を回帰する8個の環境変数が使われることになるので、参考のためにそれぞれケースA・Bとして別個に検出し、1ステップモデルの一度に12変数を使ったケースCと比べたのが表1である。

表1 変量外れ値検出法による外れ値の検知数

	bacon	hadimvo	mcd
A 生産フロンティア	0 (0%)	5 (0.40%)	131 (10.54%)
B 環境変数	9 (0.72%)	76 (6.11%)	490 (39.42%)
C 全変数 (A+B)	2 (0.16%)	81 (6.52%)	361 (29.00%)

\* ()内は、全サンプル数1243事業者に対する比率

表1の3種のコマンドのデフォルト値での外れ値検出数を比較すると、**bacon**・**hadimvo**・**mcd**の順に次第に大きくなり、その格差は前節の文献の示唆に比べればかなり大きいように思われる。しかし、A・B・Cのいずれのケースにおいても、**bacon**による外れ値は必ず**hadimvo**の外れ値であり、その**hadimvo**の外れ値はすべて**mcd**の外れ値であるという包含関係が成立するという意味では、整合的である。というのも、互いに閾値を調整すれば、格差は縮小すると予想されるからである。ただし、デフォルト値であっても、これほどの格差が現れるという事実は、前節で言及した多くのシミュレーション結果から考えれば、予想し難い結果かもしれない。

次に、各コマンド別にA・B・Cでの検出数を比較すると、Aの生産フロンティアでの外れ値が最も少ないことがわかる。これは、矢根・矢根(2018, 表1)が指摘するように、産出量や生産要素の散度は高くても、その対数値を使っているからである。他方、**bacon**と**mcd**ではBの環境変数の検出数が最大であるが、**hadimvo**ではCの全変数での検出数が最

大になる。必ずしも変数が多くなるほど外れ値が増えるわけではない点に留意すべきである。

第3に、本稿で使用する全変数を用いたCの**bacon**での外れ値は新潟県の聖籠町と佐賀県の鳥栖市の2事業者のみであるが、いずれも吉川・他(2012, p. 86)が水道管総延長距離が(前後の期間と比べて)異常に低いと指摘した事業者に他ならない点である。すなわち、前節で言及したWang(2002, p. 246)による外れ値除去と同じように、除去する確固たる客観的な理由が存在するのである。

事実、矢根・矢根(2018, 表1)によれば、顧客密度**cusden**の平均値は157だが、その最大値は聖籠町の11464、次に大きいのが1410の鳥栖市であり、異常に短い水道管総延長距離によってあまりに高い顧客密度になったと考えられる。この2事業者を除けば、顧客密度の標準偏差は三分の一以下になり、平均値も147まで低下する。

本稿の目的は外れ値に対する矢根・矢根(2018)の1ステップモデルにおける生産フロンティアと技術効率性の感度を分析する点にあるので、Cの全変数の外れ値検出の結果を利用するのが妥当である。しかし、特に**mcd**のように多数の外れ値が除外された場合には、対数尤度の最大値をうまく探し出せず、STATAの具体的な警告でいえば「not concave」や「Backed Up」で終わってしまう場合が起こりうる。もちろんSTATAでも、計算アルゴリズム等を変更することにより解決できる場合もあるが、本稿では外れ値に対する感度分析が目的なのでアルゴリズム等は変更しないことを原則とする<sup>8)</sup>。

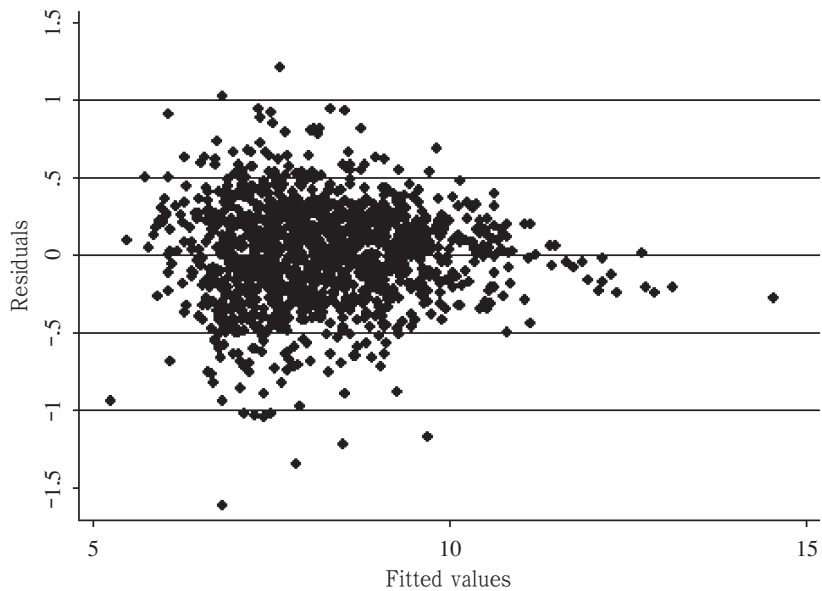
その際、問題になるのが、やはり**mcd**によって3割近くを除外されたサンプルである。(2)-(4)式から成る基本的なSFAモデルでも、(2)・(6)-(8)式から成る環境変数を含めた1ステップモデルでも、Backed Upの警告行で終わるからである。さらに本質的な問題は、基本的なSFAモデルの推定はアルゴリズムの変更で可能だとしても、前節で説明した非効率性が存在しないという帰無仮説を10%水準でも棄却できないことである<sup>9)</sup>。すなわち、2ステップ法で言えば、そもそも最初のステップで説明すべき非効率性が除去されてしまうのだから、SFAではなくOLSの適用が妥当になってしまうのである。ケースAのフロンティア変数のみを**mcd**で検出し1割近い外れ値を除去した場合にも、基本的なSFAモデルでの非効率性が存在しないという帰無仮説を棄却できず、第2ステップに移る余地などないのである。

実際、OLSによって生産関数を推定すると、**mcd**による外れ値除外によって、自由度調整済み決定係数は0.93から0.95へと上昇する。この理由は、生産関数の予測値に対するOLSの残差をプロットした図1からも伺える。

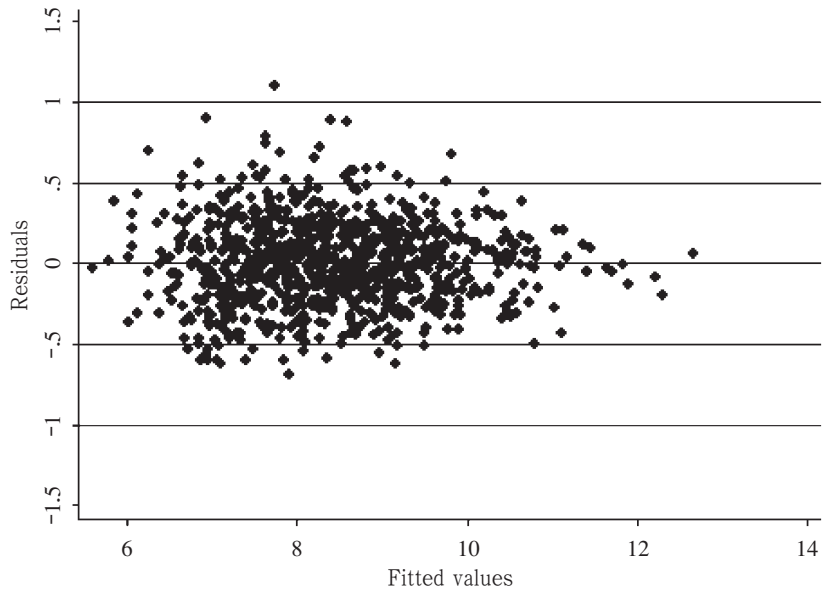
8) STATAのtechniqueでは、nr(Newton-Raphson), bhhh(Berndt-Hall-Hall-Hausman), dfp(Davidon-Fletcher-Powell), bfgs(Broyden-Fletcher-Goldfarb-Shanno)の4種のアルゴリズムを選択・混合できる。本稿では一貫して、technique(dfp 5 bhhh 2 nr 5)という回数での混合を用いる。

9) たとえばtechnique(bhhh 2 nr 15)に変更すれば、対数尤度-70で収束する。しかし、片側誤差項の標準偏差が片側および両側誤差項の標準偏差の和に占める比率は0.14になり、帰無仮説を棄却できない。

図1 生産関数推定における予測値に対する残差  
全サンプル1243事業の生産関数の最小二乗推定の rfv プロット



mcdによる外れ値除去後の881事業の生産関数の最小二乗推定の rfv プロット



外れ値を除外する前の上図での残差はおよそ-1から1までの広範な分布だが、**mcd**によって3割近くの外れ値を除去した下図の残差のかなりの分布は-0.5より大きい範囲内にほぼ収まるように変化しているからである。すなわち、デフォルト値での**mcd**の適用は、非効率

性を表す片側誤差項の分散を無視できるまで縮小させるほど強力だといえよう。換言すれば、デフォルト値を緩めない限り、生産関数の推定ならともかく、本稿のようなフロンティア分析には適用できないので、**mcd**による外れ値の更なる検討は Appendix にて言及する。

ゆえに、デフォルト値で1ステップモデルに適用できる外れ値検出法は、**bacon**と**hadimvo**の2種になるが、両者の外れ値検出の百分比は0.2%と6.5%という開きがある。そこで、**bacon**の閾値を緩めたり、**hadimvo**の閾値を厳しくしたりすることで、その中間にある外れ値も検出して吟味することも有益かもしれない。本稿では、確度の高い最少の異常値を検出した**bacon**の閾値を緩めるアプローチを採用しよう<sup>10)</sup>。

前節で説明したように、**bacon**において外れ値を決めるカイ二乗分布のパーセンタイルのデフォルト値は0.15であり、この値を引き上げれば外れ値の検出数も増加するはずである。そこで、0.15から0.25・0.35・0.45へと0.1ずつ増やしてみると、外れ値の検出数も2から3・6・12へと増加することを確認できる。ちなみに、ケースBの環境変数で検出された9個の外れ値はすべて、この最も緩い閾値で検出された12個の外れ値に含まれている。

そこで次節では、この**bacon**の閾値の緩和に伴う外れ値数の変化に対するSFAの1ステップモデルにおける生産フロンティアと技術効率性の感度を分析する。その際、**hadimvo**による81個の外れ値をその上限値として参照・利用する。

#### 4 生産フロンティアと技術効率性への影響

第4節では、前節で検出した外れ値の除去に対するSFAの1ステップモデルによるフロンティアと技術効率性の推定値の感度を吟味する。具体的には、**bacon**の外れ値検出の閾値であるカイ二乗分布のパーセンタイルをデフォルトの0.15から0.25・0.35・0.45へ増加させた場合に、矢根・矢根(2018)による尤度比検定の結果選択されたWang(2002)モデルの推定値がどのように変化するかを検討する。その際、第1・3節で説明したように、外れ値の有無が引き起こす影響に焦点を当てるため、STATAの最大化アルゴリズムを固定して使用する。

表2は、これらのSFAモデルの推定結果、すなわち(2)-(4)式の基本モデル**S**、(2)・(6)-(8)式で拡張した1ステップモデル**SMU**、その1ステップモデルに**bacon**の閾値0.15と0.45で除去したサンプルを用いた**SMU-B0.15**・**SMU-B0.45**、**hadimov**のデフォルト値で除去したサンプルを使った**SMU-Hadi**の係数推定値のみを要約したものである。**bacon**の閾値0.25と0.35の推定結果は省略しているが、同一のアルゴリズムで収束し、推定結果もほ

10) 81個の外れ値を検出した**hadimvo**を基準にしないもう1つの理由は、1ステップモデルでは収束するものの、その他での点では**mcd**の場合と同じ問題に直面するからである。すなわち、アルゴリズムを変更して収束させた基本的なSFAモデルにおける非効率性が存在しないという帰無仮説を10%の有意水準でも棄却できないからである。**hadimvo**によるケースAのフロンティアでの検出数が5であることから推測されるように、本稿のフロンティア分析での6.5%の外れ値は過多であるように思われる。

表2 SFAの1ステップモデルの係数推定値

モデル	S	SMU	SMU-B0.15	SMU-B0.45	SMU-Hadi
(2)式の生産関数の係数値					
lk	0.280***	0.217***	0.288***	0.250***	0.239***
ll	0.288***	0.128***	0.119***	0.119***	0.116***
lo	0.438***	0.307***	0.327***	0.288***	0.308***
定数項	-2.128***	3.070	0.731*	2.537	1.856***
(7)式の平均への係数値					
lwc		-0.348***	-0.259***	-0.333***	-0.331***
cusden		-0.000	-0.000***	-0.000***	-0.000***
Load		-0.005***	-0.004***	-0.005***	-0.004***
dtypews2		-0.071***	-0.058***	-0.068***	-0.057***
dtypewe2		-0.026**	-0.023**	-0.020*	-0.016*
rrow		0.019***	0.023***	0.019**	0.027***
rsubp		0.005***	0.005***	0.004***	0.006***
UPrice		0.003***	0.004***	0.003***	0.003***
定数項	-0.639*	5.662***	3.673***	5.288***	4.592***
(8)式の分散への係数値					
lwc		-0.382***	-0.250***	-0.475	-0.268**
cusden		-0.004*	-0.001	-0.058***	-0.002
Load		-0.026**	-0.020***	0.006	-0.015*
dtypews2		0.534*	0.351**	1.683**	0.053
dtypewe2		-0.614**	-0.365***	-0.899*	-0.430**
rrow		-0.173	-0.136*	0.094	-0.273*
rsubp		0.005	0.005	-0.018	-0.005
UPrice		-0.003	-0.002*	-0.012*	-0.001
定数項	-1.525***	2.482	0.556	5.917	0.356
サンプル数	1243	1243	1241	1231	1162
対数尤度	-344.261	787.654	778.946	788.138	808.899

係数の右肩のアスタリスクは、\*  $p < 0.05$ , \*\*  $p < 0.01$ , \*\*\*  $p < 0.001$  を示す

は同様である。

まず、全1243事業者をサンプルとする基本モデルSと拡張した1ステップモデルSMUの推定結果を比べれば、矢根・矢根(2018)が強調したように、環境変数の考慮により(2)式のフロンティアの係数値が大きく変化していることを確認できる。事実、基本モデルでは収穫一定の帰無仮説を10%の有意水準でも棄却できないが、拡張モデルでは0.1%水準で棄却されるという意味で、適切な方法で十分な環境変数を考慮しないパラメーターの推定値には無視できないバイアスを伴うと結論づけられている。

次に、前節で指摘した明らかな異常値を示す2事業のみを除外した1ステップモデルSMU-B0.15をSMUの推定結果と比べると、(7)式の平均値に及ぼす環境変数の影響にお



いて、10%でも有意でなかった顧客密度 **cusden** が0.1%水準で有意になることがわかる<sup>11)</sup>。わずか0.2%足らずの外れ値の除去によって結果が変わりうるという意味では、少なくとも明らかな異常値の検出は非常に有益であることを示唆している。

第3に、この環境変数が(7)式の平均値に及ぼす影響と(2)式の前段の生産フロンティアのパラメーターは、仮に外れ値の上限として **hadimov** による81事業者の除外まで想定したとしても、定数項への影響を除けば、ほぼ頑健なことである。表1の上段の前段の生産フロンティアでは、資本やその他の生産要素の係数推定値に多少の変動はあるものの、一次同次の帰無仮説の棄却とすべての有意水準が変化しないという意味で、推定結果は安定しているからである。同様に、中段の平均値に及ぼす環境変数の影響も、地下水 **dtypewe2** が有意水準を5%まで低下させるものの、全体として符号も有意性も安定しているといえよう。

他方、同じ環境変数でも下段の分散に対する影響は、そもそも全サンプルのSMUでも補助金比率 **rsubp** や料金水準 **UPrice** は有意でないうえ、有意であった変数も有意でなくなる場合がある。矢根・矢根(2018)が指摘するように、仮にこの分散への影響が上記の平均への影響と密接に関係しているならば、両者の関係を吟味したうえでの更なるモデルの精緻化が必要かもしれない。

このような1ステップモデルによる環境変数の考慮は、矢根・矢根(2018)によれば、生産フロンティアのパラメータだけでなく、技術効率性の推定値にも大きな影響を与える。そこで、表2のモデルを使って(5)式の技術効率性 **E** を求め、それらの相関・順位相関係数を要約したのが表3である。技術効率性 **E** の後の()の中は、表2のモデル名である。

表3 技術効率性推定値 **E** の相関係数・順位相関係数

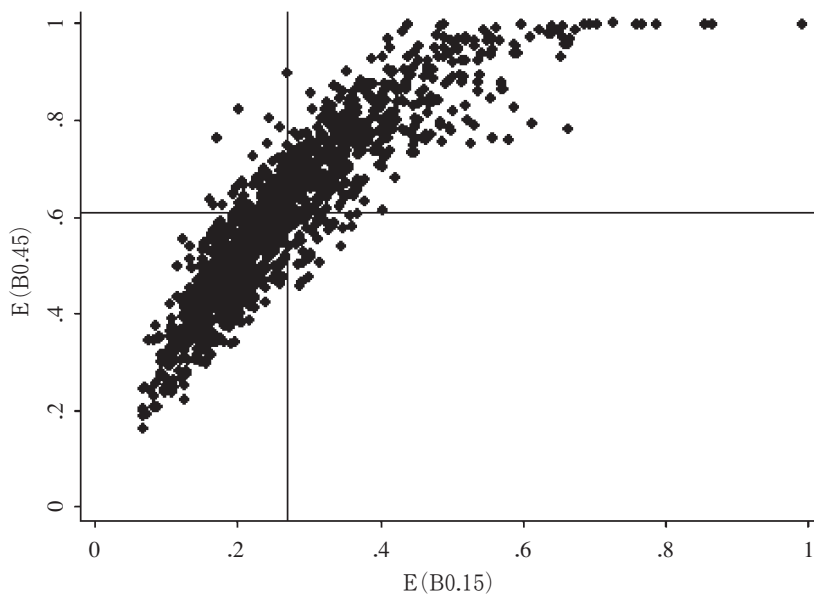
	E(S)	E(SMU)	E(B0.15)	E(B0.45)	E(Hadi)
E(S)	1	0.435	0.572	0.734	0.465
E(SMU)	0.580	1	0.970	0.812	0.995
E(B0.15)	0.680	0.986	1	0.8897	0.989
E(B0.45)	0.761	0.986	0.92077	1	0.840
E(Hadi)	0.571	0.997	0.993	0.883	1

対角線の右上は相関係数、左下は順位相関係数  
ただし、それぞれの対象サンプル数は少ない方に調整して算出

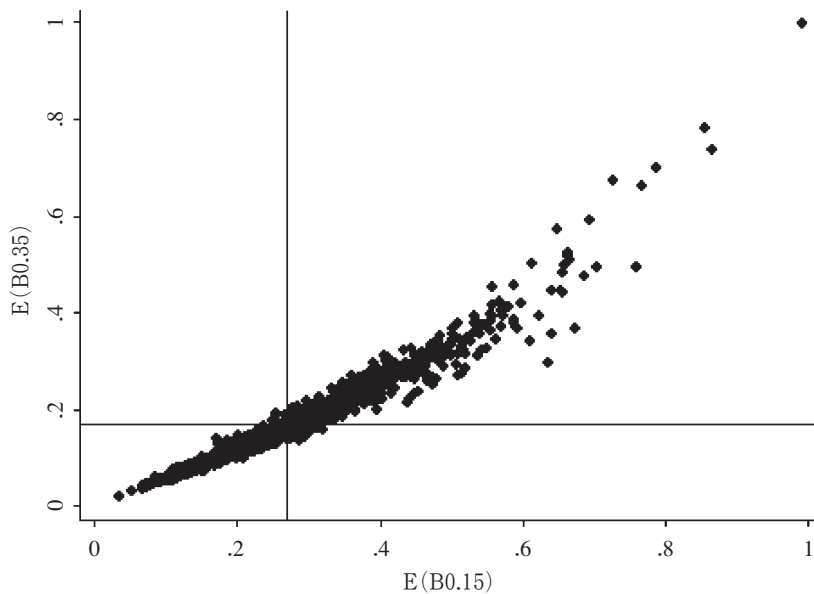
表3から、矢根・矢根(2018, 図3)が指摘したように、環境変数を考慮した1ステップモデルと比べれば、環境変数を考慮しない基本モデル **S** による効率性の推定値 **E(S)** のバイアスは明らかであろう。他方、全サンプルの1ステップモデルの効率性 **E(SMU)** は、順位相関でみる限り、外れ値を除去した3種のモデルと0.99程度の高い相関を維持している。ゆ

11) 表1のモデルSMUの平均値に及ぼす顧客密度 **cusden** のp値は0.93である。ただし矢根・矢根(2018, 表2)では、顧客密度を含む8環境変数のすべてが0.1%水準で有意であると報告されている。これは、デフォルトの最大化アルゴリズム(nr)を使っているからであり、その場合には対数尤度は791まで上昇する。

図2 E(B0.15) に対する技術効率性の散布図  
E(B0.45) の E(B0.15) に対する散布図 (1231事業者)



E(B0.35) の E(B0.15) に対する散布図 (1237事業者)



えに、技術効率性の推定値も、外れ値の除去に対して頑健であると結論づけられよう。

ただし、表3に示した外れ値を除外した3種のモデルによる効率性を比較した場合、**bacon**による2事業者を除去した場合のE(B0.15)が、同じ手法を用いて12事業者を除去

した **E(B0.45)** よりも、上限値の参考として81事業者を除去した **E(Hadi)** と高い相関・順位相関係数を有する点に留意すべきかもしれない。というのも、**bacon** の閾値を0.25・0.35とした場合の効率性 **E(B0.25)**・**E(B0.35)** と **E(B0.15)** との順位相関係数は（表3には記載していないが）0.986・0.987と十分に高いからである。

図2は、それぞれ **E(B0.45)** と **E(B0.35)** の **E(B0.15)** に対する散布図であり、各軸の垂直線はその平均値を示している。たとえば、横軸の **E(B0.15)** の平均値は0.27である。下段の縦軸の **E(B0.35)** の平均値は0.17とやや低下しているのに対し、上段の縦軸の **E(B0.45)** の平均値は0.61に大きく上昇していることがわかる。**E(B0.25)** と **E(Hadi)** の平均値がそれぞれ0.16と0.26であることから、**E(B0.45)** の技術効率性はフロンティアの係数変化から予想される以上に大きく変化しているのである。

ゆえに、技術効率性の推定値が外れ値の除去に対して頑健であるのは事実だとしても、図2が示唆するように、**E(B0.35)** から **E(B0.45)** へと外れ値を6個増加させただけでも効率性水準や相関関係をかなり変化させる場合もありうることに留意すべきである。この **bacon** の外れ値除去の影響を念頭に置けば、**E(Hadi)** の **E(B0.15)** とのきわめて高い相関関係には偶然的要素も加味する必要があるかもしれないからである。

以上から、全12変数を対象にして **hadimov** による81外れ値を上限参考値とした **bacon** の閾値緩和による外れ値の増加に対して、SFAの1ステップモデルのフロンティアのパラメーターもその推定フロンティアから算出される技術効率性の推定値も頑健であると結論づけることができる。パラメーター推定値はいずれも一次同次性を棄却し、技術効率性の順位相関係数は0.9を超えるという意味で、整合的な推定結果を得るからである。

## 5 分析結果の要約と帰結

本稿では、日本の水道事業の効率性分析に初めて多変量外れ値の除去を適用し、SFAの1ステップモデルのフロンティアのパラメーターおよび技術効率性の推定値の感度を検討した。具体的には、Wang (2002) のモデルを上水道事業に適用した矢根・矢根 (2018) が用いた12変数に、STATAで利用可能な3種のコマンド **hadimvo**・**bacon**・**mcd** を適用したわけである。その結果、少なくともデフォルト値では **mcd** は361個 (29%) に及ぶ外れ値を非効率性要素とともに除去してしまうため本稿の分析には妥当ではないことを確認する一方、**bacon** による閾値の緩和に対しては矢根・矢根 (2018) の推定結果が頑健であることを例証したのである。すなわち、本稿の主要な結論は、以下の4点に集約できよう。

第1は、デフォルトでの外れ値の検出数は **bacon**・**hadimvo**・**mcd** の順に次第に多くなるが、**bacon** の外れ値はいずれも **hadimvo** の外れ値であり、**hadimvo** の外れ値はすべて **mcd** の外れ値になるという意味で、整合性を有する点である。表1に要約されているように、たとえばC欄の外れ値検出数は2 (0.2%) から361 (29%) と100倍以上という予想以上に大きな格差はあるものの、おそらくデフォルト値の変更によって整合性を高められる可

能性が高いからである。

第2は、1243事業者のうち明らかな異常値を示す2事業者を取り除くと、技術非効率性に対して有意でなかった環境変数である顧客密度 **cusden** が0.1%水準で有意になることである。そもそも矢根・矢根(2018)では8個のすべての環境変数が有意だったのに本稿では顧客密度のみが有意ではなくなった理由は、最大化のアルゴリズムを原則固定したために、対数尤度が若干低下したからである。しかし、デフォルト値での **bacon** が検出した2事業者は、吉川・他(2012, p.86)が異常に高い顧客密度だと指摘していた事業者であるという意味で、外れ値検出の重要性を裏づけている。さらに、わずか0.2%に満たない異常値の除去によって有意水準が変わりうる事実は、外れ値への対応の重要性を例証している。

第3は、この環境変数の影響を含めた生産フロンティアと技術効率性の **bacon** による外れ値に対する感度分析の結果が、頑健とみなせることである。具体的には、**hadimvo** による81個(約7%)の外れ値を上限の参考値として、**bacon** の閾値であるカイ二乗分布のパーセンタイルをデフォルトの0.15から0.45まで0.1ずつ増加させても、環境変数の有意性やフロンティアの一次同次性の棄却は変わらず、効率性の順位相関係数も0.9を維持することを確認できたのである。

第4は、サンプル数の3割弱を外れ値として検出する **mcd** は、非効率性を示す片側誤差項の分散を過度に収縮させてしまうため、少なくともデフォルト値ではこのフロンティア分析には適用できないことである。これは、そもそも(2)式で表されるフロンティアモデルが(3)式の両側誤差項に収まりきれない(4)式の片側誤差項を要するのに、外れ値除去によって(4)式の必要性自体が喪失するパラメトリックなフロンティア分析固有の問題を示唆するのかもしれない。同じフロンティア分析でも、ノンパラメトリックなDEA等においてフロンティアの形状や各事業者の技術効率性に重要な影響を与えるのは、主にフロンティア上にある外れ値だけだからである。しかしパラメトリックなフロンティア分析では、上記のような散度とその形状も重要になりうる。たとえば、Appendixでも例示されるように、**E(B0.45)**の平均効率性の上昇は、**E(B0.35)**からむしろ非常に非効率な6個の外れ値を除去したことによると考えられるからである。

以上の分析結果に基づけば、矢根・矢根(2018)のSFAの1ステップモデルによる生産フロンティアおよび技術効率性の推定は、外れ値の除去に対して頑健であるといえよう。ただし、それはSTATAにおける **bacon** の閾値の緩和に対してであり、**mcd** は少なくともデフォルト値では適用できない。すなわち、検出手法の選択や閾値の設定に関する判断が結果に及ぼす影響は決して小さいとはいえ、判断力の向上にはむしろ今後も多様な外れ値検出の蓄積が不可欠だといえよう。

#### 参 考 文 献

Aigner, D., C. A. K. Lovell and P. Schmidt (1977), "Formulation and Estimation of Stochastic Frontier

- Production Function Models,” *Journal of Econometrics* 6, no. 1: 21-37.
- Ben-Gal, I. (2005), “Chapter 1: Outlier detection,” In *Data Mining and Knowledge Discovery Handbook: A Complete Guide for Practitioners and Researchers*, edited by O. Maimon and L. Rockach, pp. 1-16. Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.
- Billor, N., A. S. Hadi, and P. F. Velleman (2000), “BACON: blocked adaptive computationally efficient outlier nominators,” *Computational Statistics & Data Analysis* 34: 279-298.
- Coelli, T. J. (1995), “Estimators and hypothesis tests for a stochastic frontier function: A Monte Carlo analysis,” *Journal of Productivity Analysis* 6: 247-268.
- Greene, W. H. (2017), *Econometric Analysis*, 8<sup>th</sup> edition. New York: Pearson Education, Inc.
- Hadi, A. S. (1992), “Identifying multiple outliers in multivariate data,” *Journal of the Royal Statistical Society Series B* 54, no. 3: 761-771.
- Jondrow, J., K. Lovell, I. Materov, and P. Schmidt (1982), “On the estimation of technical inefficiency in the stochastic frontier production function model,” *Journal of Econometrics* 19: 233-238.
- Kumbhakar, S. C. and C. A. K. Lovell (2000), *Stochastic Frontier Analysis*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Kumbhakar, S. C. and H.-J. Wang (2015), “Estimation of technical inefficiency in production frontier models using cross-sectional data,” In *Benchmarking for Performance Evaluation: A Production Frontier Approach*, edited by S. C. Ray, S. C. Kumbhakar and P. Dua, pp. 1-73. New Delhi: Springer India.
- Meeusen, W. and J. van den Broeck (1977), *International Economic Review* 18, no. 2: 435-44.
- Penny, K. I. and I. T. Jolliffe (2001), “A comparison of multivariate outlier detection methods for clinical laboratory safety data,” *The Statistician* 50, no. 3: 295-308.
- Rousseeuw, P. (1985), “Multivariate estimation with high breakdown point,” In *Mathematical Statistics and Applications*, edited by W. Grossmann, G. Pflug, I. Vincze, and W. Wertz, pp. 283-297. Dordrecht: Reidel Publishing Company.
- Simar, L. (2003), “Detecting outliers in frontier models: A simple approach,” *Journal of Productivity Analysis* 20: 391-424.
- Simar, L. and P. W. Wilson (2007), “Estimation and inference in two-stage, semi-parametric models of production processes,” *Journal of Econometrics* 136, no. 1: 31-64.
- Verardi, V. and C. Dehon (2010), “Multivariate outlier detection in Stata,” *The Stata Journal* 10, no. 2: 259-266.
- Wang, H.-J. (2002), “Heteroscedasticity and non-monotonic efficiency effects of a stochastic frontier model,” *Journal of Productivity Analysis* 18, no. 3: 241-253.
- Wang, H.-J. and Schmidt (2002), “One-step and two-step estimation of the effects of exogenous variables on technical efficiency levels,” *Journal of Productivity Analysis* 18, no. 2: 129-144.
- Weber, S. (2010), “bacon: An effective way to detect outliers in multivariate data using Stata,” *The Stata Journal* 10, no. 3: 331-338.
- Wilson, P. W. (1993), “Detecting outliers in deterministic nonparametric frontier models with multiple outputs,” *Journal of Business & Economic Statistics* 11, no. 3: 319-323.
- Yane, S. and S. V. Berg. (2013), “Sensitivity Analysis of Efficiency Rankings to Distributional Assumptions: Applications to Japanese Water Utilities,” *Applied Economics*, March (45): 2337-48.
- 中山徳良 (2015), 「日本の水道事業の技術効率性に影響を与える要因の分析」『オイコノミカ』52(1), 101-112.
- 矢根真二 (2016), 「水道料金格差の解消と道州制レベルの広域化：市町村原則の罪と政治的な価格決定」『桃山学院大学総合研究所紀要』第42巻 第2号, 23-40.

矢根遥佳・矢根真二 (2018), 「パラメトリックな確率的生産フロンティアへの環境要因の影響」『経済経営論集』第59巻第4号, 3-26.

吉川丈・磯合良輔・矢根遥佳・矢根真二 (2012), 「確率的生産フロンティアと環境変数: 技術効率性効果フロンティアモデルの上水道事業への適用」『経済経営論集』(桃山学院大学) 第53巻第4号, 155-179.

和田かず美 (2010), 「多変量外れ値の検出 ~MSD法とその改良手法について~」『統計研究彙報』第67号, 89-157.

#### APPENDIX 検出された外れ値の属性

本稿では矢根・矢根 (2018) による SFA の 1 ステップモデルの推定が全12変数を対象にした多変量外れ値を除いても頑健であることを例証したが, この Appendix はこれらの推定で除かれた外れ値を中心にそれらの属性を要約しておこう。というのも, 第1節で述べたような除去理由の十分な説明は **bacon** のデフォルト値で検出された2事業者以外にはなされておらず, 第5節で言及したようにノンパラメトリックなフロンティア分析のようなフロンティア上の外れ値のみが重要ではないからである。さらに, 検出された外れ値を伝統的に多用されてきた規模や事業主体によるサンプル区分と比較することは, 今後の研究にとっても有益と考えるからである。

表 A1 **bacon** によって検出された外れ値の事業者名とその属性

	E(SMU)	E(S)	lwc	事業主体
新潟県聖籠町	0.07	0.86	8.9	町村
佐賀県鳥栖市	0.11	0.82	10.6	市
千葉県山武市	0.02	0.45	8.2	市
群馬県長野原町	0.01	0.48	7.6	町村
沖縄県宮古島市	0.09	0.70	10.6	市
北海道浜中町	0.02	0.45	7.7	町村
千葉県市原市	0.05	0.41	11.0	市
青森県東通村	0.03	0.55	8.6	町村
鹿児島県与論町	0.03	0.60	8.2	町村
兵庫県播磨高原	0.02	0.35	9.0	企業団
福岡県立花町	0.01	0.29	7.5	町村
茨城県鉾田市	0.03	0.39	9.4	市

まず, 本稿の SFA の 1 ステップモデルの推定に利用した **bacon** の閾値であるカイ二乗分布のパーセントイルをデフォルトの0.15から0.45まで0.1ずつ増加させた場合に外れ値となった事業者リストが表 A1 である。これら12事業者はデフォルトで計算された距離順に並べられており, 聖籠町と鳥栖市は初期値0.15での検出事業者, 0.25になると千葉県の山武市が加わって3事業者となり, さらに閾値を0.35・0.45と緩くすると上から6事業者・12事業者と検出事業者も増加する。その右の列には, 環境変数を含めた1ステップモデルの効率性 E(SMU), 参考値としての環境変数を含まない基本モデルの効率性 E(S), 規模指標としての取水能力の対数値 **lwc**, 事業主体を掲載している。全1243事業者の平均値は, E(SMU) が0.11, E(S) が0.81, **lwc** が9.9である。

第4節で言及したように, **bacon** の閾値を0.35から0.45に引き上げると, その技術効率性の平均値は E(B0.35) の0.17から E(B0.45) の0.61に急増する。この大きな変化は, 表 A1 の市原市から鉾田市までのわずか6事業者の除外によって生じるわけだが, これらの効率性はすべて平均以下である点に注目す



表 A2 bacon・hadimov・mcd によって検出された外れ値の事業者属性

		B0.45		Hadi		mcd		mcd-A	
		個数	%	個数	%	個数	%	個数	%
E(SMU)	最低効率	9	75	54	67	147	41	57	44
	低効率	1	8	10	12	82	23	16	12
	中効率	1	8	9	11	59	16	11	8
	高効率	1	8	3	4	30	8	7	5
	最高効率	0	0	5	6	43	12	40	31
E(S)	最低効率	10	83	54	67	149	41	48	37
	低効率	0	0	8	10	74	21	22	17
	中効率	1	8	12	15	51	14	20	15
	高効率	1	8	3	4	46	13	14	11
	最高効率	0	0	4	5	41	11	27	21
取水規模	最小規模	7	58	40	49	112	31	56	43
	小規模	2	17	18	22	87	24	20	15
	中規模	0	0	8	10	72	20	9	7
	大規模	2	17	8	10	45	12	7	5
	最大規模	1	8	7	9	45	12	39	30
事業主体	都道府県	0	0	2	2	2	1	3	2
	政令都市	0	0	2	2	6	2	14	11
	市	5	42	18	22	147	41	33	25
	町村	6	50	50	62	187	52	75	57
	企業団	1	8	9	11	19	5	6	5

べでである。実際、これらの6事業者の効率性E(B0.35)はその平均値を大きく下回っている。すなわち、E(B0.45)の平均値の上昇は、E(B0.35)の非効率な6事業者を除外することによってもたらされたのである。

表A2は、上述の閾値を0.45にした場合のbacon、表1の全12変数を使ったケースCのhadimovとmcd、さらに参考としてフロンティア4変数のみを対象としたケースAにmcdを用いたmcd-Aの外れ値の属性を要約したものである。効率性や取水規模は全1243事業者をそれぞれ5分割し、その分位に属する外れ値の個数と、その個数が外れ値全体に占める百分比を示している。

上述したbaconほどではないにせよ、いずれの検出法も最も非効率な分位から20%を大きく超える外れ値を検出していることがわかる。これは、いずれの検出法も最小規模から最も多くの外れ値を検出している事実と符合するようにみえる。ただし、mcd、とりわけ4変数のみに適用したmcd-Aでは、その傾向が弱まる一方で、最高効率や最大規模からの外れ値の検出比が高まるようである。この特性は、第3節や図1に示されたような(4)式の片側誤差項の消滅に関連しているように思われる。したがって、下段の主体別の区分でも町村や市の比重が高いことになるが、上記の効率性や規模のように5等分されたカテゴリーではないので、注意が必要である。

そこで、全1243事業者の主体別の事業者数と構成比の隣に、表A2のデフォルトで大量の外れ値を検出したmcdの結果を並べたのが表A3である。mcdの外れ値の構成比は、最大の標本である市からの構成比のみが低下し、その他のを主体の構成比はすべて上昇していることがわかる。とりわけ、フロンティアのみに適用されたmcd-Aでは、都道府県と政令都市からの外れ値の検出が顕著である。

この事実は、伝統的な事業主体別のフロンティア分析に一定の根拠を与えるかもしれない。たとえば

表 A3 mcd によって検出された外れ値の事業主体属性

	全1243事業者		mcd		mcd-A	
	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	4	0.3%	2	0.6%	3	2.3%
政令都市	16	1.3%	6	1.7%	14	10.7%
市	646	52.0%	147	40.7%	34	26.0%
町村	531	42.7%	187	51.8%	74	56.5%
企業団	46	3.7%	19	5.3%	6	4.6%
合計	1243	100.0%	361	100.0%	131	100.0%

中山（2015, p.106）は、政令指定都市は規模が大きいため、都道府県と企業団は複数の市町村にまたがるため、この3種の事業主体をサンプルから除いており、確かに表 A3 の mcd による検出結果と符合する側面も有するからである。すでに第3節で言及したように、mcd による外れ値の除去が SFA の基本モデルの非効率性の存在自体も除去してしまうことを想起すれば、十分に合理的な伝統的説明の重要性はむしろ高まるのかもしれない。特に、サンプル次第で効率性水準が大きく変わりうるフロンティア分析では、合理的な説明が重要になろう。

しかし、少なくとも本稿の分析結果によれば、パラメトリックな **bacon** による多変量外れ値検出が異常値の発見に有効であり、矢根・矢根（2018）による全事業者のパラメトリックな推定がその外れ値の除去に対して頑健であることを例証している。さらに、たとえ数パーセントのサンプルの相違でも、推定結果が大きく変わりうる危険性も同時に物語っている。すなわち、一定の整合性は確認できたとはいえ、同じパラメトリックな方法といえども、採用する手法や閾値に明確な原則はないのが現状である。さらに、ノンパラメトリックな外れ値検出やフロンティア分析との整合性の検討も、今後の大きな課題となろう。

（2018年2月6日受理）

Sensitivity Analysis of Parametric Production Frontiers  
to Multivariate Outliers:  
Application of Multivariate Outlier Detection using Stata  
to Japanese Water Utility Analysis

YANE Shinji

The purpose of this paper is to conduct a sensitivity analysis of production frontiers and technical efficiencies estimated by a one-step model in stochastic frontier analysis (SFA) against the removal of multivariate outliers. Specifically, this study applies three commands available in STATA, **hadimvo** · **bacon** · **mcd**, on the 12 variables used by Yane and Yane (2018), which applied Wang (2002)'s model to Japanese water utilities. The main findings are as follows: 1) although by default the number of outliers detected is the highest with **mcd** followed by **hadimvo** and **bacon**, it is consistent in that **bacon**'s outliers are those of **hadimvo** and **hadimvo**'s outliers are those of **mcd**; 2) removing the only two observations with extreme values among the 1,243 water utilities, customer density variable *cusden*, which is an environmental variable and was not statistically significant to technical inefficiency, becomes statistically significant at the 0.1% level; 3) the results of sensitivity analysis against outliers using **bacon** and **hadimvo** on production frontier and technical efficiency including the forementioned environmental variable, are mostly robust; and 4) **mcd**, however, detects almost 30% of the sample as outliers, and extremely contracts the variance of the one-sided error term (which indicates technical inefficiency). Hence, it cannot be used for this frontier analysis as a default.

〔共同研究：大学教育における南大阪の地域文化資源の掘り起こし・保存・活用の研究〕

## 日本仏教の揺籃の地としての南大阪（三）

槇尾川に沿って（Ⅱ）——明王院，禪寂寺——

梅 山 秀 幸

### 【明王院と禪寂寺】

槇尾川に沿って池田谷を下って行く。「槇尾街道」の街道筋には古くから住みつかれているのであろう家々があり，立派な古い門構えの家もある。納花を過ぎ，室堂を過ぎて，阪和道と泉北高速線の高架下をくぐって行くと，倉庫や飲食店が雑然と建てこんだ街に化して行く。川の両側の段丘にはすでにびっしりと住宅が立ち並ぶ。しかし，この界隈の変貌はそう古い以前からのことではないのかもしれない。かつて田畑があり，農家があった風景が想像される。そして，何物にも遮られることなく，明王院の方形の屋根の頂に宝珠をいただく姿が見えたはずであり，そしてそこから一キロほど下った戒外にはまた禪寂寺が森の中，あるいは竹林の中にたたずんでいたはずである。

明王院はいま，不動明王を本尊とする小さなお寺であるが，かつてはあたりの住宅地をすべて飲み込んで，今の敷地に十倍する境内の中に七堂伽藍を揃えた大きな寺院であったらしい。神仏習合の時代であったから，御霊社も含めて、『和泉名勝図絵』には次のように記す。

池田御霊祠 池田郷下村にあり。祭神，景行帝の皇子，大碓命なり。土人，天満天神と称ず。池田郷中の生土神也。今，明王院これを守る。[泉州志]に，池田寺の鎮守を書しは訛ならん。「姓氏録」曰，池田首は大碓命の後也。

池田寺 同所（池田郷下村）にあり。花供山と号す。真言宗。開基は僧正行基なり。金堂本尊，薬師仏，又十一面観音を安す。大同年中，弘法大師ここに止錫し給ひ，密宗の道場とし，薬師の七仏に准して，僧坊七院を建て，其外，伽藍巍然たり。南朝元年四月，和田和泉守正利，池田在城の時，山名陸奥守氏清，大軍を以て攻来り，上之原にて合戦す。其時の寇火に罹て，仏堂，什室，一時に灰燼となる。今，明王院一坊のみ存在す。池田氏の墳寺によつて，明德年中，再興に違ぶ。池田氏の末流は，今の万町村伏屋氏也とぞ。

瑠璃井，境内にあり，名泉なり。これを服すれば，疾病平癒の効験也とぞ。

行基や弘法大師といったビッグネームをここに出すのは、和泉地方は実際にこの二人の高僧が活躍した地域であり、なんらかの関係があっておかしくはないのだが、池田寺の開基はどうやらそれよりも古くさかのぼることができるようである。そして、「池田氏の墳寺」という見慣れない表現は、地域の豪族であった池田氏の氏寺であるということなのだろうが、寺院＝墳墓であり、土木工事の情熱が古墳築造から寺院建築に移りつつも、その情熱の基盤が祖先供養であることの実質を的確に言い表しているといえる。さらに付け加えれば、池田御霊祠は池田首の祖である大碓命を祀るという。大碓命といえば、小碓命、すなわち倭健命の双子のお兄さんだということになる。「御霊」が非命にして死んだ人間の霊であるとすれば、倭健に掎り殺された大碓命も確かに平穏な死に方をした人ではない。

また禅寂寺については、『和泉国細見』に、



明王院（池田寺）

坂本村、此处ニ善寂寺と云精舎有、行基菩薩開基、七堂伽藍ノ旧跡、境内千八百坪余。

とあり、『和泉国地誌』には、

禅寂寺、村の東方戒下にあり、真言宗高野山親王院末派、天平元年己巳行基創建

とあって、どちらもあまり詳しい由緒を載せない。ちなみに天平元年己巳というのは西暦では729年になる。『細見』の「境内千八百坪」からは広大な敷地を江戸時代までは有していたことがわかる。『大阪府全志』の郷莊村の項には次のようにある。

禅寂寺 禅寂寺は字戒下にあり、真言宗高野派親王院末にして阿弥陀如来を本尊とす。本尊は座像にして作者不詳優秀の彫刻なり。創立の年月は詳ならざれども、坂本近江守の自坊にして七堂伽藍備はり、附近に七ヶの末寺を存せしも、天正年中織田信長の兵火に罹りて共に焼失せしといふ。塔の台石は現存せり。今の堂宇は其の後の建築に係る。

安置仏に弥勒菩薩の木像あり、天正の兵火を免れたるものにして、俗に新左衛門様と称し、旱魃の時に像を背に負へば忽ち降雨あるも、之を負ひし者は必ず死すとの奇伝あり。境内は九百坪を有し、本堂・庫裏・鐘楼・納屋・門を存ず。外に大師堂ありて弘法太子の像を安置せり。

長い歴史のあいだには転変があり、今は真言宗末寺となり、現時点での本尊は阿弥陀如来であるという。坂本近江守の「自坊」であって、もとは七堂伽藍がそなわっていたが、織田信長の兵火によって伽藍が消失し、近辺にあった七つの末寺もことごとく消失したことを語る。塔の礎石だけが今に残っているというが、これは確かに今もある。また、なぜか「新左衛門様」と呼ばれる弥勒菩薩の木像は日照りの際に背負って降雨を祈願すると功験があったことをいい、逆にまた背負った者は必ず死んだという、慈悲の仏らしからぬ「奇伝」を載せる。



禅寂寺（坂本寺）の塔礎石

和泉地方の寺々の興廃を考えると、織田信長の天正五年（1577）の雑賀攻めは重大な事件であったに違いない。信長にとっては天敵とっていい本願寺勢力の後方支援をする紀州の仏教勢力を攻めるのが目的であったが、和泉地方で隆盛を誇っていた寺々は、紀州の雑賀に組して、織田信長に反した場合には、仮借なく攻め立てられ、焼かれて灰燼に帰したことになる。なにしろ、比叡山を焼き討ちし、長嶋の一向宗信徒を皆殺しにした、狂気じみた信長のことであり、凄惨を極めたものではなかったか。後の時代のこの地域の寺院の修復に、江戸幕府が豊臣家の財を消尽させるためであったと注釈がつくことになるが、豊臣秀頼が多大に貢献しているのは、その前代の織田信長の破壊のすさまじさを物語るものであるように思われる。ところが、『信長公記』を読むと、そのあたり、実にあっさりとは片づけられている。一つ一つの寺をどう殲滅していったかなど、事細かには記していない。信長軍にとっては紀伊を攻めるのが目的であって、和泉はその進軍の経路に過ぎず、敵対する勢力は鎧袖一触のありさまで薙ぎ倒していったように見える。



『信長公記』によると、天正四年（1576）の大晦日は、信長は岐阜で過ごして、翌五年の正月二日には安土に「帰陣」とある。常に戦時状態ということなのであろうか、安土城は陣なのである。正月十四日には京都の妙覚寺に行き、二月二日に、

「紀州雑賀内三緘<sup>みからみ</sup>之者并根来寺杉之坊、御身方の色を立て申すべきの御請申に付て、則三十日御に御動座成さるべきの趣、御国々へ仰せ出さる」

とある。紀州の雑賀の中の三組（緘）の者と根来寺の杉之坊が、もともと内部抗争があったのか、信長方の切り崩しにあったのか、味方をしたいとやってきた。そこで信長は紀州攻めに踏み切り、諸国に動員をかけたということになる。

二月十三日、信長は京都を出て淀川を渡って八幡に陣取り、十四日には雨が降ったので八幡に滞留、十五日には八幡を発って若江に着陣する。そして、

「十六日、和泉の内、香庄御陣取り、国中の一揆、貝塚と云所、海手を拘へ、舟を引き付け、楯籠る。翌日、先陣の衆、貝塚取懸かり、攻干せらるべき所、夜に入、舟に取り乗り罷り退き候。少々退後の者、討ち捕え、頸を香庄へ持ち来たり、御目に懸く」

とある。信長は和泉の国に入って、まずは「香庄」に陣を敷いた。その後、佐野に、志立（信達）に、丹和（淡輪）に、とっとり（鳥取）にと陣を移すのだが、「香庄」などという地名は思い当たらない。二、三日のあいだ、『日本歴史地名大系』などを引いて思いあぐね、困惑していたのだが、なんとということはない。「香庄」すなわち郷荘なのであろう。郷荘という地名は、それこそ坂本郷荘であって、現在の和泉市坂本町一帯をさすわけだが、足利義満が寄進して以来、北野天満宮松梅院領の荘園であったのである。羽柴秀吉などの先遣隊がすでに焼き払い、抵抗勢力を追い散らしていたのであろうが、『信長公記』は坂本近江守の抵抗などに触れることもなく、信長はいともすんなりと坂本郷荘に入って陣取っているように見える。信長にとって坂本近江守など歯牙にもかかるとの人物だったというしかない。信長はどこに落ち着いたのであろうか。坂本寺が焼き払われていなかったのなら、宿泊には格好の場所のようにも思われるのだが、伝承の通りであれば、すでに坂本近江守を滅ぼした上、坂本寺もその七つの末寺もすっかり灰燼に帰っていて、やはり野外に幕を張ったということになるのだろうか。しかし、その場所はいくまでも香庄であり、坂本郷荘である。「海手」の貝塚で打ち取った頸を信長の御目に懸けるために香庄＝（坂本）郷荘に引き返して来るという位置関係もうなずけるし、ここからなら、また兵卒たちが「山手」に攻めかけるのにも好都合であろう。

### 【石田茂作博士の『飛鳥時代寺院址の研究』】

さて、石田茂作博士の『飛鳥時代寺院址の研究』は、法隆寺再建・非再建論争に決着をつけた若草伽藍の発見に関する論文「法隆寺若草伽藍址の発掘」を載せる。学生時代、それを読むために大学の図書館で閲覧し、それから十数年後にも、地域の図書館の貴重書の書庫から取り出してもらって読んだ記憶があるのだが、法隆寺および若草伽藍の他に特に興味をもつ

たわけではなく、どのような寺院が挙げられていたかの記憶もなかった。その『飛鳥時代寺院址の研究』が、槇尾川沿いにせいぜい1キロも離れずにある明王院（池田寺）と禪寂寺（坂本寺）とを載せている。石田茂作博士の研究はいわゆる「推古天皇四十六院」を推定する意図でなされていて、堂塔址と古瓦の調査から、現存する寺々もあるものの、もうすでに跡形もなく消え去ってしまった飛鳥時代の寺々を浮かび上がらせることにあった。その四十六院というのは、他でもない、『日本書紀』推古天皇三十二年（624）の九月の記事に出て来るものである。

秋九月の甲戌の朔丙子に、寺及び僧尼を校へて、具に其の寺の造れる縁、亦僧尼の入道ふ縁、及び度せる年月日を録す。是の時に当りて、寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、并て一千三百八十五人有り。

つまり、624年の9月3日、寺院と僧と尼とを調査して、寺々の草創の経緯、僧と尼の出家の経緯と出家の年月日を記録した。その結果、この時点で、寺院の数は46、僧が816人、尼が569人いたというのである。聖徳太子が亡くなったのは、『日本書紀』では推古天皇二十九年（621）二月五日とするが、『聖徳太子伝私記』法起寺塔婆土露盤銘には壬午年（622）二月二十二日としていて、最近では後者が取られることが多いようである。いずれにしろ、この寺院と僧尼の調査が行われたのは聖徳太子の死後、まもなくのことであったことになるが、このような調査を行った理由については実は前段がある。同年の四月のことである。

三十二年の夏四月の丙午の朔、戊申に、一の僧有りて、斧を執りて祖父を殴つ。時に天皇、聞きて大臣を召して、詔して曰はく、「夫れ出家せる者は頓に三宝に帰りて、具戒法を懐つ。何ぞ憐い忌むこと無くして、輒く悪逆なることを犯すべき。今朕聞く、僧有りて祖父を殴てり。故、悉に諸寺の僧尼を聚へて、推へ問へ。若し事実ならば、重く罪せむ」とのたまふ。是に、諸の僧尼を集へて推ふ。則ち悪逆せる僧及び諸僧尼を、並に罪せむとす。是に、百済の観勒僧、表上りて言さく、「夫れ仏法、西国より漢に至りて、三百歳を経て、乃ち伝へて百済国に至りて、僅に一百年になりぬ。然るに我が王、日本の天皇の賢哲を聞きて、仏像及び内典を貢上りて、未だ百歳にだも満らず。故、今の時に当りて、僧尼、未だ法律を習はぬを以て、輒く悪逆なることを犯す。是を以て、諸の僧尼、惶懼りて、所知知らず。仰ぎて願はくは、其れ悪逆せる者を除きて以外の僧尼をば、悉に赦して勿罪したまひそ。是大きな功德なり」とまうす。天皇、乃ち聴したまふ。戊午に、詔して曰はく、「夫れ道人も尚法を犯す。何を以てか俗人を誨へむ。故、今より已後、僧正・僧都を任して、仍僧尼を檢校すべし」とのたまふ。壬戌に、観勒僧を以て僧正とす。鞍部徳積を以て僧都とす。即日に、安曇連（名を闕せり）を以て法頭とす。

まず、4月3日に一人の僧侶が祖父を斧で殴ったというのだが、もちろんこの祖父は死んだのであろう。それを聞いた推古天皇は大臣たちをよんで、そもそも出家して戒を保つべき僧が長上を無みして悪逆の振る舞いをした、諸の寺々の内実を調査せよという命を發し、悪逆の僧ばかりではなく、諸の僧・尼をも摘發して罰しようとした。それに対して、百濟からの渡来僧である觀勒が上表する。仏法がインドから中国に渡って三百年を經過した後に、百濟に至った。それが百濟で百年を経て、我が王（百濟王）が日本の天皇に仏像と經典を贈ったが、それからまだ百年は経っていない。觀勒のこの百年単位の歴史の把握は至極に大雑把であるが、仏教が日本に渡来してまだわずかな期間しか経っていないので、僧尼たちは「法律」を習得してはず、悪逆を犯すのだと、觀勒は力説する。ここでいう「法律」が世俗の法律なのか、仏教の戒律なのか、判断しかねるところがある。まだ律令なるものは施行されていない。ただ長上を殺すというのは、法律以前、仏教の戒律以前の問題であり、推古天皇が問題にしているのは、僧尼の生活習慣に一般人から見ても尋常ならざるものがあつたということなのかもしれない。空をいい、融通無碍をいえば、世俗の倫理を逸脱してとらわれない振舞も可能になるかも知れないし、宗教的な精神性や悟達とはまったく無縁のただの悪僧もいたのかもしれない。諸の僧尼たちは推古天皇の詔を恐れたが、觀勒は悪逆を犯していない僧尼は除外して、罪を加えないこと、それが推古天皇にとっても大きな功德になるであろうと、続けて進言していることになる。觀勒の進言を受けて、4月13日、推古天皇は、仏道に入った人であっても法を犯すことがあるが、それでは世俗の人びとを教誨できるわけがない、今後は僧正・僧都を置き、僧尼の「檢校」を行うことにすると声明することになる。その四日後の17日、觀勒を僧正、鞍部徳積を僧都、そして安曇連某を法頭にそれぞれ任命したという。法頭という職掌はあっさりしないが、寺院の財産の管理を行うものとみられる。国家による僧・尼の統制と寺院の財政の管理が行われるようになったことになる。

九月の記事は、この四月からの「檢校」の結果の報告だったことになる。

### 【推古天皇四十六院】

推古天皇三十二年の「四十六院」は、国家が認め、その統制に入った四十六の寺院であることになる。石田茂作博士の『飛鳥時代寺院址の研究』の本来の意図は、その四十六院を比定することにあるが、石田博士はまず当時、存在した寺院として、『日本書紀』・『法隆寺資材帳』・『大安寺資材帳』に記載される次の十九の寺院を拾い上げる。

向原寺・吉野寺・大別王寺・石川精舎・大野丘北塔・坂田寺（金剛寺）・四天王寺・法興寺（元興寺）・豊浦寺（桜井寺）・斑鳩寺（法隆寺）・葛野秦寺（蜂岡寺）・百濟大寺・柁削寺・橘尼寺・中宮尼寺・池後尼寺・葛城尼寺・片岡僧寺・熊凝精舎

石田博士は、この十九の寺院が存在したことは確かだとした上で、しかし、「右十九箇所

が全部であったかと云ふに大いに然らず」とし、日本書紀の推古天皇三十二年の条の「四十六院」について、それがどこに存在したかを述べようとするのである。ただ、この「推古四十六院」をどこに比定するかについての研究は、実は石田博士自身に始まるのではなく、近代以前、はるか中世からすでにあつて、それは「聖徳太子建立四十六院説」という形で行われてきたことを、石田博士はまず述べる。「推古四十六院」なるものが出て来るのは推古三十二年であり、聖徳太子が死んだのが推古三十年、ないしは二十九年であるから、すべてが聖徳太子の建立とすることはできないにしても、聖徳太子の時代にすでにあつた寺とするのに無理があるわけではなく、これらを聖徳太子ゆかりの寺とする発想はごく自然であるといえるかもしれない。

「聖徳太子建立四十六院説」の最初のものは法隆寺学問僧の顕真が撰述した『聖徳太子伝私記』別名『古今日録抄』の記載であり、次のようになる。

1 符神寺（駿河国嶽上在之）、2 阿弥陀院（信乃国後名善光寺本名亦云百濟寺）、3 四天王寺（撰津国玉造岸上立之、本天王寺合戦願寺也、此所被移立新天王寺也）敬田院（金堂名也）・悲田院・施薬院・寮病院（以上四ヶ寺今天王子）、4 茨田寺（河内国、或本不入）、5 菅田寺（同国、此入不入異議在之）、6 太平寺（同国、推古天皇治天下立之）、7 御廟寺（同国、名転法輪寺、或科長寺、或石河寺）、8 法隆学問寺（大和国平群郡斑鳩郷立之、此寺有七号、其中此南門名也）来立寺（中門也）・鳥路寺（経蔵也）・七徳寺（金堂也）・宝龍寺（鎮守也）・聖国寺（講堂也）・往生所寺（塔婆也）、9 上宮王院（斑鳩宮御夢殿也）、10 元興寺（同国、此寺有四寺、此者南門名也、中門亦此内也）飛鳥寺（西門也、金堂）・法万寺（東門也、塔婆也）・法興寺（北門也、講堂食堂也）此寺僧法興寺、本元興寺也、11 中宮寺（同国、斑鳩尼寺、此寺比丘尼法興寺也、穴穂皇女宮所也、太子御母也）、12 法起寺（同所、亦云池後寺、亦云岡本寺）、13 妙安寺、14 菩提寺（同国、橋寺、橋樹也）、15 定林寺、16 葛城寺（同国）、17 熊凝寺（同国平群郡額部郷額田寺也□□推古天皇御願今大安寺之本寺也）、18 金剛寺（同国 江州）、19 観音寺（同也）、20 散寺（事由、在別所）、21 味摩寺（後云瀾満寺）、22 勝善寺（同国、蒲生郡）、23 日向寺（大和国 或本无□滅也）、24 般若寺（同国、或本不入）、25 大官寺（大和国高市郡、或本不入）、26 妙教寺（同）、27 坂田寺（同国、金剛尼寺也）、28 豊浦寺（同国）、29 太子寺（美濃国、山背大兄懐胎之時為祈請立之）、30 百濟寺（撰津国、天王寺東面在之）、31 当麻寺（太子舍弟建立蒙太子命立之、用明天皇聚葛木当麻倉首名比里子女子伊比古郎女所生之王子麻呂古王也）、32 久米寺（用明王子太子舍弟同父一腹王子也依于太子命所立也。已上二箇寺大和国在之）、33 武佐寺（近江国、或云長光寺<sup>タケノカワツナ</sup>武河綱修造之）、34 瓦寺（同国、天王寺瓦作所也、瓦山在之、本仏千手観音也）、35 懐堂（近江国馬屋原建之、妃懐妊之時寺也云々）、36 山田寺（大和国橋京建之、山田大臣造畢）、37 施鹿園院（法隆寺北山在之）、38 野中寺（河内国蘇我大臣造）、39 四天王寺（出羽国秋田城在之、御印半令置給□半者津国天王寺在之）

四十六院を探そうとしながらも、顕真は三十九院しか挙げられなかったことになるが、これをもとに『私註抄』では、14 菩提寺、9 上宮王院、35 懷堂の三寺を削除し、新たに比蘇寺、広隆寺、六角堂、長林寺、信貴山、真福寺、放光寺、蒲生寺、石塔寺、阿弥陀寺、西安寺、牛臥寺の十二寺を加えて、計四十八寺院を挙げる。さらに、『法空抄』では、『古今目録抄』から、9 上宮王院、24 般若寺、36 山田寺、5 菅田寺、7 御廟寺、30 百濟寺、18 金剛寺、29 太子寺、2 阿弥陀院の九寺を削除し、額田寺、牛臥寺、放光寺、西安寺、弘導寺、比蘇寺、龍門寺、大窪寺、檜前寺、広隆寺、六角堂、願成寺、蒲生寺、近江阿弥陀寺、近江般若寺、百濟寺の十六寺を加えて四十六に数字を合わせている。また『太子伝見聞記』（『重懷抄』）では、『法空抄』から法起寺、久米寺を削除して、転法輪寺（御廟寺）と法林寺を入れる。さらには『聖徳太子伝暦要解』（『松誉抄』）などにも四十六院の比定があって、それぞれが異なっている。

これらの書物を通して、和泉国の寺は名前が出て来ることはない。かつては和泉国そのものがなかったとしても、河内国で上がるのが、『古今目録抄』と『私註抄』では、野中寺、茨田寺、菅田寺、大平寺、御廟寺の五寺、『法空抄』では菅田寺と御廟寺とが削られて三寺のみであり、『重懷抄』と『松誉抄』では転法輪寺が加わって四寺となるが、いずれにしろ、これらの寺々は和泉国とは関係がない。

石田茂作博士の『飛鳥時代寺院址の研究』では、推古天皇の時代に四十六箇寺院が存在しているという『日本書紀』の確かな情報がありながらも、具体的に確実性のあるものは、文献の上からは十九箇寺以上にすることはできないとし、しかし、「立場を換へて、考古学的に遺物遺蹟の研究によるときは、文献の欠を補つて、更に多数の飛鳥時代建立寺院を確知し得る便宜を持つ」として、瓦と礎石とによる考古学的な研究を提唱することになる。礎石の位置から伽藍配置を考え、四天王寺式、法隆寺式、法起寺式をまずこの時代の寺院址と考え、さらに瓦の重要性を次のように述べる。

「就中瓦は我国へは仏教の伝来につれて輸入せられ、其の使用も多く寺院に限られたらしく、伊勢大神宮の忌詞にも『かはらぶき』の語を以つて寺の代用語となされてゐた位である。従つて飛鳥時代古瓦の出土するところは飛鳥時代寺院址であらうとの推定も、此の時代に於いては先づ可能のやうである」

まず文献で存在したことの確知される十九箇寺のみから発見され、その後の創建寺院からは絶対に出ることのない瓦を飛鳥時代の瓦の標準とする。豊浦寺、飛鳥寺、法隆寺などから発見された「素弁蓮華文鐙瓦」なるものがそれであるが、それをもとに「四十六院」に一度でも擬せられた個所をひとつひとつ調べ、七十五箇所を実地に踏査したうえで飛鳥時代の寺院址とできるものは次の四十六寺院であると、石田博士は結論している。

大和国 飛鳥寺 豊浦寺 奥山久米寺 坂田寺 橘寺  
立部寺 軽寺 大窪寺 和田廢寺 田中廢寺



日向寺 法隆寺 中宮寺 法起寺 法輪寺  
 熊凝寺 平群寺 片岡王寺 西安寺 長林寺  
 百濟大寺 巨勢寺 比曾寺 横井廃寺 豊田廃寺  
 山城国 広隆寺 八坂寺 白梅廃寺 高麗寺  
 河内国 西琳寺 新堂廃寺 野中寺 衣縫廃寺 大縣廃寺  
 和泉国 海会寺 禅寂寺 池田寺 上代観音寺  
 摂津国 四天王寺 堂ヶ芝廃寺 猪名寺  
 伊賀国 三田廃寺  
 備中国 秦原寺  
 伊予国 湯之町廃寺 法安寺  
 豊前国 法鏡寺

海会寺は阪南の方に外れるが、上代観音寺は槇尾川沿いとはいえなくても、禅寂寺、池田寺からさほど離れていないところにある。いずれにしても、和泉国からは四つのお寺が挙げられていることになる。

個別の寺院について、石田博士の当時としては最も緻密とっていい考証がなされている。池田寺の調査結果、まずその伽藍配置について、石田博士は、

「当寺の伽藍配置に於いて、塔と金堂とを東西に対せしめ、その中間南方に参道を作る。法隆寺又は法起寺式配置を想像させるものではあるまいか」

とする。南門を入れて右（東）に金堂、左（西）に塔をもつ法隆寺式か、逆に右（東）に塔、左（西）に金堂をもつ法起寺式か、そのどちらかであるということであり、門—塔—金堂が一直線に並ぶ四天王寺式ではないということになる。

そして、石田博士は池田寺址発見の古瓦について、知りえた限りで十四種であるとし、蓮花文や宝相花文の鏡瓦、唐草文の字瓦、鬼面の鬼瓦などを挙げて、その調査の結果、

「当寺の草創に関しては、行基僧正の開基となす説があるけれども、発掘古瓦の実際より察するに、其の創建は行基時代より更に古く、少くとも飛鳥時代末期を下るものでは無いと思はれる」

として、さらに次のように結論する。

「凡そ池田の地は、姓氏録によれば皇別池田首の住居したところと云ふ。よつて思ふに、池田寺はこの池田首一族に関係をもつ、所謂池田氏の氏寺と云ふが如きものでは無かつたろうか」

池田寺のそばには池田御霊祠があり、祭神は大碓命であると、『和泉国名所図会』には記載されていた。池田氏については、確かに『新撰姓氏録』和泉皇別にあり、「池田首、景行天皇皇子大碓命の後也。日本紀漏る」と見えるものである。ただ、ここに「日本紀漏る」とあるように、大碓命の後裔について『日本書紀』には記載が漏れている。『古事記』の方で



は、大碓命の後として守君、大田君、島田君を載せ、もともとは父の景行天皇に召されたのをみずから婚して、弟の小碓命（倭建命）に殺されるきっかけになった、美濃の大根王の娘の兄比売から美濃の宇泥須和気の祖、弟比売から牟宜都君の祖が出ているとするだけである。しかし、『新撰姓氏録』には根拠があって池田首を大碓命の後としたのであろう。古くから池田郷にあって段丘の灌漑を行い田畑の開墾を主導して勢力を張った家であったと思われるが、『古事記』・『日本書紀』に目立った活躍の跡を残してはいるわけではない。

和泉市坂本の戒外に禅寂寺はあるわけだが、寺の外を戒外といったのだとすれば、あるいは寺そのものは戒内というべきかもしれない。しかし「戒下」とする表記もあり、戒の下にある地として解釈することもできる。

ここもまた明王院と同じく、現在は一院を残すに過ぎないが、石田茂作博士は西側の塔址、東側の金堂址、その間の道を通って、今の禅寂寺の手前にあった講堂址、塔址のさらに西と金堂址のさらに東に平行する回廊址、講堂址からまっすぐ南に位置する中門址、それらの存在を指摘して、

「その配置は法隆寺式のそれと規を一にするものと云ふべく、唯その異なるところは彼に比して幾らか規模の狭少なる事である」

としている。東と西にある回廊址の距離が二百尺であることから、その規模は法輪寺・定林寺・法起寺などと同規模であったと、石田博士は推測している。さらにこの地で発見された古瓦、鐙瓦十一種、宇瓦八種の調査の結果も加えて、この寺の草創の時期について、

「其の草創に関する記録として従来知られてゐるものには、和泉誌、同細見記、別本泉州記の諸書があるが、それらは何れも行基の開創としてゐる。しかし、伽藍の配置が法隆寺式であり、発掘古瓦の様式にもこれにふさはしきものゝある事は、文献の記載がないとは云へ、考古学的立場に於いて飛鳥時代の建立である事を否むわけにはゆかぬ」

とされていて、その発願はやはりこの地の豪族であった坂本氏であり、この寺が坂本氏の氏寺としての性格をもっていたことを指摘しているのである。

坂本氏については、『新姓氏録』に、

坂本朝臣 紀朝臣同祖、武内宿禰男紀角宿禰之後也、男白城宿禰三世孫建日臣、因居賜姓坂本臣

とある。紀朝臣と同祖で、武内宿禰を始祖にいただき、この和泉の坂本を本拠としたことから「坂本」氏を賜ったという。禅寂寺の前身であった坂本廢寺はこの坂本氏の氏寺であったと考えて差支えはないであろう。思い出されるのは、『日本書紀』の記事である。いよいよ、崇仏派と廢仏派とのあいだの宗教戦争の戦端が斬って落とされ、崇仏派の頭目である蘇我馬子が同志たちを糾合する。

秋七月に、蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と群臣とに勸めて、物部守屋大連を滅ぼさむことを謀る。泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀男麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀陀夫・葛城臣烏那羅、俱に軍旅を率て、進みて大連を討つ。大伴連嚙・阿倍臣人・平群臣神手・坂本臣糠手・春日臣（名字を闕せり）、俱に軍兵を率て、志紀郡より、渋河の家に到る。

崇仏派の軍勢が物部守屋の屋敷に殺到することになるが、その中に坂本臣糠手という人物が現れる。これが当時の坂本氏の中心人物と考えていいであろう。物部守屋は稲城を築いて私奴の先頭に立って敵軍を迎え撃つが、その奮戦も及ばず、迹見首赤一檣の矢に射落とされて死んでしまう。この戦が終息したあと、蘇我氏は法興寺を建て、聖徳太子は四天王寺を建てることになるが、それに続いて、推古天皇二年には次のような詔が出る。

二年の春二月の丙寅の朔に、皇太子及び大臣に詔して、三宝を興し榮えしむ。是の時に、諸臣連等、各君親の恩の為に、競ひて仏舎を造る。即ち是を寺と謂ふ。

つまり、仏教崇拜を奨励する詔が出て、多くの臣下たちが、君と親の恩に報いるために仏舎を建造したというのである。蘇我馬子と聖徳太子の旗下に集まった諸氏はこのときに寺を造ったと考えられる。とすれば、禅寂寺の前身の坂本廃寺はこのときに建てられたものと考えていいのではないか。

### 【坂本寺の古さ】

石田茂作博士の『飛鳥時代寺院址の研究』の所論を踏まえ、『日本書紀』を読んでいけば、上のような結論に容易にたどりつく。しかし、石田博士の「推古四十六院」は今では見直されている。戦後、各地で瓦は多量に出土し、その編年分析ははなはだ緻密になされるようになった。石田博士自身、推古三十二年（624）の四十六院を問題にしながら、その「飛鳥時代」は大化の改新（645）までを含むし、若草伽藍の発見を論じていながらも、現在の法隆寺式伽藍配置を飛鳥時代の標準とされている矛盾も見られる。

2003年3月に、帝塚山大学において、「推古朝の四十六か寺をめぐって」と銘打ってシンポジウムが開催された。その報告書を手に見てみると、

発表1 榮原永遠男氏「推古朝の仏教政策」

発表2 花谷浩氏「大和の寺々」

発表3 大脇潔氏「摂河泉と西国の寺々」

発表4 中島正「山背・近江と東国の寺々」

討論 司会 森郁夫氏

という次第で、まず榮原氏が文献史学の立場から発表をされ、花谷、大脇、中島の三氏が

考古学の立場からそれぞれの分担地域で推古朝四十六院に比定していい寺院、あるいは比定できかねる寺院をあげられている。発表3において、大脇潔氏は、

「和泉国では、小松里廃寺、秦廃寺、地藏堂廃寺、堀遺跡などといったところから、飛鳥の豊浦寺や和田廃寺に類例がある瓦が出ています。お寺としての遺構、金堂や塔などがはっきりわかっているところは、まだないみたいです。出てまいります瓦も非常に数が少ない。しかもこういう瓦を見てみますと、確かに飛鳥の豊浦寺などの瓦に似ていますけれども、ちょっと時代が下がるようです」

と発言されている。現在では、池田寺も坂本寺も上代観音寺も海会寺も問題にもならないようなのである。最後の討論において、堺市の近藤氏（このシンポジウムの記録には正確に名が記されていない）も次のように付け加えている。

「…小松寺廃寺、秦廃寺、地藏堂廃寺、堀遺跡。岸和田市から貝塚市にかけての遺跡ですが、これらの遺跡は、お寺の遺構というのが全くはっきりしておらず、唯一、2つ目の秦廃寺がお寺になってもいいかなという程度です。

地藏堂廃寺などは特に、平安時代後期が寺院の中心の時期になりまして、本日の飛鳥時代の瓦というのは、ぼろっと偶然に出たような感じの出方です。実際にここにお寺があったかどうかというのは、非常に難しいと考えております。

それで、実際の瓦を見てみますと、いまお話しした秦廃寺は、飛鳥の豊浦寺と非常によく似た紋様の瓦を使っているのですが、やや紋様が退化しているような感じを受けます。推古三十二年に入ってくるというのは、時期的にも少し難しいと考えております」

つまり、石田茂作博士は、明王院（池田寺）、禅寂寺（坂本寺）、上代観音寺、海会寺の四か寺を「推古朝四十六院」として数えられたが、最近ではこれらのお寺を推古朝に遡らせることには否定的で、あえて問題にもされないことがないし、また、他の小松寺廃寺、秦廃寺、地藏堂廃寺、堀遺跡についても、四十六院には入れられないという見解を、大脇氏も近藤氏も共有されているようである。石田博士が一つの根拠として挙げられている、池田寺・坂本寺から出てきた「素弁蓮華文鏡瓦」では十分ではないということになるのであろうが、この考古学的な知見は尊重するとしても、文献的には、池田寺および坂本寺を飛鳥時代の寺とするのはさほど見当外れではないように思われる。

この時代の氏族たちの動向として、先の『日本書紀』の記事は尊重されねばならない。用明二年（587）、崇仏派が勝利し、蘇我氏は法興寺を建て、聖徳太子は守屋の奴や土地をもとに四天王寺を建て、推古二年（594）、仏教崇拝を奨励する詔が聖徳太子と蘇我馬子に向けて出されて、仏教の興隆が命じられた。それを受けて、多くの臣下たちが、「各君親の恩の為に、競ひて仏舎を造る」とある。蘇我馬子と聖徳太子の旗下に集まった諸氏はこのときに寺を造ったと考えるのはごく自然である。禅寂寺の前身の坂本廃寺はこのときに建てられたと考えるのは自然である。

確かに瓦は残るので、考古学では調査の手掛かりになるのは当然である。石田茂作博士は

礎石の存在とともに瓦を寺院遺跡の決定のための一つ的手段とされた。『飛鳥時代寺院址の研究』の学界への貢献は計り知れないほど大きい。しかし、瓦は絶対的な指標となりうるものなのであろうか。京都にはおびただしい数の寺院があるが、実は京都に現存する最古の寺院建築である千本釈迦堂は瓦葺ではない。船岡山近くに住んでいた私は朝夕に窓からその檜皮葺の屋根を見ながら過ごした時期がある。他にも私の記憶には、愛知県の吉良で見た檜皮葺の金蓮寺弥陀堂の美しさが刻み付けられている。また、九州の球磨川を遡って、人吉盆地の奥の方、上相良氏の菩提寺だったという青蓮寺や、さらに古いとされる城泉寺の檜皮葺の堂舎も実に清楚で美しいと感じた記憶が残っている。これらは鎌倉時代のものだが、建築当時のまま現在に残る寺院建築としては最も古い時代に属する寺々ではあるまいか。推古天皇の詔を受けて、各氏族が作った仏舎=瓦葺と考える必要はないはずである。瓦は十分条件であるに違いないが、必要条件であるとはいえない。前述の帝塚山大学で行われたシンポジウムでの討論は由緒正しく美しい瓦の発見に終始しているようである。瓦の専門家たちによる議論なのだから、当然といえば、当然なのではあるが。

坂本臣糠手は推古天皇の時代に重用されている。たとえば、推古天皇九年（601）に、

三月の甲申の朔戊子に、大伴連嚙を高麗に遣し、坂本臣糠手を百済に遣して、詔して曰はく、「急に任那を救へ」とのたまふ。

とあって、滅びた任那の回復のために、高麗には大伴連嚙、百済には坂本臣糠手を派遣して、援軍を要請した。翌十年には、大和朝廷では新羅を攻めるために二万五千もの遠征軍を組織していて、高句麗および百済とともに、任那回復のために新羅を討とうと謀っていた。結局、この朝鮮半島への遠征は総司令官の久米皇子が筑紫まで行って病死して、代わりの当麻皇子も播磨までは行ったものの、同行した妻の舎人皇女が死んでしまって、引き返してしまったために、遠征そのものが取りやめになった。総司令官の都合で、戦争という国家的な事業が中止されたわけだが、坂本臣糠手の百済への派遣はまったく徒労だったことになる。しかし、仏教の先進国に行ってなにがしかの知見をもって帰国したのではなかったか。新羅の方では法興王（在位514～540）・真興王（同540～576）というみずからも王位を棄てて僧になったといわれる熱烈な仏教信者の王が二代続けて現れた後であり、百済の方でも法王（同599～600）が出る。この諱の「法」ももちろん仏法を意味する。聖徳太子もその伝記が『上宮聖徳法王帝説』とあるようにまさしく「法王」であった。

『三国遺事』には次のような記述がある。

百済の第二十九法王の諱は宣であるが、あるいは孝順ともいう。開皇（隋の文帝の年号）十年己未（599）に即位した。この年の九月に命令を下して、殺生を禁じた。民家で飼っている鷹・鷗はやぶさ類を放ち、漁獵の器具も焼かせるなど、一切を禁止してしまった。

明年庚申（600）に、三十人の新人僧をおいた。当時の都であった泗泚（泚）城（今の扶餘）に、王興寺を創建するために、敷地をならず途中で（王が）世を去った。武王が即位して、父君がはじめられた事業を受けつぎ、数紀（一紀は十二年）をへて落成（武王三十五年・634）した。その寺をまた弥勒寺と名づく。……

讚にこういつている。

「獸物類を寛恕する王の詔，その恩恵は千丘に達し，恩沢は豚魚にまであまねく，四海（みな）仁たり，聖君の下世（死去）を辱しむることなかれ，（法王のおられる）上界の兜率天，正に芳春なり」

新羅の法興王・真興王にしろ，この百済の法王にしろ，仏者としての生き方のモデルとなったのは梁の武帝（在位502～549）であったろう。法王の在位は一年に過ぎなかったものの，一切の殺生を禁じ，三十人の僧を度し，王興寺の建立を始める。そして，その子の武王（在位600～641）が父の遺志を継ぐことになるというのだが，この武王については同じく『三国遺事』におもしろい伝承を載せる。武王は一人の寡婦が池の竜と通じて生まれた子どもだというのである。その子どもはいつも薯を掘って売って暮らしを立てていたので，薯童（マトン）といった。新羅の真平王の王女・善花が美しいと聞いて童謡を作り，たくみに謀って結婚したが，薯堀りのおかげで金塊のありかを知っていて，百済の王位に即くこともできた。真平王の援助も得て，池を埋めて弥勒寺を建てたというのである。この弥勒寺と扶餘城に築いたという王興寺を同じものとするのはやや無理があるのだが，所伝の誤りで同一の寺とする考えもある。

私は1988年および1996年の二度，益山郊外の弥勒寺遺跡を訪れたことがある。今では補修が進んで風景はずいぶん変わっているに違いないが，畑の中に，日本では神南備山とでもい



弥勒寺址（韓国）



いたくなるような後山を背景に大きな六層の石塔一基だけが立っていた。もと七層であったらしいし、完全な形を残しているわけではなく、また近づけば、コンクリートで補修された部分も目に付いたが、韓国最大の石塔はやはり威容と行ってよく、感銘を受けた。今でも持続的に発掘作業が続けられているのだと思うが、『三国遺事』には「弥勒三像と会殿・塔・廊廡を各々三か所に建てた」とあるから、弥勒寺には弥勒像も会殿も塔も三つあって、日本には類を見ない巨大な寺院だったはずである。

坂本臣糠手が行った百済は仏法興隆の気運のさなかにあった。坂本臣糠手は先進の仏教と寺院の知識を日本にもたらしたと考えるべきなのではないか。聖徳太子よりも、蘇我馬子よりも、百済での仏教の在り方を実際に目にきて、最新の情報をもっていたのである。坂本寺は他の氏族の寺々よりひとときわその知見が生かされた成果であったと考えてしかるべきである。その知見とは弥勒信仰ではなかったか。坂本寺には新座工門という名をもつ、日照りに功験があり、しかし、背負った人間はかならず死ぬというあの弥勒菩薩があった。これは糠手が創建した当初からあった仏なのではなかろうか。弥勒信仰隆盛の朝鮮半島に行って、糠手もたらした仏そのものとすら考えられる。

いずれにしろ、推古朝で重用され、対物部の戦いにも大きな役割を担った坂本氏が推古二年の仏教興隆の詔に反応してかなり早い時期に氏寺をもったと考えるのはごく自然のこのように思われる。

### 【坂本氏の伝承】

先に「墳寺」ということばに出逢った。氏寺はかつての古墳の代役を果たすことになる。和泉地方は北部にあの巨大な百舌鳥古墳群をもっていて、それは今の行政区域では堺市になるが、和泉市には堺市に接するところに黄金塚古墳という、百メートルを超える古墳をもっている。若かりし（まだ大学入学以前の）森浩一氏が注目し、発掘に着手されていた古墳である。前方後円墳としてかなり早い時期のものであるとされているが、中央郭の被葬者は三体、その中心にあるのは女性であり、この地方の豪族の祭祀者であったろうと、森氏はいう。ある時期以降、地方にも増える前方後円墳は中央の大和朝廷とかかわり、あるいは影響関係をもつようになった地方の豪族が建造するようになったものと考えられる。それは中央から地方への文化の伝播とだけでは解釈し得ないものである。すでに「中央」-「地方」の意識が芽生えているとすれば、そこには臣従関係に近いものが生れているといわなくてはならない。

「まつる」ということばがある。平安時代にはさらに接頭辞の「立つ」を加えて「たてまつる」ということばになるが、「まつる」だけでも、目上の者に物品を供することを意味する。目上の者は人間であっても、また神々であってもいい。「まつる」の連用形が名詞化して「祭り」となるが、「祭り」の本質は神々に物品を供えることを意味する。日本の「まつりごと（政）」はことば本来の意味において、本質的に民百姓を向いてはいない。大和の大王の家は神々に向けて祭祀（まつりごと）を行うのがその職務であったとっていい。その



大王の家が地方の豪族の家々を従属させていく。「まつら（ろ）はす」わけだが、「まつる」の未然形「まつら」に、継続する意味の「ふ」を加えた「まつら（ろ）ふ」の本来の意味は継続的に物品を納めるということであり、それが服従するという意味を表すことになる。つまり、大和朝廷に毎年のように貢納すること、それが「まつらふ」ということになる。東や西の「まつらはぬ人々」を「まつらふ」ようにさせること、それが倭建命の仕事であったと考えられる。

逆に「まつらふ」人々への反対給付を表すことばは「たまふ」ということになる。「奉る」に対する「給ふ」であり、それが補助動詞になって、尊敬語か謙譲語か、そして誰の誰に対する敬意を表すのか、といった形で、古典文法を学ぶ高校生をしきりに悩ませることになる。この「たまふ」は、語源的には「魂一会ふ」と考えていいのではないか。「まつらふ」た人々に対して「まつらはれた」長上はその魂を振り向けるだけでいい。目をかけ、ことばをかけるだけでいいのだと思われるが、もちろんモノがともなう場合もある。所領安堵であり、あるいは役職であり、あるいは刀剣、あるいは鏡、そして自分の名前を与える。江戸時代、將軍家は諸国の大名たちにしきりに「松平」の名前を与えた。なんら実益がないように思われるものの、有難いと思う人がいる以上価値があったのである。「まつらふ」たことへの反対給付として、地方の国造・県主の資格を、青銅鏡を、前方後円墳を築くことの許可を「たまはる」のである。そうした地方豪族と大和大王家の関係は、『古事記』『日本書紀』には婚姻関係で書かれることもある。「まつり」「まつられる」モノとして最も貴重であり、珍重されたのは女性だからである。高天原のアマテラスの子孫が豊葦原の中つ国を治めるようになる前の国土経営者はオオクニヌシであった。八千矛の神という別称ももつので、戦闘神でもあったはずなのだが、なぜか戦については語られることがない。オオクニヌシは光源氏よろしく艶福家で、女性たちとの結婚が語られる。女性を手に入れることはその国を手に入れることと同義なのである。まずは稲羽の八上比売、そして須勢理比売、高志の国の沼河比売、胸形の奥津宮の神である多紀理毘売、神屋楯比売、八鳥牟遲能神の娘の鳥耳の神……それはアマテラスの子孫たちの場合についても同じである。女性が大和の王家に「まつられる」こと、献上されることは、その女性に付着した国魂が王家に服属することと同義なのである。

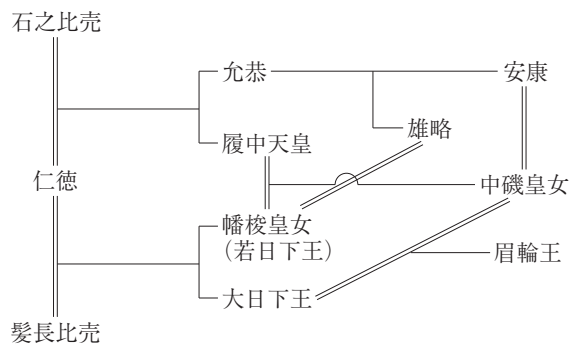
坂本糠手臣の数代前に当たる人物のエピソードが『古事記』および『日本書紀』に見える。安康天皇の時代のことである。

御子、穴穂御子、石上の穴穂の宮に坐しまして、天の下治らしめき。天皇、伊呂弟大長谷王子の為に、坂本臣等の祖、根臣を、大日下王の許に遣して、詔らしめたまひしく、「汝命の妹、若日下王を、大長谷王子に婚まぐははせむと欲ふ。故、貢るべし。」とのらしめたまひき。爾に大日下王、四たび拝みて白しけらく、「若し如此の大命も有らむと疑ひつ。故、外に出さずて置きつ。是れ恐し、大命の隨に奉進らむ。」とまをしき。然れども言以ちて白す事、其れ礼無しと思ひて、即ち其の妹の礼物と為て、押木の玉纒を持たしめて貢獻りき。根臣、

即ち其の礼物の玉纒を盗み取りて、大日下王を讒して曰ひしく、「大日下王は、勅命を受けずて曰りたまひつらく、『己が妹や、等し族の下席に為らむ。』とのりたまひて、横刀の手上を取りて、怒りましつ。」といひき。故、天皇大く怒りまして、大日下王を殺して、其の王の嫡妻、長田大郎女を取り持ち来て、皇后と為たまひき。（古事記・安康記）

『日本書紀』の話もこれとほぼ変わりはない。ただ若日下王が幡梭皇女の名前で記述されている。仁徳天皇は葛城氏から出た磐之媛とのあいだに次々と子をなし、その中から履中・反正・允恭の三人の天皇が出る。仁徳はまた、本来は父の応神天皇の妃となるはずであった日向から来た髪長媛にも先に手を付けてしまい、そこから大日下王・若日下王の兄妹が生まれる。允恭天王は忍坂大中媛と結婚して、軽皇子、軽皇女、穴穂（安康）、大泊瀬（雄略）という子どもを産む。允恭天皇の死後、本来は軽皇子が皇位を継承するはずであったが、軽皇女との近親相姦によって継承権を失い、穴穂が皇位に就くことになる。この穴穂が弟の大泊瀬を、叔父の大日下王に、その妹の若日下王と結婚させようとする。大日下王は承諾するが、その間に入って、混乱させたのが、まだ坂本を名乗っていない根臣だったというのである。大日下王は承諾の証に「押木の玉鬘」まで持たせたのに、それを欲しくなった根臣は横取りした上で、大日下王は「どうして妹が同族の敷布団にならなくてはならないのか」といったと伝える。結局、穴穂は大日下王を殺し、若日下王を大泊瀬と結婚させる。そして、大日下王の嫡妻であった長田大郎女も自分のものにしてしまうのである。

大日下王・若日下王は日下に住まっていたのであろうが、若日下王と結婚するということは女系で伝わるであろう日向の国魂をも手に入れることを意味する。「押木の玉鬘」は日向から来た髪長媛の美しい髪の毛をさらに引き立てる髪飾りであったのであろう。このあたりの系譜にはやや混乱がある。



『日本書紀』は、履中天皇は幡梭郎女と結婚して、そこから中磯皇女が生まれたというのである。この中磯皇女は中帯姫皇女ともいい、長田大郎女ともいう。つまり、履中天皇がすでに幡梭郎女と結婚していて、その娘の中磯皇女と大日下王は結婚していたことになる。履中天皇が結婚していた幡梭郎女を別人とするか、伝承の混乱とするしかないのだが、あるいは、

ここの記述を鵜呑みにして解釈ができないでもない。幡梭郎女は履中天皇とも結婚し、雄略天皇とも結婚したのだと。貴重な魂を身に備えた女性を手に入れることによって、みずからの支配権をより強固なものにすることができるはずである。クレオパトラをものにしようとするローマの権力者が争ったのは、彼女が美しかったからだけではなかったはずである。

安康天皇は大日下王から略奪した長田大郎女との会話を床下で聞いていた、大日下王と長田大郎女の子の眉輪王に殺されてしまう。この眉輪王も大泊瀬（雄略）に殺害されるが、雄略天皇の十四年、坂本根臣が虚偽の讒言をして大日下王を死に至らしめたことが発覚する。

夏四月の甲午の朔に、天皇、呉人に設へたまはむと欲して、群臣に歴め問ひて曰はく、「其れ共食者に誰か好けむ」とのたまふ。群臣が、僉に曰さく、「根使主、可けむ」とまうす。天皇、即ち根使主に命せて、共食者としたまふ。遂に石上の高抜原にして、呉人に饗へたまふ。時に密に舍人を遣して、装飾を視察しむ。舍人、服命して曰さく、「根使主の著る玉纒、太だ貴にして最好し。又衆人の云はく、『前に使を迎ふる時に、又亦著りき』といふ」とまうす。是に、天皇、自ら見たまはむとして、臣連に命せて、装せしむること饗せし時の如くして、殿の前に引見たまふ。皇后、天に仰ぎて歎歎き、啼泣ち傷哀びたまふ。天皇、問ひて曰はく、「何の由ありてか泣ちたまふ」とのたまふ。皇后、床を避りて対へて曰したまはく、「此の玉纒は、昔妾が兄大草香皇子の、穴穗天皇の勅を奉りて、妾を陛下に進りし時に、妾が為に献れる物なり。故、疑を根使主に致して、不覚に涕垂りて哀泣ちらる」とまうしたまふ。天皇、聞しめし驚きて大だ怒りたまふ。深く根使主を責めたまふ。根使主、対へて言さく、「死罪死罪、実に臣が愆なり」とまうす。詔して曰はく、「根使主は、今より以後、子子孫孫八十聯綿に、群臣の例にな預らしめそ」とのたまふ。乃ち将に斬らむとす。根使主、逃げ匿れて、日根に至りて、稲城を造りて待ち戦ふ。遂に官軍の為に殺されぬ。天皇、有司に命せて、二に子孫を分ちて、一分をば大草香部民として、皇后に封したまふ。一分をば茅渟県主に賜ひて、負囊者とす。即ち難波吉士日香香の子孫を求めて、姓を賜ひて大草香部吉士としたまふ。其の日香香等が語は、穴穗天皇紀にあり。事平ぎし後に、小根使主（小根使主は、根使主の子なり。夜臥して人に謂りて曰はく、「天皇の城は堅からず。我が父の城は堅し」といふ。天皇、伝に是の語を聞しめして、人を使にして根使主の宅を見しむ。実に其の言の如し。故、収へて殺しつ。根使主の後の坂本臣と為ること、是より始めり。

雄略天皇の時代、呉との国交関係があったということになるが、呉人が大和朝廷にやって来た。その「共食者」というのは接待役を意味するのであろうが、根臣がそれに当ることになる。ということは、根臣は呉のことば、中国の南部のことばに堪能だったことを意味するのであろうか。石上の高抜原に、まさかテントを張って迎えたわけではなかろうから、迎賓館のようなものがあったのかもしれない。接待をする者は失礼のないように精一杯の盛装を

していったのであろうが、根臣は大日下王から奪った玉纒を身に着けていた。それで、今は雄略の皇后になっていた幡梭皇女（若日下王）はすべてを理解する。天皇は憤怒して根臣を追求し、殺そうとする。根臣は南に逃げて戦ったが敗れて、殺害された。難波吉士日香香というのは、大日下王に仕えて、大日下王が殺されるときに最後まで戦って、二人の子どもとともに、殉死した人間である。この人の後裔は尋ねだされて大草香部吉士という姓を賜り、根臣の半分は若日下王の部の民となり、半分は茅渟の県主の負囊者になったという。坂本臣となるのはこの後者の茅渟の県主の負囊者の方ということになろう。茅渟の県主は現在の和泉府中あたりに居住していたであろうから、坂本までは指呼の距離にある。

本稿は、桃山学院大学地域連携共同研究プロジェクト「大学教育における南大阪の地域文化資源の掘り起こし・保存・活用の研究」（14連242）の研究成果の一部として発表するものである。

#### 【参考文献】

★引用は次の書物による

坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本古典文学大系68 日本書紀下』（岩波書店 1965）

石田茂作『総説飛鳥時代寺院址の研究』（聖徳太子奉賛会 1944）

帝塚山大学考古学研究所「推古朝の四十六ヶ寺をめぐる」シンポジウム報告書 2004年

福山敏男「聖徳太子時代の寺院」『日本建築史研究』（墨水書店）

森浩一『和泉黄金塚古墳』（中央公論美術出版）

和泉市史編さん委員会『和泉市の歴史6 和泉市の考古・古代・中世』

（2018年3月27日受理）

South Osaka:  
Cradle of Japanese Buddhism (IV)  
Along the Makio River (2)  
Myo-o-in (明王院) and Zenjakuji (禅寂寺)

UMEYAMA Hideyuki

Going towards the firth of the Makio River, we can find two small temples in the now densely populated residential areas. Nowadays, even the local people neglect the origins and importance of these temples, namely Myo-o-in at Ikeda-cho and Zenjakuji at Sakamoto-cho.

The Japanese Archeological Society has been searching for the 46 temples of which the existence was mentioned in the *Nihon Shoki* in year 32 of the Suiko Era (624 CE). As seventy years had passed since the introduction of Buddhism in the mid-sixth century, the number of temples had gradually increased to 46. But where were those temples? It is almost certain that we can count Horyuji (法隆寺), Asukadera (飛鳥寺), and Shitenoji (四天王寺) among these 46 temples of the Suiko Era. However, many others remain unconfirmed.

Ishida Mosaku, the most authoritative archeologist before World WarII, nominated Myo-o-in and Zenjakuji as being among the 46 temples of the Suiko Era through estimation of the age of the production of tiles and the location of garan (伽藍), namely buildings. However, it seems that more recent archeologists have another conclusion; the origins of Myo-o-in and Zenjakuji, are not so ancient. So, how should we think of these temples?

After the victory of the Buddhists in the war between Shintoists and Buddhists in the year 587 CE, many families began to build temples for the purpose of ancestor worship. Buddhist temples became the sites of tombs. There were two ancient families, the names of which originated from the names of local areas, Ikeda and Sakamoto. Could they have built newly-styled magnificent buildings in keeping with the trends of the epoch?

We examine the land's folklore and literature.

[共同研究：関西圏の地域活性化と金融スキーム]

## 近畿地域の金融・保険業と 地域経済との関係について

中 野 瑞 彦

### はじめに

国内銀行の収益が低迷している。その主たる原因は、収益の太宗を占める資金運用利益の低下である。銀行の貸出金利は、2008年9月のリーマン・ショック以降に低下が顕著となったが、2013年4月以降の日本銀行の質的・量的緩和政策導入以降、一段と低下した。この背景には、物価上昇率を引き上げるため、金融当局が大規模な金融緩和政策によって景気浮揚を狙っていることがある。この結果、特に近畿地域の金融・保険業の名目生産額は、全国一落ち込んでいる。近年、実体経済はそれなりに回復しているにもかかわらず、大規模金融緩和政策の長期化により、貸出収益を主体とする金融機関は経営に大きな影響を受けている。本稿では、近畿地域の金融機関のうちの地方銀行に焦点を当て、金融機関と関西経済の関係について検証する。

なお、本稿は桃山学院大学共同研究プロジェクト14連240の支援を受けている。また、本稿は、『銀行構造研究』（後記、参考文献）に寄稿した論文をベースに、近畿地域に焦点を当て加筆したものである。

### 1. 全国の地方銀行の収益とリスクの現状

#### (1) 全国の地方銀行の収益状況

まず、2016年度時点での地方銀行（以下、「地銀」）の収益状況について、日本銀行（以下、日銀）の金融システムレポートをベースに概観する。リーマン・ショック以降の日銀の大幅な金融緩和政策により、地銀のみならず銀行全般の貸出利ざやの低下が著しい（日銀2017b, 図表Ⅱ-1-2, 10頁）。特に、質的・量的金融緩和政策（以下、「異次元金融緩和政策」）の導入以降、資金調達利回りの低下余地がなくなっていることから、もっぱら貸出利回りの低下を反映して国内業務部門の貸出利ざやが縮小している。

貸出利ざや縮小の原因は、第一に、既述したように預金金利が既にゼロ水準まで低下している中で貸出金利の水準が低下しているためである。地域銀行の全体の貸出額のうち、2016



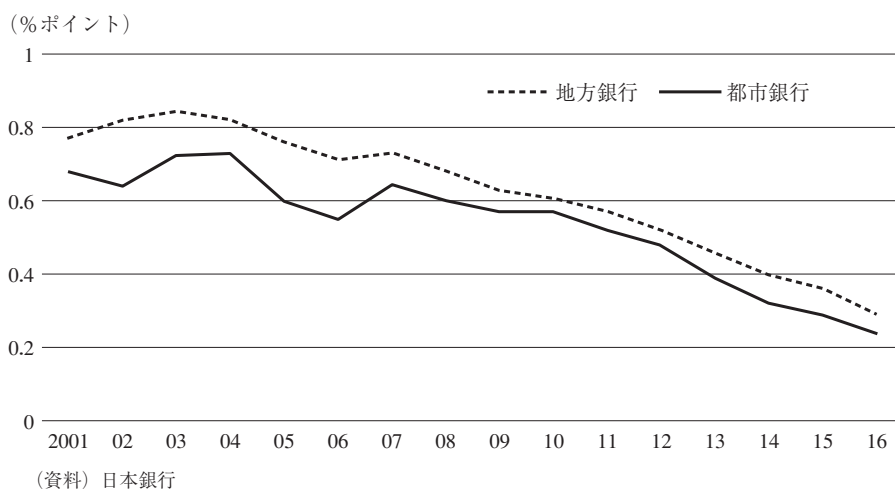
年12月末時点で固定金利貸出等が略50%、短プラ連動貸出が略35%、市場連動型貸出が略14%を占めている（日銀2017a, 図表Ⅲ-1-18, 21頁）。日銀は、このうち固定金利貸出は数年で切り替えとなるため、貸出のロール（借り換え）時のベース金利の低下が固定金利貸出の利回り低下を招いていると指摘している。一方で、略35%を占める短プラ連動貸出の貸出金利の低下が著しい（ibid, 図表Ⅲ-1-17, 21頁）。この間に短プラ水準の変更はないことから、この低下はスプレッド幅の縮小を反映したものであろう。短プラ連動貸出といえども、市場競争を反映して市場金利の水準低下を無視しえないのである。

第二に、景気回復にともなって債務者区分が上位遷移し、適用されるリスク・プレミアムが縮小していることである（ibid, 36頁）。ただし、信用金庫では上位遷移がそれほど生じていない点を考えると、小規模債務者の業況改善は遅れていることが推察される。

## (2) 貸出利ざやの変化

金融機関の貸出利ざやの変化について、中期的な観点から検証する。都市銀行（以下、都銀）と地銀の貸出利ざや（経費控除後）の推移を見ると、ともに2005年度頃から縮小し始めた（図1）。リーマン・ショック直前の2007年度には若干上昇に転じたが、その後は一貫して低下している。1999年頃より預金金利が低位で推移していることから、貸出利ざや縮小の主たる原因は貸出利回りの低下である。

図1. 預貸金利ざや（経費控除後）の推移（年度）



この貸出利ざやの水準の変化を指標となる市場金利と比較する（表1）。2016年度の国債5年物の利回りはマイナス0.186%であり、01年度比0.699ポイント低下した。一方、地銀の16年度の貸出利ざやは0.29%であり、2001年度比0.48ポイント低下した。国債5年物や同10年物の低下幅と比較すると、貸出利ざやの縮小は小幅にとどまっている。これは国債の利回りがその時点の市場水準であるのに対し、利ざやの元となる貸出利回りは過去の貸出金利を

表1. 国債利回りと地方銀行の貸出金利回り，貸出利ざやの比較

年度平均	2001	'09	'13	'15	'16	'01比較
A 国債5年物	0.513	0.650	0.248	0.028	△0.186	△0.699
B 国債10年物	1.355	1.367	0.695	0.292	△0.045	△1.400
C 貸出金利回り	2.23	1.94	1.49	1.31	1.20	△ 1.03
D 貸出利ざや	0.77	0.63	0.46	0.36	0.29	△ 0.48

(資料) 日本銀行

表2. 貸出利ざやの変化

	'16年度	'01年度比	内 '01-'08	内 '08-'12	内 '12-'16
<b>地方銀行</b>					
貸出金利回り	1.20	△1.03	△0.11	△0.52	△0.40
預金債券等利回り	0.03	△0.09	0.15	△0.20	△0.04
経費率	0.88	△0.46	△0.17	△0.16	△0.13
貸出利ざや	0.29	△0.48	△0.09	△0.16	△0.23
<b>都市銀行</b>					
貸出金利回り	0.97	△0.84	0.03	△0.48	△0.39
預金債券等利回り	0.01	△0.10	0.16	△0.21	△0.05
経費率	0.72	△0.30	△0.05	△0.15	△0.10
貸出利ざや	0.24	△0.44	△0.08	△0.12	△0.24

(資料) 日本銀行

織り込んだ加重平均であるという違いが反映している。

この15年間の変化について期間を分けて見ると，貸出金利回りの低下幅は，01－08年度0.11ポイント，08－12年度0.52ポイント，12－16年度0.40ポイントであり，リーマン・ショック以後の低下が顕著である（表2）。これに対して地銀は経費率の削減で対応し，リーマン・ショック以前は貸出金利回りの低下幅を上回る0.17ポイントの削減を実現したが，リーマン・ショック以後はさすがに限界があり，08－12年度0.16ポイント，12－16年度が0.13ポイントの削減にとどまった。さらに預金債券等利回りにも低下余地がなくなった。この結果，異次元金融緩和政策の導入後の貸出利ざやの縮小幅は0.23ポイントと，期間中で最大となっている。2017年度末時点で異次元金融緩和政策の導入以降すでに5年が経過しているが，この政策が長引けば，地銀の体力は確実に弱まることになる。なお，都銀についても，期間ごとの内訳ではやや差異があるもののほぼ同様の傾向にあり，異次元金融緩和政策の下で貸出利ざやは0.24ポイント縮小した。

### (3) 収益力低下と資産構成の変化

銀行の貸出金利が低下する中で，地域金融機関の貸出は利ざやの厚い不動産業者や個人向けカード・ローンに向かっている。また，日銀（2017a, 23-24頁）は，地域金融機関の資産構成の中で，外債へのシフトが顕著となっていることを指摘している。これはマイナス金利

政策の導入以降、貸出金利と円債利回りが低下しリスクに見合う収益が期待できない中で、金融機関としても消去法的な資産選択の結果である。しかし、過去の経験に鑑みれば、こうした貸出や投資のリスクは当然のことながら高水準である。地銀がハイ・リスクであることを認識しつつも、収益追求に追い込まれている状況が鮮明となっている。

異次元金融緩和政策の目標が実現した暁には、消費者物価上昇率も高まって不動産価格も調整局面を迎えるだろうし、円相場も円高に反転する可能性が高い。つまり、地域金融機関は異次元金融政策のもとで潜在的損失を蓄積しているのであり、皮肉なことに異次元金融政策の目標実現が、金融機関の損失を顕在化させるという矛盾を孕んでいる。地域金融機関は、不動産向け貸出や外債のリスクの高まりをどこまで受け入れられるのだろうか。物価の上昇とともに貸出金利が上昇すればよいが、銀行の低収益には構造的な問題もあるという日銀(2015)の指摘が正しいのであれば、物価が上昇しても貸出金利は容易に上昇しない。経済動向や金融動向に応じてポートフォリオを変更するのは金融機関のマネジメントであるが、現状は過度に偏った金融政策が金融機関の潜在的リスクを増加させており、将来の金融システムにとって決して好ましいことではない。近年の金融機関の収益減少には、日銀が指摘するように、金融政策の動向による政策的要因と人口減少による経済力の縮小という構造的要因が混在しているが、それが資産ポートフォリオの歪みを生み出していることに注意しなければならない。

## 2. 近畿地域の实体经济と金融の関係

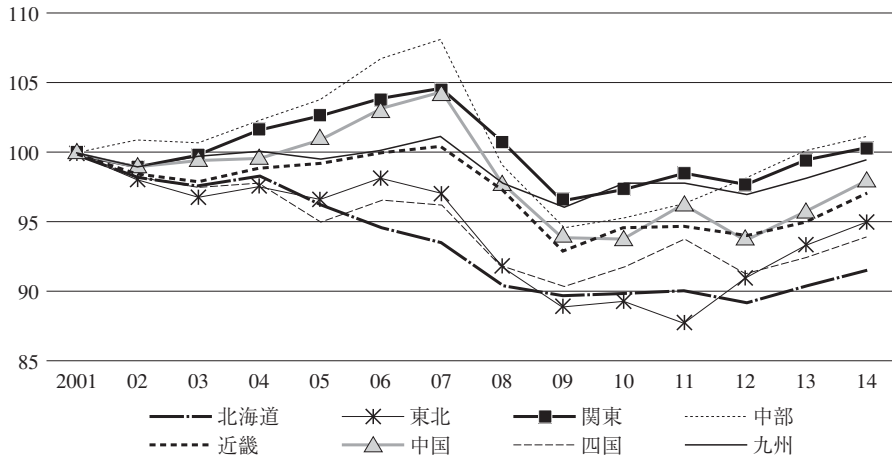
### (1) リーマン・ショック後の景気動向

金融機関の収益減少は、近年の实体经济の状況とどのような関係にあるのだろうか。2008年9月のリーマン・ショック以降、世界経済のみならず日本経済が未曾有の危機に直面したことは周知のとおりである。その後、日本経済は緩やかながらも回復に向かい、上場企業の収益は最高益を更新している。業況が好転しているのは大企業や大都市圏に限られるという指摘もあるが、疲弊が目立つ地域経済圏においても最悪期は脱し回復途上にある。

地域経済の動向について地域別名目総生産の推移を見ると(図2)、北海道・東北地域を除いて、各地域とも2009年度を底に回復している。水準(2001年度=100)も、2014年度には2003~2004年度水準にまで戻っている。さらに、2000年代前半の世界景気拡大による外需拡大の恩恵に浴した中部地域や関東地域を除けば、概ねリーマン・ショック直前の水準に戻している。また、地域間格差についても、直近では縮小しているとまでは言えないものの、拡大している状況ではない。

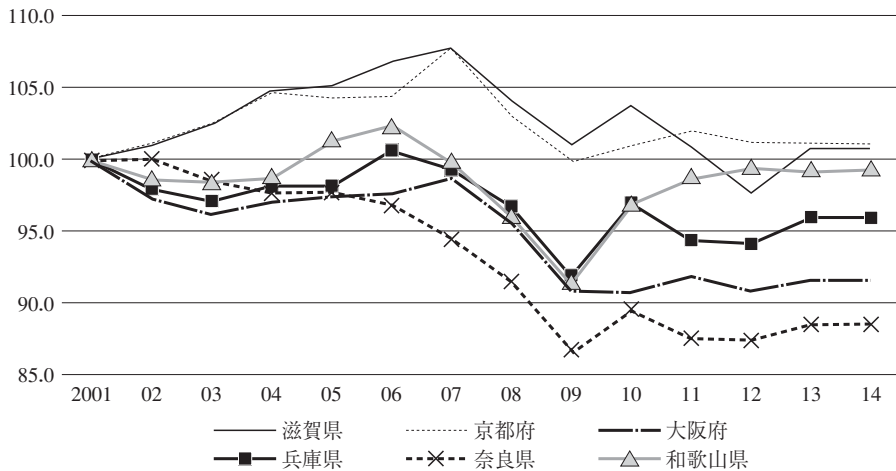
近畿地域についてその推移を見ると、回復度合は全地域の中の平均レベルであり、14年度時点ではまだ97.0と01年度水準にまでは回復していないが、03年度の97.9には近づいている。その後の景気回復を考慮すると、16年度には01年度水準に戻していると推察される。ただし、県別に見ると格差が相当に広がっている(図3)。回復が最も早い京都府は14年度で104.0と

図2. 地域別の名目総生産の推移（年度，2001年度=100）



(資料) 内閣府

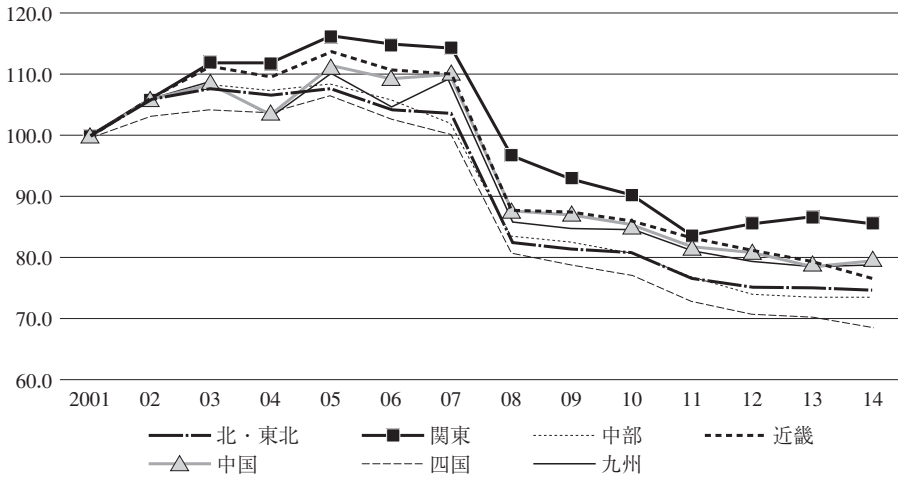
図3. 近畿地域の県別名目総生産（産業部門）の推移（年度，2001年度=100）



06年度水準に戻しているのに対し，奈良県は14年度で89.7と低位のまま留まっている。リーマン・ショック直前の格差は全く解消しておらず，奈良県が抱える構造問題が色濃く反映している。

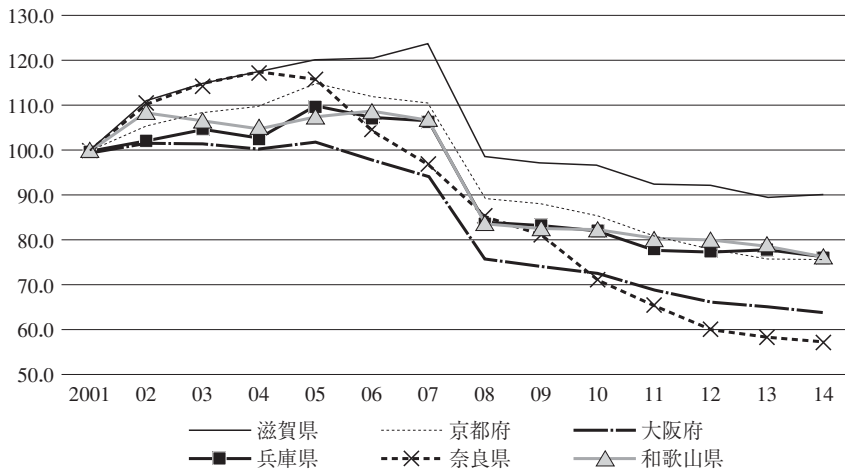
次に地域別の金融事業名目総生産を見ると，まず全ての地域において2008年度に急減した(図4)。これがリーマン・ショックによるものであることは明らかだが，既述した地域別の名目総生産の推移とは異なり，直近においても回復傾向が見られない。2014年度の水準は，最も高い関東地域でも85.9と01年度比14.1%減，最も低い近畿地域では同68.6，31.4%減となっている。そもそも近畿地域は他地域と比較して01年度以降の水準が最低で推移している。既述した通り，近畿地域の地域別総生産は全国の平均レベルであったから，金融事業の落ち込みが激しいことがわかる。この原因として考えられるのが，金融危機後の近畿地域での金

図4. 地域別の金融事業名目総生産の推移 (年度)



(資料) 内閣府

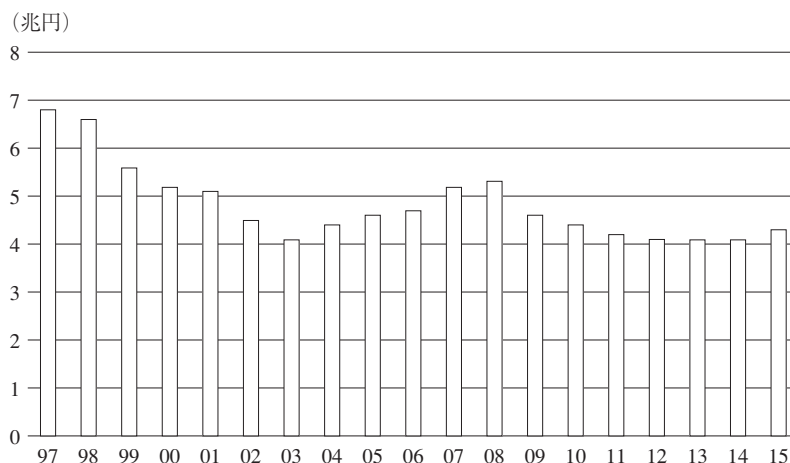
図5. 近畿地域の県別金融事業名目総生産の推移 (年度, 2001年度=100)



融りストラであろう。バブル経済崩壊後に、近畿地域では金融機関の破綻・再編が他地域以上に進んだ。また、2003年5月のりそなショックでは、その影響が傘下の金融機関にまで及んだ。つまり、01年度以降に近畿地域では金融機能の再編を余儀なくされ、金融事業の生産が著しく低下したと考えられる。県別に見ると、最も高い水準を維持したのが滋賀県で、14年度90.2、9.8%減であった。他方、最も低い水準となったのが奈良県で、同57.4、43.6%減となった。大阪府も2番目に低く、同63.7、36.6%減となった。金融・保険業の県別順位は、県別総生産の順位と概ね一致していることから、近畿地域では県内の経済動向が金融・保険業にも反映していると言える。

金融・保険業の低迷に拍車をかけたのが2012年度以降のアベノミクス・異次元金融緩和政

図6. 地方銀行の利益の推移



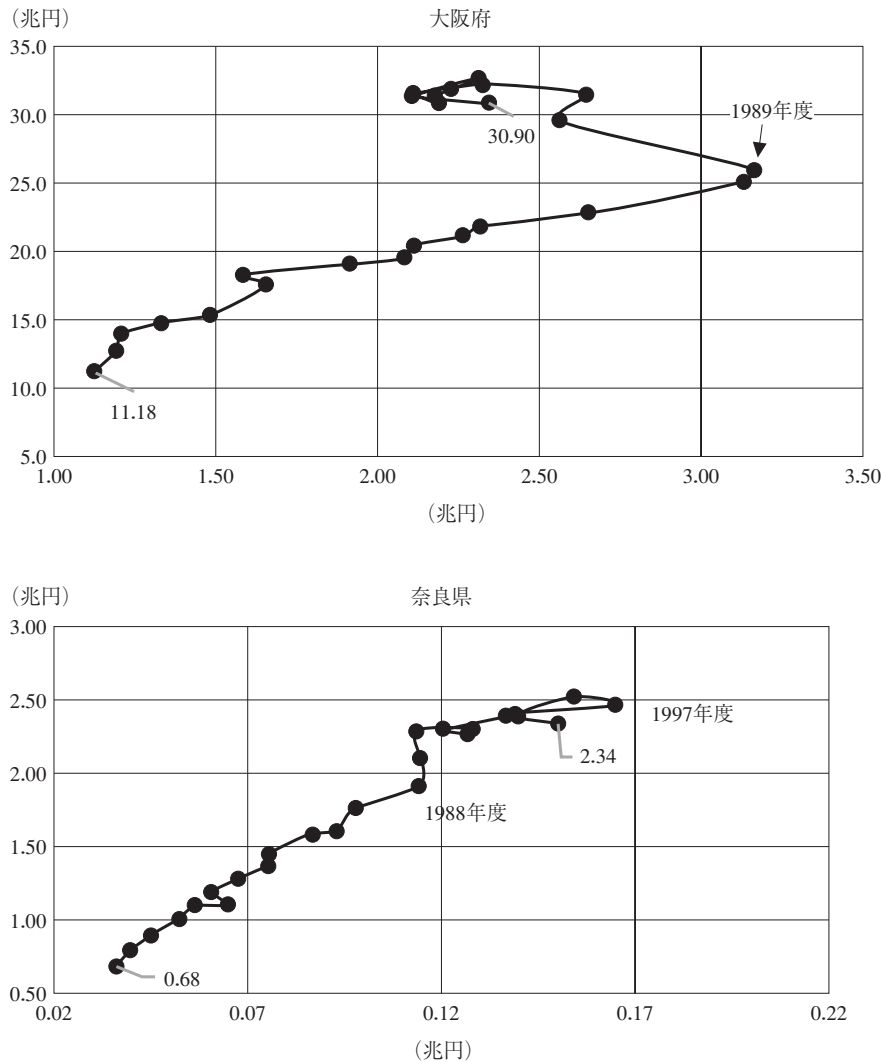
策である。関東地域では金融事業の総生産が回復したが、その他の地域ではむしろ減少した。関東地域では、景気回復と不動産向け貸出の活発化が貸出利ざや縮小を打ち消した。これに対し、その他の地域では大幅金融緩和政策による景気刺激効果が金融事業に反映せず、貸出利ざやの縮小がそのまま総生産に反映したと考えられる。この結果、総生産ベースで見た場合の地域経済における金融事業の比重は著しく低下した。特に、近畿地域は既述した通り最も激しく落ち込んだ。ちなみに、地銀の利益（当期純利益＋経費）の推移を見ると、2001年度には5.1兆円であったが、2009年度以降は低下の一途を辿り、2014年度には4.1兆円へと1兆円減少、略20%減となった（図6）。

## (2) 地域の実体経済と金融との関係

次に、長期的な観点から地域経済と金融事業の関係を検証する。ここでは、2つの県をサンプルとして抽出し、非金融業と金融・保険業の純生産の相対関係を見ることにする。大阪府と奈良県について、1975年度から1999年度以降の両者の相対関係を見ると（図7）、多少のバラツキはあるものの、1989年度までは明らかに正の相関関係が見出される。ただし、1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、相関関係に変化が生じた。大阪府では、非金融産業は1990年度以降も5兆円程度増加したが、金融・保険業は1兆円近く減少し、相関曲線は逆相関となった。これは大阪府では金融バブルの崩壊が激しかったことを表している。奈良県では、1988年度から90年度にかけて金融・保険業の純生産は増加しなかったが、その後も増加し、むしろ非金融業の純生産が停滞した。金融・保険業も97年度からは減少に転じたが、その程度は大阪府に比較して小さい。この理由としては、奈良県の金融バブルの状況が大阪ほどではなかったこと、金融・保険業の寡占度が大きいことが考えられる。非金融業と、金融・保険業の相対関係がどのような状態になるかは、各県や各地域における金融状況に依存するが、少なくとも1990年代以降、非金融業と金融・保険業の安定的な関係が維持されなくなっ



図7. 名目純生産：非金融業（縦軸）と金融・保険業（横軸）の関係

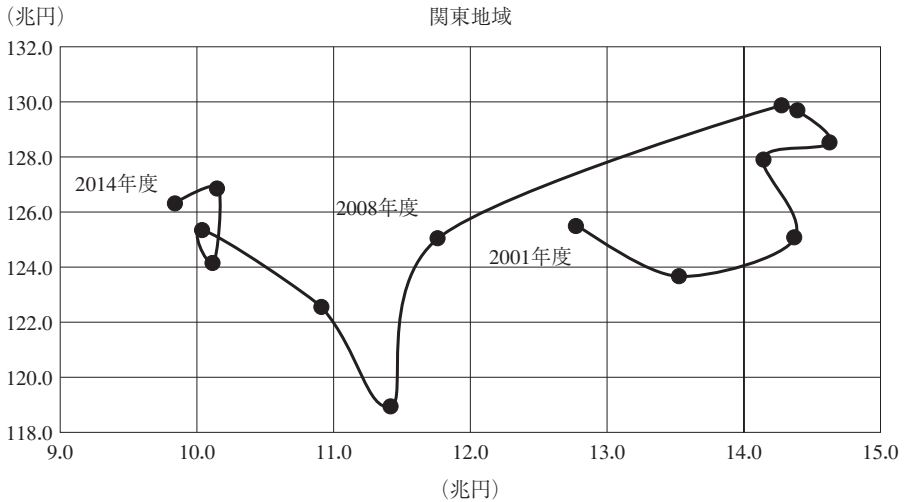
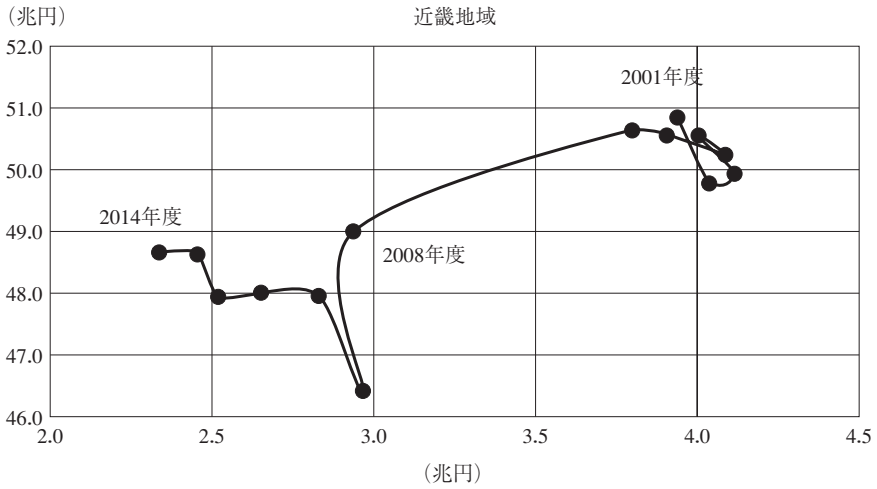


(資料) 内閣府

た。

これを2001年度以降について地域別に検証する。サンプルとして、近畿地域と関東地域を採り上げる(図8)。リーマン・ショック(2008年9月)以前の非金融業と金融・保険業の相関曲線は、近畿地域では非金融業がやや増加したのに対し、金融・保健業はやや減少し、逆相関を示していた。一方、関東地域では非金融業が大きく増加したのに対し、金融・保健業は2003年度以降ほぼ同水準にとどまっていた。つまり、両地域とも非金融業が増加したのに対し、金融・保険業は振るわなかったのである。その後、リーマン・ショックによって非金融業、金融・保険業はともに大幅な減少を余儀なくされ、相関曲線は左下方に大きくシフトした。近年になって非金融業は回復に転じたが、金融・保険業の水準は近畿地域、関東地

図8. 名目純生産：非金融業（縦軸）と金融・保険業（横軸）の関係



(資料) 内閣府

域とも減少した。これは地域の景気が回復しても、金融・保険業の収益が上がらないことを意味している。既述した通り2000年代前半からその傾向はあり、それが近年はより顕著に表れていると言える。重要な点は非金融業の純生産がリーマン・ショック前に戻りつつあるのに対し、金融・保険業の純生産の水準が著しく低い水準で推移していることである。金融・保険業の純生産は、近畿地域では2001年度の3.9兆円から2014年度には2.3兆円の41.0%減へと大きく減少している。関東地域でも、同じく12.8兆円から9.8兆円へと23.4%減少している。この背景に日銀の金融緩和政策の長期化があることは言うまでもなく、その中で地域経済の回復と地域金融機関の収益悪化という負の相関関係が定着しつつある。

表3. 2014年度地域別要素所得（＝雇用者報酬＋営業余剰）の状況

2001 =100	全産業	雇用者 報酬	営業余剰	金融・ 保険業	雇用者 報酬	(割合)	営業余剰	(割合)
北・東北	92.5	84.9	108.1	65.6	82.2	(4.1)	50.9	(4.6)
関東	98.5	95.5	104.4	77.0	101.2	(6.4)	58.1	(8.7)
中部	99.9	94.1	112.5	63.5	96.6	(4.1)	40.6	(4.4)
近畿	93.1	86.2	109.6	59.2	77.2	(4.4)	42.6	(4.9)
中国	96.5	87.2	115.8	68.9	87.1	(4.3)	50.4	(3.9)
四国	90.9	89.2	93.3	68.6	83	(5.2)	54.5	(4.9)
九州	96.4	92.5	104.3	71.0	88.5	(4.9)	50.1	(4.2)

(資料) 内閣府

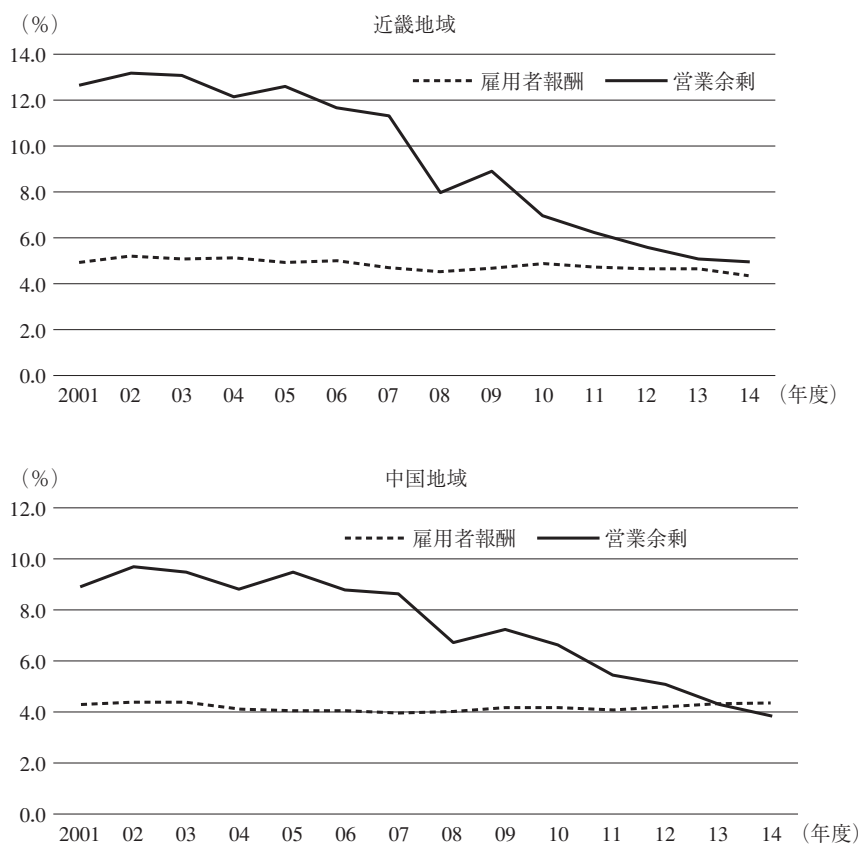
## (3) 地域金融機関の収益をどう考えるか

金融機関の収益とは、経済の成長に伴う顧客の総収入から支払われる金融費用である。従って、顧客の収入が増加していないのに、金融機関の収益が増加している場合には、顧客あるいは地域の金融費用負担が重荷になっていることを意味する。逆に、顧客の収入が増加しているのに金融機関の収益が低迷している理由は、一時的な金融緩和状態により金融機関の収益額そのものが縮小している場合か、構造的な金融過剰状態により金融機関の収益力水準が低下している場合、あるいは両者が重なっている場合である。

そこで、要素所得（雇用者報酬と営業余剰の合計）の変化を地域別に見てみよう。雇用者報酬は概ね被雇用者の俸給・給与、営業余剰は概ね当期利益にあたる。2001年度を100とした場合の2014年度の要素所得（指数）は表3の通りである。これによると、各地域とも全産業ベースで要素所得が100を下回り、2001年度レベルまで回復していないことがわかる。ところが、これを雇用者報酬と営業余剰に分けて見ると、全ての地域において雇用者報酬が大きく落ち込んでいるのに対し、営業余剰は四国地域以外では既に2001年度の水準を上回っている。これは、企業収益が回復しているにもかかわらず労働者の賃金が上がらないという現在の実体経済の状況に合致している。他方、金融・保険業の2014年度の要素所得を見ると、どの地域も2001年度水準の6～7割程度となっており、全産業に比べて落ち込みが激しい。これを雇用者報酬と営業余剰に分けて見ると、雇用者報酬の水準は関東地域を除き概ね減少幅が全産業と同程度である。ところが、営業余剰は2001年度の半分程度となっており、中部地域や近畿地域では約4割の水準にとどまっている。つまり、金融・保険業の要素所得の落ち込みは、営業余剰（≒当期利益）の落ち込みを反映したものであることがわかる。

全産業の要素所得に占める金融・保険業の割合の推移について、サンプルとして近畿地域と中国地域を採り上げる（図9）。一見してわかる通り、両地域ともに営業余剰がほぼ一貫して落ち込んだ。近畿地域では2002年度の13.2%をピークに割合が低下し、14年度は4.9%と02年度の半分以下に低下した。中国地域もほぼ同様であり、2002年度の9.8%から14年度には3.9%と低下し、雇用者報酬の割合よりも低い水準となっており、要素所得から見た地

図9. 金融・保険業の要素所得割合の推移（近畿，中国）



(資料) 内閣府

域での金融・保険業の比重がいかに低下しているかが理解できる。

地域の全産業に占める金融・保険業の営業余剰の割合について適正水準がどの程度であるのかは一概に判断しがたい。雇業者報酬の割合が近畿地域で一貫して5%程度、中国地域でも5%程度であることを考えると、営業余剰の割合が同程度であっても不自然ではない。ただ、金融業の特殊性を考えると、雇業者報酬と同じく他の産業と同程度で良いのかは議論の余地がある。既述したように、近年の営業余剰は割合のみならず、水準そのものが大幅に落ち込んでいる。これは、金融業の根本であるリスク負担能力ないしリスク・バッファーが大きく縮小していることを意味する。特に、地銀の場合には、地域のリスクの引き受け手としての使命がある。近年では、取引先の再生支援に向けて金融機関の積極的な支援が求められているが、営業余剰が現状のような水準にとどまるようであれば、地銀はその使命を十分に果たせなくなる可能性が高い。

日銀(2017a, 73頁)は、人口減少などの構造的問題を抱える環境下で地域金融機関が収益性を高めるには、金融仲介サービスの差別化など個々の金融機関の強みを発揮していくべきだと指摘している。その指摘は正しいが、地銀の収益はそのほとんどが地域経済の所得が

分配されているものである以上、地域経済の成長なくして地域金融機関の収益向上はありえない。そうだとすると、地銀が実践するリレバンは、金融仲介の差別化というよりは、取引先の経営改善を通じて地域経済の成長に寄与していくという長期的な視点で考えるべきであろう。その理由は、地銀のレゾン・デートルは地域経済全体であるからだ。

景気が回復しているのに金融収益が増えないという経験は、過去に見当たらない。戦後初めてと言われた1980年代中盤の低金利政策下では金利水準そのものは低下したが、貸出量の増加が金融収益を引き上げた。つまり、現在は景気動向と金利動向が乖離しており、前者のプラス要因が後者のマイナス要因によって打ち消されている。地域ではそこに高齢化・人口減少の構造要因が加わっている。金融機関の収益という観点からだけ見れば、構造的な低収益体質をカバーするためには、かなり高いインフレ率が必要になるだろう。

### 3. 地銀が果たしている役割

大規模金融緩和が長期化する中で、地銀の将来像をどう考えるべきだろうか。やや長い目で過去を振り返ると、1980年代の金融緩和と金融自由化を背景にバブル経済が発生し、その後にはまず信用組合、信用金庫、第二地銀の整理淘汰が進んだ。それは、小規模な金融機関がバブル経済に乗って、自己の体力を上回るリスクを取ったためである。その後、都銀を中心に不良債権問題が発生し、金融危機を経て、都銀の整理・淘汰が進んだ。この間、地銀の経営は比較的安定裡に推移した。その理由は、第一に地銀の多くが慎重な経営に徹したこと、第二にバブル経済の地域への波及が大都市圏を除き限定的であったことである。

ところが、2000年代初頭の金融危機の後、金融システムの安全性を重視する厳格な金融行政のもとで、銀行経営は高い規律を求められることとなった。特に、金融危機時に課題となった自己資本比率規制の遵守並びに自己資本比率の引き上げは、地銀にとって最も重要な経営課題となった。この結果、デフレ経済が進行する中で、銀行のリスク・オフの姿勢が明確化し、銀行貸出は増加しなかった。これは一方で、銀行のリスクに対する判断力を奪うことになり、リーマン・ショックがこの傾向に拍車をかけた。金融庁は銀行に対し、一定の条件の下で条件緩和と債権の債権区分を維持できるようにしたが、当局が損失補填を請け負ったわけではないため、指針の効果は限定的であった。

金融危機後の金融行政政策は、銀行経営に対して大きな影響を与えたと言えるだろう。特に、地銀は県単位で圧倒的なシェアを有しており、県レベルでの地域経済に与える影響は非常に大きい。この意味で、地銀から信用組合までを地域金融機関として一括りにするのは必ずしも適切ではない。これは信用金庫や信用組合が担っている重要性を否定するものではないが、営業エリアと資産規模において、地銀と信用金庫や信用組合とは背負っている責任や範囲が異なるからである。そう考えると、自ずと地銀の責任は重いことがわかる。

地銀の地元貸出シェアの推移について複数の県をサンプルとして採り上げて観察すると、地銀の1990年度の全国ベースでのシェアは21.8%だったが、2016年度には32.2%へと10.4ポ

イント上昇している。各県別に見てもほとんどの県でシェアが上昇しており、約半数が5ポイント以上の上昇である。例えば、元々シェアの高い青森県では、1990年度の57.0%から2016年度には71.5%へと14.5ポイント上昇した。また、16年度の県内の地銀貸出における地元地銀のシェアを90年度と比較して見ても、岐阜県や滋賀県などでシェアの低下が見られるが、それ以外では概ね上昇ないし同水準である。このように地銀ならびに地元地銀の貸出シェアに少なくとも大幅な低下は見られない。

日銀（2015，9頁，図表3-4）は、都道府県別貸出によるハーフィンダル指数と貸出約定平均金利の関係について分析している。ハーフィンダル指数が高い即ち個別銀行の占有度が高い地域では貸出約定平均金利が高めであり、両者に正の相関が見いだされると分析している。確かにこうした傾向は見受けられるが、その相関係数はわずか0.001であり、決定係数10%と低い。従って、必ずしも高い相関があるとは言えない。さらに、既述したように、ベースとなる市場金利の低下により、占有度が高くともはや十分な貸出利ざやを確保できていないわけではない。金融緩和政策を受けてベースとなる市場金利が低下し、地銀の占有度とは関係なく貸出金利が低下しているのである。このような状況下で低収益が続けば、地銀の本来の金融機能は確実に低下するだろう。

#### 4. 当面の課題と今後の展望

地域金融機関，それも大きな貸出シェアを誇る地銀の収益源は、あくまでもその拠って立つ地域の経済である。つまり、地域経済が活性化し、その一部を金融収益として受け取るのが理想的な姿である。地域経済が疲弊しているのに金融収益のみが増加するのはおかしいし、また逆に地域経済が成長しているのに金融収益が減少するのもおかしい。かつては地域の実体経済と地域の金融が好循環していたのであり、これを回復させる必要がある。もちろん、経済状況によって実体経済と金融の間に乖離が生じることはあるが、現状は異次元金融緩和政策によってこの循環が断ち切られているといっても過言ではない。超低金利に慣れ切った債務者は、金融費用の増加に対して極めて脆弱な体質となっている。

そうは言っても、現在の金融環境が続き構造問題が解決しないのであれば、規模の調整は不可欠であり、合併・統合による一定の集約化は避けられない。既に近畿地域ではこの現象が進行しており、三井住友銀行系列のみと銀行（元々は旧神戸銀行系列）、同関西アーバン銀行（元々は独立系相互銀行だったが、旧住友銀行系列となった）、りそな銀行系列の近畿大阪銀行が経営統合することについて3行が2017年3月に合意し、新たな銀行グループが誕生する予定である。この経営統合の意義は、第一に、系列を越えて経営統合することである。系列意識の強い銀行業界においては思い切った決断である。ただし、親会社のりそなホールディングスと三井住友フィナンシャルグループとで中間持株会社「関西みらいフィナンシャルグループ」を設置し、その下に三行をぶら下げる計画である。なお、近畿地域では、既に旧池田銀行と三菱東京UFJ銀行系列の旧泉州銀行が合併しており、前例がなかったわけで



はない。逆に言えば、こうした現象は、地銀にとってはもはや系列にこだわってられないほど追い込まれていることを示している。この傾向は今後も強まり、少なくとも地銀と第二地方銀行との経営統合・合併が現実味を帯びてくるだろう。

第二に、経営統合の一部に合併を検討していることである<sup>1)</sup>。主な経営地盤を大阪とする関西アーバン銀行と近畿大阪銀行は、合併を視野に「組織形態の最適化」を検討している。これは、金融を取り巻く環境の変化が予想以上に早いことを反映している。近年の地銀の経営統合・合併では、持ち株会社の下に子銀行をぶら下げる方式の経営統合が主流である。しかし、経営統合方式は、コスト削減、金融サービスの統一、ブランドの形成などの点で効果が薄く、時代の変化に後れてしまう懸念が残る。近い将来、ITやAIの発達によって金融機関の競争原理が劇的に変化することが予想される。

近畿地域のみならず、日本全国の地銀を取り巻く経済環境が今後大きく変化することは避けられないが、金融業の生産の落ち込みが激しい近畿地域は、金融業界の合理化を他地域に先駆けて進めているということである。近畿地域とりわけ大阪・神戸周辺は、バブル経済期に無謀な貸出を増やし、その後の不良債権処理に多大な労力を費やした。収益追求を第一とするが故に、再び同じようなことがあってはならない。これは他地域でも同じである。そのためには地銀あるいは地域の金融機関が無理・無謀な経営改革を行わなくて済むように、まずは金融環境を正常化することが重要である。具体的には、日銀が異次元金融緩和政策を早急に転換し、金利水準を正常化すること、少なくともリーマン・ショック以前に戻すことが第一である。そもそもリーマン・ショック以前の消費者物価上昇率は、2%に達していなかったのである。しかし、黒田総裁の再任やリフレ派の新たな副総裁就任によって、金融政策の転換は遠のきつつある。地銀の行きすぎた体力消耗は、地域経済に決して良い影響を与えない。地域においては金融機関、とりわけ銀行の果たす役割は依然として大きい。地域経済を支える地銀がいち早く体力を回復し、地域経済の活性化を支えることが何よりも求められている。

#### 【参考文献】

中野瑞彦「地方銀行の利ざや縮小と地域経済との関係」『金融構造研究』、地方銀行協会、2018年6月発刊予定

日本銀行「人口減少に立ち向かう地域金融」『金融システムレポート別冊シリーズ』（2015年5月）

日本銀行（2017a）『金融システムレポート』（2017年4月）

日本銀行（2017b）「2016年度の銀行・信用金庫決算」『金融システムレポート別冊シリーズ』（2017年7月）

（2018年3月26日受理）

1) 関西アーバン銀行「みなと銀行および近畿大阪銀行との経営統合に関する基本合意」p15

## Mutual Relationship between Regional Economies and Financial Industry in Kansai District

NAKANO Mitsuhiro

Japanese banks, particularly regional banks, are suffering from a large decline of net interest margin due to an effect of the Bank of Japan's financial policy. The recent monetary policy such as negative interest rate policy seriously has affected business performance of Japanese banks. They have been damaged mainly due to a heavy contraction of lending margin with a decline of lending interest rate in the financial market. As a result, economic performance of financial industry has still declined though regional economies have almost regained the pre-level of the Lehman Shock in September 2008.

Reorganization of regional banks has proceeded in Kansai district ahead of other Japanese districts. The reason is that competition among regional financial institutions is tougher in the district than in other regions. The latest symbol of structural reorganization is a birth of Kansai Mirai Bank as a middle holding company under cooperation of two different big financial groups, Resona Financial Group and Sumitomo-Mitsui Financial Group.

As long as the current easing monetary policy continues, quite low level of net interest rate margin will force Japanese banks to restructure both their organization and business itself.

〔共同研究：いのちの文化に関する歴史的研究〕

## 二度目の葬式

——「精霊流し」にみる長崎人の死生観——

「この町で死者になるのは、寂しくない」（『長崎迷宮旅暦』）

野 原 康 弘

### プロローグ

「来年は、うちん船ん出るとよ。」

「そげんことなか。うちん船が先ばい。」

長崎では、良く耳にする会話である。「船」というのは、精霊船のこと。「船ん出る」とは、「精霊船」を流してもらうこと。はっきり言えば、来年の盆には、亡くなっているということ。四十九日の法要が済まないと、精霊船は出せないの、さらに厳密に言えば、来年の6月半ごろまでには、あの世に行っておく必要がある。

年を取ってくるとこのような会話が、良くなされる。それも気楽に。まるで、精霊船で流されるのを楽しみにしているかのよう。いや、実際、そうかも知れない。

このような会話に仲間入り出来る年になったので、「精霊船を出すということが、長崎人にとってどのようなことか」を真摯に取り組んでみることにする。

長崎を出て半世紀。「じげもん（生粋の長崎人）」から見れば、もうとっくに長崎人の資格は失って、「よそ者」と糊塗してしまったが、改めて、「長崎の精霊流し」を調べてみようと思立った。2017年夏、7日間、長崎の町をひたすらさるいてみた（歩いて回った）。

### 死にゆくことを楽しみたい？

「この世の苦しみからのがれられないならば、せめて来世は安らかなせかいへ——。」

『日本その心とかたち—前世から浄土へ』（p. 19）

釈徹宗住職は、中陰法要のとき、「院中さん（住職のこと）、うちのおばあちゃんどこに行

\* 本稿は、桃山学院大学共同研究プロジェクト「いのちの文化に関する歴史的研究」（15共244）の成果報告である。

キーワード：盂蘭盆、精霊流し、補陀落、死後の世界、葬式

きはったんでしょうか。なんだかとても気になります」と、檀家の人から尋ねられて、「私にはわかりません」と答えた（『仏教ではこう考える』pp.136-138）、そうである。

釈徹宗氏は、浄土真宗本願寺派・如来寺の住職であり、かつ、宗教思想を専門とする大学教授でもある。もちろん、お寺のご住職であるから、「でも、今、読経させて頂いた仏典には『念仏者はお浄土へ往生する』と出てきます。亡くなったおばあちゃんは、りっぱなお念仏者でした。ですからお浄土へ往かれたにちがひありません」（『同書』p.137）と、続けたと述べてある。

尋ねた檀家の方が、釈住職のお答えをどのように受けとめたかは、書かれていないが、私は、本当に誠実な答えだと思う。

科学のすさまじい発達のために、科学がその存在を証明できなければ、それは完全に存在しないものとして扱われてしまう危険性がある今の社会。ところが、科学が証明できないものはたくさんある。その一つが「死後の世界」すなわち「来世」。よく言われるように、これは人類にとって、最大にして永遠の謎なのである。

「現世もさながら地獄ならば、来世もまた同じ苦しみのだろうか。死の恐怖からのがれ、人生を安らかに送る道はないものか——。」

『日本その心とかたち—現世から浄土へ』（p.14）

そのために、我々は目に見えない「神」に祈り、姿を見せる「仏」にすがる。亡くなった人がどうなったのか、どこへ行ったのかを模索する。

われわれの身近には、「神」や「仏」とよばれるものだけでも、神さま、仏さま、観音さま、荒神さま、お地蔵さま、氏神さま、鎮守の神さま、龍神さま、産神さま、水神さま、土神さま（長崎では、墓所にも、そこを守って下さる神さまがいると信じられていて、「つちがみさま」とお呼びして、大事にお祀りしている）などなど数えきれない。長崎では、あの立派な諏訪神社でさえ、敬い親しみを込めて「おすわさん」とお呼びしている。「おすわさん」の方からすれば、馴れ馴れしいと思っているかも知れないが……。お寺もそのご住職も両方とも、「おてらさん」と呼ばせてもらっている。大阪でも、弘法大師のことを「おだいっさん」、戎神社のことを「えべっさん」、京都でも、北野天満宮を「天神さん」と呼んでいるように。しかし、この神さまや仏さまへの親しさが、日本人の宗教観、あるいは仏教観であるかも知れない。

また、「死や死後の世界と関連する言葉」も、逝去、永眠、往生、さらに天国、地獄、霊界、冥土、あの世、六道、輪廻、彼岸、此岸、三途の川、六文銭、奪衣婆などなど。

「臨死」を経験したという人たちの体験談も時々、話題になる。例えば、カール・ユングが「幻像」（『ユング自伝—思い出、夢、思想』pp.124-136）で書いているように、昏睡状態に陥ったとき体験した臨死など、また、立花隆氏の『臨死体験』には、「対外離脱」など

詳しく解説されている。

自分自身の臨死体験研究で有名なレイモンド・ムーディ氏の『臨死共有体験』は、死にゆく人だけでなく、その人に寄り添っている人、いわゆる、生きている家族などにも臨死体験が共有されることを報告した研究であり、非常に興味深い。ただ、この場合でも、単に「脳内現象」と片付けられてしまう可能性が高く、死後の世界へ行ってきたことを証明するのはなかなか難しいと思われる。

やはり、「死後の世界」について、「『正解はこう』と生きている人は誰も答えられないのです（『死をめぐる50章』 p.22）」というのが、正直な答えで、今の段階では、死後の世界については、何一つ確かなことはないのである。

ただし、人生でただ一つ確実なことがあります。

人生の最終解答は「死ぬこと」だということです。

これだけは間違いのない。過去に死ななかった人はいません。

人間の致死率は100パーセントなのです。

養老孟司 『死の壁』 (pp.12-13)

この世の中は、不平等なことばかりである。唯一、誰にも平等と言えるものは、「死」だけかもしれない。信心深いかどうかはさておき、善人か悪人かに関係なく、貧富の差に拘わらず、「死」は誰にも、それこそ平等に、しかも確実に訪れてくる。

そして、死んだらどうなるのか、別の世界が準備されているのか。準備されているとしたら、それはどのようなところなのか。何もわかっていない。

『徒然草』第七段の冒頭 (p.26) には、次のように書かれてある。

あだし野の露消ゆる時なく、鳥辺山の煙立ち去らでのみ住み果つる習いならば、いかにものあはれもなからん。世は定めなきこそいみじけれ。

「あだし野の墓地の露は消えるときがなく、鳥辺山の火葬の煙は、立ち昇ってとぎれることがないが、もし人がそれに似て、いつまでも生きながらえる習わしであったなら、どんなにか、この世は趣のないものになることであろう。人の世は無常であるからこそ、面白みがあるのである」

『現代語訳 日本の古典 徒然草・方丈記』 (p.16)

確かに、この世は「刻々と変貌していく、無常の世界である」。決まっていないからこそ、驚きがあり、楽しみもある。

「これまで見たことのないような新しい世界が広がっているかも知れませんよ（『死の壁』）」

という人もいる。なるほど、そうかもしれない。

「死んでみて、『アー、こういうことだったのか』と気づくところが面白い（『死をめぐる50章』）」という人もいる。

このように、死にゆくことを楽しみにできたら素晴らしいのだが、現実にはなかなかそうはいかない。たとえそう思うことができたとしても、死後の不安がすっかり解消されるとも思われない。われわれは生まれた途端、死に向って歩き始めているのだから。

### 地蔵菩薩と民間信仰

長崎のわが家の場合、最初に幼なくして姉が、かなり間が空いて、母が、ついで父が、続いて妹が次々と亡くなっている。彼らは今、一体どこにいるのだろうか。

積尊（「お釈迦さま」）の高弟、目連尊者（目連さん）の亡き母のように、「餓鬼道」（「六道」の一つ、後述）に堕ちてしまい、焰口餓鬼になって、飲まず食わずのひもじさから、骨と皮だけにやつれてはいないだろうか。両親は、餓鬼道に堕ちるほど慳貪でもなかったとは思うのだが。

また、夭逝の姉は、どうしているのだろうか。幼すぎたため、三途の川を渡れず、その付近に集まっているのだろうか。

そこは、「賽の河原」と呼ばれて、子供たちが、現世にいる親兄弟を思いながら石を塔（「回向の塔」）のように積み上げている場所。せっかく積んでできた塔も、すぐに鬼に崩されてしまう。それでも子どもたちは、生前でできなかった功德を積んで塔を作り続けている（田中久美子『地獄百景』pp. 32-35）。

この「賽の河原」の信仰は、青森県の恐山などにもみられる、日本独特の民間信仰である。

これはこの世のことならず、  
 死出の山路のすそ野なる、  
 さいの河原の物語、  
 十にも足らぬ幼な児が、  
 さいの河原に集まりて、  
 峰の嵐の音すれば、  
 父かと思ひよちのほり、  
 谷の流れをきくときは、  
 母かと思ひはせ下り、  
 手足は血潮に染みながら、  
 川原の石をとり集め、  
 これにて回向の塔をつむ、  
 一つつんでは父のため、



二つつんでは母のため、  
 兄弟わが身と回向して  
 昼はひとりで遊べども、  
 日も入りあひのその頃に、  
 地獄の鬼があらはれて、  
 つみたる塔をおしくづす

わが一家族の歴史「恐山和讃」

これは、寺山修司氏の『田園に死す』の冒頭に置かれている「序詞」である。「恐山和讃」と書かれてはいるが、一般に良く知られている「地蔵和讃」を下敷きにしているのは、明らかである。「地蔵和讃」というのは、地蔵菩薩のことをわかりやすく七五調風に句を重ね、讃嘆した歌である。

恐山という日本三大霊場の一つがある青森県は、寺山修司氏の故郷である。この霊場には、熱湯地獄があり、三途の川があり、さらに「賽の河原」がある。まさに、地獄そのものの有様をみせている。

「幼くして亡くなった子供たちは、『親より先に死んで、親を悲しませた』というだけの罪で、冥土のこの「賽の河原に」に集められて、石を拾い集めて、父母に功德を施すために塔を作り、鬼に崩され、また作るという苦しみを受けている」というのが物語の前半である。これが「地蔵和讃」として広く知られているもので、解脱上人（鎌倉時代の僧）の作と言われている。

これはこの世のことならず  
 死出の山路の裾野なる  
 賽の河原のものがたり  
 <中略>  
 ここに集まる幼児は  
 小石小石を持ち運び  
 これにて回向の塔を積む  
 <中略>  
 一重積んでは幼児が  
 紅葉のような手を合わせ  
 父上菩提と伏し拜む  
 二重積んでは手を合わし  
 母上菩提回向する

三重積んでは古里に  
 残る兄弟わがためと  
 礼拝回向ぞしおらしや  
 <中略>

ここで、冥土の鬼が現れて、幼児たちがせっかく積み上げた塔を打ち崩し、さらに金棒を振り回す。幼児たちは怖がって逃げ回る。そこへ突然、

おりしも西の谷間より  
 能化の地獄大菩薩  
 動き出でさせ給いつつ  
 幼きものの傍により  
 <中略>  
 今日よりのちは我をこそ  
 冥土の親と思うべし  
 幼きものを御衣の  
 袖や袂に抱き入れて  
 憐れの給うぞありがたや  
 いまだ歩まぬ嬰兒を  
 錫杖の柄にとりつかせ  
 忍辱慈悲の御肌に  
 泣く幼児を抱きあげ  
 助け給うぞありがたや

「地藏和讃」(『地藏さま入門』、『地藏信仰』)より

地藏菩薩が現れて、賽の河原で、苦しんでいる子供たちに助勢してくれるという、人々の感涙を誘う物語になっている。幼くして亡くなった子供たちに救済の手を差し伸べてくれる地藏菩薩。その存在が、この荒涼とした恐山に、幼児を失くした親たちを参集させているのであろう。両親も、地藏菩薩の慈悲にすがり、姉の救済を願いつつ、供養を続けていたのかも知れない。

もともと、地藏菩薩は、子どもたちだけでなく、地獄に堕ちた大人でさえも救ってくれると信じられていた。いったん、地獄に堕ちると、そこから抜け出すのは、容易なことではない。その地獄で衆生を苦海から救い、彼岸へ導いてくれるのも地藏菩薩であると、言われている。(『暮らしの中の神さん仏さん』 pp. 155-156)

地藏菩薩、お地藏さんは、いたるところで見られる。峠や道端や、四つ辻や、田んぼの畔

にさえ祀られている。

俳人小林一茶の次の二つの句は、

筍の 番してござる 地藏かな  
見物に 地藏も並ぶ おどり哉

すっかり大衆に溶け込んだお地藏さまの姿を見せている（『地藏菩薩』 p. 20）。

京都、比叡山、横川（僧侶源信が隠棲していた場所、源信については後述）の仰木地区には、住民の数、約800人よりも、お地藏さんの数の方が多く、1000体以上祀られていると言われている。

この仰木地区では、お地藏さんへの信仰が篤く、一軒に一体はお地藏さんがあり、生前からお地藏さんをお参りしているという。熱心にお参りをしておけば、万が一、地獄に堕ちたとしても、お地藏さんが救ってくれると本当に信じられているそうである。葬式も最初に地藏堂で行い、その後、墓地に移されるということであった。それほど、お地藏さんを敬い、頼りにしている地区である。

### 死者の葬り方

葬儀の仕方には、国により、宗教により、その土地により、あるいは死者の希望により、さらに、残された人たちの経済事情や個人の思想信条などにより、様々な形式が見られる。

『仏教のことば』（p. 99）によれば、「葬儀」の「葬」という文字は、死体を上と下から草でおおうと書き、死体を隠して見えなくするという意味を表すと説明されている。

恐らく、この漢字が作られた時、死体は、下の草が意味する野原の草の上に置かれ、その死体の上から、上の草かんむりの意味する草を被せて隠してしまうことを示していたのであろう。すなわち、死体は穢れたものとみなされていたので、草の生えている原っぱに死体を捨てて、上から草を被せ、朽ち果て、土に帰っていくまで放置しておいたと思われる。

高見順氏の「帰る旅」という、死に向っているにも拘らず、清々しい詩がある。

帰れるから  
旅は楽しいのであり  
旅の寂しさを楽しめるのも  
わが家にいつかは戻れるからである  
だから駅前のしょっからいラーメンがうまかったり  
どこにもあるコケシの店をのぞいて  
おみやげを探したりする

この旅は  
 自然に帰る旅である  
 帰るところのある旅だから  
 楽しくなくてはならないのだ  
 もうじき土にもどれるのだ  
 おみやげは買わなくていいか  
 埴輪や明器のような副葬品を

大地へ帰る死を悲しんではいけない  
 肉体とともに精神も  
 わが家へ帰れるのである  
 ともすれば悲しみがちだった精神も  
 おだやかに地下で眠れるのである  
 ときにセミの幼虫に眠りを破られても  
 地上のはかない生命を思えば許せるのである

古人は人生をうたかたのごとしと言った  
 川を行く舟がえがくみなわを  
 人生と見た昔の歌人もいた  
 はかなさを彼らは悲しみながら  
 口に出して言う以上同時にそれを楽しんだに違いない  
 私もこういう詩を書いて  
 はかない旅を楽しみたいのである

「帰る旅」『高見順詩集 <死の淵より>』

作者は、死んでいくことを「わが家に戻れる」、「自然に帰る」、「土にもどれる」、「大地へ帰る」、「わが家へ帰れる」、「地下で眠れる」と表現し、最後に、「はかない旅を楽しみたい」と結んでいる。このように死にゆくことを爽やかに受けとめられたらと思う。

「人はみな還ってゆく。それを往生と称することもある。そのイメージには、終焉という感じはない。なにか新しいドラマがはじまるのを期待して、波立つきもちがある。」

これは五木寛之氏の言葉である（『うらやましい死にかた』p.16）。このような余裕のある死に方が出来るには、亡くなる前に、そのための準備が必要である。それも十分な準備が。例えば、自分がどのように葬られたいか。自分の葬儀は、せめて自分で、生前、具体的に決

めておけば、死への不安も少しは軽減されはしないか。そのために、最新式のものも含めて、葬儀の形態を調べてみなければならない。

### 葬儀の種類

最近、いろいろな新しい葬儀（例えば、「宇宙葬」や「海中葬」など）が考え出されている。葬儀ではないが、夫婦が死後、同じ墓に入らない「死後離婚」という形態も新しいものである。

しかし、どんなに新しい葬儀形態が出現しようとも、葬儀は、インドから伝わって来た「四葬」という葬儀の形態が今でも基本になっている。「四葬」とは、「土葬」、「林葬」、「火葬」、「水葬」の四種類である。新しい葬儀形態、宇宙葬にしても、海中葬にしても、まずは火葬を行わなければならない。この他に、ミイラ葬、冷凍葬、洗骨葬などもあるらしいが、特殊なケースなので、ここでは、四葬を中心に、以下に列挙してみる。

まずは、土葬から始めよう。

(1) 土葬：遺体を棺にいれて、土に穴を掘って埋める葬り方。

日本では、1900年頃までは、70パーセントは土葬であった。1950年になって、やっと土葬と火葬が半々ぐらいになる。現在では、限りなく100パーセントに近いぐらいに火葬がほとんどであるが、特別な事情により、例えば、東日本大震災の時、火葬場が使用できないところでは、土葬にされたケースもあった。しかし最近では、離島という立地条件のため、あるいは、火葬場がなく土葬を余儀なくされている場所を除いて、土葬は、一般的ではなくなった。

一方、キリスト教、イスラム教、儒教などは、土葬の方が多い。キリスト教の埋葬の時に使われるのが、祈祷書の中のあの有名な「……土は土に、灰は灰に、塵は塵に還すべし……」という一節である。

We therefore commit his body to the ground: earth to earth, ashes to ashes, dust to dust; in sure and certain hope of the Resurrection into eternal life.

*The Book of Common Prayer*

『旧約聖書』には、神は人間を自らに似せて（「神の像」とか「神の似姿」言われている）、土から造られたとある。

And the Lord God formed man of the dust of the ground, and breathed into his nostrils the breath of life; and there he put the man whom he had formed.

*Genesis, Chapter 2, 7.*

「神ヤハウエは大地の塵をもって人を形造り、その鼻にいのちの息を吹き入れた。そこで人は生きるものとなった。」

『旧約聖書 創世記』(p. 7)

だから、亡くなった人間を、造った元の土に還すというのは、自然な行為である。

In the sweat of thy face shalt thou eat bread, till thou return unto the ground; for out of it wast thou taken: for dust thou art, and unto dust shalt thou return.

*Genesis*, Chapter 3, 19.

「あなたが大地に戻るまで、あなたは顔に汗して、食物を得ることになろう。あなたは大地から取られたのである。あなたは塵だから、塵に戻る。」

『旧約聖書 創世記』(p. 22)

しかし、仏教の教えには、「人類の始まり」については、何も記述されていないように思う。

だから、「土に還る」という表現は、普通によく使用されるが、本来はキリスト教的な発想から生じたものであるから、仏教でいうときには、「土に還る」より「自然に還る」の方がまだ良いかも知れない。

土葬の話に戻ると、北欧の国々でも、キリスト教改宗以前は、葬儀もいろいろな形態があったようだ。その一つが「船葬」。「船葬」ということばのイメージからして、船に乗せて海に流す、水葬(後述)の一つと思われるが(確かに、遺体を船に乗せ、火を点けて、海に流すこともあったよう)だが、実は、土葬である。死者を船に乗せて、流すのではなくて、船ごと土に埋めるのである(『図説 北欧神話』p.223)。イギリス、イースト・アングリアの「サットン・フー(Sutton Hoo)」で発見された「船葬墓」は、北欧から渡ってきたアングル族、東アングリア王リャドワルドの墓だと言われている。

スウェーデンのゴッドランドには、列石が船の形に並べられた、ヴァイキング時代の船葬墓が存在している(『世界のお墓』pp. 32-33)。

それに対して、ゾロアスター教では、「死体で大地を穢してはならないと信じられている(『死者を弔うということ』p.130)」ので、土に埋めることをしないで、別の方法を採用していた。例えば、高い塔を造り、死体をその上に置いたままにしておくもので、「塔葬」と呼ばれるものである。しかし、環境の大きな変化のため、イランなどでは土葬を余儀なくされているところもある。

別の方法の一つに「林葬」がある。



(2) 林葬：死骸を林中に放置しておくだけで埋めることはしない。林葬は、さらに、「風葬」と「鳥葬」に分類できる。

- ① 風葬（野晒し葬）：死骸を山林や平地、あるいは樹上に野晒しの状態で放置し、風雨にさらしたままで、自然に消滅させる葬り方。
- ② 鳥葬：死骸を野や樹木の上に晒して、鳥に食べさせる方法で、土葬して死者の肉体を地中のバクテリアに分解させるより、鳥の力を借りた方法である。「鳥葬」は、英語では“sky burial”か“platform burial”と表現されているように、「天葬」、「空葬」、「塔葬」と同じである。

チベット高原の「ハゲワシ」による鳥葬やアンデス山脈の「コンドル」による鳥葬などが有名である。

チベットの人びとは天葬の習俗を——遺体は細かく切り刻まれ、分解されて、高山地帯の野鳥に与えられる——肉体を他の生物に布施する、自然界に対する寛容の行為とみなす（『同書』p. 130）。

遺体を切り刻むのは鳥葬師と呼ばれる専門家で、骨は砕かれ、ハゲワシに跡形もなく食べてもらうために、麦団子に混ぜて、鳥葬台の上に置かれる。ハゲワシが舞い降り、遺体を食べつくす。食べ終えたハゲワシは、空高く舞い上がり、死者の魂を天に還すと信じられている。平均標高が四千メートルのチベットでは、木が育たず、火葬を行うのは容易ではない。また、岩ばかりの土地で、土葬用の墓穴を掘るのも一苦勞である。鳥葬はそうした自然環境にかなった送葬法である（『世界のお墓』pp. 72-73）。

角川春樹氏の句集、『補陀落への径』の中には、「鳥葬の國——チベット紀行」（pp. 177-203）が収められていて、葬儀を詠んだ句が多くある。

その中の一つ、「天葬」を詠んだ句

天葬の 星降る寺に 秋扇

には、季節が移り、使われなくなったものや時がたって捨てられてしまった人の悲哀は感じられるが、鳥葬のイメージはあまり強くはない。

同じ句集の中には、「鳥葬」という表現を使用した句がいくつかある。チベットの古都、ラサの北部にあるセラ寺で詠まれたものには、

「この裏山なる宝傘山は、今も鳥葬の行はるる所なり。鳥葬は山、草原、砂漠にて行はるるも、一切を天に帰すといふ思想をもつて天葬とも言へり。ラマ僧らは、鷹、鴉等の猛禽のため、死者の人肉を刻むをならひとせり（p. 179）」

という作者の説明が添えられている。

確かに、「天葬」と「鳥葬」が同じものであると説明しているものもあるが、角川春樹氏は「天葬」と「鳥葬」を使い分けているように思われる。上の句は、「天葬」と言っても、猛禽類のイメージはまったく浮かんでこない。むしろ「自然葬」という感じである。それに対して、「鳥葬」ということばが使われている以下の三つの句には、遺体を貪る「ハゲワシ」や「ハゲタカ」の姿が強烈に浮かび上がる。

遠雷や 鳥葬了はる 裏の山  
 補陀落や 人喰い鷹の 太りけり  
 鳥葬の 人肉きざむ 秋の山

「人肉きざむ」は鳥にきれいに食べてもらうためであり、鳥に人肉を「布施」しているのであり、それは崇高な行為であると考えられている。同じように、遺体を他の動物に与える行為が、『死者を弔うということ』(p.130)にみられる。

著者の Sara Murray 氏によると、「肉体を他の生物に布施する」という考えは、ソロモン諸島における古代の慣習にもみられ、死体はサメに対する恵みとして岩の上に放置された、とある。

「鳥葬」は、外国だけでなく、日本でも、古くから行われていたという記録がある。熊野の「八咫鳥」などもその例で、「病苦に苛まれたものたちが熊野の神殿に最後の望みを託して登ってくる。熊野に鳥が繁殖する素地は十分にあった(『補陀落山へ』p.55)」という記述は熊野でも鳥葬が行われていたことを暗示している。

さらに、『今昔物語』の十九卷、「讃岐国多度郡五位聞法即出語第十四」には、鳥葬のことが述べられている。

「引モヤ隠サマシ」ト思ヒケレドモ、此ル人ヲバ只此クテ置テ、「『鳥獸ニモ被噉ム』ト思ヒケル」ト思テ、不動カサズシテ、泣々返ニケリ。

(「亡骸を埋葬してやろう」と思ったが、このような尊い人は、このままにしておこう、『本人も遺体を鳥・獣に施してやろう』と思っていたのかもしれない)と思い直し、そのままにして泣く泣く帰っていった。)

『今昔物語集 2』 馬淵和夫 他 校注・訳 (p.508)

この僧は死んだままの状態では放置されたので、実際に、鳥葬になったかどうかは断定できないが、樹上に置かれたままであれば、人肉を鳥が啄む鳥葬の可能性が高いと推測できる。

さらに、この話は、もともとは人も平気で殺す極悪人が、突然出家をして、僧になり、西方浄土を目指す話に仕上げられてあり、『歎異抄』などにみられる親鸞の「悪人正機説」にぴったりの話になっている。

田中久美子氏の『地獄百景』には、『絵本百物語』より「帷子辻」の絵が掲載されている (p. 95)。嵯峨天皇の皇女であり、絶世の美女、橘嘉智子が亡くなり、遺体は彼女の言いつけ通り、辻に放置された。その絵は、屍体の匂いを嗅ぎつけて舞い降りてきた数羽の鳥が、その遺体を啄んでいる絵、まさに、鳥葬の絵である。

次は、もっとも一般的な火葬を取り上げる。

(3) 火葬：死体を焼き、遺骨を拾って（「骨上げ」をして）葬ること。これもいくつかの種類がある。釈尊が亡くなったとき、荼毘に付されたことはよく知られている。

火葬された場合、拾い上げられた遺骨は、骨壺に入れて、墓に埋葬されるのが普通であるが、火葬後、いくつかの新しい葬法が生じてきた。

① 散骨葬：海、山、川などに散骨し、自然に還すことで、故人に別れを告げる弔い方。散骨しやすいように粉骨をしなければならない。

海に散骨をするケースは特に「海洋葬」ともいわれる。ここでは、「花火葬」と「宇宙葬」について述べておく。

(a) 「花火葬」：散骨葬の一つになるのかどうかかわからないが、花火の火薬に粉骨した遺骨を混ぜて打ち上げる。タイ国などで行われている（『死をめぐる50章』 p. 82）そうである。

(b) 「宇宙葬」：さらに、同じように打ち上げるのであるが、打ち上げる先が単なる空中ではなく、宇宙空間のため「宇宙葬」と呼ばれる。

もう少し詳しく説明すると、2012年、アメリカ合衆国、フロリダ州のケープ・カナベラル空軍基地から「ファルコン9」というロケットが打ち上げられた。このロケットには、18か国320人の遺灰が詰め込まれてあった。遺灰は特殊カプセルに納められて宇宙空間へ打ち上げられたのである（『世界のお墓』 pp. 101-102）。

② 樹木葬：墓地として許可された山の中に火葬後の遺骨を埋め、好きな樹木を植える埋葬の方法。

生前に建てた墓石に刻まれた自分の名前を見て、もちろん、文字はまだ赤く塗られているとはいえ、あまり気分の良いものではない。最近、墓石よりも樹木を好む人も多いというのも理解できる気がする。

「四葬」の最後、「水葬」の前に、特殊な葬儀について触れておこう。

無宗教葬：特定の宗教にとらわれない自由なスタイルの葬儀で、「自由葬」とも呼ばれる。この中には、「お別れ会」・「偲ぶ会」などがある。葬儀会場も、お寺や教会等に

限定されずに、自由に選ぶことができる。例えば、ホテルなどで行うものもある（最近、「ホテル葬」と呼ばれる）。

イギリスでは、「ヒューマニスト葬」と呼ばれ、英国ヒューマニスト協会によれば、「ヒューマニスト葬は来世の存在を認めないが、そのかわりに故人の人生を個性的で愛情を込めた形で追悼する」としている。（『死者を弔うということ』 p. 207）

生前葬：本人が元気なうちに、自分の葬儀を自分自身で行う葬儀。縁のある人やお世話になった人を招いて、お礼とお別れを述べるのが目的。本来は出席できない自分の葬儀に参加し、思い通りのやり方で葬儀を執り行うことができる。

羽黒山修験本宗の「秋の峰入り」では、自身がみずからの葬儀を行う「笈（おい）からがき」と呼ばれるものがある。修験者たち一同は、虚飾におおわれ、欲に満ちたそれまでの自分は死んだものと観念しなければならず、死者である自身が収まる棺桶となる「笈」を背中に負うて、山中で修行に専念するという特殊な儀礼である。（『神の山へ』 p. 40）

直葬：通夜、告別式などの宗教儀式を一切取り行わず、死後24時間以上安置した後、火葬場へ直行し、荼毘に付し、遺骨は自分たちだけで埋葬する方法。

「四葬」の最後は、水葬。

#### (4) 水葬：遺体を海や川の水中に沈めて葬ること

ヒンドゥー教の儀式の一環として、インド北部、聖地バラナシを流れるガンジス川での水葬が良く知られている。ヒンドゥー教で、「死」は、使い古した肉体を脱ぎ捨てる時。死んで肉体が減んでも魂は生き続け、来世で新しい肉体を手に入れて生まれ変わると考えられている。遺体は荼毘に付され、遺灰を川に流して供養する。ガンジス川は、天国に続く聖なる川なのである（『同書』 pp. 66-67）。

また、「乳幼児が亡くなった場合、ヒンドゥー教では、火葬をしないで、聖なる川、ガンジス川に石を付けて沈めるという水葬を行っている。これは、子どもの再生を願ってのことである（『同書』 pp. 66-67）」という説明がなされている。

昔、日本でも行われていた可能性はある。例えば、『親鸞と浄土真宗』（p. 59）には、親鸞の有名な話の一つが載せられている。

覚如（親鸞のひ孫）が著した『改邪鈔』によると、遺誡としてこんな言葉も残したと言われる。

「某 親鸞 閉眼せば、賀茂河にいれて魚にあたうべし」

（私が死んだら、その亡骸は鴨川に流して魚の餌にしろ）

しかし、実際には、親鸞の遺誠に残されたように、その亡骸は鴨川に放り込まれたわけではなく、臨終の場には、尋有（親鸞の弟）や覚信尼（親鸞の末娘）らが立ち会い、死後は、鳥辺山南辺で火葬に付され、遺骨は、鳥辺野北辺の「大谷」に収められた（「解説 親鸞とその時代」p.156）。

現在でも、航海中に船舶内で死亡者が出た場合も、船舶法に基づいて海中に沈める、いわゆる、水葬が行われる。

興味深い水葬の形態が、熊野的那智勝浦にあり（あったと言うべきか）、「補陀落渡海（ふだらくとかい）」と呼ばれている。

### 「補陀落渡海」とは？

「秋燕や 補陀落渡海 まぎれなし」

『補陀落の径 角川春樹句集』（p.180）

角川春樹氏は、補陀落信仰の研究に打ち込んでいた父、角川源義氏が、志半ばにして倒れてしまった後、その研究を引き継いで、補陀落の地、チベットを訪れて詠んだ句である。「秋燕」を亡くなった父の霊とみているのだろうか。

この句には、普通の人には、あまり馴染みのない「補陀落渡海」ということばが詠み込まれている。

「補陀落」の話としては、熊野出身の南方熊楠氏の短編「ふだらく走り」（『南方熊楠全集 第5巻』）がある。この短編は、2ページだけの極端に短いものだが、南方氏が、補陀落寺を訪れたとき、そこの過去帳と位牌を写し、那智勝浦から補陀落渡海した上人たちの記録をこの短編に載せている点で、非常に貴重な資料となっている。

しかし、何とんでも「補陀落」を有名にしたのは、井上靖氏の短編「補陀落渡海記」（『日本の文学 71』）であろう。実際、益田勝実氏は、短編「フダラク渡りの人々」が収められている『火山列島の思想』のあとがきの中で、「フダラク渡りの人々」を執筆中に、井上靖氏の「補陀落渡海記」が出て驚いたが、フダラク渡りは、「子孫のわたしたちは、もはやほとんど忘れかけている」どころか、世間周知のこととなったことを指摘し、井上靖氏のここに素材を求められた慧眼に敬意を表している（『火山列島の思想』p.272）。

井上靖氏の「補陀落渡海記」の発表の影響は大きく、多数の小説、短編、研究書や研究論文が出されている。

書名だけでも挙げてみると、「補陀落渡海」（『死の国・熊野』）、「三熊野詣」、『補陀落山へ』、『綱切島』、『補陀落幻影』、「渡海」、「補陀落」（中上健次）、『補陀落』（川村湊）、『観音浄土へ船出した人びと』、『聖地巡礼－熊野紀行』、『日本逃亡幻譚 補陀落世界への旅』、『吾妻鏡』所蔵・智定坊の補陀落渡海」等々、多数のものが生み出された。

その中の一つを部分引用してみようと思う。

闇の中で、母親の声がした。

「こんな子は、もう補陀落へ流しましょう」

祐作はその時、何か悪戯をして押し入れの中に閉じ込められていたのだ。母親はしつ  
けに厳しかった。

「お経が済むまで、そこで静かにしていなさい」

やがて押し入れの外側で、読経の声が聞こえた。祐作は布団の上で大人しく横になって  
いた。

和歌山県東牟婁郡の那智に育った母親は、観音菩薩への信仰が篤く、神奈川県に嫁い  
だあとにも毎日一度、押し入れの脇の仏壇に向かって観音経をあげていた。

<中略>

その時の張りのある読経の声は、今ではもう朧だ。ただ、これだけは今でもはっきり  
と耳底に蘇る……（こんな子は、もう補陀落へ流しましょう）

母親は確かにそう言ったのだ。

補陀落が何か、わからなかった。が、それが二度と帰ってこられない、どこか果てし  
ない海の先にあることだけはなぜか理解した。その言葉の耳慣れぬ響きはいつまでも残っ  
た。そこには漠としたおそろしさがこもっていた。

これは、東野光生氏の小説、『補陀落幻影』（pp. 5-6）の冒頭部分である。「那智」,  
「補陀落」,  
「流す」,  
「二度と帰ってこられない」,  
「果てしない海の先」,  
「耳慣れぬ響き」など、興味を引く言葉が連なる。この主人公、祐作にもあまり馴染のない「補陀落」。「補陀落」とは  
一体何なのか、と「補陀落」の世界へ誘い込む。

この小説の最後で、祐作は、ポンコツ船を購入し、亡くなった親友の遺骨を海に流すこと  
に決めた。

すると、どこかで、懐かしい母親の声が聞こえた。

<こんな子は、もう補陀落へ流しましょう……>

目が開いた。あたりはもう薄暗かった。夢の中で聞こえた声はまだ耳底に揺曳して  
いた。祐作はその声にいざなわれるように、ふと思った。

阿山（亡くなった親友）の散骨を済ませたら、補陀落へ行こう……

船さえあれば、あとは風任せだ。今の季節なら、南へと流れていくことが出来る。  
祐作をこの世につなぎとめるものは、もう何一つなかった。

『同書（p. 192）』



祐作が行こうとしている「漠としたおそろしさがこもっている補陀落」とは一体何なのか？南へ流れていくとは何を意味するのか。

那智は、熊野にある。熊野と言えば、「根の国」、「黄泉の国」、「常世の国」。遙か太古から神々が集う磐座、「花の窟」。「蟻の熊野詣」とまで言われた「熊野詣」に人々を引き付ける「熊野三山」。神の依代であり、ご神体そのものである那智の滝、その大滝と深い森を抱く那智山。太平洋に広がる海の森、熊野灘。山岳修行者の山伏たち。修験道の聖地。そして観音信仰。最も早くから成立した観音霊場巡り、「西国三十三所巡礼」もここ熊野の青岸渡寺が第一札所である。それが熊野。まったくの別世界、異界である。

「そして何といたしても、熊野の一番の特徴は『信不信を選ばず、浄不浄を嫌わず』というところにあります。不信人の者であっても受け入れる、男女の区別なく受け入れる（『聖地巡礼 熊野紀行』 p.15）。」

その当時は、「穢れ」とみなされていた「月の物」がはじまった和泉式部の熊野参詣をやさしく受け入れた場所としてもよく知られている。霊場でありながら、信仰上、「穢れ」の多いものとして女性が入るのを禁じた「女人結界」もここ熊野にはない。ふところの広い場所でもある。

そして、ここ熊野、那智勝浦には、興味を惹かれる「水葬」があった。那智の浜から、南方浄土を目指して、渡海する風習があったのである。これが「補陀落渡海」と呼ばれるものである。

「補陀落」というのは、サンスクリット語の Potalaka「ポータラカ」の音写である。従って、「普陀落」とも「普陀洛」とも書かれる。ポータラカは山岳地方のチベットやインドの遙か南の海上にあると信じられている高い山の名前である。そこは、観音菩薩がおられる「観音浄土」であり、「補陀落浄土」とも呼ばれている。

「浄土」にはいろいろあり、代表的なものとしては、阿弥陀如来の「西方浄土」、薬師如来や阿闍如来の「東方浄土」、そして弥勒菩薩の「上方浄土」などがある。

それらの浄土に対して、観音菩薩の浄土は「南方浄土」とも呼ばれて、南に熊野灘が開ける那智勝浦は、南方浄土を目指すには最適の場所であった。

この観音菩薩の「南方浄土」、「補陀落浄土」に魅せられて、その浄土をあえて現世に求め、現身のままで、小舟を仕立てて、太平洋の南方海上の彼方へ、「南方往生」を企てて出て行った僧たちがいたのである。

この実践行、すなわち捨身行が「補陀落渡海」と呼ばれたのである。「補陀落浄土」へ到着したものは、そこで永遠に生きていけると信じられていて、それは、「生死輪廻の此岸より、涅槃常楽の彼岸へ渡る」（『補陀落山へ』 p.68）ことを意味していたのである。

この「補陀落渡海」は、『熊野年代記古写』には、868年、慶竜上人が熊野那智浦より渡海したのが最初と記録されているとあり、他に参照できる資料がなく、真意のほどはわからないが、これが語り継がれている（『観音浄土に船出した人々』 p.36）。

「補陀落渡海」を決行する人々は、非常に質素に作られた屋形船に乗り込んで、浜を後にし、観音菩薩のお迎えを待ち、観音浄土へ到達できるようにひたすら読経を続けるのである。補陀落船は、浄土へ向かうのにくぐることになっている四つの鳥居（発信門、修行門、菩薩門、涅槃門）が屋形の四方に設置されただけの粗末な船で、まるで棺そのものである。渡海者が屋形の中に入ると、外から板で打ち付けられ、閉じ込められて、出られない。ひとたび、浜から南方浄土を目指して、船出したら、屋形の外に出ることも、二度と浜に戻って来ることもできないのである。万が一、戻ってきても、もう一度流されることになっていた。

井上靖氏の「補陀落渡海」でも、井上靖氏とは別の角度から物語を展開した大路和子の『補陀落山へ』でも、渡海僧、金光坊は、生きながらえて、一度、小島へ上陸した。が、やはり浜へ（現世へ）戻ることは許されず、戻りたいと願う金光坊の意思とは関係なく、見送りに同行した人たちに、無理やり流されてしまうのである。

この補陀落寺の住職金光坊の補陀落渡海が事実だったかどうかは、はっきりわからない。しかし、金光坊が生きのまま打ち上げられた島は金光坊島と名付けられていて、地元では、この島を「こんこぶ」と呼んでいる（『聖地巡礼—熊野紀行』p.107）そうである。

捨身行の水葬は、金光坊の渡海後、改められて、補陀落寺の住職が61歳になっても渡海することはなくなった。その代り、補陀落寺の住職が物故すると、その死体が同じく補陀落渡海と称せられて、浜の宮の海岸から流される習慣となった（井上靖「補陀落渡海」）。そして、金光坊の渡海を見送った弟子、清源の補陀落渡海が生きながらの渡海の最後となった。この話が、吉良幸生氏の小説『綱切島』で、井上靖氏の「補陀落渡海」の続編ともいえるものである。

これと同じような捨身行の渡海は、熊野だけで行われていたわけではなかった。四国の室戸岬や足摺岬、九州の熊本、鹿児島、宮崎、有明海などでも補陀落渡海が行われたという。さらに、その影響は、南方浄土への渡海が無理と思われる日本海の鳥取や島根などにも及んでいる。（『観音浄土へ船出した人びと』pp.120-151）

次の句を見てほしい。

補陀落に 続く径なり 岩鏡 (阿部月山子)

(岩鏡は多年草の高山植物)

『補陀落の径』(p.222)

これは、羽黒山全国俳句大会で、角川春樹氏が特選に選んだ句である。しかし、ここで詠まれている補陀落は熊野の補陀落ではなく、出羽三山の一つ、月山の八合目近郊にある実在の地名である。

『神の山へ』(p.40)で、ここは、「月山八合目から行く御浜・東補陀落、そしてかつての西補陀落や三鈷沢への山駈けには、三山が他界であり、異界であることを実感させるのに

ふさわしい、自然の神秘と不可思議が満ちている」と説明されている場所である。

観音浄土の信仰は、大海原のある地域だけでなくこのような山岳地帯や日光山（二荒山）などでも盛んであった（『観音浄土に船出した人々』 pp. 141-2）。

ここ熊野には「外来の文化を排除しないで、土着のものといっしょにして、そこに新たな信仰の世界を築いてゆこうとする、日本特有の民族性がうかがえるのである（『神の山へ』 p. 124）」という、久保田展弘氏の主張はもともとで、確かに、ここで成立した「神仏習合」は、明治初期の「神仏分離」の時さえ、その精神を失わず、継続されていったのである。

熊野のすごいところは、日本に外来の仏教が伝わったとき、それまで大事に扱われていた、姿なき日本の神々は、その仏教を受け入れたという事実である。それも、外来の仏教を受け入れただけでなく、日本の神は本地である仏・菩薩が衆生救済のために姿を変えて迹を垂れたものだとする「本地垂迹説」が自然に受け入れられていること自体が驚きである。

さて、「水葬」の一つの例として、補陀落渡海を取り上げてみた。普通の水葬と違って、生きたまま流されるのである。渡海僧が、海の遥か彼方の南方浄土に、無事たどり着けるように、海のこちら側では、観音さまにひたすらお祈りをする。

「今は、金光坊さま（渡海された僧）の誓願成就を祈ることほか、何もまともに考えられぬありさまにござります（『綱切島』 p. 201）」と、金光坊の渡海の世話をした清源は答えている。ここ那智では、渡海をした本人も、それを送り出した人も、補陀落浄土での往生を心から願っていたのである。

この清源の祈りは、流した（送り出した）精霊船が無事、極楽浄土にたどり着くことを願う長崎人の祈りと似ている。

数年後、清源は、金光坊の後を追って、補陀落渡海を実行した。この僧もまた、生きたまま渡海船に乗り込み、南方浄土、すなわち補陀落浄土を目指したのである。これが金光坊で終わりとされた「生きたままの補陀落渡海」の唯一の例外であるとして、『綱切島』には書かれてある。

### 「流されるということ」

同じ「流される」でも、次は、精霊（ご先祖さま）が「流される」場合を考えてみたい。

長崎人は、盆の最後の日に、ご先祖さまを供物と一緒に船に乗せて、ご先祖さまがやって来たであろう彼岸へと帰られるよう祈りながら、船を西の海に流すのである。これが「長崎の精霊流し」である。

確かに、補陀落渡海は「生きた人」を、長崎の精霊流しは「亡くなった人の霊」を流すという違いはある。しかし、長崎人は、このご先祖さまの精霊を亡くなった人とは思っていないのである。少なくとも盆の間は、ご先祖さまを亡くなる前の、生きている家族の一員として受け入れているのである。盆の13日は、迎え火を焚いて、深夜まで寝ずに、戸も開けたまま、ご先祖さまの到着を待つ。新たに作った精霊棚には、「迎え団子」が用意されてあ

る。

ということは、長崎の精霊流しは、補陀落渡海と同じように、生きた人を流しているのと同じ感覚なのである。

「生きたまま流す」というのは、非常に残酷な行為である。確かに熊野には、山伏の掟として、峰入の際に大怪我をしたり、病気になった同行者を谷に突き落として捨てるという「谷行」というものがあった。しかし、「補陀落渡海」の場合、観音浄土へ往生することを心から望んでいる者にとっては、残酷どころか、生きたまま極楽往生できる二度とないチャンスであり、浄土十楽の一つ、「蓮華初開の楽」の気分が味わえるのである。

長崎でも、小さいときから、精霊流しを見ている人は、訳も分からずに、将来は、精霊船で流されたいと思っている人が多いはずである。

長崎の初盆は、本当にお金がかかる。それでも、お金に余裕がある人は、精霊船専門の大工さんに船を依頼して、亡くなった人が望んでいた精霊船を作れば良い。そうでない人は、手作りの小さな船でも構わない。時間をかけて、心を込めて作ればいい。亡き人が長崎人であれば、精霊船にどれくらいお金がかかるかわかっているはずだから。爆竹や花火だけでも、普通、10万から20万円はかかる。船を担いでくれる人全員に家紋の入った法被を用意し、家紋入りの提灯も揃える。古式ゆかしくにやろうとすれば、紋付き、袴も必要。何かとお金がかかる。亡くなる人もこのことは十分わかっていて、葬式代は残さなくても、精霊流しにかかる費用は残して死んでいく人が多いと聞く。ここまでして、長崎人が、精霊船を作り、流す意味とはいったいどこにあるのだろうか。

この長崎独特の考え方を理解してもらうためには、少し寄り道をして、まず「死」について考えなければならない。長崎の人が「死」をどう受け止めて、亡くなった人をどう扱っているかを理解してもらわなければならない。少々長い寄り道になるかもしれないが……

### 人が亡くなること

今、世の中は「アンチエイジング（抗老化とか抗加齢化）」の時代だと言っても過言ではない。人間の寿命がどんどん延びて、それに伴い若返り志向が流行している。人は誰でも死にたくないと思い、いろいろな努力をする。だから、死の告知を受けると、人は驚き、まず、「そんなはずはない」とか、「何かの間違いだ」とか、ひたすら「否定」する。

これが第1段階、と分析しているのは、エリザベス・キューブラー・ロス氏（『死の瞬間』pp. 72-73）。第2段階では、「否定」から「怒り」に変わり、さらに第3段階で「神との取り引き」を始めるという。死を回避する方法を必死で模索する段階。それでも死なないという確証は持てないし、「抑鬱」状態に陥るのが第4段階。その状態をなんとか乗り越えてやっと「受容」という最終的な第5段階に陥ると分析している。これがロス氏の「死の受容のプロセス」と定義されたものである。人間というのは、不確かなことに不安を抱き、恐れおののく。不老不死の薬を求めたりするが、それでもいつか「死」は訪れる。

ロス氏は他人が「死」というものをどのように受け止めるかを調査研究しているわけで、それはそれで面白い分析で、姉妹編とでもいうべき『死の瞬間 死にゆく人々との対話』、『「死の瞬間」をめぐる質疑応答』、そして『「死の瞬間」と臨死体験』も同じような研究内容である。死にゆく人へどのように対処していくかが、質問と回答の形で述べられている。ロス氏の研究の高い評価は、医者である彼女が、科学で証明し難い「臨死」の分野に取り組んだことであろう。

しかし、日本の歴史を遡ると、同じようなことをすでに行った僧がいる。『往生要集』を著した僧、源信は、臨終を迎えようとしている人々に、今でいう、インタビューを行い、今、どのようなヴィジョンが現れているかを聞き、それを自ら記録し、弟子に記録させているのである。それが998年に「横川首楞嚴院二十五三昧起請」（『弔いの文化史』）として、まとめられているのである。

残念ながら、ここでは、それを詳しく見ていくことはしないが、2冊の本を紹介したい。それらは、「死」を宣告され、それでも「死」と闘いながら、「死」を見つめたものである。

一冊目は、井村和清氏の『飛鳥へ、そしてまだ見ぬ子へ』。以前、読んだことがある本で、映画化もされ、映画も見ることがある。

青木新門氏が『納棺夫の日記』の中で、井村和清医師の遺稿集を取り上げていたのには、正直驚いた。

「それでも、なにげなく読み始めて、気が付いたら正座して読んでいた。読み進むうちに、涙で目がくもって読めなくなった（『納棺夫の日記』 p. 63）」と、ある。

さらに「人は死と対峙し、死と徹底的に戦い、最後に生と死が和解するその瞬間に、あの不思議な光景に出遭うのだろうかと思った。人が死を受け入れようと決心した瞬間、何か不思議な変化が生じるのかもしれないと思うようになった（『同書』 p. 65）」と続けている。

そしてさらに、「死と和解した死者が静かで美しく見え始めて、それ以降、死者の顔ばかりが気になるようになっていた」と、ある。『納棺夫の日記』を読み終えたあと、『飛鳥へ、そしてまだ見ぬ子へ』を再度、読んでみた。

患者の死と直接向き合うことの多い井村医師が、自分の死を見つめて、三歳の子、飛鳥へ、そして、もうすぐ生まれてくるわが子へ、手記を書き残し、この世を去った。臨死体験談よりもはるかに心打たれる、本物がそこにあった。

もう一冊は、宗教学研究者である岸本英夫さんの著書『死を見つめる心 ーガンとたたかった十年間』。こちらは、外国の病院で、外国人の医師に癌を宣告され、悪性腫瘍のため、半年の命しか保証しないと告げられた後の、闘病日記である。生命の飢餓状態に置かれて、死を見つめて懊悩煩悶する自分の姿を想像し、ひたすら研究に打ち込むことによって、常に死と対面しなければならない毎日を家族に支えられながら、ひたむきに、しかも本人は冷静に、半年と宣言された余命を10年間にも引き延ばして、ひたむきに生きてきた態度には頭が下がるばかりである。

『仏教ではこう考える』(p. 39)の中に、「死は単に個人だけの現象ではなく、そこに関係する人々もゆすぶります」というのがあるが、確かに、死にゆく人よりも、その近い人の方が、動揺している場合が多い。

宮沢賢治の場合はまさにそうで、自分の死というものは、冷静に、他人事のように受け止めている：

だめでせう

……… <中略> ……………

どうも間もなく死にさうです

けれどもなんといい風でせう

……… <中略> ……………

こんなに本気にいろいろ手あてもしていただければ

これで死んでもまづは文句もありません

……… <中略>……………

あなたの方からみたらずいぶんさんたんたるけしきでせうが

わたくしから見えるのは

やっぱりきれいな青ぞらと

すきとほった風ばかりです。

「眼にて云ふ」(『疾 中』 宮沢賢治)

これが、賢治のすぐ下の妹、トシの死になると冷静に受け止められない。むしろ、死にゆく妹の方が兄、賢治を落ち着かせようとしている気配りさえ感じられる。

けふのうちに

とほくへいつてしまふわたくしのいもうとよ

みぞれがふつておもてはへんにあかるいのだ

(あめゆじゆとてちてけんじや)

………<中略>……………

ああとし子

死ぬといふいまごろになつて

わたくしをいつしやうあかるくするために

こんなさつぱりした雪のひとわんを

おまへはわたくしにたのんだのだ

ありがたうわたくしのけなげないもうとよ

………<中略>……………



わたしたちがいつしよにそだつてきたあひだ  
 みなれたちやわんのこの藍のもやうにも  
 もうけふおまへはわかれてしまふ

……………<中略>……………

おまへがたべるこのふたわんのゆきに  
 わたくしはいまこころからいのる  
 どうかこれが兜率の天の食に変つて  
 やがておまへとみんなとに  
 聖い資糧をもたらすことを  
 わたくしのすべてのさいはひをかけてねがふ

「永訣の朝」(『心象とスケッチ 春と修羅』 宮沢賢治)

人間が死ぬと、「身体は減びる。しかし魂は残る。だから意識は不滅だ」という理論(『死の壁』 p. 29)が、当たり前だったときは、死後の不安も少なかったのかも知れない。今、多くの方は、「身体が減ぶと、魂も消滅。当然、意識も減んでしまう」と考えていると思われる。岸本英夫氏の場合も、「肉体の崩壊とともに、『この自分の意識』も消滅するものとしか思われぬ。私自身は死によって、この私自身というものは、その個体的意識とともに消滅するものと考えている」(『死を見つめる心』 p. 20)とはっきり述べている。

しかし、一般の人には、それだけの決意は、なかなか持てない。生への執着の方が断然強く、死んでしまうとどうなってしまうのだろうかという不安が、次第により募ってくる。死後の行く先など本当に存在するのだろうか。

### 死者の行く先

人は死ぬとどこへ行くのでしょうか。子供たちにどう教えたらよいのでしょうか。金子みすゞは次のように答えている。

蚕は繭に はいります、  
 きゅうくつそうな あの繭に。

けれど蚕は うれしかろ、  
 蝶々になって 飛べるのよ。

人はお墓へ はいります、  
 暗いさみしい あの墓へ。

そしていい子は 翅が生え、  
天使になって 飛べるのよ。

金子みすゞ 「蘭と墓」(『金子みすゞ詩集』)

西洋の子供たちも、こう教わるのだろうか。いい子は天使になって、あるいは、天使に導かれて、天国へ飛んでいく、いや、天国へ飛んでいくことが出来るのだと。

世の中、いい子がいれば、いけない子もいる。いけない子はどうなのだろう。

日本の場合、どうだろうか。『補陀落幻影』の祐作のお母さんみたいに、「こんな子はもう補陀落へ流しましょう」と、どこかへ流されるのであろうか。それとも外国と同じで、「そんな事をしたら、地獄へ墮ちるよ」と脅されるのであろうか。

長崎では、「悪いことしたら、久助どんが来っとぞ」(「鬼ん池久助どんの連れん来らるばい!」『島原地方の子守り歌』)とよく脅された。それよりも、「そげんことしたら、地獄に墮ちるとぞ!」といわれる方が、何かわからない、それこそ、「漠とした怖さ」があった。

特に、地獄は、炎とか針の山とか煮えたぎった池などがあって、閻魔大王が地獄の鬼、獄卒たちを従えて、われわれがやってくるのを待ちかまえているイメージがあった。

### 「天国と地獄」と「仏国土(浄土)と地獄」

このように、われわれを怖がらせ、脅し文句に使われる地獄は、いったい誰が作り上げたのだろうか。

キリスト教の死後の世界は基本的に天国と地獄の二極構造。神の愛に満ちた至福の世界「天国」と生前に大罪を犯した者が行く永遠の責め苦が続く「地獄」。その他に、キリスト教が根本的に抱える問題を解決するために妥協の産物として作り上げられた「辺獄」と「煉獄」。

「辺獄」は、洗礼前に亡くなった嬰兒やキリスト教成立以前に生まれた偉人たちが行くところ。一定の期間が過ぎたら、イエス自らが天国に誘いに来るという。

「煉獄」は、信仰心が足りなかったり、小さな罪を積み重ねたりしたものが天国に行くために、魂の浄化を行っている場所のことである。5世紀ごろ、アウグスティヌスによって、その存在が示唆され、ダンテによって確立されたと言っても良いであろう。

しかし、イギリスでは、ヘンリー八世がイギリス国教会をローマ・カトリック教会から分離させたときに「煉獄」は廃止された。プロテスタントでは、人間は罪人(つみびと)であるという立場を取っているので、「煉獄」は認めていない。現在、「煉獄」を正式に認めているのは、カトリックだけである。

人は死ぬと、天使がやって来て、その魂を天にいる神のもとへ送る。その後、神による最初の裁きが下され、その魂は、天国か地獄か、辺獄か煉獄かに送られる。

一方、この世の終わりである「最後の審判」のとき、この時点で生きている人間はすべて、一度死に、そして復活する。これまですべての死者も復活し、生身の肉体をもってイエスの

前で最後の審判を受けて再び、天国か地獄に振り分けられる。このように、キリスト教では、人間は二度、裁かれるのである。

ローマ・カトリックの熱烈な信者、ダンテ・アリギエールが書いた『神曲』は、それまで放蕩な生活を送ってきたダンテが暗い森の中で目覚めるところから始まる。そこで、古代ローマの詩人、ウェルギリウスに出会い、彼の道案内で、「地獄」、「煉獄」、「天国」を旅することになる。

「この門をくぐる者は一切の希望を捨てよ」と警句が刻まれた「地獄の門」をくぐり、「三途の川」にあたる「アケロン川」を渡し船に乗って向う岸へ渡り、もともとは大天使であったサタンがいる「地獄」へと進んで行く。地獄から「煉獄」へ上り、ここで、天界へ向かうのだが、ウェルギリウスは異教徒のため天界には入れない。そこで、案内者がウェルギリウスからダンテの最愛の人だったベアトリーチェに変わる。

ジョン・ミルトンによって書かれた『失樂園』は、清教徒革命、チャールズ一世の処刑、クロムウェルの共和制、王政復古と目まぐるしい事件が次々と起こった時代の作品である。

神に戦いを挑んで敗れた大天使ルシファー（サタン）が、暗黒の世界（地獄）で目覚めるところから始まる。ルシファーは多くの天使たちを集めて、天国を神の手から奪うために立ち上がる。神は、大天使ミカエルを総大将とした軍によって、ルシファー軍を迎え撃つ。戦いは苛烈を極め、一進一退の攻防が続く。神が強烈な雷（いかずち）をルシファーめがけて放つと、勝敗が決した。神の一撃を受けたルシファーは仲間の天使とともに、暗黒の闇に落下し、まだカオスであっただいちに突き刺さる。この時、大天使ルシファーは墮天して、地獄の覇王サタンに生まれ変わる。

ここから、サタンの神への復讐劇が始まる。サタンは、神との再戦を前に、神の新たな創造地エデンを奪い取る計画を立てる。そこに住んでいる人間の祖先である神の新たな創造物を墮落させて、自分の方に引き込むことを画策する。

人間の祖先であるアダムとイブは、永遠の楽園、エデンの園で幸せに暮らしていた。そこへ現れたのがサタンの変身した蛇。イブを唆して知恵の実を食べさせる。イブは知恵を得て、夫、アダムにも食べさせる。こうして人間は知恵を得たが、そのことを知った神は、二人をエデンから追放する。神の子イエスは、アダムとイブが犯した原罪を償うために自己犠牲になるという、キリスト教の教えの本質が描かれたストーリーになっている。

西洋では、死後の世界を「天国」、「辺獄」、「煉獄」、「地獄」と分けており、特に、「地獄」は、非常に細かく、詳しく、恐ろしく描かれている。

——— 地獄に行きたくなければ清く正しく生きなくてはならない。

この「地獄行き」という脅し文句は、洋の東西を問わず、人々の生活に道徳的な規律をもたらしました。おそらくそれは「天国行き」以上に効き目があった言葉だと思われます。

「天国へ行きたい」と願うのはもちろんですが、まずは「地獄に行きたくない」と考えるのが人の心というものでしょう。

(田中久美子『地獄百景』p. 3)

日本で、「地獄の怖さ」を伝えたのは、臨終の人に現れるヴィジョンを研究した、あの源信という平安時代の僧である。彼は、『往生要集』を著して浄土教の理論的基礎を築いたと言われている。彼の著書は、のちに、地獄絵として描かれ、閻魔大王、屈強な獄卒、炎や血しぶきなどは、身の毛もよだつ「仏教の地獄観」を示し、日本人は、まだ見ぬ「地獄」に対する恐怖心を心底に植え付けられてきた(『同書』pp. 16-17)。地獄に堕ちたくなければ、信仰に向かうしかない。「念仏に専念すれば極楽往生できる」という源信のことは生きてくる。

日本の地獄観は、六道輪廻と深く関係しているので、こちらは後述することにして、ここでは、西洋の死後の世界、亡くなって、最後の審判を待っている人たちがどのようにしているかを見てみたいと思う。

西洋の子供向けに、死んだ人たちが普段、どのように過ごしているかを描いた本がある。西洋の子供たちに死後の世界を安心して見せられるものである。

ベルギーの作家、Maeterlinck が書いて、世界中で受け入れられ、ベストセラーになった *L'Oiseau bleu* (『青い鳥』)。(ここでは、英語に翻訳された *The Blue Bird* を使用している。)

この中で、Tytyl と Mytyl は “The Land of Memory” へ行き、祖父母と再会することができる。その時の祖母 Granny Tyl と孫 Tytyl の会話の重要な点が、まさに「生きている人が死者のことを思い出す」ことにあることがわかる。

GRANNY TYL

We are always here, waiting for **a visit from those who are alive**.... They come so seldom!... The last time you were here, let me see, when was it?... It was on All-Hallows, when the church-bells were ringing...

TYLTYL

All-Hallows?... We didn't go out that day, for we both had very bad colds....

GRANNY TYL

No; but you **thought of us**....

TYLTYL

Yes....

GRANNY TYL

Well, every time you **think of us, we wake up and see you again**....

TYLTYL

What, it is enough to....

GRANNY TYL

But come, you know that....

TYLTYL

No, I didn't know....

今度は、Tylytl と祖父 Gaffer Tyl との会話が<sup>8</sup>続く

TYLTYL

Do you **sleep** all the time?...

GAFFER TYL

Yes, we **get plenty of sleep**, while waiting for **a thought of the Living to come and wake us**.... Ah, it is good to sleep when life is done.... But it is pleasant also to wake up from time to time....

TYLTYL

So you are not really dead?...

GAFFER TYL

What do you say?... What is he saying?... Now he is using words we don't understand.... Is it a new word, a new invention?...

TYLTYL

The word "dead"?...

GAFFER TYL

Yes, that was the word.... What does it mean?...

TYLTYL

Why, it means that one's no longer alive....

GAFFER TYL

How silly they are, up there!...

TYLTYL

Is it nice here?...

GAFFER TYL

Oh, yes; not bad, not bad; and....

と、続いていく。

この“The Land of Memory”にいる彼らは、「眠っているのであって、死んでいるわけではない」と作者は考えている。少なくとも、この物語を読んだ子供達にはそう伝わる。

日本でも、そのような考えをしている人はいると思われる。例えば、前述の『飛鳥へ、そしてまだ見ぬ子へ』の著者、井村医師も、死にゆく自分を見つめつつ以下のように表現している。

人の心はいいものですね。思いやりと思いやり。それらが重なり合う波間に、私は幸福に漂い、眠りにつこうとしています。幸せです。

ありがとう、みなさん、ほんとうに、ありがとう。

『飛鳥へ、そしてまだ見ぬ子へ』(p.22)

「眠りにつく」という考えは、キリスト教徒やイスラム教徒などにみられる考え方、「死んだのではない、最後の審判を待つために眠りについたので」(『仏教ではこう考える』p.139)と同じ考えである。キリスト教徒やイスラム教徒が、火葬を極度に嫌う理由がここにある。

Tyltyl と Mytyl は、亡くなって、この国にいる三人の弟と赤ん坊だった妹のことも「思い出す」。すると、眠っていた彼らも目覚めて再会できる。

Alex Shearer というイギリスの作家が書いた、*The Great Blue Yonder* という小説がある。この物語は、自転車に乗って出かけたハリーという少年がトラックとの事故で、突然死んでしまうところから始まる。彼はまず、“the Other Side” (日本でいう「浄土の仮のすまいである辺地」のような所と考えればわかりやすい) に送られて、そこから、“the Great Blue Yonder” (天国) に行く順番待ちをしている。ただ、彼は、“the Land of Living” (現世) でやり残したことがあるので、そこに行く前に、幽霊となって地上に戻り、やり残したことを何とかやり遂げて、“the Other Side” に戻って来る。地上に降りてみて、家族が毎日、自分のことを思い出して、墓参りに来てくれるのを知り安心する。やっとのことで、“the Great Blue Yonder” に向かうことができる。ここでも、生きている人が死者を「思い出す」ことの重要性が描かれている。

井村医師も、「幼い飛鳥を抱いていると、胸が一杯になってくる。幼いから、恐らく将来父親の思い出は持てないだろう。僕のことなど覚えていよう筈がなかろう。とても辛い。幼い飛鳥を残していくなど、とても辛い。せめて、この抱かれたイメージだけでもその幼い脳裏に刻みこんでおいてほしい。そして時には、思い出してほしい」(『同書』p.149) と、本心から願っている。

果たして、飛鳥ちゃんはどのようなときに、亡くなった父を思い出すのであろうか。また、われわれ日本人は、死者のことを思い出す機会はどれくらいあるのだろうか。

### 「死者の寿命」が短くなっている

釈徹宗氏は、いろいろな著作の中で、最近、「死者の寿命が短くなっている」と力説され



ている。生きている人間が亡くなった人を忘れてしまうことである。死者の法要も、「三十三回忌」、柳田國男風に言えば、「とぶらい上げ」（『先祖の話』p.197）が、最後の法要になるのが一般的で、それ以降、死者はほぼ完全に忘れられてしまい、もう思い出されることもない。死者の寿命を引き延ばすには、それ以降も祭祀儀礼を続けることが大事であるという。そのような意味で言えば、日本の仏教の場合、外国に比べると、亡くなった人を「思い出す」機会はかなり多いと思われる。

仏教も宗旨による違いはあるとしても、人が亡くなると、死者儀礼として、「枕経」（臨終勤行）、「お通夜」、「葬儀」、「告別式」、「火葬」、「お骨上げ」、「初七日法要」、「二七日（ふたなぬか）法要」、「三七日法要」。そして死者追善の最大の法要となる「四七日（満中陰）法要」を営む。以上のように中陰法要だけでも、これだけの回数がある。これで、喪に服する期間が終わり、「忌明け」となる。

ただし、浄土真宗では、死者は、すぐに成仏するので、納棺の際も、冥土の旅支度として「死装束」着せたり、三途の川を渡るための「六文銭」を持たせたりもしない、戒名も法名であり、「友引」などの吉凶もない。（『親鸞と浄土真宗』p.103）。

中陰法要は、現世で残された人が行う追善供養であるが、死者にとって、この冥土の旅は辛く厳しい。死天の山の険、三途の川の急流をこえる。衣服は奪衣婆によって剥かれ、十王巡礼の長い道程がはじまる。（高橋洋二 編『地獄百景』p.36）

十人の王による具体的な「冥土の裁き」は、『同書』（pp.38-43）が非常に詳しいので、こちらを参照されたい。

中陰の最終的な泰山王の裁きでも結審がつかない場合は、さらに、平等王の裁きがあるので、現世では、そのための「百ヶ日法要」を営むことになっている。これ以降は、年忌法要（一般的に「法事」と呼ばれている）に移り、都市王の裁きに備えて、「一周忌法要」を営む。それでも結審がつかなければ、十王の最後の王、五道転輪王の裁きが待っている。それに備えて、現世では「三回忌法要」を念入りに行う。この10回の法要は、冥界の王の審判のときに、遺族の追善供養による功德で、死者の審判を有利に導いてくれるようお願いしているわけである。

この冥界で死者を裁くのは、厳めしい王たちであるが、本来の姿は「仏」である。順に、仏名を挙げていくと、秦広王は「不動明王」、初江王は「釈迦如来」、宋帝王は「文殊菩薩」、五官王は「普賢菩薩」、閻魔王は「地藏菩薩」、変成王は「弥勒菩薩」、泰山王は「薬師如来」、平等王は「観音菩薩」、五道転輪王は「阿弥陀如来」である。仏は何度も転生を繰り返す愚かな人間を諫めるために、わざと恐ろしい姿を装いあえて厳しい罰を与えているのである。その後も、「七回忌法要」、「十三回忌法要」、「十七回忌法要」、「二十三回忌法要」、「二十七回忌法要」、「三十三回忌法要」と続き、一般的にはここで「弔い上げ」とし、寺への寄進や永代供養を行う。しかし、菩提寺の住職の話では、「五十回遠忌」や「百回遠忌」など供養を行った例も多々あるということである。「五十回忌」や「百回遠忌」になると、血縁関係

はあったとしても、もしかしたら、顔も見たことのない先祖の法要となることもあるだろう。道理で、「五十回忌」の法要になると、もうお祝いで、仏飯も赤飯になり、ローソクも赤いものが使われるそうである。ここまで自分たちのことを思い出してもらえたら、ご先祖さまもさぞかしご満足だと思うがどうであろうか。

仏教の場合は、死者を「思い出す」機会が数限りなくあるし、自宅に仏壇が置かれている場合が多いので、毎朝、毎晩、手を合わせることで、亡くなった人を思い出すことができるのである。子どもを亡くした親の方も、子どものために、現世の河原で石を積み上げ塔を建てるという供養を行っているところがある。そうした「現世の賽の河原」が存在する。前出の青森県の「恐山の賽の河原」があまりにも有名だが、日本全国に点在している（佐渡島、那須温泉神社、鳥取県大山など）。このように現世でも、親は、亡くした子どもを思い出しながら、子供への供養をしているのである。

19世紀のイギリスの作家、ジョージ・エリオットの言葉：Our dead are never dead to us, until we have forgotten them: (*Adam Bede*) (死者が本当の死者になるのは、われわれが彼らをまったく忘れてしまった時である)

### 輪廻転生

アメリカ人俳優 Brad Pitt 主演の映画、*Seven Years In Tibet* には、輪廻の話が登場する。‘The reincarnation of Avalokiteshvara, the Bodhisattva of Compassion’ (阿弥陀菩薩の生まれ変わり) である Dalai Lama から、映画館建設の依頼を受けた主人公ハインリヒ・ハラール (オーストリア人) は、基礎工事が遅々として進まない現場に足を運ぶ。ところが、工事を着手しているはずの男たちがミミズをつまんで騒いでいるところに出くわす。

“What is the problem? What is the problem here?” とハラールが尋ねると

“Worms. Please, no more hurting worms. Please.” との答えが返る。

“Worms?” と驚いて聞き返す。訳の分からない彼に次の言葉が返る。

“In a past life, this innocent worm could have been your mother. Please, no more hurting. It’s impossible. Please no more.”

西洋人のハラールには理解しがたいことである。このことを Dalai Lama に話すと、彼は「輪廻転生」と「不殺生戒」を説明してくれる。

“Tibetans believe all living creatures were their mothers in a past life. So we must show them respect and repay their kindness. And never, never harm anything that lives. You can’t ask a devout people to disregard a precious teaching.”

それでも、ハラールは「すべてのミミズを救っていたら……」と、次のように詰め寄る。

“But we can’t possibly rescue all the worms, not if you want the theater finished in this lifetime.”

それに対して Dalai Lama はこう切り返す。

“You have a clever mind. Think of a solution.”

ハラーが「輪廻」のことを十分に理解したかどうかは、映画では触れられていないが、どんな生き物の殺生も可能な限り避け、慇懃に生きることをこころがけているチベット人たちの信念は、西洋人のハラーにも理解できたのではないだろうか。掘り出されるミミズはすべて別の場所で、丁寧に土の中に返されていた。

西洋においても、「生まれ変わり」という考え方をしている人もいる。フランスの作家、アンヌ・フィリップ（フランス人の俳優、故ジェラルド・フィリップの妻）は、自分の孫を自分の母親の「生まれ変わり」と考えており、彼女の小説、『母、美しい老いと死』には、その考えを裏付ける表現がたびたび登場する。例えば、「生まれてきた赤ん坊と死んでいく母の似ている点を考えた（p. 60）」、「母は逝き、赤ん坊がやってくる（pp. 95-96）」、「母は死に、子供が生まれ（p. 114）」、「母はこの世での旅を終え、赤ん坊はその旅をはじめののだ（p. 123）」などは、生まれてきたばかりの孫が、死んでいく母の生まれ変わりだと信じている表現である。

さて、前に紹介した映画で見られるような輪廻転生の考え方は、これから述べる「六道」と深くかかわっている。

## 六道輪廻

先ほど述べたように、キリスト教で、天国と地獄の観念を確立したのは、ダンテの『神曲』とミルトンの『失樂園』であると言える。

仏教でその天国と地獄に対応するものは、「浄土」と「穢土」であると思われる。この観念が広く行き渡ったのは、平安時代中期の天台宗の僧、源信であるといっても過言ではない。源信は、『往生要集』を著し、人は死ぬと、如来が創った清らかな国である「浄土」に行くか、「浄土」と対極に位置する「穢土」に行くかのどちらかであるとしている。

ここでの「浄土」とは、一切の煩惱や穢れがない世界で、仏や菩薩が住む清浄な国土という意味である。

源信は「浄土」のことについても、極楽往生の「十の楽しみ」を説いている。例えば、臨終の際、阿弥陀如来が多く菩薩と共に紫雲に乗って迎えに来るという「聖衆來迎の楽」や多くの菩薩や聖人たちと親しく交際できるという「聖衆俱会の楽」など、合わせて十の楽を得ることが出来るとする。ここでも、源信の「念仏に専念すれば極楽往生できる」が効いてくるようになっている。

一方、キリスト教の「地獄」に関して言えば、ダンテは『神曲』で罪人などが激しい責めによる肉体的な苦痛を描き、ミルトンは『失樂園』で絶望感や喪失感など精神的な苦痛を描いている。この両者が一つになり、キリスト教の地獄観を作っていったと思われる。

一方、仏教の場合、「穢土」とは、煩惱を捨て去ることのできない衆生が住む世界の総称で、『往生要集』では、「天道」、「人間道」、「阿修羅道」、「畜生道」、「餓鬼道」、そして「地獄道」の六つの世界があり、六道と呼ばれている。源信は、悪人は、苦しみの待つこの六道輪廻を巡るとし、ここから解脱し、浄土への往生を願うことの重要性を説き、そのためには念仏が必要なことを力説している。

ここで、「六道」がどのようなところか、田中久美子氏の『地獄百景』（pp. 88-107）にそって、一つ一つ確認してみよう。

「天道」：六道の最上層にある「天人の世界」であり、生前に最良の善行を積んだ者のみが転生する。ここでも寿命があり、完全に解脱するまでは転生を繰り返す。天で墮落した生活を送れば、天人といえども来世は地獄に墮ちかねない。あくまでも修行の場である。

天人の世界にも救いの菩薩が現れる。それが如意輪観音である。

「人間道」：天道に次ぐ幸せな世界とされ、生前に善行をなした者が行けるのだが、そこは、不浄で苦しみに満ち、確かなものなどない不安定な世界である。そこに住む人間は、仏法を学び、悟りを目指すことが出来る。

准胝観音（天台宗では不空罽索観音が代わりを務める）が、救いの手を差し伸べてくれる。

「阿修羅道」：天道・人道について善行をなした者が送られる世界。もともと、天道にいた阿修羅王は、帝釈天に歯向かったため一族は、天道を追われて、海底に墮とされた。阿修羅道に転生したものは、阿修羅の一族として、転生するまで、戦いに明け暮れなければならない。

阿修羅道で苦しむ人たちを助けるのは「十一面観音さま」である。

「畜生道」：ここからは、悪行をなした者が墮ちる世界であり、餓鬼道・地獄道とともに「三悪道」を成す。脱出困難な弱肉強食の世界である。

畜生道で苦しむ人々を救うのは、「馬頭観音さま」である。

「餓鬼道」：もっとも地獄に近い。「餓鬼道」に墮ちるのは、欲深く物惜しみをし、嫉妬深い者である。決して癒されることのない飢えと渇きに苦悩する世界である。

餓鬼道で苦しむ人々を救うのは、「聖観音さま」である。

「地獄道」：六道の中で、最下層に位置し、極悪非道の者が墮ちる世界で、それぞれの罪に応じた、灼熱の地獄の「八大地獄」や「八寒地獄」で悪人を待ち構えている。

救いのない地獄道の世界にも、観音様は「千手観音さま」に姿を変えて、苦しむ人たちを助けてくれるのである。

この「六道輪廻」の考えは、日本でも古くから受け入れられ、『日本霊異記』にも人間か

ら畜生道に生まれ変わった話などが登場している。たとえば、

前世で子供のものを盗んで返さなかったため、死後、牛に生まれ変わり、その子のために働かされる話（『同書』上巻第十）

行基大師が子を連れた女に、その子は前世でその女の敵であったことを教え、子を捨てさせる話（『同書』中巻第三十）

村人が死んで、犬に生まれ変わり、キツネが生まれ変わった禅師の弟子を食い殺す話（『同書』下巻第二）

東天竺国の大王が死後、猿に生まれ変わった話（『同書』下巻第二十四）などなど。

さらに、前出の南方熊楠氏は、「ふだらく走り」の中で、補陀落渡海を実行した僧が魚に生まれ変わった話を紹介している。

「かく死に切らぬうちに水葬された僧の亡霊が、ハマチとスズキを混じたようなヨロリという魚に生まれ、三木の崎と潮の岬の間に限って棲む、と聞いた」（p. 402）。

井上靖氏の短編では、この「ヨロリ」という魚は、渡海した上人の霊が生まれ変わったもので、三木の岬と潮ノ岬の間にしか棲んでいず、土地の人は、この魚を捉えてもすぐ海に返してやり、決してそれを食用にすることはなかった、という話にしている。

ただ、南方氏は、このヨロリという魚が「三木の崎と潮の岬の間に限って棲む」というのは、間違いだと他者から指摘されて、自分の過ちを訂正していることも書かれてある。

生前の行いの報いによって、死後、六つの世界のどれかに転生する（生まれ変わる）。そして解脱することができるまで、転生を繰り返し続ける。

しかし、ここでも、観自在菩薩が現れて、その人その人の苦しみに応じて、自在に変化して、六道に堕ちた衆生に救いの手を差し伸べてくれるのである。

例えば、明治初期に河鍋暁斎の『地獄極楽めぐり図』は、幼児の臨終とともに、阿弥陀如来三尊が来迎し、幼児を連れて、墓所から賽の河原に立ち寄り、閻魔王の案内で恐ろしい地獄を見学し、当時、話題となっていた蒸気機関車で極楽へ到着するという旅物語を絵に描いたもので、幼い命を落とした子供への追善供養の書となっている。（高橋洋二 編集『地獄百景』）

この六つの道の一番下の層に位置するのが、地獄道でここからはなかなか抜け出すことのできない恐ろしい世界として説明されている。

日本で「地獄の恐ろしさ」を人々に知らしめたのは、源信であることは確かであるが、源信の地獄の観念が大衆に知れ渡ったのは、何と言っても、『六道絵』や「往生要集絵入版本」などの地獄絵であった。

地獄での苦しみが視覚的に表現され、地獄の怖さが何倍にも増幅された。「地獄に堕ちたらあのように苦しめられる」と人々を震撼させ、「地獄には何としても堕ちたくない」と思

わせ、最終的には、人々を欣求浄土へ誘う信仰に向かわせることになるのである。

### あの世からのしばしの帰宅

先祖の霊（祖霊）がこの世に来る日は「魂祭り」と呼ばれて、平安時代には年に数度あった。例えば、大晦日の深夜に祖霊が訪ねてきて、元旦の早朝に去る、ということが信じられていた（『盂蘭盆経を読む』p. 71）。

松原泰道氏は、同書で、都（京都）ではなくなってしまった「魂祭り」が、関東の方では、まだ残っていたことに驚く吉田兼好の話を『徒然草』の中に見出している。その個所を原文のまま引用すると：

晦日の夜はいたう暗きに、松どもともして、夜中過ぐるまで、人の門叩き、走り歩きて、何事にかあらむ、ことごとしくののしりて、足を空に惑ふが、あか月よりさすが音なくなりぬるこそ、年のなごりも心ぼそけれ。なき人の来る夜とて魂祭るわざは、この此都にはなきを、東の方には、猶することにてありしこそ、あはれなりしか。

『方丈記 徒然草』第十九段（pp. 97-98）

「晦日の夜はいたう暗きに」は、太陰暦の晦日であるから、天気が悪くても月は出ていない。太陰暦では、月の形でその日が何日かを推測できたのである。

「魂祭り」のような、先祖の霊を迎え、そして送る行事が、まず、京の都でなくなり、兼好法師が生きていた時代はまだ残っていた関東の方でも、今日では廃れてしまったのは非常に残念ではある。このような行事が残っているものとしては、唯一、盂蘭盆だけになってしまった。

現在、一般的に8月13日から15日に行われる盂蘭盆は、もともとは太陰暦7月15日の一日だけであった。その日は、雨季の時期の90日間を一定の場所に籠って修行する安居の最後の日で、「自恣の日」である。また、目連さんの母親が多くの僧の助けのお陰で、餓鬼道の苦しみを脱出することができた「仏歡喜の日」でもある。

釈尊はその場に集まっている弟子や、釈尊の説法を聞こうとしている多くの人びとに、次のようにお告げをなされた。

「あなた方が仏弟子として、よく親に仕え、孝行の誠を尽くそうとする者は、常に父母を憶い浮かべて、生みの親から遠い遠い両親——ご先祖のあることを忘れずに、年々七月十五日に盂蘭盆の供養をするがよい」（『盂蘭盆経を読む』p. 167）。これが盂蘭盆のはじまり。

その後、民間信仰の「魂祭り」などと混ざり合って、15日の前後が加えられ、太陰暦の7月13日から7月16日になっていったようである（『同書』pp. 70-73）。



## 太陽暦の弊害

明治政府の太陽暦採用で、日本の様々な行事が太陰暦から太陽暦への移行を余儀なくされた。そのために季節に合わない行事も少なからず生じてきた。例えば、習い事の上達を願った「七夕祭」。兼好法師が

七夕祭こそなまめかしへれ。やうやう夜寒になるほど、雁鳴て来る此、萩の下葉色づくほど、早田刈り乾すなど、取り集めたることは秋のみぞ多かる。

と、『徒然草』第十九段で描写しているように、「七夕祭」は秋の行事であった。

明治になって、それをそのまま、太陽暦の7月7日に移行したので、梅雨空の場合が多く、「織女星（こと座のベガ）」も「牽牛星（わし座のアルタイル）」も「天の川」も見ることが稀になってしまった。この季節のズレを失くすために、8月7日に「月遅れ」の行事として行っているのが仙台の七夕祭。が、しかし、それでも、七夕伝説で重要な役目を果たす「月」の存在を忘れている。新月から七日目の月は、半月で舟の形をしていて、牽牛星を乗せて、天の川を渡って、織女星のところまで送り届ける役割を果たしている。「月の船」なしで、牽牛星はどうやって天の川を渡るというのだろうか。

江戸時代の長崎では、六日の夜は、「待夜」と言っ、七夕の「前夜祭」が行われていた。寺子屋や芸事の先生の家を集まってご馳走に預かるという、楽しい夜を過ごした（『楽 長崎四季ごよみ』）。詩歌や俳句の会なども催されたようで、秋の夜空の星や月を楽しんだものと思われる。やはり、月は、欠かせないのである。

太陰暦の七夕を守っているのは、京都の冷泉家。ここでは、七夕行事は乞巧奠（きっこうてん）と呼ばれて、秋の七草（萩、薄、葛、女郎花、藤袴、朝顔、河原撫子）が咲き乱れる初秋におこなわれる。「乞巧奠」の「乞」は乞い願う、「巧」は巧み、「奠」は祭事、の意味で、牽牛と織女の二星に供物を捧げ、蹴鞠や雅楽や和歌など諸芸の上達を祈るのが、「乞巧奠」の起源とされている（『日本の祭り』 pp. 16-20）。

また、菅原道真公を祀る北野天満宮でも、七夕は「御手洗祭」と呼ばれて、太陰暦の7月7日に開催されている。

京都市観光協会によると、京都では、冷泉家のように、太陰暦で、七夕を楽しんでいる普通の家も多いということだった。

太陽暦の盂蘭盆も季節とのズレを持つ行事の一つである。太陰暦の7月15日は、大体、太陽暦の8月下旬か9月の初め頃にあたり、季節は初秋。盆の季語も秋なのでぴったりと合っていた。しかも、太陰暦の15日は満月である。

ところが、太陽暦の7月15日は、梅雨明け前後で、今までの涼しくなり始めたころの盆行事とは異なり、梅雨真っ只中の墓参りとなる。

日本でも、イギリスの「ジューン・ブライド」に憧れて、6月に結婚式を挙げたがる花嫁が多いと聞かすが、梅雨の結婚式も乙なものと思っているのだろうか。イギリスで6月に結婚式が多いのは、この6月の月がcaろうじて雨も少なく、比較的天気が安定している唯一の月というだけのことである。何も考えずに、西洋の真似をしても、しとしと降り続く梅雨空の下での結婚式をひたすら願う花嫁は別として、出席者にはひどく迷惑な話である。

キリスト教の大きな行事の「イースター」だって、太陰暦のままである。春分が終わった後の満月を待ち、その直後の日曜日が「イースターサンデー」と決められている。新学期がイースターの後に始まり、毎年、不定期の開始となるが、「月」が主役の大事な行事は、しっかり守り続けられている。

明治になって、太陽暦の7月に移された盆行事は、あまり好評ではなかった。特に長崎では、お盆には、墓所にご馳走を持ち込み、墓の前で宴会を催し、墓参りに来られた親戚、知人を接待するのが慣習となっている。梅雨の時期の飲み食いであるため、当然、衛生上問題が生じないわけがなく、この食事が誘引した伝染病（コレラ）がたびたび大流行している。

太陽暦移行後、本当に長い間、盆の開催時期がなかなか決まらず、昭和27年にやっと、太陽暦での月遅れの盆が、8月13日から3日間の開催となった。梅雨の心配は無くなったが、お月さまのことは考慮されていないので、たまたま満月になる以外、暗い墓所での盆となることが多い。江戸時代の長崎の盆風景は、山一面の提灯と満月の絵（『川原慶賀の「日本」画帳—シーボルトの絵師が描く歳時記』p.97）が多いし、長崎の盆に相応しく、明るく楽しい盆祭りの雰囲気が伺える。

### 長崎盂蘭盆準備の調査

2017年夏、長崎。駅前から路面電車を乗り継いで、「おすわさん」（諏訪神社）の下を通過。電車通りには、目当てのものはなかなか見つからない。とうとう終点の蛍茶屋まで来てしまった。今日は、8月10日。盆の月も半ばに差し掛かる。

ふと、何度か行った京都の盆準備が頭をよぎる。京都、鴨川に架かる旧五条橋（現在の「松原橋」）の東側は、昔「烏辺野」と言われ、庶民の葬場であった。六道の辻にある珍皇寺で、大勢の人が「六道はん」（または「六道さん」）へお詣りして、「迎え鐘」を撞かせてもらい、高野槇や蓮の葉を買い、「おしょうらいさん」（ご先祖さま）をお迎えする準備がすっかりできている頃である。8日から10日の3日間は、珍皇寺のすぐ近くの六波羅密寺では、一千年以上も続く「萬燈会点灯法要」がおこなわれているはずである。

ここ長崎では盂蘭盆（長崎では単に「盆」と呼ばれる）の準備はどうなっているのだろうか。

電車の終点、蛍茶屋に到着。この場所は、なかにし礼氏の小説『長崎ぶらぶら節』にも登場する。

判人の松助が、「蛍さ。ここは蛍茶屋という蛍の名所たい」（p.22）と、10歳のサダに教えてあげる。松助は、サダを茂木の近くの網場という漁村から、長崎の丸山の置所に届ける

途中で、「西の箱根」と言われる日見峠を越えて、夕方になってやっと「蛭茶屋」と呼ばれるこのあたりに差し掛かった場面である。

ここは、あの有名な眼鏡橋が架かっている中島川の上流にあたるどころ。少し上ったところに一ノ瀬橋があり、ここを渡ると、シーボルトが住んでいた鳴滝の方になる。「鳴滝ならあるかも」と思いながらも、結局、その日は、橋を渡らず、街へ帰ることにした。

今度は電車通りの反対側の通りを中島川沿いに下りながら探すことにする。しばらく、下りていくと、伊良林のあたりに差し掛かる。「ここなら」と期待しながら、探す。伊良林小学校が見えてきた。やっと見つけた。

川沿いに、作りかけの船。そう「精霊船」。飾りつけこそまだなされていないが、屋形船の形も、船の舳先に取り付ける「みよし」と呼ばれるものもほぼ出来上がっている。5メートル以上の大きな船だ。個人の船ではなく、町内で作って、町内のご先祖さまたちを乗せる「催合船（もやいぶね）」。

やっと長崎に帰った実感がする。

次の船を探しに、川沿いをさらに下る。今度は、左手に取り掛かったばかりの船。「みよし」を作る孟宗竹が一本、傍に置かれてあった。船は、枠だけでできていた。おそらく、個人の船だろう、さほど大きくはない。もしかしたら「女船」かも知れない。女性の船は遠慮して小さなものにするという心遣いがある、と聞いたことがある。

さらに進むと、結構大きな船。こちらは、ほぼ出来上がっていて、当日の飾りつけを待つだけの状態。屋形の部分も傷まないようにブルーのシートがかけられていた。恐らくこれも、個人の船ではなく町内で出す「催合船」と思われる。

そこから町の繁華街まで歩いてくる途中、眼鏡橋付近で、二艘の船を発見。提灯の中に入れる電球も取り付けられていた。やはり、準備は着々と進んでいる。

長崎では13日に迎え火を焚いて、あるいは、玄関先か家の裏手に家紋入りの提灯を掲げて、ご先祖さまをお迎えする。特に初盆の家は、何かと大変である。今年の7月初めから今年の6月の終わりごろまでに亡くなった人が、初めてわが家に帰ってくるのを迎えるのである。

### ご先祖さまの到着は「丑三つ時」

11日か12日までに、墓所に出かけて、墓の掃除を済ませ、10個以上の提灯を吊るす燈籠掛けを設ける。

13日は、自宅で精霊棚（出仏壇とか盆棚ともいう）を作り、萱か藁で編んだ菰を敷き、供え物をする。ご馳走や飲み物を持参し、一家親族で墓所に参詣する。墓碑に食事を差し上げ、次に燈籠を灯し、子どもたちは、箭火矢（やびや）や音火矢（おとびや）などの小型花火を打ち上げて楽しむ。そして大人たちは、墓参りに訪れた親戚、知人を墓前で饗応接待して夜をすごす。そのような風習が昔から続いている。

この日の夜中、午前2時ごろにご先祖さまがわが家に到着すると信じられている。昔でいうと丑の刻。丑の刻は午前1時から3時までの2時間ぐらい。それを四つに分割して、三つ

目が午前2時ごろ。そう、まさに「草木も眠る丑三つ時」である。陰陽の世界では、結界が開き、幽霊や妖怪や鬼や悪霊が出て来て活動する時間である。あの白装束に蠟燭の「丑の刻参り」もこの時間になされる。ご先祖さまもこの時間に、わが家を目指すのである。迎え火には、ご先祖さまの目印となる役目と、一緒についてきた悪霊たちを追い返す効き目があると聞く。

そして、ご先祖さまが到着される前に、精霊棚に米の粉で作った「迎え団子」を供えておく。団子の真ん中を摘まみ上げて高くするから、鼻の形に似てくる。だから「鼻だんご」とも呼ばれている（『楽 長崎四季ごよみ』）。

ご先祖さまのお帰りを心待ちにしている家では、午前2時ごろまで、起きて待っているという。

14日と15日は、自宅の精霊棚にお供え物を。墓所にも参詣。燈籠も灯す。

15日は、墓所参詣を早めに済ませて、長崎お盆のクライマックス、精霊流しの準備にかかる。今度は、送り団子を用意する。そして、「ところてん」や「葛」で、皿の形にこしらえた「鏡心太」を精霊棚にお供えする。この鏡でご先祖さまにあの世への旅支度をしてもらうためである。こうして、いよいよ精霊流しが始まるのである。

### 長崎精霊流し

ここ長崎で、精霊流しが始まった江戸時代には、竹、麦藁、萱などの菰を用いて、舟のようなものを作り、帆柱を立て、燈籠を掲げ、供え物を乗せ、これを担いで港に運び、流すという簡単なものであった。恐らく、形は違うが、日本各地で見られる「灯籠ながし」のようなものだったのかもしれない。

昨夜流した 灯籠は、  
ゆれて流れて どこへ行った。

西へ、西へと かぎりなく、  
海とお空の さかいまで。

ああ、きょうの  
西のおそらの あかいこと。

金子みすゞ 「灯籠ながし」（『金子みすゞ詩集』）

長崎は、北も東も南も山に囲まれているので、長崎湾は西を向いている。流した船は、この詩のように、夕日の沈む、西へ、西へと流れて、湾を出て、大海原に出る。当然、その方角は赤い夕焼け。「落日の彼方に浄土あり」と言われるように、長崎の人たちも、この湾の

「西方十萬億土」の彼方に、憧れの浄土を見ていたのであろう。

江戸時代、この浄土に流れてゆくであろうこの粗末な舟を見ていた人がいた。幕府の天文方であり、儒者でもある人物。名前は蘆草拙。

このような舟ではご先祖さまにあまりにも申し訳ないとして、藁できちんとした小舟を作って流した。その舟を見た長崎の人たちが真似をして、立派な船を作り始め、流すようにした。

これが精霊船の始まりだとする説がある。

また、当時、長崎には多くの唐人たちがやって来ていた。彼らは、故郷を離れた長崎で亡くなった同胞たちを弔うために、「彩舟流し」を行っており、この舟を真似して精霊船を作ったという説もある。

そして、菩薩がすべての生き物を涅槃の彼岸に送るために使っていた船が「弘誓（ぐぜい）の船」と呼ばれているが、「長崎ぶらぶら節」の古賀十二郎翁がその弘誓の船から精霊船を思いついたという説もある。

今では、大小さまざまな船が県内で3000艘ぐらい、長崎市内だけでも1200～1500艘は、流されるという。

角川春樹句集の中に

盆三日 あまり短かし 帰る刻

という句がある。

ご先祖さまにも家族にも、本当に短い3日間。ご先祖さまは、13日の夜中を過ぎて、14日の午前2時ごろ、それぞれの家に到着するから、実際に一緒にいるのは、丸2日である。

盆の期間は、前に述べたように、最初は、7月15日の一日だけ。それが、「魂祭り」などと結びついて、13日から16日までの4日間になり、ご先祖さまも家族の一員として、今よりもう少しだけ長くこの世に滞在出来た。

その意味では、京都は、昔ながらの4日間のお盆の伝統をしっかりと守り続けている。お盆に入る前の8月7日から、六道珍皇寺で、おしよらいさんをお迎えする準備をして、お盆の間は、精一杯おもてなしをして、16日の夜、五山の送り火とともにおしよらいさんをお送りする。炎が消えていくとともに精進明けとなり、お盆の行事を終える。

長崎でも、以前の精霊流しは、15日の深夜を回った、正確には16日の午前2時ごろから始まって、流し終えるのが早朝だった。今は、3日目、15日の夜に、精霊流しが行われる。精霊船の周りで爆竹を鳴らすのは何のためか忘れられている。爆竹は、魔除けのためで、悪霊が精霊船の進行を妨げたり、船に乗り移らないようにするためのものである。この夏も、15日の夕方、5時ごろには、何艘もの精霊船が長崎駅前を通り過ぎ、爆竹の大音量と煙を出しながら流し場に向かっていった。この時間、悪霊たちが出てきているはずがないのに。やはり、ご先祖さまには、こちらに来られた、悪霊も出てくる丑三つ時に、お帰り願うのが最適だと

思われる。それでこそ、爆竹の騒音と猛煙の意味があるというものではなからうか。

ご先祖さまも久しぶりにわが家に帰り、家族と一緒にご馳走を食べ、丸二日間、久しぶりのわが家でくつろぎ、満足してあちらの世界へお戻りになられる。夕方には、供物を一杯積んだ船に乗り込み、流し場の大波止まで担いで運ばれる。

渋滞の中、(父の精霊船の前を正装して歩いている)幸太の船を小さな船がおいこしてゆく。

精巧につくられたその長さ一メートルにも満たない小さな精霊船は、五島行き的高速船をかたどっている。誠実につくったなあ。幸太は見入った。船の客席部分には、明かりが灯してあり、若い男性が一人でそっと肩に担いでいる。その後ろを若い女性が線香の束に火を点けて一緒にあるいてゆく。おそらくあの船で送られる御霊は、生まれてすぐか、あるいは生まれる前に亡くなった子供の御霊だろう。あれほど小さい船にするのは、長い人生を懸命に生きて死んだ人に対する慮りだ。だが、本当は、長短も軽重もない。生命は生命だ。担いでいるのはおそらくその子の父親と母親に違いない。

大きな船の間をそっと抜けてゆくその船のいじらしさに、幸太は気づいた。そしてその子を最も愛した人たちがたった二人で心をこめて送る、その船の重さにそっと両手を合わせた。

どれほど小さくても上下はない。

あの小さな船はきっと自分たちの船よりもずっと重い何かと一緒に流すのかもしれない、と幸太は合掌して見送った。

さだまさし 「精霊流し」(『精霊流し』)

このような文章は、おそらく長崎の人でないと書けない。表面は喧騒で派手な精霊流しの本当の意味が分かっている。大波止の流し場までは威勢が良かった担ぎ手たちも、「また来年、戻って来っとぞ」と船を流した(今では海に流すのは禁じられている)後は、突然、別れがやってくる。何とも言えない「つらさ」を抱きながらわが家へ帰ることを作者はわかっている。行きは「チャンコイ、チャンコイ」と賑やかだった鉦の音が、帰りは静かに「カーン、カーン」と別れを惜しむように、哀愁を帯びて、わびしく響いてくる。まるで、もう一度、ご先祖さまを失くしたような気にさせる。何かに似ていると思う。

## 二度目の葬式

昔、送葬の一つに「野辺送り」というのがあった。地方によって多少の違いはあるだろうが、一般的に、葬儀の後、死者の遺族が列をなし、死者が入った棺を担ぎ、埋葬地へ向かう。精霊流しはそれに似ていないだろうか。

両者を比較してみたいと思う。



野辺送りの先頭は、松明か高張提灯。精霊流しは、喪主がぶら提灯を持つ。

先頭の人物は、どちらも喪主。どちらも正装。

野辺送りは「棺」か「棺桶」。精霊流しは基本的には「屋形船」。数人で担がれると、祭りの神輿のようにも、見ようによっては、棺のようにも見える。

悪霊が取りつかないように、野辺送りは「松明」、精霊流しは「爆竹」。

野辺送りは用の鐘。精霊流しは、鉦。

野辺送りの棺は担がれ。精霊流しの精霊船も担ぐ。

野辺送りの行きは賑やか。「散華」や紙に包んだ小銭の入った籠を振り、小銭をばらまき、葬列についてきた子どもたちが取り合って採り合って拾う。

精霊流しの行きは、激しく叩かれる鉦と威勢の良い掛け声。それに爆竹の音。

野辺送りは、棺の前後に葬列をなす。精霊流しも船の前後に列をなす。

野辺送りは、埋葬し、往生を祈る。精霊流しは、船を流し、浄土へ届ける。

野辺送りは埋葬終了後、家族だけで引き返す。

精霊流しは家族と担ぎ手、掛け声はなく、泣くような鉦の音のみ。

両方とも何とも言えないわびしさだけが残る。

やはり、精霊流しは、野辺送りと同じ、葬式なのである。二度目の葬式。こちらが本葬かも知れない。ご先祖さまの魂を家族だけの手で、直接、浄土へ送ってやれるのだから。

家族の誰かを失くした時、ほとんどの場合が、突然の死の訪れで、最初の葬式は、驚きと悲しみの失意の中で、慌ただしく行われてしまう。亡くなった人が望んだ葬式を出せたか考える余裕などない。菩提寺の指示通り、あるいは、「死んでください。あとは万事お任せください」という葬儀社の進行手順に沿って、式が滞りなく執り行われただけである。

しかし、この精霊流しを「二度目の葬式」と考えれば、盆まで準備をする時間は十分ある。亡くなった人がどんな葬式を望んでいたか推測する時間もある。今回は、亡くなった人の希望を優先して、葬儀を執り行うことも出来る。最初の葬式では、決まった棺であったが、今度の棺、精霊船は亡くなった人の好きな形にして良い。どのような形でも受け入れてもらえる自由な気風がある。

2017年は、船員だった人の豪華客船、ディズニーが好きだった子供のミッキーの船、20メートル以上もある大きな船、昔ながらに本当に担がれた船（最近は引き船が多い）、ペットを失くした人たちが流した「龍踊（じゃおどり）」の龍の形をした船など、様々な形の精霊船が目を通り過ぎて行った。

そして、家族だけでなく、親戚だけでなく、友だちだけでなく、町の知らない人たちからも見送ってもらえる。それだけではない、1500艘もの他の船と一緒に、何万人もの観光客も見送ってくれるのである。ありがたいことではないか。

そして、流した後（実際は、解体されてしまうのだが）は、先ほどまでの賑やかさが嘘の

ような通りを悲しく響く鉦の音とともにわが家へ帰る。1500もの鐘の音が、夜中過ぎまで響き、家々の枕元までわびしさが届いてくる。死者とは、直接関係ない家の人たちも、その鉦の音に、どこのご先祖さまも浄土に無事到着できるように、そっと手を合わせてくれる。それが長崎人である。

長崎人の中には、うっかり者も多い。だから、15日の夜、精霊船に、不注意にも乗り遅れたご先祖さま、また、ついつい長居をしてしまったご先祖さま、さらには、こちらの方が居心地が良く、帰るのを渋っているご先祖さま、きつといるはずである。でもここは長崎、心配ご無用。うっかり者のご先祖さまのために、「流れ灌頂」というのがちゃんと用意されている。ここでもお地蔵さんが一肌脱いでくれる。

16日の午前中、子どもたちと世話役の大人たちが地蔵堂に集まってくる。ここで、子どもたちの手助けをしてくれるのは、お地蔵さん。子供たちは、「無延命地蔵正尊」と書かれた短冊を結んだ笹竹を持つ。地蔵堂から木製の小さなお地蔵さんをお借りして、小型の精霊船を担ぎ、町中を回る。まだこちらに留まって、帰れなくなったご先祖さまたちを鉦を鳴らしながら、お地蔵さんの力を借りて集めて回る。さすがにここでは、「ドーイドーイ」の掛け声はない。そして、集められたご先祖さまたちを近くの川に流して、送り出してやるのである。立山地区には、まだこの「流れ灌頂」という盆行事の一つが残されている。(『長崎精霊流し』pp.115-117)

「(八月) 一日に迎え燈籠をやりました。軒先に灯籠を立てて、仏様が何時お帰りになっても、『どうぞ、こちらですよ』と道標になるように(『長崎今昔物語』p.57)」というのも、もしかしたら、うっかり早く来すぎてしまったご先祖さまへの配慮かも知れない。

うっかり屋のご先祖さまにもやさしい町である。

### 長崎、わが家の神仏習合

このように、ご先祖さまを大事にしている長崎人であるが、盆以外の普段の生活で、神さまや仏さまをどのようにお祀りしているのでしょうか。

お願い事をするときに、「神さま、仏さま」と思わず口から出てしまうのは、私だけだろうか。この時の「神さま」、そして「仏さま」とは、何をイメージしているのでしょうか。

「あまり、お願いごとに仏さまは登場しないけれど。『神頼み』という言葉はあっても、『仏頼み』という言葉はないですね(『仏教ではこう考える』p.50)」。

確かに、合格祈願などは神社に行って、神さまにお願いすることが多いような気がする。仏さまは、ご先祖さまのため(葬式仏教)という意識が強い。どうせなら、両方、お参りした方が、願いが叶う確率は高いはずだ。

個人の家で、神さまと仏さまを一緒に祀ることはあったのだろうか。

さて、わが家だが、家は曹洞宗。仏壇があり、別の部屋に神棚、同じ部屋の隅に、荒神棚もあった。母の実家の本家には、庭にお稲荷さんの祠もあった。

仏壇の正面、最上段の中央には、お釈迦さまが本尊として祀られ（正式には、三尊仏として「一仏両祖のお絵像」が祀られるのであろうが、両祖、高祖道元禪師と太祖瑩山禪師の絵がかけられていたかどうか定かではない）、ひとつ低い段に位牌。恐らく、小さいときに亡くなった姉の位牌だったのだろう。

毎朝、仏壇には、炊き立てのご飯を仏飯器によそい、水（鬺伽）かお茶を茶湯器に入れて、櫛と生花をかえ、ローソクを灯し、線香に火をつけ、鈴（りん）を鳴らし、正座し、合掌し、礼拝し、お経をあげる。ただ、お経の前に、何かをぶつぶつと唱えていた。それは、「南無阿弥陀仏」という念仏でもなく、「南無妙法蓮華経」というお題目でもなく、「南無大師遍照金剛」という御宝号でもなかった。その当時は、全く分からなかったが、禪宗の「南無三世諸仏」か「南無釈迦牟尼仏」だったのかも知れない。

それを何度か繰り返した後、読経。どんなお経だったのかははっきり覚えていないが、あまり長くはなかったので恐らく「般若心経」だったのかも知れない。幼くして亡くした娘のこともあったのだろうか、両親は、毎朝、このお勤めだけは欠かさなかった。

仏さまのお勤めが済むと、今度は神棚のある部屋に移動。神棚には、水をあげて、櫛を替える。その傍には、「幣」も捧げてあったような気がする。神棚はかなり高いところにあつたので、こちらは父の仕事。朝は、蠟燭を灯し、合掌して、礼拝し、神さまへの朝のお勤めは終わる。

その代り、夜に、神棚の前で、家族で祝詞をあげる。両親の脇に無理やり正座させられていたせいだろうか、仏さまのお経と違って、こちらはしっかり覚えている。もちろん、意味も分からず、両親の口真似だから、正確にはいれないが、今でも部分的だが諳んずることはできる。

「たかまがはらに かむづまります かむろぎ かむろみのみこともちて……」と父母の声が今でも耳に残る。「……つくしのひむかのたちばなの……」とか「はらへたまひ きよめたまふと……」、そして最後の「……きこしめせと かしこみ かしこみまます」で終わる。

「荒神」さんは、家内安全の屋敷神として祀られていたのではないと思うが、蠟燭を灯し、手を合わせるぐらいで、お経や祝詞みたいなものを、これとって唱えたりしているところを見たことはなかった。

そういえば、夏に、「祇園さん」（「祇園の神」）にも、参っていた記憶がある。祇園信仰は、本来は、陰陽道の神、牛頭天王と神道の神、スサノオを祀る、いわゆる神仏習合であったが、明治の神仏分離の影響で、スサノオを祭神とする神道の信仰となっている。京都の祇園社は八坂神社と社名を改称した。ここ長崎でも、清水寺のすぐ隣に、祇園さんの八坂神社が仲良く並んで立っている。

このような神さまや仏さまを祀っていたので、最初は、自分の家の宗教が、仏教なのか、神道なのか、はたまた、別の宗教なのかまったくわからなかった。何と節操のない家だと思っ

たこともあった。

しかし、長崎では、このように神さまも、仏さまも、荒神さまも祀っている家が多いと聞く。友だちの家もそうだった。長崎の人びとの宗教観とは、このような感じなのであろう。

2016年の盆に、キリスト教徒の精霊船が流されたことが報道された。「仏教の行事にキリスト教徒の精霊船って?」と思った人もいると思う。精霊船を流して送る先が、西国浄土じゃなくて、天国とはいかがなものかと。

しかし、キリスト教の信者でも長崎人なら、亡くなったら、盆ぐらいは、家に帰りたと思うはずだ。家族に、墓参りもしてもらえないなんて寂しい限りだ。隣の墓では宴会が開かれているというのに。そして、キリスト教徒でも、15日の夜は、長崎人として、船で流してほしいと願うはずだ。これが「二度目の葬式」なら、亡くなった人の本音に沿って行えるはずであるから。

長崎人は、本当は、「神さま、仏さま、デウスさま」と言って、お願いしたいところである。しかし、信者でもない者が、「デウスさま」と馴れ馴れしく呼べない何かがある。長崎人は、昔から、キリスト教の信者さんに対して、見て見ぬふりをしてきて、何かすまないというか、申し訳ないというか、そのような気持ちを抱いてきた人は多いのではないだろうか。

長崎在住のフリーライター、下妻みどり氏が「じつはいままでキリシタンのことはちょっと避けて通ってきたというのが本音です。やっぱりまだまだ微妙な地元の感情が息づいているのを感じますし、キリスト教徒でない人間にとっては、キリスト教に対する後ろめたいような複雑な気持ちが何となくあります(『聖地巡礼——長崎、隠れキリシタンの里へ』p. 211)」と書いている文章に出遭った。長崎人の中に、同じように感じている人と出遭った気がしている。

### 江戸時代、西洋人にとっての日本は長崎?

「鐘が鳴る。黄昏時の長崎の空に、螢火のように音が飛び交う。あれは寺の鐘、あれは教会の鐘」

と『長崎ぶらぶら節』(p. 34)にあるように、長崎には鐘の音がよく似合う。この小説はさらに鐘の描写が続く。

「西の海に港を構え、北東南の三方の山にそって家並みが広がっているこの劇場のような作りの町は鐘の音が良く響く。長い余韻を曳いて流れる寺の鐘、その間を縫うようにして軽やかに鳴り渡る教会の鐘。」

確かに、風頭山のふもとにある14ものお寺が集まった寺町筋から、お寺の鐘の重い音が「ゴ——ン」と煩惱を払ってくれるかのように響き渡る長崎。その音が消え去らないうち

に、天使がベルをもって空から舞い降りたかのような澄んだ音色の教会の鐘が「カランカラン」、「カランカラン」と響き渡る。浦上の方に行けば、「アンジェラスの鐘」、駅前に行けば、二十六聖人殉教地、西坂の丘のすぐ下にある「中町教会の鐘」。オランダ坂あたりからは、「大浦天主堂の鐘」。寺の鐘の音を教会の鐘の音が追いかけて、やがて交じり合っ一つになる。

1560年、平戸を皮切りに、横瀬浦、福田と転々としてきたポルトガルとの貿易港も、キリシタン大名大村純忠の領地の寒村、長崎に落ち着いた。

こうして、1571年より新しく開かれた長崎の町は、キリスト教信者によって形成された町（『長崎初期キリシタンの一考察』）であった。各地から、貿易商人とともにキリシタンが移住し、1580年には、長崎と茂木が、1584年には浦上がイエズス会領として寄進され、15以上の教会が次々と建てられた。サンタ・マリア教会にはイエズス会の日本本部が置かれ、長崎の町は、教会の鐘が鳴り響き「小ローマ」と呼ばれていた。

しかし、これらの教会は、1614年の禁教令以降、次々と破壊され、その跡地には、役所や寺院などが建設された。特に、1624年から1643年の間には、長崎の町に社寺が次々とつくられた。教会の鐘に代わって、寺の鐘が長崎の町に鳴り響くことになった。

明治になって、禁教令が解かれた後、再び、教会の鐘の音が長崎に戻って来た。もともと教会の鐘が鳴り響いていた町に、歴史的に見れば、後からやってきた寺の鐘が鳴り渡り、今では、両方とも機嫌よく調和している。なかにし礼氏は言い当てている。「薄紫の空を背景にして、こんな不思議な音楽の聞ける町は世界広しといえどもたぶん長崎だけだろう。」

そして、さらに、盆の15日は格別である。一年のうちで、この日だけ、教会の鐘、寺の鐘、それらの鐘に精霊流しの鉦が加わるのは。

そんな長崎だから、せめて、精霊流しの時は、仏教も神道もキリスト教もない。みんな家族を亡くした人ばかりだから。今回の二度目の葬式は宗教の行事としてではなく、長崎の行事として送り出せばよい。古式に則り、紋付き羽織はかま姿でぶら提灯で送るのもよし、豪華な精霊船でなくてもよい。送る人の気持ちか、送られるご先祖さまに伝わればよい。

2016年の盆の話題をさらったのは、さだまさし氏のお母さんの精霊船。お父さんの精霊船より、気持ちだけ小さめの女船だそう。それこそ、古式に則った立派な精霊船。

そしてもう一つは、先ほども少し触れたが、キリスト教徒の精霊船。真っ白な教会をそのまま船にした大きな精霊船。教会型精霊船の壁にはステンドグラスが何枚もはめ込まれた3連結（15メートルぐらいの大きさ）。皆、その素晴らしさにびっくりはしただろうが、「帰れ」なんていう人はいなかったはずだ。むしろ、「すごかねー!」、「良かねー!」、「立派かー!」とか称賛の声ばかりだったと聞く。「以前もキリスト教の方の中にも船を出されたことがあり、その船の帆には聖像が描かれていた（『長崎精霊船よもやま噺』p.30）」とある。その時も非難があったとは書かれていない。

おそらく、亡くなったときは、キリスト教徒としての葬儀を終えられたはずである。今夜

は、故人を長崎人として、自分たちの手で天国に送ろうという家族の気持ちが痛いほど伝わってくる。長崎人なら、この家族の気持ちを十分理解できるはずである。素晴らしい二度目の葬式である。

コレラや腸チフスが流行して11月まで延期になっても中止にはしなかった。長崎奉行所から墓所での飲食を控えるよう訓諭されても、墓での宴会だけは慎んだ。明治天皇が崩御された御大葬の時も、肅として厳かに行った。戦時中、時局を鑑み、爆竹や提灯の数は自粛したけれども、ご先祖さまのために続けてきた。それが長崎の盆だから。それが長崎の精霊流しだから。

「見ろ、あれが長崎だ」

判人は西の空を指さし明るい声で言った。

<中略>

山裾の茶屋を過ぎたあたりで、何か変な匂いがした。

甘酸っぱいような油っこいような、鼻の奥に妙にへばりつく、胸がむかむかする匂いだった。

「これが長崎の匂いさ」

サダの心を読んだかのように判人が言った。

「気持ん悪か」

「異国から来た船の匂い、異人さんの匂い、石炭と石油の匂い、葉巻の匂い、カステラの匂い、卓袱料理と皿うどんの匂い、鼈甲の匂い、ギヤマンの匂い、花街の匂い、伴天連の匂い、西洋の匂い、文明の匂い」

「異国だ」

サダの足はすくんだ。

『長崎ぶらぶら節』(pp. 20-21)

江戸時代、幕府の鎖国政策により、長崎、出島は

日本にとっては、「西洋がやってくる場所」

西洋にとっては、「日本を知る基地」

(『川原慶賀の「日本」画帳—シーボルトの絵師が描く歳時記』p. 6)

だったのである。

ただ、遠山淳氏が「長崎の出島も外国からの入り口であり、日本人の『出口』ではなかった(「五島・長崎をめぐる異文化交流のトポグラフィー」)」と指摘しているように、長崎といえども、江戸時代は、日本人が、ここから自由に出ていくことはまだできなかった。日本



人だけでなく、出島に滞在していたオランダ人たちも、出国の際は厳しい検査があり、簡単に出国することは許されていなかった。それははっきり示すのが、1828年のシーボルト事件である。帰国準備をしていたシーボルトに、「禁制品」の搜索が実施された。「葵の紋のついた帷子」や間宮林蔵が実測した「樺太地図」などが没収され、シーボルト自身は翌年国外追放になっている（『ケンペルとシーボルト』pp.64-68）。しかし、日本側の没収対象が「禁制品」に限られていた（『同書』p.68）ために、それ以外のもの（情報なども含めて）は、あるものは自由に、あるものは密かに持ち出されていたのである。事実、シーボルトは、出島滞在中に、収集品の多くを毎年の船で送っていたのである（『同書』p.68）。日本の情報はすでに西洋側に渡っていたのである。

このことから、「長崎、出島は、西洋にとっては、『日本を知る基地』」の役割を十分果たしていたのである。特に、はるばる遠くからやって来て、長崎出島から自由に入出りができない西洋人にとって、四年に一度の「江戸参府」を除けば、長崎出島が、彼らには日本そのものだったに違いない。

出島出入りの町絵師、川原慶賀は、オランダ商館長ブロンホフ、商館員フィッセル、商館医シーボルトらの注文に応じて、多くの絵を描いている（『同書』p.7）が、ほとんどが長崎の日常生活などを写實的に描いたものだった。そして、これらの絵が西洋に出ていき、日本が西洋に知られるようになった。しかし、知られたのは、本当は、日本ではなく、極端に言えば、長崎だったのである。この時代、西洋人が想像した日本は、日本だと思いこんだ長崎、一時期『小ローマ』と呼ばれた長崎であった」と言う身鼯屑すぎるだろうか。

## エピローグ

ここでは、長崎と比較するために、随所で、重要な街や地域（京都と熊野）を取り上げてきた。両方とも長崎と通ずるものがあると思われたからである。

長崎と同じように、七夕や盆の行事を大事にしている京都。古くからの伝統や文化をしつかり受け継いで、公の行事として、あるいは個人で密かに、それらを守り続けている京都。まさに「雅の国」である。

長崎と同じように「浄土」に向けて、船を流した熊野。日本の神々と海外からの仏を見事に混淆させてきたし、明治初期まで、「女人禁制」を貫いてきた高野山や比叡山と違って、どんな人たちも受け入れてきた熊野。計り知れない力を秘めた「異界」である。

そして、ここ長崎は、景色も、雰囲気も、そして匂いも、日本の他の地域とは全く違う、まさに「異国」。下妻みどり氏の言葉を借りれば、「あの世も入った異国」に違いない。

長崎を異国と考えれば、益ぐらい、「宗教色のない行事」として行っても良いのではないか。墓所には、仏教徒の墓も、キリシタンの墓も仲良く並んで立っている。中国の影響を受けた土神さまも一緒に祀られている。精霊船の出帆前に、近くのお寺の住職の読経はあるが、宗教性はそれほど感じさせない。どうしても宗教行事とみなしたければ、この日だけ、長崎

人は皆「長崎宗」の信者であるとみなしたらどうだろうか。そうすれば、精霊船を出すのに抵抗があった人たちも喜んで出せるのではないか。ご先祖さまは自分の精霊船を出してほしいと望んでいるにちがいないから。

『沈黙』の遠藤周作氏も、ここ長崎で、「良かばい、転んでも。また立ち上がれば良か」とささやく「やさしい神」と出会ったのかも知れない。ここなら許される。「遠藤周作記念館」がある外海（そとめ）地区には、キリシタンの神社（サン・ジワン枯松神社）だってあるのだから。

亡くなっても、生きている人として迎えて、真心を込めて歓待してくれる長崎。「死んでも大丈夫さね。盆にはちゃんと迎えて、精霊船で送り出してやっけん。心配なかと。安心して死んで良か。お通夜も、精一杯賑やかにやるたい。ちゃんぼんでん、皿うどんんでん、ちょっと高いけど卓袱料理でん腹いっぱい食べて、向こうにいけば良か。ばってん、精霊流しの費用だけは残してい（逝）ってほしか!」。これが長崎人の死にゆくものへの送ることば。

あまり、意識したことはなかったが、こんな長崎が今では心地よく感じられてきた。この「いい加減な大らかさ」が「いいあんばい」に思えてきた。

最後に、寺山修司氏の言葉で締め括ろう。

「もしかしたら、私は憎むほど故郷を愛していたのかも知れない。」

『田園に死す』の跋（あとがき）より

## 参 考 文 献

### 1. 長崎関係

- 『歌で巡る長崎』 宮川密義 2006年 長崎新聞社  
 『お盆 - 精霊船』（『長崎文化 51号』） 宮川正一 1993年 機関誌発行委員会  
 『九州地方の祭り・行事 - 佐賀・長崎』 佐賀県立博物館、長崎教育委員会（編） 2009年 海名書院  
 『解夏』（『解夏』） さだまさし 2004年 幻冬舎  
 『ケンペルとシーボルト - 「鎖国」日本を語った異国人たち』 松井洋子 2014年 山川出版社  
 『ケンペルのみた日本』 ヨーゼフ・クライナー（編） 1996年 日本放送出版協会  
 『五島・長崎をめぐる異文化交流のトポグラフィー』（『総合研究所紀要』 Vol. 37 No. 1） 遠山淳 2011年 桃山学院大学総合研究所  
 『ザビエルと歩く長崎巡礼』 長崎巡礼センター（編） 2008年 長崎文献社  
 『精霊流し』（『精霊流し』） さだまさし 2006年 幻冬舎  
 『資料で読む長崎県の歴史』 外山幹夫 1993年 清文堂出版  
 『図説日本のおどり』 中山義夫 2012年 日本図書センター  
 『聖地巡礼 長崎、隠れキリシタンの里へ』 内田樹、釈徹宗 2016年 東京書籍  
 『「旅」の話 - 浦上四番崩れ-』 カトリック浦上教会 2005年  
 『天領長崎秘録』 簗先好紀 2004年 長崎文献社  
 『トピックスで読む長崎の歴史』 江越弘人 2007年 弦書房  
 『長崎』 原田伴彦 1980年 中央公論社  
 『長崎おいしい歳時記』 下妻みどり 2012年 書肆侃侃房

- 『長崎県謎解き散歩』 原田博二, 福田八郎, 小松勝助 2012年 新人物往来社  
 『長崎県の歴史』 瀬野精一郎 他 2005年 山川出版社  
 『長崎県の歴史散歩』 長崎編高等学校教育研究会地歴公民部会歴史分科会(編) 2005年 山川出版社  
 『長崎県文化百選 祭り・行事編』 長崎県(編) 1999年 長崎新聞社開発事業部  
 『長崎今昔物語』 松田晴一 1997年 よか研究所  
 『長崎歳時記十二月』 深淵久 1978年 西日本新聞社  
 『長崎雑学紀行』 後藤恵之輔 2006年 長崎文献社  
 『長崎四季』 橋本白杜 1987年 耕文舎  
 『長崎市史 一風俗編 下』 長崎市(編) 1981年 清文堂出版  
 『長崎事典 風俗文化編』 1982年 長崎文献社  
 『長崎事典 歴史編』 1988年 長崎文献社  
 『長崎精霊流し』 土肥原弘久, 入江清佳 2017年 ゆるり書房  
 『長崎精霊船よもやま噺』(『長崎文化 55号』 越中勇 1997年 長崎国際文化協会  
 『長崎初期キリシタンの一考察』 越中哲也 2009年 長崎純心大学博物館  
 『長崎「地理・地名・地図」の謎』 村崎春樹 2014年 実用之日本社  
 『長崎南蛮文化のまちを歩こう』 原田博二 2012年 岩波書店  
 『長崎に眠る西洋人』 木下孝 2009年 長崎文献社  
 『長崎百話』 越中哲也 1999年 長崎純心大学博物館  
 『長崎ぶらぶら節』 なかにし礼 1999年 文藝春秋  
 『長崎への招待』 嘉村国男(編) 1975年 長崎文献社  
 『長崎迷宮旅暦』 下妻みどり 2008年 書肆侃侃房  
 『長崎のお盆』(『長崎町人誌 第1巻』) 越中哲也 1994年 長崎文献社  
 『長崎のお盆』(『長崎文化 第51号』) 橋本正子 1993年 機関誌発行委員会  
 『長崎ひとりあるき』 越中哲也 1978年 長崎文献社  
 『長崎歴史の旅』 外山幹夫 1990年 朝日新聞社  
 『長崎を識らずして江戸を語るなかれ』 松尾龍之介 平凡社  
 『盆まねき』 富安陽子 2011年 偕成社  
 『楽 一長崎四季ごよみ』 2015年 イーズワークス  
 『わが町の歴史長崎』 外山幹夫 1984年 文一総合出版  
 『わかる!和華蘭』 長崎市史編さん委員会 2017年 長崎新聞社  
 『わたしの長崎地図』 佐多稲子 2012年 講談社

## 2. 熊野, 補陀落関係

- 『『吾妻鏡』 所載・智定坊の補陀落渡海』(『印度學佛教學研究第四十三卷第二号』) 根井浄 1995年 日本インド学仏教学会  
 『街道をゆく 一熊野・古座街道, 種子島みちほか』 司馬遼太郎 2005年 朝日新聞社  
 『観音浄土に船出した人々』 根井浄 2008年 吉川弘文館  
 『帰還』(『六福人』) 諸星大二郎 1999年 ホーム社  
 『熊野古道巡礼の旅 一よみがえりの聖地へ』 高森玲子 2017年 説話社  
 『死の国・熊野 一日本人の聖地信仰』 豊島修 1992年 講談社  
 『聖地巡礼 ライジング 一熊野紀行』 内田樹, 釈徹宗 2015年 東京書籍  
 『綱切島』 吉良幸生 1997年 日本図書刊行社  
 『渡海』(『熊野物語』) 中上紀 2009年 平凡社  
 『日本逃亡幻譚 一補陀落世界への旅』 松田修 1978年 朝日新聞社

- 『補陀落』 川村湊 2003年 作品社  
 『補陀落』（『中上健次全集 1』） 中上健次 1995年 集英社  
 『補陀落幻影』 東野光生 2004年 作品社  
 『補陀落山へ』 大路和子 1999年 新人物往来社  
 『補陀落渡海記』（『日本の文学 71』） 井上靖 1964年 中央公論社  
 『補陀落の径 - 角川春樹句集』 角川春樹 1984年 深夜叢書社  
 『ふだらく走り』（『南方熊楠全集 第5巻』） 南方熊楠 1988年 平凡社  
 『フダラク渡りの人々』（『火山列島の思想』） 益田勝実 1974年 筑摩書房

### 3. 「死生観」に関連するもの

- 『青い鳥』 メーテルリンク（江國香織 訳） 2013年 講談社  
 『青い鳥』 メーテルリンク（末松氷海子 訳） 2004年 岩波書店  
 『飛鳥へ、そしてまだ見ぬ子へ』 井村和清 1980年 祥伝社  
 『いのち - 宗教家6人との対話』 森清範 他 2013年 講談社  
 『うらやましい死にかた』 五木寛之（編） 2000年 文藝春秋  
 『うらやましい死に方』 五木寛之（編） 2014年 文藝春秋  
 『おだやかな死』 シモーン・ド・ボーヴォワール（杉捷夫 訳） 1995年 紀伊国屋書店  
 『死者はどこへいくのか』 大城道則（編） 2017年 河出書房新社  
 『死者を弔うということ』 サラ・マレー（榎野みさと 訳） 2014年 草思社  
 『死で終わらない物語について書こうと思う』 釈徹宗 2015年 文藝春秋  
 『死ぬことを学ぶ』 福田和也 2012年 新潮社  
 『「死ぬ瞬間」と臨死体験』 E・キューブラー・ロス（鈴木晶 訳） 1997年 読売新聞社  
 『死の壁』 養老孟司 2004年 新潮社  
 『死を見つめる心』 岸本英夫 1973年 講談社文庫  
 『死をめぐる50章』 週刊朝日（編） 1998年 朝日新聞社  
 『葬儀と日本人』 菊池章太 2011年 筑摩書房  
 『それからの納棺夫日記』 青木新門 2014年 法蔵館  
 『生と死をめぐる旅へ』 吉田敏浩 2003年 現代書館  
 『世界のお墓』 ネイチャー&サイエンス 2016年 幻冬舎  
 『ためいきのとき』 アンヌ・フィリップ（角田房子） 1996年 筑摩書房  
 『特別授業“死”について話そう』 和合亮一 2013年 河出書房新社  
 『70歳！人と社会の老いの作法』 五木寛之、釈徹宗 2016年 文藝春秋  
 『日本人の死生観と葬儀』 鳥田裕已 2016年 海竜社  
 『日本人の死生観を読む』 鳥蘭進 2012年 朝日新聞出版  
 『日本人の死はどこへいったのか』 鳥田裕已 2008年 朝日新聞出版社  
 『日本その心とかたち - 現世から浄土へ』 加藤周一 1987年 平凡社  
 『日本その心とかたち - 神々と仏の出会い』 加藤周一 1987年 平凡社  
 『納棺夫日記』 青木新門 2009年 渋谷文泉閣  
 『母、美しい老いと死』 アンヌ・フィリップ（吉田花子 訳） 1998年 晶文社  
 『人は死んだらどこへ行くのか』 鳥田裕已 2017年 青春出版社  
 『蕨野行』 村田喜代子 1994年 文藝春秋

### 4. 宗教（神社、お寺など）関係

- 『あなたの知らない空海と真言宗』 山折哲雄 2013年 洋泉社

- 『あなたの知らない親鸞と浄土真宗』 山折哲雄 2013年 洋泉社  
『あなたの知らない道元と曹洞宗』 山折哲雄 2013年 洋泉社  
『いきなりはじめる仏教入門』 内田樹, 釈徹宗 2012年 角川学芸出版  
『うちのお寺は曹洞宗』 藤井正雄 (監修) 2006年 双葉社  
『大阪の神さん仏さん』 釈徹宗 2012年 140B (イチヨンマルビー)  
『往生要集』 中村元 1983年 岩波書店  
『往生要集 (上)』 源信 (石田瑞磨 翻訳) 2003年 岩波書店  
『往生要集 (下)』 源信 (石田瑞磨 翻訳) 2003年 岩波書店  
『お盆のはなし』 蒲池勢至 2012年 法藏館  
『解説 親鸞とその時代』 五味文彦 (『私訳 歎異抄』 五木寛之) 2014年 PHP 研究所  
『隠れ念仏と隠し念仏』 五木寛之 2005年 講談社  
『神の名は神』 久保田展弘 1996年 小学館  
『神の山へー山岳宗教の源流をゆく』 新妻喜永, 久保田展弘 1993年 山と溪谷社  
『旧約聖書 創世記』 月本昭男 訳 1997年 岩波書店  
『教行信証入門』 石田瑞磨 1989年 講談社  
『暮らしの中の神さん仏さん』 岩井廣實 1982年 文化出版局  
『山岳霊場巡礼』 久保田展弘 1985年 新潮社  
『地獄絵を旅する』 日下部行洋 2013年 平凡社  
『地獄百景』 高橋洋二 (編) 1988年 平凡社  
『地獄百景』 田中久美子 2012年 KKベストセラーズ  
『地藏さま入門』 大法輪閣編集部編 2000年 大法輪閣  
『地藏信仰』 桜井徳太郎 1988年 溪水社  
『地藏菩薩』 望月信成 1989年 学生社  
『私訳 歎異抄』 五木寛之 2014年 PHP 研究所  
『宗教学者の父が娘に語る宗教のはなし』 鳥田裕己 2016年 牧野出版  
『宗教聖典を乱読する』 釈徹宗 2009年 朝日出版  
『ジョン・レノンなぜ神道に惹かれたのか』 加瀬英明 2011年 祥伝社  
『神社の由来がわかる小辞典』 三橋健 2007年 PHP 研究所  
『神道』 三橋健 (編) 1995年 大法輪閣  
『神道はなぜ教えないのか』 鳥田裕己 2013年 ベストセラーズ  
『図説 北欧神話』 池上良太 2011年 新紀元社  
『禅と日本文化』 鈴木大拙 (北川桃雄 訳) 1975年 岩波書店  
『大乘仏教』 佐々木閑 2017年 NHK 出版  
『吊いの文化史』 川村邦光 2015年 中央公論新社  
『なぜ日本人は神社にもお寺にも行くのか』 鳥田裕己 2017年 双葉社  
『南無阿弥陀仏』 柳宗悦 1992年 岩波書店  
『南蛮寺興廢記・妙貞問答』 海老沢有道 1983年 平凡社  
『日本の神仏の辞典』 大島建彦 2001年 大修館書店  
『日本の名僧』 今泉徹夫 (編) 2005年 吉川弘文館  
『ハリー・ポッター 現代の聖書』 鳥田裕己 2008年 朝日新聞出版  
『般若心経』 佐々木閑 2017年 NHK 出版  
『不千斎ハピアン』 釈徹宗 2010年 新潮社  
『「法華経」を読む』 紀野一義 1982年 講談社  
『仏教ではこう考える』 釈徹宗 2008年 学研新書

- 『仏教とキリスト教の比較研究』 増谷文雄 1973年 筑摩書房  
 『法然親鸞一遍』 釈徹宗 2011年 新潮社  
 『民間信仰』 堀一郎 1964年 岩波書店  
 『六波羅蜜寺』 川崎純性, 高城修三 2007年 淡交社  
 『わたしの好きな仏さまめぐり』 瀬戸内寂聴 2017年 マガジンハウス

## 5. その他

- 『雨月物語』『春雨物語』 上田秋成 (大庭みな子 訳) 1993年 集英社  
 『鬼と鹿と宮沢賢治』 門屋光昭 2000年 集英社  
 『ガリバー旅行記』 ジョナサン・スイフト  
 『金子みすゞ』 矢崎節夫 (監修) 2003年 平凡社  
 『銀河鉄道の夜』 宮沢賢治 2007年 角川書店  
 『こだまでしょうか, いいえ, 誰でも -金子みすゞ詩集百選』 金子みすゞ 2011年 宮帯出版社  
 『今昔物語』 尾崎秀樹 (訳) 1991年 学習研究社  
 『今昔物語集 2』 馬淵和夫 他 (校注, 訳) 2000年 小学館  
 『地獄絵と地獄観念』 (『洞窟の偶像』) 澁澤龍彦 1998年 河出書房新社  
 『失樂園』 ジョン・ミルトン (平井正穂 訳) 2008年 岩波書店  
 『新釈 遠野物語』 井上ひさし 1980年 新潮社  
 『世界文学全集 (第2巻) 神曲』 ダンテ (平井祐弘 訳) 1973年 河出書房新社  
 『先祖の話』 柳田國男 2008年 石文社  
 『高見順詩集』 高見順 2015年 思潮社  
 『徒然草』 吉田兼好 (西尾実, 安良岡康作 校注) 1992年 岩波書店  
 『徒然草 方丈記』 山崎正和 現代語訳 1991年 学習研究社  
 『田園に死す』『現代短歌体系 9』 大岡信 編 1983年 三一書房  
 『遠野物語』 柳田國男 2012年 角川学芸出版  
 『遠野物語』 柳田國男 2011年 集英社  
 『日本霊異記』 出雲路修 (校注) 2001年 岩波書店  
 『日本霊異記』 原田敏明, 高橋貢 (翻訳) 2000年 平凡社  
 『方丈記 徒然草』 鴨長明, 吉田兼好 (佐竹昭広, 久保田淳 校注) 1993年 岩波書店  
 『宮沢賢治詩集』 天沢退二郎 (編) 新潮文庫  
 『もう一度読みたい宮沢賢治』 蓮見清一 2009年 宝島社  
 『ユング自伝 -思い出・夢・思想-』 A. ヤッフエ 編 (河合隼雄, 藤縄昭, 井出敏子共訳) 1984年 精興社  
 『臨死体験』 立花隆 1994年 文藝春秋  
 『わたしの山の精霊 (リユーベツァール) 物語』 オトフリート・プロイスラー (吉田孝夫 訳) 2011年 さ・え・ら書房  
 『われなお生きてあり』 福田須磨子 1987年 筑摩書房  
*Adam Bede* George Eliot 1992 Everyman's Library  
*The Blue Bird* Maurice Maeterlinck (Translated by Alexander Teixeira De Mattos 2012  
 Createspace Independent Publisher  
*The Great Blue Youder* Alex Shearer 2001 Macmillan Publishers

(2018年3月30日受理)



## Funerals in Nagasaki—First Private, Second Formal

NOHARA Yasuhiro

Nagasaki city, with a population today of 420,000, used to be a poor village until Ohmura Sumitada, a feudal lord, authorized its opening as a port and the initiation of commerce with Portuguese merchants in 1571. Not only trading merchants but also many Christians moved into this village and colonized it. More than 15 churches were built in the small area one after another, and the village resounded far and wide with church bells, reminiscent of Rome itself. So Nagasaki came to be called “Little Rome.” As a matter of fact, the village was donated to the Society of Jesus. The village seemed to grow and flourish, but its prosperous years failed to last, contrary to expectations.

In 1614, the ban on Christianity was issued, which led to attacks on Catholicism, including the destruction of churches and the persecution of Christians. Churches were replaced by temples. Christians were supposed to disappear completely.

So Buddhist ceremonies came to be held in Nagasaki. One such ceremony was the *Bon* Festival, which used to be held in the middle of the seventh month in the lunar calendar. The solar calendar introduced by the Meiji Government caused a upheaval of events and seasons. The middle of the seventh month (July) in the solar calendar is in the midst of the rainy season, not a suitable season for the *Bon* Festival. During the *Bon* Festival, Nagasaki people usually visit their ancestors' grave with their family, clean and decorate the grave, and offer food to their ancestors. It is common for many families to hold a banquet at the graveyard to entertain their visitors, which in former times often resulted in the spread of plague. After a heated discussion, a conclusion was reached: the *Bon* Festival would be moved to mid-August (the eighth month).

During the *Bon* Festival, people welcome the spirits of the deceased to visit their homes, to stay with their families until the last day of *Bon*, when the spirits have to return to *Jodo*, the Buddhist Pure Land. So the family make a ship (called *Shorobune*) for the spirit, carry it to the seashore, and launch it to sail to the West. This custom is called *Shoronagashi*. At first, the ships were quite humble affairs, but over time people wanted to make them fancier as they were believed to carry the spirits to *Jodo*. Many families who lose a family member start making such a ship.

*Shoronagashi* is, in other words, a spirit boat procession unique to Nagasaki. On the last day of the *Bon* Festival, a large number of ships of various sizes are carried by family members and their friends to the seaside area to be sailed to so-called *Jodo*. The streets leading to the shore throng with ships and people. Firecrackers explode here and there, and earsplitting noises can be heard all around. People carrying the ships shout with passion. So the procession of the ships is

noisy but joyous. Behavior generally disallowed in daily life and acts beyond the bounds of common sense are traditionally permitted only during *Shoronagashi*.

On arriving at the spot to release the ship, however, deep sorrow falls on the revelers all of a sudden. Everybody is filled with a sense of loss and deprivation, recalling the feeling of a rather different event. Indeed, it seems akin to a funeral, or rather, a second funeral. To be more precise, this event ought to be considered the formal funeral.

When the family member passed away, his or her funeral was performed.

It was naturally a private funeral. Everything may well have been done all too quickly. Or the family might have had no time to think about reflecting their deceased member's intentions. They simply followed the instructions of the funeral director. But if this *Shoronagashi* is regarded as the formal funeral, all the people of Nagasaki, regardless of faith, can join the *Bon* ceremony to ship their ancestors to their respective destinations, whether *Jodo*, Paradise or elsewhere.

Even Christians, if they wish to, can join this event, which originated from Buddhism, without qualms, attesting to the fact that Christianity came first to Nagasaki, and Buddhism second. Nagasaki has grown larger through these faiths as a remarkable city.

# 戦後社会教育実践における排除と包摂の焦点

—『月刊社会教育』を中心に—

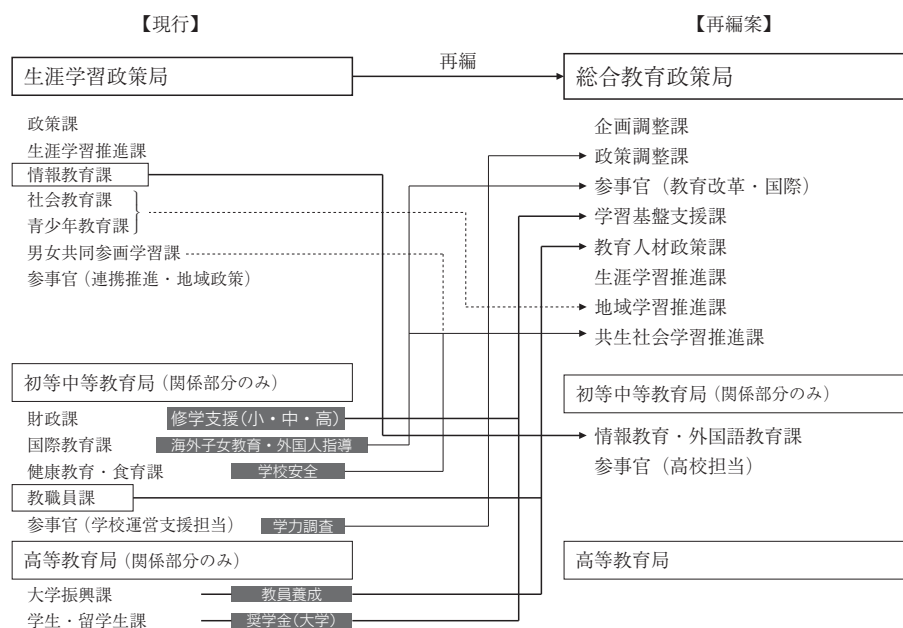
長 崎 励 朗

## 1. はじめに

### 1-1 本稿の背景と目的

2017年、文部科学省は次年度の概算要求事項において、社会教育課と青少年教育課を合併し、地域学習推進課に統合する案を発表した。その是非はともかくとして、この改組案において「社会教育」という名前を冠した部局がなくなることは、一定の意義を持っている。ここからは、社会教育と社会的包摂の機能を分離しようとする動きを見て取ることができるからだ。

意外なことに、2017年時点の生涯学習政策局には社会的な差別や排除に関わる教育分野に



<図1 文科省の組織改編案<sup>1)</sup>>

1) 文部科学省ホームページ「平成30年度機構・定員要求の主要事項」, [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/08/30/1394952\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/08/30/1394952_3.pdf) (2017年11月27日閲覧)。

おける対策を専門的に扱った部署はほぼ存在しない。唯一、男女共同参画学習課がジェンダー問題という特定の 이슈を専門的に扱っているのみである。しかし、これは社会教育が社会的排除と包摂の問題を無視してきたことを意味しているわけでは決してない。多くの論者が主張しているように、むしろこうした問題は社会教育の黎明期からその基底をなしてきた<sup>2)</sup>。社会教育と社会的排除、あるいはその結果生じる格差の問題は切っても切れない関係にあったといえよう。

これに対して新たな組織改編案では、共生社会学習推進課が設置され、男女共同参画学習課や、初等教育局の国際教育課がそこに吸収される形で社会的包摂の問題を一手に引き受けることになるという図式が示されている。今後増加が見込まれる外国人労働者などの問題を考えれば、外国人指導を主な任務とする国際教育課を生涯学習政策局（再編案では「総合教育政策局」に改名）に移行させることには一定の意味がある。その一方で、ジェンダー問題、外国人問題をのぞく様々な社会的排除と包摂の問題が課ごとのセクショナリズムに阻まれておろそかになってしまうことも懸念される。

このような状況をうけ、本稿では戦後の社会教育実践において、社会的排除と包摂の問題がどこに焦点化されてきたのかを概観してみたい。こうした歴史を紐解くことで、上に述べたような組織改編が妥当であるか否か、また今後そうした社会的排除と包摂の問題に社会教育がどのように取り組んでいくべきかといったことに示唆が得られるはずである。

## 1-2 先行研究

これまでに戦後の社会教育史を扱った代表的な先行研究としては、相庭（2007）が挙げられる。この研究は戦前戦後の社会教育の断絶と連続性を明らかにするとともに、各時代の社会教育の理念的、社会的背景を扱った卓越した歴史記述であるといえる<sup>3)</sup>。ただし、社会的排除と包摂の問題に特化した記述ではない点、および思想的文脈や行政の変化に着目しているという点で本稿とは視点を異にしている。後述するように、本稿は社会教育実践の現場に近い場所に焦点を当ててみたいと考えているからだ。

また、理論的バックボーンを与えてくれる先行研究としては、宮崎（2006）および鈴木（2006）がともに所収された『社会的排除と社会教育』が挙げられる。宮崎は論集の冒頭でシチズンシップの問題や貧困問題、ソーシャル・キャピタルの問題など社会的排除論に関する様々なアプローチを紹介したうえで、「これらの次元と並立して社会教育と社会的排除の関連を問う次元が成立するのではない」と述べる<sup>4)</sup>。そもそも社会教育はその成立段階から、幅広く排除と包摂の問題に取り組むべく組織されていったというのである。

2) 例えば社会教育の歴史的研究としては以下の著作がある。

大串隆吉『日本社会教育史と生涯教育』エイデル研究所、1998。

3) 相庭和彦『現代生涯学習と社会教育史—戦後史を読み解く視座』明石書店、2007。

4) 宮崎隆志「モデルなき時代の社会教育」日本社会教育学会編『日本の社会教育第50集 社会的排除と社会教育』東洋館出版、2006年、p. 11。

さらに同論集に掲載された鈴木論文は、先行研究に依拠しつつ、社会的排除の内実を分析する枠組みを疎外論として精緻化している。彼によれば、現代の社会的排除に関わる疎外は以下の4つの要素に分けられるという<sup>5)</sup>。

- ① 人間的諸能力からの疎外
- ② 活動・労働からの疎外
- ③ 社会的生産物からの疎外
- ④ 人間関係からの疎外

以下、各項目について簡単に説明を加えておこう。①は主に教育機会の不在によって、自身をエンパワーメントする機会を奪われた状況を指す。これに対して、②は狭義の教育以外のカテゴリに力点があり、様々な労働や余暇の体験に触れる機会を奪われた状況を指していると考えられる。③は端的に貧困とも結び付けられる経済構造に起因する問題を指す。④は社会関係資本の問題を指しており、鈴木はこれを「③の結果であり原因でもある」と論じている。

本研究はこの鈴木分類を基礎にして、各時代の社会教育実践がこれらのうちいずれに焦点を当ててきたかを論じていくことにする。

### 1-3 『月刊社会教育』の位置づけと方法論

上記のような問題意識に基づき、本稿は雑誌『月刊社会教育』の創刊号から1988年までを用いて社会教育と社会的排除の関係性を明らかにしていく。1988年は社会教育局が生涯学習局へと改組された年であり、「社会教育」という言葉が一定の区切りを迎える時期であると考えられるからだ。

本稿が資料として用いる『月刊社会教育』は1957年に創刊し、現在にいたるまで社会教育の実践において常に重要な役割を果たしてきた。この雑誌に焦点を当てる理由としては、社会教育の現場の感覚を最も反映した媒体であることが挙げられる。この雑誌においては、活動報告の記事が常に一定数確保されていたし、創刊号の編集後記にある次のような記述からは、編集者の目があくまで現場に向けられていたことがよくわかる。

「現場で、これを読まれる人々に、どんなに受けとられるだろうという一抹の不安はぬぐえません。」<sup>6)</sup>

その意味で、『月刊社会教育』を扱うことは、アカデミックな文脈からやや距離をおいた地点から、換言すれば、やや現場に近い場所から社会教育の歴史的潮流を観察することを意

5) 鈴木敏正「社会的排除に取り組む社会教育の論理」日本社会教育学会編『日本の社会教育第50集 社会的排除と社会教育』東洋館出版、2006年、p. 26。

6) 「編集後記」『月刊社会教育』第1巻1号、1957年、p. 100。

味している。このことによって、いわば社会教育実践における「トレンド」を抽出することが可能になるはずである。

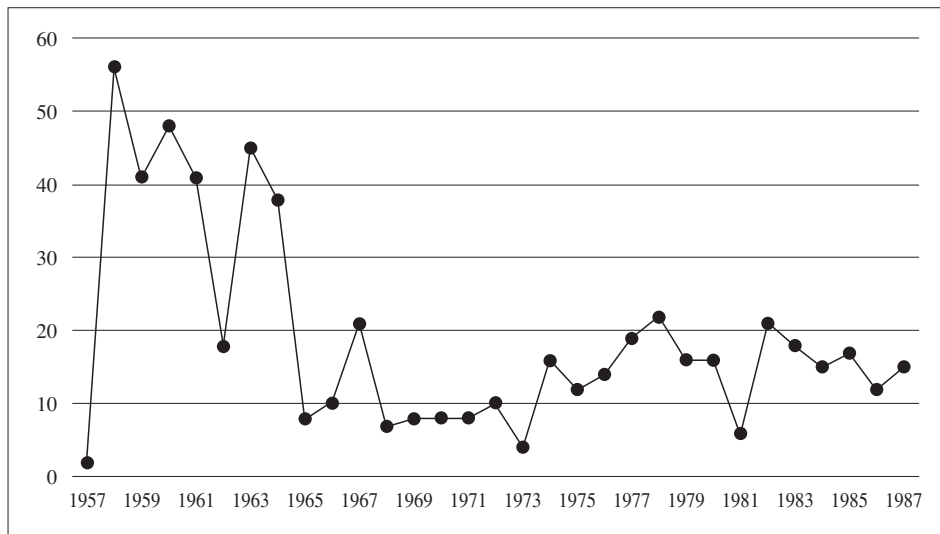
本稿では、量的・質的、二つの側面から『月刊社会教育』に分析を加える。各章においては、まず寄稿された記事のタイトルをカウントすることで、各時代に顕著な増加、あるいは減少を見せたトピックを抽出し、全体の傾向を掴んだ上で、代表的な記事の内容にも踏み込んで考察を加えていく。

## 2. 地方へのまなざしー5～60年代

### 2-1 地方は何から排除されていたか

『月刊社会教育』において創刊から1960年代半ばまで一貫して見られる傾向は、大都市以外の地方における活動報告が圧倒的に多いことだ。編集後記によれば、創刊号はその多くが講演から記事に起こしたものであり、一定程度普遍的な話題が多いが、第2号では、福島県、長野県、千葉県の現地ルポが特集されており、その他にも「村の暮らしから」、「社会教育風土記」（各地方の勤労者の姿を紹介する記事）といったタイトルの記事が並ぶ。

量的な側面から言えば、創刊から1988年までの農山漁村や非大都市圏が主題となっている



<図2 非大都市圏を扱った記事数の推移<sup>7)</sup>>

7) タイトルから非大都市圏以外を扱ったと判断した基準は以下のとおり。

①「村」「過疎」「農業」「漁業」「林業」および、それに関わる用語（「農家」「漁師」「むら」など）がタイトルに入っていること

または

②東京、および各時代の政令指定都市を持たない都道府県に位置する地名を含むもの  
なお、初年度の記事数が少ないのは12月創刊であったためである。

また、その他の年度に関しては記事の総数自体に大きな増減がないため、実数で示している。これは後に提示するグラフも同様である。



記事数の推移は以下のようになっている。このグラフを見れば、少なくとも1960年代半ばまでは地方が主題となる記事が大量に掲載されていることが分かる。

こうしたことからわかるように、初期の『月刊社会教育』は農村や地方に目を向けた記事が多い。このことは、当時の社会教育が意識していた格差や社会的排除の対象が非大都市圏そのものであったことを物語っている。前出の鈴木論文における類型からもわかるように、社会的排除は明確な差別という形をとるとは限らない。むしろ当時の社会教育実践にとって、地方における教育こそが排除に対抗する取り組みであった。

では、こうした非大都市圏は何から疎外されていたのだろうか。当時の社会教育実践において、非大都市圏はまずもって人間的諸能力、および社会的生産物から疎外された存在としてまなざされていたと考えられる。具体的な問題意識としては、前者は教育機会の不足、後者は貧困として表出していた。だからこそ、村のなかで互いに学びあおうとする青年や貧しい農村で懸命に働く若者といった話題が一種のステレオタイプを伴いつつ、この時期には繰り返し登場する。

もちろん、すべての非大都市圏が実態としてこうした問題を抱えていたわけではないだろう。しかし、当時の社会教育実践においては農村や漁村といった場所が最も焦点化されやすい対象であったことは間違いない。高度経済成長の中で、1950年代から60年代半ばまでの社会教育は、都会的なものから取り残されつつある地域を日本社会全体の中へと包摂していく取り組みに注力していたのである。

## 2-2 「まなざしの地獄」に対抗する社会教育

上記に述べてきた非大都市圏の問題は、地方という場所に規定されていた。しかし、集団就職による人口流動の激しい当時であって、こうした格差は都市部にも波及しつつあった。加瀬（1997）によれば、1955年から1965年にかけての若者の人口流入率（同世代の子供時代の人口を100とした場合の増加率）は東京で130パーセント、大阪でも95%となっている<sup>8)</sup>。つまり、終戦前後に生まれた世代の大都市居住者は半分、ないしはそれ以上が上京組だったのである。

『月刊社会教育』においては、そうした上京組にも一定の関心が向けられている。この時期、サークル活動の報告やその進め方に関する助言が断続的に登場する。長崎（2013）によれば、当時の社会人サークルは孤独な地方出身者が多く、つながりを求めて入会する者が多かった<sup>9)</sup>。その意味で、こうしたサークル学習が社会教育において注目を浴びた背景には地方出身者をいかにして都会生活の中に包摂していくかという問題意識が横たわっていたと考えられる。

当時の上京組は都市において、何よりも人間関係から疎外されていた。見田宗介は、1968

8) 加瀬和俊『集団就職の時代』青木書店、1997年、p. 38。

9) 長崎励朗『「つながり」の戦後文化誌—労音、そして宝塚、万博』河出書房新社、2013年。

年から69年にかけて「連続ピストル射殺事件」を起こした永山則夫の孤独と苦悩を「まなざしの地獄」として考察している<sup>10)</sup>。逮捕された後、永山は『無知の涙』という手記を発表する。北海道出身の永山こそは、教育機会のはく奪という形で「人間的諸能力」から疎外され、都会において人間関係からも疎外された上京組の苦悩を極端な形において代表していたといえよう。

社会教育がこうした事件の起こる10年以上前から上京組に関する問題を扱っていたのは、慧眼であったというほかない。非大都市圏への社会教育のまなざしは、上京組をいかにして都市の中に包摂していくかという問題意識をも含んでいたのである。

### 3. 反省の時代—70年代

#### 3-1 子どもへの注目

1970年代に入っても地方の問題を扱った記事は一定数確保されているが、この時期、とくに目を引くのは、「子ども」をテーマにした記事の増加である。子どもを主眼として扱った特集は70年代だけで9回。ほぼ年に1度のペースで子どもの特集が組まれていたことになる。これ以前は成人教育の色合いが強かった社会教育がなぜ、子どもを主眼に据えるようになったのだろうか。その問題意識は編集部の次のような言葉に集約されている。

地域の自然環境がこわされ、子どもたちの地域での遊びや労働も貧弱になり、子どもの見習うべきおとなの地域生活そのものもばらばらに衰弱して、本来、地域社会が子どもにもっていた教育力がめだっておとろえてきています<sup>11)</sup>。

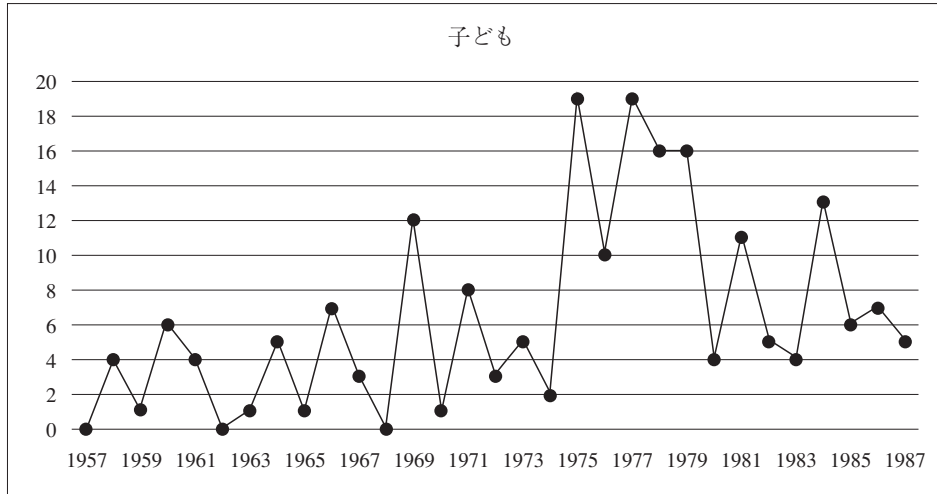
ここには子どもをめぐる2つの問題意識が提示されている。1つは自然環境の悪化、いま1つは地域社会の解体である。

これらは1960年代までの「都会から排除される地方」という図式が反省的に捉えられつつあったことを示している。1960年代まで、地方は学習機会の不在によって人間的諸能力から疎外され、貧困によって社会的生産物からも疎外されていると考えられていた。ところが、70年代に入ると、むしろ学習機会を失っているのは都会の方ではないか、という思考が生まれてきたのである。地方の暮らしが実際には60年代とそれほど変わっていなかったとしても、自然の中で、また地域の中で様々な活動に関わって生きる「地方」という美しい理念形が社会教育実践者たちの中に生じてきたのではないか。1977年5月号の巻頭に掲げられている次のような写真には、当時のそうした理想がよく表れているといえよう(図3)。

こうなってくると、都会の子どもたちは、自然の中で遊ぶという活動から疎外され、それによって「生活の知恵」とでも呼ぶべき人間的諸能力からも疎外され、地域社会という人間

10) 見田宗介『まなざしの地獄』河出書房新社、2008年。

11) 「編集後記」『月刊社会教育』第20巻13号、1976年、p. 102。



<図3 子どもを扱った記事数の推移<sup>12)</sup>>



<図3 夏休み子ども教室<sup>13)</sup>>

関係からも疎外された存在として捉えられることになる。その意味で、この頃の社会教育は子どもを切り口にして都市の側の問題を考えるようになったといえよう。それは成人だけではなく、子どもをも含めた「生涯学習」へと社会教育が変化していく1つの兆候であったと

12) ここでは、「子ども」「児童」「少年」といった言葉を含む記事をカウントした。これに近い言葉であえてカウントしなかった言葉としては、「PTA」「青少年」が挙げられる。前者は子どもというよりはその保護者に焦点が当たっているためであり、後者は勤労青年を含んだ話題であることが多かったからである。これにより、主に学童期に絞った「子ども」についての記事数だけをカウントすることができているはずである。

13) 『月刊社会教育』第21巻5号、1977年、p.6。

(巻頭写真のため、無題。関連付けられた記事名は「夏休み子ども教室」)

も捉えることができる。

### 3-2 啓蒙主義の反省

実際、「子ども」への焦点化がより激しくなった70年代の後半には、中央を基準としたそれ以前の社会教育の枠組みを反省すべきだという趣旨を明確に言語化した論考も登場する。「民衆」の側に立っていると主張する進歩的知識人が本当に「民衆」と同じ目線に立っているのか。そんな啓蒙主義に対する批判が散見されるようになるのだ。

そうした論調を代表するものとしては、1979年12月号に掲載された久野収のインタビューが挙げられる。久野収は従来の社会教育を次のように批判する。

社会教育というのは、インテリ学問と無縁な人びとにインテリ学問を教えることではなく、それとは全然アプローチのちがうやり方でなくてはならないですね。敗戦以後、学校教育の専門家が社会教育を担当し、また学校教育に帰るといような、学歴度の高いものが社会教育をやる形がつづいてきた。なるほど思想的にはファナティックで偏狭で始末におえないとはいえ、右翼の方が民衆とどうつながるかを真剣に求めていた。学校教育の秀才ばかりあつめる結果になった左翼よりも民衆とつながってその思想をどう変えるかにとりくんでいた。(中略) 僕の言いたいのは、社会教育は学校教育と全然違うんだということです。社会教育とは教師が教えるんじゃなくて、問題をなげかけて共通にある問題を「考え」させる教育なんです<sup>14)</sup>。

安保反対運動やベ平連の思想的指導者であった久野が右派を持ち出してまで進歩派を批判していることは注目し得る。さらに、久野のインタビューと同じ特集の中で同和教育について書いている吉川徹もまた、同様の問題意識を共有していた。当時の同和教育が「学習主体の要求にもとづかない『上からの同和教育』になっているのではないか<sup>15)</sup>」と疑問を呈しているのである。

こうした議論は前節で論じた子どもへの焦点化と二重の意味で通底していたと考えられる。子どもへの焦点化は都市から地方へのまなごしを転換することから生まれてきた。このことは「むしろ疎外されているのは自分たちのほうではないか」という中央における反省的な機運に由来している。これに加え、久野が言うように「学校教育と同じではいけない、むしろ違うことを教えるのだ」という明確な意識が生じてきたことで、修学中の子どもにも社会教育の幅を広げることができたのである。

以上のような現象は、社会的排除の問題を捉える視座に質的な変化が生じたことを示している。「人間的諸能力からの疎外」に関して言えば、60年代までは学校的な内容を学ぶため

14) 「80年代社会教育への期待—久野収氏に聞く」『月刊社会教育』第23巻13号、1979年、p. 11。

15) 吉川徹「社会同和教育一〇年の自己批判」『月刊社会教育』第23巻13号、1979年、p. 27。

の機会をなく奪われることに焦点が当たることが多かった。しかし、学習とは学校的な内容だけに限定されるべきではないという意識がこの時期に明確化したと考えられる<sup>16)</sup>。また、環境問題への関心の高まりから「活動・労働からの疎外」が子どもの日常体験の中に見出されるようになり、「人間関係からの疎外」は地域コミュニティと結びつけて看取されるようになった。

以上のような質的な変化をこうむりつつ、社会教育は1970年代においてもなお、排除と包摂の問題に取り組んでいたといえる。

#### 4. 人権との接合と遊離—80年代

##### 4-1 人権と社会教育の接合

社会教育は同和問題をはじめとする差別問題に早くから取り組んでいた。社会において同和問題が議論されるようになり、同和対策事業特別措置法が可決されたのが1969年。それより10年早く、1959年に同和問題に関する記事が『月刊社会教育』には掲載されている<sup>17)</sup>。また、前章で触れた吉川のように、長年そうした問題に取り組んできた人々も一定数いた。実際のところ、社会教育が真に効果を上げているのはそうした取り組みにおいてであったと考えられる。

にもかかわらず、『月刊社会教育』から読み取ることができる全体のトレンドとしては、70年代まで差別や人権問題へのコミットは意外なほど弱かった。例えば、同和問題や人権問題を明示的に扱った特集は70年代にたった2回しかない。70年代当時の日本社会におけるマイノリティ運動の強度から考えれば、社会教育実践におけるこうした問題への関心は相対的に低調だったといえるだろう<sup>18)</sup>。

そんな中で人権問題と社会教育がはっきりと接合され、地域に限定されない普遍的な問題として明確に議論されたのは、1980年代半ばのことだった。1985年12月号の特集には、日本社会学会会長も務めた小川利夫が「『人権としての社会教育』の追及」と題した論考を寄稿している。小川はこれまでの社会教育を「権利としての社会教育」であったとして、その問題点を次のように指摘した。

これまでの「権利としての社会教育」の実践と理論には一定の特質というよりも限界があったといわざるをえないであろう。それは主として都市化にともなう都市「新中間層」の市民に多分に依拠した実践であった。そこにはむしろ、さらに慎重に吟味し評価

16) もちろん、社会教育実践においては学校教育以外に注力しようとする動きは伝統的に存在していた。しかし、地方と都市の格差が大きい時期においては、どうしても学校教育の「補填」に回ろうとする意識が強くなっていったものと思われる。したがってここではあえて意識の「明確化」という言葉を用いた。

17) 島崎英夫「同和教育にとりくむ社会教育主事」『月刊社会教育』第3巻8号、1959年、pp. 48-49。

18) 70年代のマイノリティ運動については以下を参照  
絳秀実『1968年』筑摩書房、2006年。



すべき問題がないわけではない。(中略)問題は、それらの実践・運動と解放教育や障害者教育その他の人権運動との間に断層があり、階層格差があり、人権感覚のズレないし欠如の問題が如実に存在していたことにある。しかも、そこには、行政セクショナリズムの枠を破れないでいるという共通の欠陥も、いまなお根強い<sup>19)</sup>。

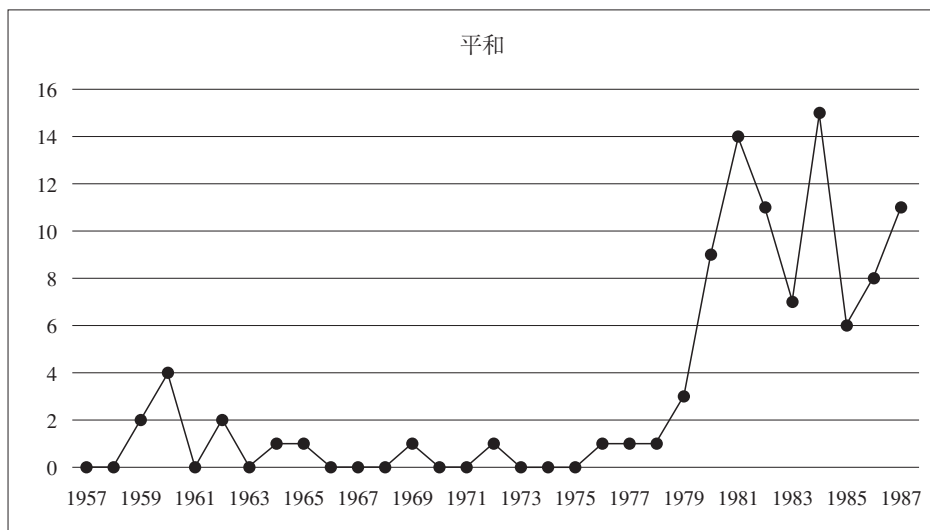
小川の発言は社会教育実践に対するアカデミズムの側からの批判であり、提言であった。小川は70年代において反省的に見直された都市や中央といったものに「都市中間層」という具体的な像を与え、「人権」という言葉によって、冒頭にあげた4つの要素から疎外された人々がいることを認識させたのである。

社会教育実践を扱う『月刊社会教育』という媒体でこうした議論が展開されたことは大きい。しかし、80年代においてもこうした人権と接合された社会教育が実践のトレンドになることはなかった。むしろ80年代に隆盛を誇ったのは別のトピックだったのである。

#### 4-2 平和教育への傾斜

1980年から88年までの『月刊社会教育』において隆盛を誇ったトピックは平和教育であった。

この間、実に5度に渡って平和教育の特集が組まれている。中には沖縄の基地問題を扱っ



<図4 平和教育を扱った記事数の推移<sup>20)</sup>>

19) 小川利夫『『人権としての社会教育』の追及』『月刊社会教育』第29巻13号, 1985年, p.15。

20) ここでは、「平和」「戦争」といった言葉をキーワードとしてカウントした。「戦争」をカウントしたのは、戦争という言葉を含む記事のほぼすべてが平和教育を意図したものだからである。当時、戦争を礼賛する記事は皆無であるし、戦争をタイトルに冠した記事のほとんどは「戦争体験を聞く」などの平和教育実践に関するものだった。



た記事も存在するし、人権と平和が並置された記事もある。しかし、多くの平和教育は排除と包摂の問題とはかけ離れた地点で展開されていた。

戦争は確かに人権問題と深く関わる問題ではあるし、平和教育自体が重要であることに異論はない。その上で、あえて言うならばそれは「いまここ」にある問題ではないという点でアクチュアリティを欠いていた。60年安保や70年安保の時期に平和教育が盛り上がったのであれば、そこにある程度の切迫感を見いだすこともできよう。しかし、80年代に遅ればせながら隆盛をみた社会教育実践における平和教育には、全共闘世代によるノスタルジアを含んだリターンマッチという以上に切実な意味を見いだすことができない。それは小川の言う「新中間層」に依拠したテーマであり、現在の生活を守るという意味でむしろ非常に「保守的」な動きであったというべきであろう。社会教育はアカデミックな理論面において人権と結びつき、現実の排除の問題に向き合おうとしたが、その一方で実践面においては逆に現実的な問題から遊離していくという分裂の過程をたどったのである。

1988年、文部省において社会教育局は生涯学習局へと改組された。教育は児童期、青年期に限られるものではないとする生涯学習自体の理念は正しい。しかし、社会的排除と包摂の問題を問い続けなければ、それは格差拡大の温床にもなりかねない。教育を能動的に受けようとする者は概して高学歴・高収入である場合が多いからである。生涯教育の国際比較を通して相庭（2007）は次のように言う。

生涯教育は、先進資本主義国にとっては、急速に変化をとげる技術と文化にもっとも有効に適応していくための、またはこのような社会のなかで主体的に生きるための教育論として、発展途上国にあっては、労働者階級に対する「教化」の側面を有しつつも、同時に「識字」能力などの基礎的生活学力の保障論として主張されていった<sup>21)</sup>。

1988年当時の日本は前者であったはずである。だとすれば、社会教育が生涯学習へと読み替えられていった過程は、社会的排除と包摂の問題の後景化と対応していたのではないか。社会教育の大勢は小川の懸念した都市「新中間層」に依拠した運動へと舵を切り、生涯教育へと流れ込んだとも考えうるのである。

## 5. おわりに

本稿では、創刊から1988年にいたるまでの『月刊社会教育』を元に社会教育実践における社会的排除への取り組みを追ってきた。

そこから得られた第1の知見は、社会教育実践が取り組んできた社会的排除の問題が現在一般に考えられている、いわゆる「差別問題」だけに限定されないということだ。何から疎

21) 相庭和彦, 前掲書, p. 199。

外されているのかを分析すれば、地方も都市も、そして成人も子どもも、それぞれに何らかのものから排除された存在でありうる。社会教育実践は各時代ごとにそうしたものと寄り添うべく組織されてきたのである。

第2の知見は、社会教育実践におけるそうした排除への着眼点の歴史の変遷そのものである。鈴木 of 社会的排除論に依拠して分析すれば、以下のようにまとめることができる。

まず1960年代までの社会教育実践は地方に住む人々を人間的諸能力、および社会的生産物から疎外された存在とみなしていた。さらに、そこから都会に出てきた上京組がこれらに加えて人間関係からも疎外されているという状況に対しても、社会教育実践は早くから対応していた。その意味で50年代から60年代は、地方を都市から排除された存在として手を差し伸べようとした時期であったといえよう。

しかし70年代になると、環境問題への世間的な関心の高まりをうけて、こうした思考は反省的に見直されていく。むしろ都市に住む人間こそ人間的諸能力、活動、人間関係から疎外され、排除されているのではないかという考えのもと、子どもに対する社会教育実践が充実していったのである。この時期のこうした変化は、啓蒙主義的、学校教育的な価値観からの脱却という社会教育の質的な変化とも連動していたのである。

こうした70年代の反省をうけて、80年代に入るとアカデミズムの側から人権と社会教育を接合する議論が提示されるようになった。本文でも引用した小川は、「人権」という言葉によって、鈴木 of 言う4つの疎外を統合し、そこに目をむけさせようとしたのである。しかし、社会教育実践の大勢は具体的な差別の問題に入り込むことなく、現実に存在する排除の問題から遊離していったのである。

ただし、1つ強調しておく必要があるのは、社会教育のトピックが「積み上げ式」であったことだ。60年代に主要な位置を占めていた地方の問題は80年代になっても根強く扱われ続けているし、70年代が終わっても子どもの問題が実践として登場しなくなるわけではない。したがって時代とともにテーマの多様性は上昇する。ただ、社会教育実践のトレンドを掴むために、本稿ではとくに各時代に新たに見出されたアジェンダに注目して扱った。以上で述べてきた流れはアカデミックな世界とはやや趣を異にしているが、だからこそ抽出する意味があるといえるだろう。

以上のような知見を踏まえて言えば、社会教育実践はあらためて、「人権」という手垢にまみれた感のある言葉を再考する必要があるだろう。それもスローガンの意味ではなく、実践者自身の立場を問い直すこと、そして「いまここ」にある問題から目をそらさないことという含意を込めて、である。社会教育は実践者自身の立場を問い直す姿勢を失った瞬間に、そして「いまここ」にある排除の問題から離れた瞬間に実践者側の価値観を押し付ける「啓蒙運動」に墮してしまう。

冒頭にあげた「社会教育」という言葉の行政からの消滅、そして「共生」の名を冠した新たな部署の成立が、そうした事態を招いてしまうか否か、あるいは30年以上前に小川利夫が

懸念したセクショナリズムを招いてしまうか否か。これらの点を注視していかねばならないだろう。

(2018年4月20日受理)

A Historical Study about Main Issue of Exclusion and  
Inclusion in Social Education Practices:  
Focusing on *Gekkan Syakaikyōiku*

NAGASAKI Reo

This article is a study about historical transition of trends of social education practices, especially focusing on social exclusion and inclusion. This study uses a magazine, *Gekkan Syakaikyōiku* as material, which is one of the leading journals for social education practice. The analytical perspective rely on Suzuki (2006). According to him, social exclusion is based on 4 types of alienation: ①alienation from abilities as human ②alienation from vigor activities and labor ③alienation from products ④alienation from human relations. Adopting this point of view, this study tries to reveal what kind of alienation social education in each period tackled.

The findings are as follows. In 1950-60s, social education aimed at people in rural area, who were considered alienated from abilities as human and products. In 1970s, it began to aim at urban people especially children, who were alienated from abilities as human, vigor activities and labor, and human relations. That trend was related to self-reflection of urban people. In 1980s, Academicians tried to connect social education and the word “human rights”. The word included the meaning of tackle to all 4 types of alienation. But the mainstream of social education practices in this period were not trending to human rights issues.

## 桃山学院大学総合研究所規程

- 第 1 条 桃山学院大学学則第12条に基づいて、本大学に桃山学院大学総合研究所を付置する。
- 第 2 条 本研究所は、人文・自然・社会の諸科学の専門分野の研究ならびに各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野間の共同研究・共同調査を推進し、もって新たな文化の創造と学術の進歩に貢献することを目的とする。
- 第 3 条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 共同研究または個人研究による研究調査
  2. 研究・調査のため必要な資料の収集・整理・目録の刊行
  3. 官庁、会社その他の依頼による調査・研究
  4. 桃山学院大学の機関誌その他の図書雑誌の編集・刊行
  5. 研究会、講演会および公開講座等の開催
  6. 国内外の大学および研究機関との交流
  7. その他本研究所の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 本研究所に、研究所委員会を設ける。
- 2 研究所委員会は、研究所の運営に関する基本方針を協議決定する。
  - 3 研究所委員会は、次の構成員をもって組織する。
    1. 桃山学院大学専任教員の中から選出された若干名の運営委員
    2. 研究所長、専任研究員および事務職員
- 第 5 条 本研究所に、次の職員を置く。
- 所長、運営委員、所員、専任研究員、兼任研究員および事務職員
- 第 6 条 所長は、所員総会において単記無記名投票による過半数得票をもって選出する。第1回目の投票で過半数得票者がいない場合は、上位2名の決選投票によって過半数得票をもって選出する。
- 2 所長は、研究所の事業を統括し、研究所委員会の議長となるものとする。
  - 3 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 所長に事故あるときは、研究所委員会は運営委員の互選により所長代理を選出できるものとする。
- 第 7 条 運営委員は、各学部教授会に所属する所員の中から各1名を推薦し、所員総会において承認を得るものとする。
- 2 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 運営委員に事故あるときは、当該学部教授会において所属する所員の中から1名を運営委員代理として推薦し、研究所委員会がこれを承認することができるものとする。
- 第 8 条 本大学の専任教員は、すべて所員となる。
- 2 所長は、必要に応じて所員総会を招集することができる。所員総会は、所員の過半数の出席をもって成立するものとする。
  - 3 所員の3分の1以上の者が、会議の目的事項を示して請求したときには、所長は臨時の所員総会を招集しなければならない。
  - 4 所員総会は、次の事項を審議する。ただし、所員である学長は、第1号の事項については審議に参加しないものとする。
    1. 所長、運営委員を新たに選任することに関する事項

2. 研究所の運営に関する事項

3. その他

第 9 条 専任研究員は、本学専任教員中から、別に定める規程により、研究所委員会が推薦した者を学長が任命する。専任研究員の任期は、1年または2年とする。

2 兼任研究員は、研究所の研究調査に参加する本学の専任教員であって、研究所委員会の推薦と所属学部教授会の承認とを得たものを所長が委嘱する。兼任研究員の任期は、1年または2年とし、再任を妨げない。

3 学外研究員は、学外の研究者であって、研究所委員会が共同研究・調査に必要と認められたものを所長が委嘱する。学外研究員の任期は、1年または2年とし、再任を妨げない。

第 10 条 事務職員は、庶務、会計、編集、出版および資料の収集・整理・閲覧・管理等に関する事務を処理する。

第 11 条 本規程の改訂は、研究所委員会における全構成員の3分の2以上の賛成を経て所員総会に提案し、出席者の3分の2の賛成によって決定される。

#### 付 則

この規程は、1975年（昭和50年）4月1日から施行する。

この規程は、1977年（昭和52年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、1977年（昭和52年）11月18日から改訂施行する。

この規程は、1983年（昭和58年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、1984年（昭和59年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、1986年（昭和61年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、1987年（昭和62年）11月20日から改訂施行する。

この規程は、1991年（平成3年）1月18日から改訂施行する。

この規程は、1993年（平成5年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2002年（平成14年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2014年（平成26年）10月8日から改訂施行する。



## 『桃山学院大学総合研究所紀要』投稿規程

1. 本誌に投稿できる者は、総合研究所所員（以下「所員」という）とする。ただし、共同研究プロジェクトに関する投稿については、所員以外であっても、同プロジェクトの参加者である所員の推薦に基づき投稿できるものとする。
2. 所員であった者の投稿については、研究所委員会での審査により、投稿を受理することがある。
3. それ以外の投稿については、所員の推薦に基づき、研究所委員会での審査により、投稿を受理することがある。
4. 原稿内容は、論文、研究ノート、翻訳、書誌、資料、書評、その他とする。
5. 原稿は、手書き・ワープロを問わず横書きを原則とする。原稿の分量は、論文および翻訳では、24,000字（欧文の場合は12,000語）、その他では12,000字（欧文では6,000語）を一応の限度とする。この限度を超過するものについては分載することもある。
6. 論文には必ず500語程度の英文抄録を添付するものとする。
7. 投稿者による校正は、三校までとする。
8. 論文・研究ノートについては5項目以内のキーワード（日本語）をつける。
9. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
10. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。

(2015年4月15日 研究所委員会改訂承認)

## 執筆者紹介

(掲載順)

柳 在 彦	啓明大学校経営大学 経営学部経営専攻助教授
大 島 一 二	本学経済学部教授
朴 大 栄	本学経営学部教授
辻 本 法 子	本学経営学部教授
矢 根 真 二	本学経済学部教授
梅 山 秀 幸	本学国際教養学部教授
中 野 瑞 彦	本学経済学部教授
野 原 康 弘	本学名誉教授
長 崎 励 朗	本学社会学部准教授

研究所委員会

所 長	南 出 和 余
運営委員	井 田 憲 計 ・ 竹 内 靖 子
	村 上 伸 一 ・ M. CARROLL
	小 島 和 貴
事務職員	辰 巳 吉 孝 ・ 伊 藤 憲 司
	浅 井 玲

---

2018年7月30日発行

桃山学院大学総合研究所紀要

第44巻 第1号

編集兼発行人 桃山学院大学総合研究所  
〒594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号  
TEL (0725)54-3131(代)

印刷所 株式会社 天理時報社  
〒632-0083 天理市稲葉町80  
TEL (0743)64-1411(代)

---

# ST. ANDREW'S UNIVERSITY

## BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE

---

Vol. 44      NO. 1      2018. 7

---

### [The 38<sup>th</sup> International Academic Seminar]

#### Article

- Managing Social Innovation and Organizational Change from Systemic Perspective  
.....JAE EON YU ( 1 )

### [Designated Research Projects]

#### Articles

- The Current Situation and Problems  
in the Chinese Agriculture.....OSHIMA Kazutsugu ( 11 )
- Problem relating to Changes in the Auditor's Report.....PARK Tae-Young ( 23 )
- Purchasing Behavior of Chinese Tourists in Japan:  
Changes in Purchasing Behavior and Brand Awareness  
about Travel Souvenirs .....TSUJIMOTO Noriko ( 41 )

### [Collaborative Research Projects]

#### Articles

- Sensitivity Analysis of Parametric Production Frontiers to Multivariate Outliers:  
Application of Multivariate Outlier Detection  
using Stata to Japanese Water Utility Analysis.....YANE Shinji ( 57 )
- South Osaka: Cradle of Japanese Buddhism (IV)  
Along the Makio River (2) Myo-o-in (明王院) and Zenjakuji (禅寂寺)  
.....UMEYAMA Hideyuki ( 79 )
- Mutual Relationship between Regional Economies and  
Financial Industry in Kansai District .....NAKANO Mitsuhiro ( 99 )
- Funerals in Nagasaki—First Private, Second Formal .....NOHARA Yasuhiro ( 115 )

---

#### Article

- A Historical Study about Main Issue of Exclusion and Inclusion  
in Social Education Practices:  
Focusing on *Gekkan Syakaikyōyūku*.....NAGASAKI Reo ( 169 )

---

The Research Institute  
of  
St. Andrew's University

1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan

---